

研修指導要領の見直し

○第1、2、3、5、6章（第1回企画検討会で案を提示）：

＜今回の確認の主な方針＞

- ・防災基本計画との突合（記載の重要事項が漏れていないか）

＜今後＞

- ・内閣府防災内の各室による確認

○第4、7、8、9、10章（初出）：

＜今回の確認の主な方針＞

- ・時点修正（法改正等の更新）
例：救助実施市
- ・頻繁な時点修正を行わなくて済むよう、毎年更新が必要な部分を削除
例：地区防災計画の策定地区数
毎年の災害での事例
- ・標準テキストとの突合チェック

＜今後＞

- ・防災基本計画記載の重要事項が漏れていないか
- ・内閣府防災内の各室による確認
- ・先生による確認

防災スペシャリスト養成

研修指導要領

(案)

令和2年 月

内閣府（防災担当）

はじめに

近年、平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨、平成30年の7月豪雨、大阪北部地震、北海道胆振東部地震、台風第21号、令和元年の房総半島台風、東日本台風など、災害が頻発化・激甚化しています。また、南海トラフ地震や首都直下地震など、広域的な大規模災害の発生も懸念されています。

一方、人口の偏在に伴う都市域及び中山間地域それぞれにおける防災上の課題（たとえば都市における帰宅困難者問題や中山間地域における孤立問題など）、高齢化、グローバル化の進展等による高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加など、防災を取り巻く情勢は厳しさを深めております。

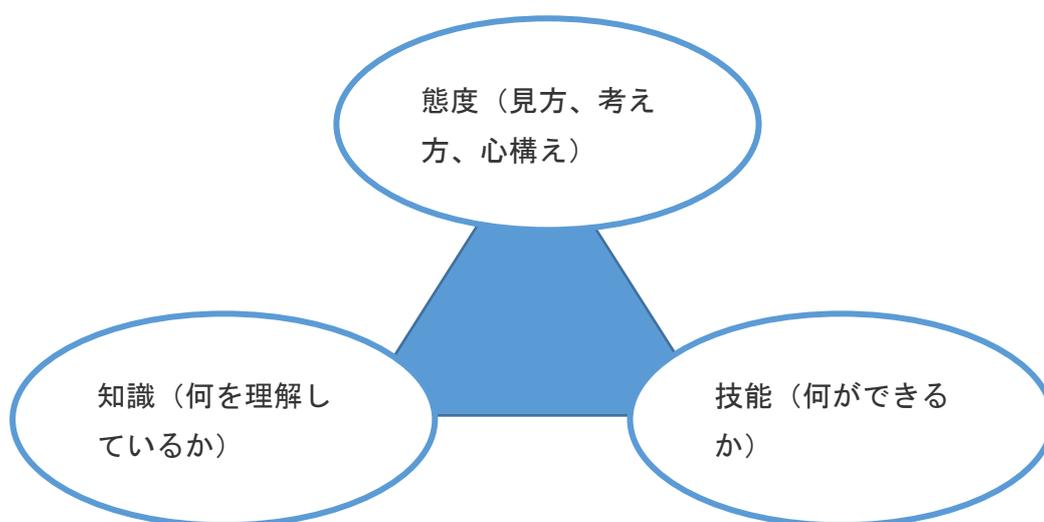
このような状況に対して、災害対策基本法に定められている以下の規定はますます重要なものとなっています。すなわち、同法においては、国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の被害の拡大を防止するため、防災上必要な教育及び訓練に努めなければならない（同法第8条第2項第13号）とされ、さらに、災害予防責任者※は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災教育の実施に努め、防災訓練をおこなわなければならないとされています（同法第47条の2、第48条）。

※指定行政機関の長及び指摘地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者

内閣府においては、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」「国・地方のネットワークを形成できる人」を「防災スペシャリスト」と位置づけ、防災スペシャリスト養成研修の一環として、防災担当職員の経験や能力に応じた災害対応力を養成するため、平成25年度より、有明の丘基幹的広域防災拠点施設にて、「防災スペシャリスト養成研修（有明の丘）」を実施してきました。この研修は、国が行う防災研修としては、最も体系的な研修の一つであると自負しております。これまでの研修については実施されるたびに課題を抽出し、改善を加えてまいりました。

本要領は、「防災スペシャリスト養成研修（有明の丘）」の指導要領をとりまとめたものですが、極めて多様な分野を含む防災政策を体系的に整理し、防災・危機管理担当職員が知っておくべき最新の重要事項を網羅した要領となっております。

本要領においては、防災に求められる資質や能力を育成するため、①態度、②技能、③知識の3つの柱で整理しています。まず、知識・技能により、「何を理解しているか、何ができるか」を明確にし、次に、「理解していることやできることをどのように現場で使うか」「未知の状況や課題にどのように理解していることやできることを応用して適用するか」という思考力・判断力、「どのように多様な主体に適時に適切な表現でお伝えするか」という表現力などを「態度」として整理しました。この態度は、もっと広く、「心の構え方」と置き換えてもいいかもしれません。



図：態度、知識、技能

1コースにつき10単元の授業のまとまりの中で、座学と演習を組合せ、知識・技能の習得とその活用のバランスを工夫しています。今後は、オンライン学習も導入し、いつでもどこからでも取り掛かることのできる主体的な学びを促すとともに、有明の丘研修施設においては演習を強化し、講師や他の研修生との対話を手掛かりに考えることを通じて自己の考えを広げ深めることができるようにする機会を増やす予定です。

防災に係る様々な学習分野それぞれの目標や内容を俯瞰した上で、特に学習の基盤となる資質・能力（コミュニケーション能力、情報収集・分析能力、課題発見・解決策探求能力等）や、新たな諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、コース横断的な学習を充実する必要があります。そのため、特に防災・危機管理担当部局の研修生には、ぜひ全10コースを受講することを推奨しております。

表 有明の丘研修のコース一覧

1. 防災基礎	6. 復旧・復興
2. 災害への備え	7. 指揮統制
3. 警報避難	8. 応急活動（対策立案）
4. 応急活動（資源管理）	9. 人材育成
5. 被災者支援	10. 総合監理

全コースの受講により、それぞれの学習分野の特質に応じた態度（見方・考え方・心構え等）を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりすることができるようになることを狙いとしております。

日本の国土はいつどこで災害が起きても不思議はない国土ですので、全国各地においても、地元の自治体、大学等の連携により、本要領等をベースに、同様の体系的研修が実施され、優れた防災スペシャリスト人材を一人でも多く育成することを推奨します。

地域の実態を反映しつつ、研修要領を基本として教育内容や時間を適切に配分し、研修実施後には教育内容等を不断に見直し・改善を行うことによって、各地域において、計画的に防災研修の質を向上させ、研修の効果の最大化を図る取組がなされれば、我が国の災害対応能力は飛躍的に高まることでしょう。

防災担当者の平時からの自己研鑽・自己啓発等は社会の災害対応力向上に直結します。災害予防責任者は、本研修指導要領を参考に、自らの機関の研修や訓練を企画し、各担当者はこれら研修や訓練の機会を通じて、日頃の取組について検証し、評価する機会となるよう、期待します。

なお、我が国の防災政策や防災に係る研究は、毎年のように発生する災害の検証を踏まえ、毎年進歩しています。本要領については、防災基本計画の修正時に併せて更新を図るなど、随時改訂することを想定しています。

本要領の作成に当たっては、令和2年度「防災スペシャリスト養成」企画検討会において議論いただきました。

令和2年度「防災スペシャリスト養成」企画検討会 委員名簿

- 井ノ口 宗成 富山大学大学院 理工学研究部 准教授
(防災研修コーディネーター ③警報避難)
- 岩田 孝仁 静岡大学 防災総合センター 特任教授
(防災研修コーディネーター ⑩総合監理)
- 牛山 素行 静岡大学 防災総合センター 教授
(防災研修コーディネーター ①防災基礎)
- 宇田川 真之 国立研究開発法人 防災科学技術研究所
災害過程研究部門 主幹研究員
(防災研修コーディネーター ④応急活動(資源管理))
- 大原 美保 国立研究開発法人 土木研究所
水災害・リスクマネジメント 国際センター
水災害研究グループ 主任研究員
- 鍵屋 一 跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部
コミュニティデザイン学科 教授
- 国崎 信江 株式会社 危機管理教育研究所 代表
- 黒田 洋司 一般財団法人 消防防災科学センター
研究開発部長 兼 統括研究員
(防災研修コーディネーター ⑨人材育成)
- 重川 希志依 常葉大学大学院 環境防災研究科 教授
- 田村 圭子 新潟大学 危機管理本部 危機管理室 教授
(防災研修コーディネーター ⑤被災者支援)
- 中林 一樹 東京都立大学 名誉教授
明治大学 復興・危機管理研究所 研究員
(防災研修コーディネーター ⑥復旧・復興)
- 林 春男 国立研究開発法人 防災科学技術研究所 理事長
(防災研修コーディネーター ⑦指揮統制、⑧応急活動(対策立案))
- 丸谷 浩明 東北大学 災害科学国際研究所 副研究所長・教授
NPO 法人 事業継続推進機構 理事長
(防災研修コーディネーター ②災害への備え)
- 渡邊 正樹 東京学芸大学 教職大学院 教授

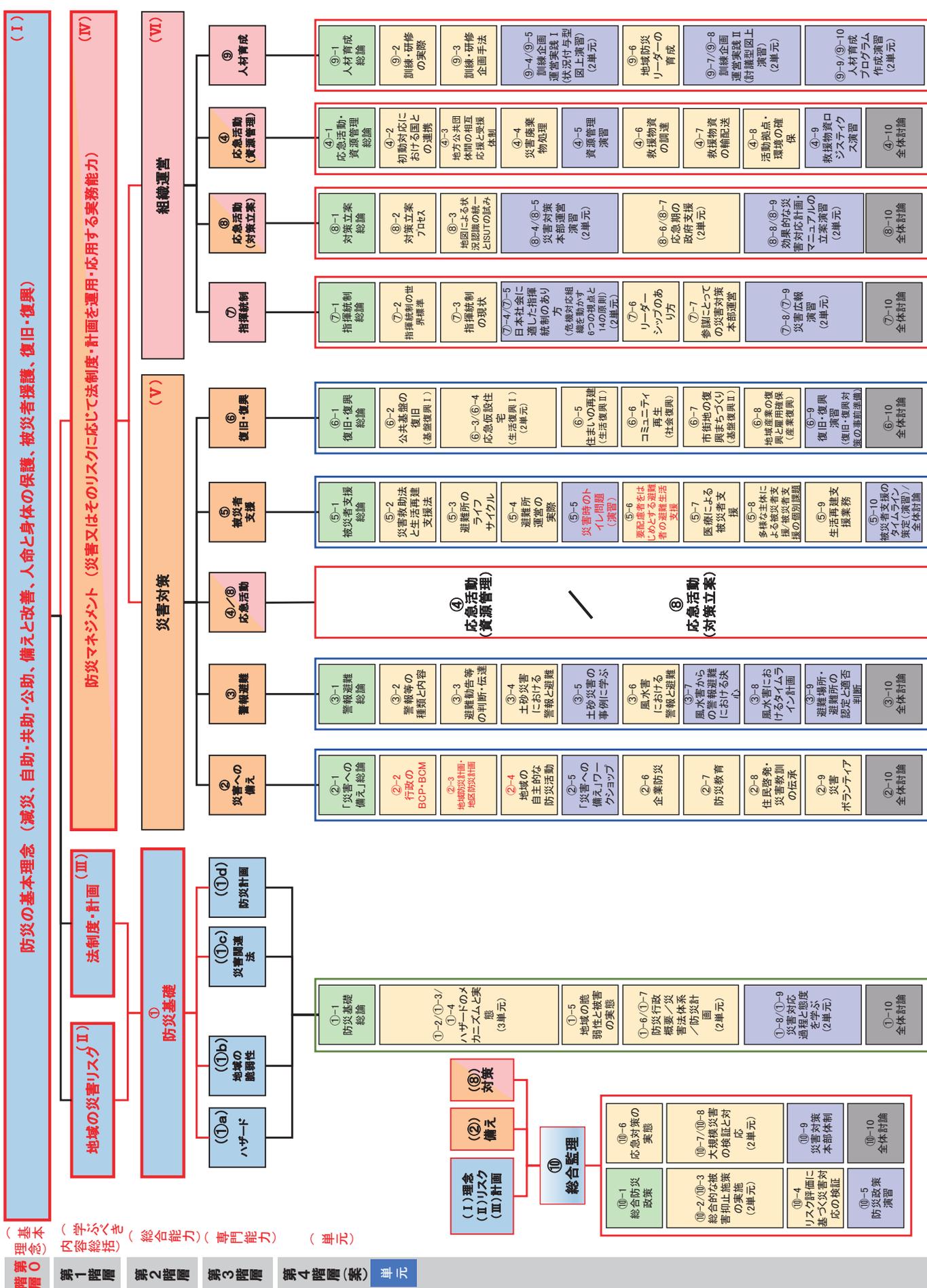
座長：○（五十音順、敬称略、役職は令和2年6月19日現在）

研修の体系 有明の丘研修

第4階層の色凡例



赤字：昨年度2期からの変更箇所



第1階層 (基本理念) 内容総括 (学ぶべき総括) (総合能力) (専門能力) (単元)

第2階層

第3階層

第4階層 (案) 単元

目 次

第1部 総則

第1章 研修課程編成の一般方針	1
第2章 各コースの単元、授業時間数等	4
第3章 単元の修得及びコース修了の認定	4

第2部 各コースの概要

第1章 防災基礎	6
第2章 災害への備え	
第3章 警報避難	
第4章 応急活動（資源管理）	
第5章 被災者支援	
第6章 復旧・復興	
第7章 指揮統制	
第8章 応急活動（対策立案）	
第9章 人材育成	
第10章 総合監理	

参考資料

資料1 研修の体系 有明の丘研修	
------------------	--

第1部 総則

第1章 研修課程編成の一般方針

- 1 中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成24年7月）で、災害発生時対応に向けた備えの強化として「職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携体制の充実」、「国・地方の人材育成・連携強化に資する防災訓練等による国・地方を通じた防災体制の充実」、「政府の防災部門と地方との人事交流の機会の拡充等による国・地方を通じた危機管理の経験職員の増加」を図るべきとの提言がなされた。この提言を受け、内閣府政策統括官(防災担当)は、平成25年度より国や地方公共団体等の職員を対象として、危機事態に迅速・的確に対処できる人材や国と地方のネットワークを形成できる人材の育成を図るため、「防災スペシャリスト」養成のための研修を実施しているところである。
- 2 「防災スペシャリスト」は、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」であり、「国・地方のネットワークを形成できる人」である。「危機事態に迅速・的確に対応できる人」は、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応することにより、被害の最小化を図り、ニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応し、迅速な回復を実現し、災害から得られた教訓を踏まえて、継続的な改善を推進し、ハード・ソフトをバランスよく組み合わせ、最善の対策を実施し、組織の中で率先して防災力を高める能力を備えた人材である。続いて、「国・地方のネットワークを形成できる人」は、防災関係機関等と緊密に連携・協力し、最善の対策を推進し、日頃から多様な主体と連携・協力し、自発的な防災活動を促進する能力を備えた人材である。
- 3 この「防災スペシャリスト」は、防災基本計画に定められている26の防災活動を遂行できる能力を有する人材である。26の防災活動を遂行するためには、活動の前提となる「法規や計画」を理解し、地震や風水害など様々な「ハザード」に関する知識があり、「災害への備え」から「警報避難」、「応急活動」、「被災者支援」、「復旧・復興」に至る個別の活動と、これら活動を総合調整するために「指揮統制」や「対策立案」、「資源管理」を

実施するために必要となる「態度」「知識」と「技能」を有する必要がある。なお、ここで、「態度」は、災害において想定外の事態に陥ることは多々あるところ、そういった場合も含め、発生・進行する事態に対処するための「基本的な構え方」を指す。「知識」は、「現象や事態をわかるようになること」であり、「技能」は「知識を踏まえて、実践できるようにすること」である。技能は知識に支えられて発展するが、技能に発展することなき知識は防災において被害軽減につながらない。その意味で「知識」「技能」は一体となって防災に資するものである。しかしながら、未知の事態が発生しがちな災害時においては、「態度」を基本として持てる「技能」で対応せざるを得ない。

- 4 「防災スペシャリスト」が、26の防災活動を遂行するために必要な能力「知識」、「態度」、「技能」を身につけるためには、それぞれの能力にあった研修方法で習得することが効果的である。防災スペシャリスト養成では、読書・eラーニング・座学・演習・人的ネットワーク（交流の場）などの研修方法を用いて段階的に身につけるべき能力の全体を習得し、維持・向上していくこととする。

また、防災活動を行う組織としては、「対応力（人）」、「装備力（物）」、「施策力（計画）」の3つの能力を高めていく必要がある。防災スペシャリスト養成では、これら3つの能力のうち「対応力（人）」の向上を目的としており、「主峰を据える」、「多様性を確保する」、「すそ野を広くする」、「頂きを高くする」、「成長する仕組みを作る」の5つの観点から効果的に組織の「対応力（人）」を高めることとする。

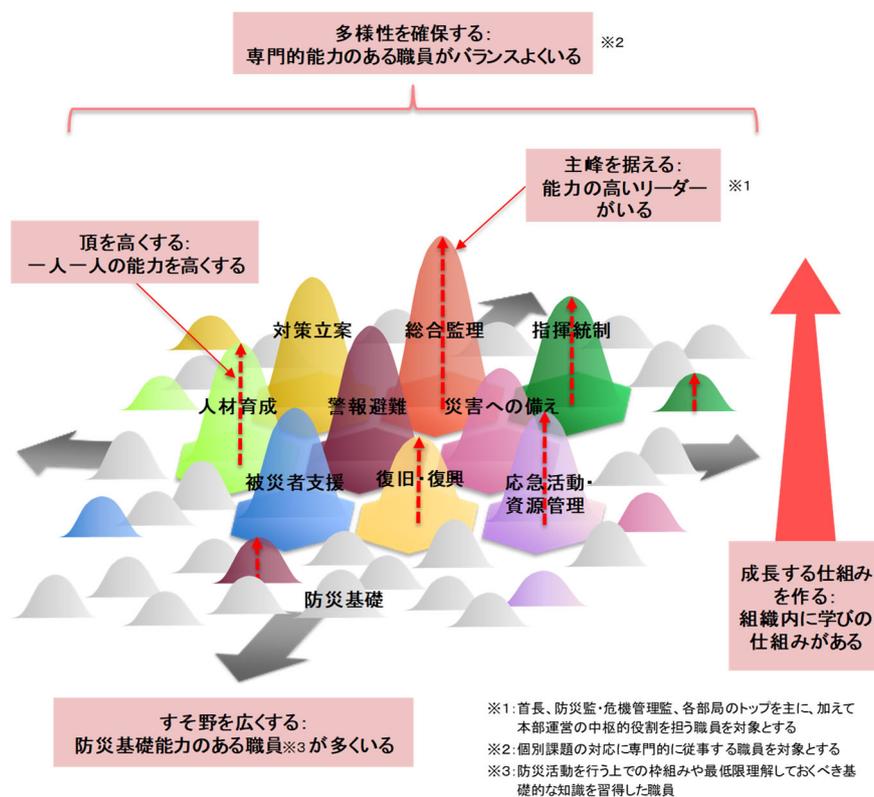


図 組織のあり方（組織の対応力を高める仕組み）

- 5 上記の考え方を踏まえ、知識と態度、技能を効率的に研修するために、それぞれの受講者が属する組織の判断を尊重しつつ、受講者を「防災部門への新任職員」、「個別課題の対応に専門的に従事する職員」、「本部運営の中核的役割を担う職員」に分類し、それぞれの人材に求められる知識と態度、技能を割り当てて研修コースを設定する。
- 6 「防災部門への新任職員」は、活動の前提となる「法規や計画」と「ハザード」に関する知識、「防災行政概要」、「災害対応過程」を「防災基礎」コースにおいて学習する。
- 7 「個別課題の対応に専門的に従事する職員」は、「災害への備え」や「警報避難」、「応急活動」、「被災者支援」、「資源管理」、「復旧・復興」に関する知識と態度、技能を、「災害への備え」と「警報避難」、「応急活動・資源管理」、「被災者支援」、「復旧・復興」の各コースに分かれて学習する。
- 8 「本部運営の中核的役割を担う職員」は、「指揮統制」と「対策立案」、「人材育成」に関する知識と態度、技能を、「指揮統制」と「対策立案」、

「人材育成」の各コースに分かれて学習するとともに、中でも首長や危機管理監など地方公共団体や防災関係機関の長にあたる役職にある者や組織の長を直接補佐する者については、「防災スペシャリスト」が持つべき知識の全てを使って、それぞれが属する組織に即して「防災政策」を企画する能力を養うために「総合監理」コースにおいて学習するものとする。

第2章 各コースの単元、授業時間数等

各コースにおいて学習させる各単元は、1単元あたりの授業時間75分を基本とし、全部で10単元（750分）とする。

第3章 単元の修得及びコース修了の認定

- 1 単元の習得については、少なくとも60分以上の受講を必要とする。単元の習得の認定にあたっては、公務の事情や災害の発生などの正当な理由がある場合は、弾力的に行うよう配慮するものとする。
- 2 コース修了の認定については、全10単元（750分）を習得した者を修了者とする。

第2部 各コースの概要

第1章 防災基礎

第1節 目的

災害対応の基礎となる知識を学ぶ。防災業務の遂行に不可欠な基礎知識を学んで、災害対応に積極的に取り組もうとする態度を養う。

第2節 主な対象者

防災業務の初任者や防災業務の経験が浅い職員等を主な対象者とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単元		手法	概要
1	防災基礎総論	座学	防災・危機管理の基本的な考え方を学ぶ。 【態度】 ・ 災害、防災に関わる基本的な用語や概念に対して、「自分の考え・思い」ではなく、文献等では一般的にどのように定義されているのかを理解しようとする。 【技能】 ・ 災害、防災の基本的な概念、構造を、客観的な観点から理解し、説明ができる。
2 3 4	ハザードのメカニズムと実態（風水害/地震・津波/火山） (3単元)	座学	ハザードのメカニズム、災害による被害、防災対策を学ぶ。 【態度】 ・ 災害をもたらす自然現象について、自然科学的な視点から学ぼうとする。

			<p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害をもたらす自然現象の基本的な性質と、それらによって引き起こされる災害の特性について、一般に提供されている各種の災害情報を読み解くことができる。
5	地域の脆弱性と被害の実態	座学	<p>人的被害の実態や地域を知ることの重要性を理解し、防災情報に基づく避難のあり方について学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害リスクをもたらす要因（ハザード、暴露、脆弱性）を理解しようとする。 ・ ハザードマップを活用しながら、災害の種類に応じた地域脆弱性を考慮して、避難誘導等の対策を立てようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップの内容や意味を住民に説明できる。 ・ ハザードマップを活用しながら、災害の種類に応じた地域脆弱性を考慮して、地域住民の避難誘導等の対応案の検討ができる。
6 7	防災行政概要/災害法体系/防災計画（2単元）	座学	<p>防災活動全体の流れと個々の活動の基礎的な知識とともに、災害対策基本法・災害救助法などの災害関連法の体系や防災計画の概要を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害、防災に対する行政機関の役割について、当事者意識を持って理解しようとする。 ・ 災害対応の業務に、適応する災害法を選び出して業務遂行しようとする。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基本計画に基づき、地域防災計画の定期的な見直しをしようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時、災害直前、災害直後、復旧復興期のそれぞれにおける行政機関の対応について、主な関係法令と関連付けて、その概要を理解できる。 ・ 災害の種類に対応した災害法を適切に活用して、災害対応の業務遂行に役立てることができる。 ・ 防災基本計画に基づき、地域防災計画を策定することができる。
8 9	災害対応過程と態度を学ぶ (2 単元)	演習	<p>災害発生前後の地方公共団体の対応について具体的な事例に沿って学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の行政対応について、受講前の知識経験、2 日間の単元で学んだことを総合し、自らの考えをとりまとめ、他の参加者との意見交換を能動的に行うことにより、自組織の防災対応の改善につなげることができる。
10	全体討論	演習	<p>防災力アップのため、災害対応の基本について学んだことを、受講者が担当する業務にどのように反映させるのかを考える。</p>

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元1 防災基礎総論

防災基礎

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 防災・危機管理の基本的な考え方	災害と防災の基本	<ul style="list-style-type: none"> 地震、津波、台風など自然現象(Hazard)によって被害が生ずると「災害」となる。 自然現象によって引き起こされる災害が「自然災害」と呼ばれる。 自然現象によらない災害、災害対策基本法にある「大規模な火事若しくは爆発その他」の総称的な呼び名は定まっていないが、「事故災害」という言葉もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【ハザード】・【外力】 【災害】 【自然災害】 【事故災害】 【災害のライフサイクル】 【防災】 【ハード防災対策】 【ソフト防災対策】 	
		災害を時間軸に沿って整理すると、「Hazardの発生」時点を中心として、事前→事中→事後という流れでさまざまな態様を持ち、これを「災害のライフサイクル」と呼ぶ場合がある。		
		<ul style="list-style-type: none"> 外力が人間社会に作用する過程や、外力が作用した人間社会に何らかの対策を行うことが「防災」となる。 防災対策には、ハード防災対策(構造物による被害軽減手法)と、ソフト防災対策(構造物によらない被害軽減手法)があり、両者はそれぞれ役割が異なる。 		
	繰り返される災害	<ul style="list-style-type: none"> 日本は、地理的、地形的、気象的諸条件から、台風、大雨、豪雪等による災害が起こりやすい。 地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置しているため、地震や火山活動にともなう災害も起こりやすい。 近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。 加えて、国土における人口の偏在状況(都市部と中山間地域等)、高齢者をはじめとする要配慮者の増加、グローバル化に伴う在日・訪日外国人の増加、ネットワーク型のインフラへの依存、老朽化した社会資本等、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて配慮が必要である。 社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、原子力災害、危険物等災害、大規模な家事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についても防災対策の一層の充実強化が求められている。 		(防災基本計画第1編第1章 P.1 4行目～)
	近年の自然災害を巡るトピックス	近年話題となった自然災害に関係するいくつかの話題を学ぶことを通じて、様々な地域、様々な種類の災害における防災行政に関わる課題を理解しておくことが重要である。		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元2・3・4 ハザードのメカニズムと実態

防災基礎

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 風水害のメカニズムとその被害	風水害とは	台風、低気圧、前線、竜巻、高潮などの気象現象や、これらの気象現象によって引き起こされる洪水、内水氾濫、土砂移動現象などによってもたらされる災害が、風水害である。	【風水害】	
	大雨のメカニズム	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁では、災害が発生するおそれのある雨を「大雨」という。 大雨は、台風、低気圧、前線などの影響で比較的広い範囲で発生する場合や、大気の状態が不安定な場合などに発生する。 	【大雨】	
		<ul style="list-style-type: none"> 熱帯低気圧のうち北西太平洋に存在し、最大風速がおよそ17m/s以上のものを「台風」という。 台風の勢力を示す目安として、最大風速をもとに「強さ」、強風域(風速15m/s以上の範囲)の半径を元に「大きさ」を決めている。 風速25m/s以上の範囲は暴風域という。 	【台風】 【強風域】 【暴風域】	
		<ul style="list-style-type: none"> 日本は、地理的、地形的、気象的諸条件から、台風、大雨、豪雪等による災害が起こりやすい。 地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置しているため、地震や火山活動にともなう災害も起こりやすい。 近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。 老朽化した社会資本等、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて配慮が必要である。 	【予報円】	
		<ul style="list-style-type: none"> 台風による風は一般的に中心に近づくほど強くなる。 一方、中心から数百km以上離れたところで大雨がもたらされることもよく見られる。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより、局地的な大雨(集中豪雨)がもたらされることがある。 	【積乱雲】 【集中豪雨】	
	高潮のメカニズム	<ul style="list-style-type: none"> 台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇することがあり、これを「高潮」という。 遠浅の海や、風が吹いてくる方向に開いた湾の場合、地形が海面上昇を助長させるように働き、特に潮位が高くなる。 満潮と高潮が重なると、潮位がいつそう上昇して大きな災害が発生しやすくなる。 	【高潮】	
	竜巻のメカニズム	発達した積乱雲からは、竜巻(積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻き)、ダウンバースト(積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れ)、ガストフロント(積乱雲の下で形成された冷たい空気の塊がその重みにより温かい空気の側に流れ出すことによって発生)といった、激しい突風をもたらす現象が発生する。	【竜巻】 【ダウンバースト】 【ガストフロント】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 風水害のメカニズムとその被害	浸水害(内水氾濫)のメカニズム	大雨等による地表水の増加に排水が追いつかず、用水路、下水溝などがあふれて氾濫したり、河川の増水や高潮によって排水が阻まれたりして、住宅や田畑が水につかる現象を内水氾濫という。	【内水氾濫】 【浸水害】	
		<ul style="list-style-type: none"> ・内水氾濫による災害(被害)を、気象庁では浸水害という。 ・一般的には、災害(被害)も含めた意味で内水氾濫ということもある。 ・内水氾濫では、家屋が流されるようなことは起こりにくいが、家屋の床上・床下浸水、アンダーパスの浸水などの被害が生じる。 		
	洪水害のメカニズム	<ul style="list-style-type: none"> ・広義には、大雨や融雪などを原因として、河川の流量が異常に増加することを洪水と呼ぶ。 ・狭義には、堤防の決壊や河川の水が堤防を越えたりすることにより起こる氾濫を洪水と呼ぶこともある。 ・洪水によって堤防の浸食や決壊、橋の流失、家屋の浸水等が起こる災害を、気象庁では洪水害という。 ・一般的には災害(被害)を含めて洪水と呼ぶこともある。 	【洪水】 【洪水害】	
	土砂災害のメカニズム	<p>山地の斜面や溪流で、土や岩石が、豪雨、地震、融雪、火山活動などによって、重力の作用によって下方に移動する現象を総称して「土砂移動現象」(マスマーブメント)という。</p> <p>主な土砂移動現象としては、地すべり(斜面の土塊がゆっくり動く現象)、斜面崩壊(斜面表層の土砂や岩石が地中のある面を境にして滑り落ちる現象。山崩れ、崖崩れ、土砂崩れとも呼ばれる)、土石流(岩塊や土砂が水と混じりあって谷底を流れ下る現象)がある。</p>	【土砂移動現象】 【地すべり】 【斜面崩壊】 【土石流】	
		<ul style="list-style-type: none"> ・土砂移動現象によって引き起こされる災害が、「土砂災害」である。 ・慣習的に、土砂移動現象それ自体(斜面崩壊、地すべり、土石流など)を「土砂災害」という場合もある。 	【土砂災害】	
		<ul style="list-style-type: none"> ・斜面崩壊、地すべり、土石流のいずれにおいても、家屋の損壊、倒壊、人的被害を生ずることがある。 ・斜面崩壊による被害の範囲は、斜面の直下など比較的限定的だが、土石流は、谷沿いに数百～数千m流れ下り、被害をもたらすこともある。 ・地すべりは、動きが遅いので人的被害には繋がりにくいが、影響が長期化することがある。 		
	暴風による災害のメカニズム	平均風速15～20m/sの風が吹くと、歩行者が転倒したり、高速道路での車の運転に支障が出始め、更に強くなると建物の損壊、農作物の被害、交通障害など社会に甚大な被害をもたらす。	【暴風災害】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 風水害のメカニズムとその被害	高潮による災害のメカニズム	<ul style="list-style-type: none"> 高潮が発生すると、堤防を海水が越え、広い範囲を水没させることがある。 河川洪水と異なり、広い海岸線にわたり大きな力をもって一斉に流入し、被害が巨大になる可能性がある。 	【高潮災害】	
	竜巻による災害のメカニズム	<ul style="list-style-type: none"> 竜巻が発生すると家屋の倒壊や車両の転倒、飛来物の衝突などにより、短時間で大きな被害をもたらすことがある。 	【竜巻災害】	
2 風水害の防災対策の概要	風水害のハード対策	<ul style="list-style-type: none"> 洪水などの水害を防ぎ、河川の改良・保全を行うことを「治水」といい、洪水によって起こる水害から住民の生命と財産を守り、水利用のために河川の流水を引き国民の生活向上を図ることを目的とする事業を治水事業という。 主な治水事業としては、堤防や洪水調整施設の整備のようなハード対策(構造物による被害軽減手法)がある。 	【治水】	
	風水害のソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> 風水害のソフト対策(構造物によらない被害軽減手法)には、観測・情報提供システム、ハザードマップ、防災教育、訓練などがある。 具体的な取組として、大規模氾濫減災協議会による地域の多様な関係者の連携、学校における防災教育・避難訓練、水害や防災気象情報等の専門家による市町村支援、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動支援、要配慮者利用施設における避難確保計画作成などがある。 	【ハザードマップ】 【大規模氾濫減災協議会】	
	土砂災害対策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 山地や海岸・河岸などの土砂の崩壊・流出を防止、調節することを「砂防」といい、このための事業が砂防事業などと呼ばれる。 主な対策としては、がけ崩れ対策、地すべり対策、土石流対策がある。 擁壁工、集水井、砂防えん堤などの構築といったハード対策とともに、土砂災害警戒区域の指定などのソフト対策が行われている。 	【砂防】 【土砂災害警戒区域】	
3 地震と津波のメカニズムとその被害	地震発生メカニズム(海溝型地震、内陸(直下)型地震)	<ul style="list-style-type: none"> 地球表面はプレートと呼ばれる十数枚の岩石の板で覆われており、これらは1年に数cmの速度で動いている。 プレート内部やプレート境界付近で岩石が変形に耐えきれなくなって破壊が起こったときに地震が発生する。 地震により生じた地震波が地表に達して地面が揺れることを地震動という。 	【地震】 【プレート】 【地震動】	
		<ul style="list-style-type: none"> プレート境界付近で発生する地震がプレート境界地震(海溝型地震)である。 南海トラフ沿いでは、このタイプの地震が繰り返し発生すると考えられている。 プレート内(陸のプレートの浅いところ)で発生する地震は「内陸型地震」「活断層型地震」などと呼ばれ、揺れがもたらされる範囲は比較的狭いが、大きな被害出ることあり、「直下型地震」とも呼ばれる。 1つの断層では数千年から数万年に一度の頻度で発生すると考えられている。 	【プレート境界地震(海溝型地震)】 【プレート内地震(内陸直下型地震)】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
3 地震と津波のメカニズムとその被害		<ul style="list-style-type: none"> 地震は主にプレート境界とその周辺で発生する。 日本列島周辺では、海のプレートである太平洋プレート、フィリピン海プレートが、陸の北米プレートやユーラシアの下に沈み込むことにより、世界でも有数の地震多発地帯となっている。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生したエネルギーの大きさを示す数値がマグニチュード(M)である。 標準的にはMの値が1大きくなるとエネルギーの大きさは約32倍である。 各観測地点での地震の揺れの強さを表す数値が震度であり、日本の震度は0～7の10階級(5と6は強弱の2階級)である。 マグニチュードにかわる地震の大きさを表す指標として「地震モーメント」があり、$M_0 = \mu US$で表現される。(μ: (食い違った断層付近の岩盤の)剛性率、U: 断層面上の平均食い違い量、S: 断層面の面積。) 「地震モーメント」は、地震を発生させた断層の変位と等価となる指標である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【マグニチュード】 【震度】 【地震モーメント】 	
	地震による災害のメカニズム	<ul style="list-style-type: none"> 地震が引き起こす現象は、強い地震動と、地表面のずれに大別される。 強い地震動は、建物や橋などが振動で倒壊する、斜面が崩れる、地盤が液状化するなどの被害をもたらす。 地表面のずれの場合は、海底で上下にずれると津波が発生し、陸上では地盤のずれによって建物や道路などが破壊されることがある。 これらの結果、建物倒壊や斜面崩壊に巻き込まれて、人的被害が生じることがある。 地震により倒壊した建物などに火がつき、大規模な火災が発生することもある。 高層ビルや石油タンク等長大構造物は、大地震に伴って発生する長周期地震動によって長時間大きな揺れが生ずることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地震災害】 【建物倒壊】 【液状化】 【地震火災】 【長周期振動】 	
	津波発生のメカニズム	<ul style="list-style-type: none"> 地震による海底の隆起または沈降に伴って海面が変動し、長く大きな波となって四方八方に伝わるものが津波である。 津波は海が深いほど速く伝わる。 津波の速度は、\sqrt{gh}で表される。(g:重力加速度、h:水深。) 河口から河川に侵入した津波は、上流まで遡上することがある。 津波の高さは海岸付近の地形によって大きく変化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【津波】 	
津波による災害のメカニズム	津波が陸上に到達すると、建物などの構造物を破壊したり、人が流されることによる人的被害を生じるなど、甚大な被害をもたらすことがある。	<ul style="list-style-type: none"> 【津波災害】 		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
4 地震災害と津波災害の防災対策の概要	地震津波災害のハード対策	<ul style="list-style-type: none"> ・被害想定やハザードマップをもとに、減災に向けた対策を推進する。 ・ハード対策としては、地震による火災を想定した場合は、建物の不燃化・道路拡幅などで延焼を防ぎ、公園などの避難場所を設定する。 ・地震を想定した場合は建物の耐震化を図り、家具の転倒防止などを行う。 ・津波を想定した場合は、津波避難タワーの建設や防潮堤の建設、高台への避難場所確保、すばやい避難誘導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地震災害】 【津波災害】 	
	地震津波災害のソフト対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト対策としては、防災知識の普及や防災訓練の実施による発災時の対応行動の習熟のほか、消防団・自主防災組織などの育成強化、事業継続体制の構築等企業防災の促進などがある。 ・津波ハザードマップを理解してもらうよう努めることや、浸水域や浸水高、指定緊急避難場所や避難路等をまちの至るところに示すなど、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるようにする取組がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【津波ハザードマップ】 	
	津波警報・注意報	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報は、次の基準で決められている。予想津波高さが高いところで3mを超える場合は大津波警報、予想津波高さが高いところで1mを超え3m以下の場合は津波警報、予想津波高さが高いところで0.2m以上1m以下の場合は津波注意報である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【津波警報】 	
5 火山のメカニズムとその被害	火山現象のメカニズム	<ul style="list-style-type: none"> ・地下のマグマが地表に噴出する現象を噴火という。 ・噴火に伴って噴出したものを火山噴出物(溶岩、火山ガス、火山灰、火山礫など)といい、噴火によって形成された地形を火山という。 ・噴火及びこれらに伴う諸現象の総称が火山活動である。 ・活火山は、概ね過去一万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山と定義されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【火山】 【噴火】 【活火山】 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・火山は主にプレート境界付近にあるが、プレート境界から離れた場所に火山があるケースや、プレート境界付近だが火山がないケースなど例外もある。 ・日本は世界的に見ても火山が多く存在する地域に立地している。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・火山噴火は、マグマの性質、噴火の場所や噴火履歴などにより様々な形態(様式)をとる。 ・同一の火山でも、その形態は時間と共に変化する。 		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
5 火山のメカニズムとその被害	火山噴火による災害のメカニズム	<ul style="list-style-type: none"> ・火山災害をもたらす火山活動としては、大きな噴石の噴出、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、小さな噴石・火山灰の噴出、火山ガスなどがある。 ・火山灰等が堆積している所に大雨が降ると土石流などが発生することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【噴石】 【火砕流】 【融雪型火山泥流】 【溶岩流】 【火山灰】 【火山ガス】 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・大きな噴石(直径約50cm以上の岩石)の飛散は火口周辺数kmの範囲内だが、登山者等が死傷したり建造物が破壊されるなどの被害が生ずることがある。 ・小さな噴石(火山レキ)は火口から10km以上遠方まで落下することがあり、車の窓ガラスが割れるなどの被害がある。 ・火山灰は、火口から数十～数百km以上運ばれることもあり、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなどの影響を及ぼすことがある。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・火砕流は、高温の火山灰、岩塊、空気、水蒸気为一体となって高速で流下する現象である。 ・地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、大きな被害をもたらしやすい。 ・高速、高温のため身を守ることは困難である。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・溶岩流は、マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象である。 ・通過域の集落、農地、森林を焼失・埋没させるなどの被害をもたらす。 ・流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能である。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・融雪型火山泥流は、積雪期の火山活動により雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象である。 ・谷に沿って遠方まで一気に流下し、広範囲の集落、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・火山ガスは、マグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出されるものである。 ・ガスの成分によっては人的被害をもたらすこともある。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなり、下流に大きな被害をもたらすことがある。 		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
6 火山災害の防災対策の概要	火山災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・火山災害対策として、火山防災協議会(活動火山対策特別措置法改正で義務化)が設置されている。 ・協議会は、都道府県、気象台、地方整備局等、火山専門家、自衛隊、警察、消防、その他必要な関係団体で構成されている。 ・協議会では噴火シナリオ、火山ハザードマップ、避難計画、噴火警戒レベル設定などを行っている。 ・噴火警戒レベル、火山活動の推移に応じた規制、情報伝達方法や避難場所、避難経路等を示し関係者の役割を示したものが、火山噴火避難計画である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【火山防災協議会】 【火山ハザードマップ】 【火山噴火避難計画】 	
		砂防えん堤等のハード対策とともに、警戒避難体制の整備等のソフト対策からなる総合的な火山噴火対策が必要である。		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ハード対策として、噴火によって発生した火山泥流等への対処、降雨による土石流の発生に備えるための火山施設を設置し、被害を最小限に食い止める対策がある。 ・具体的には、火山噴火物の流れを抑える「減勢工」、泥流等を安全な地域に導く「導流堤」、大きな岩石の流下を防ぐ「スリットタイプのえん堤」、泥流などを堆積させる「遊砂地」、流出物を安全に流下させる「流路工」などがある。 		
		ソフト対策としては、火山活動に伴う土砂災害を軽減・防止するために警戒避難体制の整備・確立や、火山災害シミュレーションをもとに火山災害予想区域図を作成し、災害が発生した場所に備え避難路や避難場所を整備したり、監視カメラや各種センサーを設置し、火山活動の情報をいち早くキャッチし、住民へ伝達する体制を整備するなどの対策がある。		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元5 地域の脆弱性と被害の実態

防災基礎

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 自然災害による人的被害の実態	自然災害による人的被害の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害による被害として深刻なものの一つが人的被害(死者・行方不明者の発生)と言え、その発生状況を知っておくことが重要である。 ・日本の自然災害による人的被害は、地震災害では阪神・淡路大震災、東日本大震災など近年でも巨大な被害を生じた例はあるものの、風水害では、傾向としては1950年代以降大幅に減少している。 ・ただし近年の風水害でも100人規模の人的被害を生じたこともあり、個々の事例における人的被害発生状況を知っておくことが重要である。 		
2 地域の災害特性を知ることの重要性	地域の災害特性を知る	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザード、各地域でハザードに対し曝露されている人や物、各地域が持つ脆弱性の組合せで災害の規模や形が形成されるという考え方があある。 ・災害は誘因(地震、豪雨など、災害を発生させる直接的な引き金となる現象)が素因(地形、気候、人口など、それぞれの土地が持っている災害に関わる性質)に作用して発生すると説明することもできる。 ・各地域の災害特性を知ることがまず必要である。 	【曝露】 【脆弱性】	
	ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・発生の予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、避難の道筋、避難場所等を表した地図がハザードマップと呼ばれる。 ・各地域で起こりうる災害の特性を示した有益な資料ではあるが、課題や限界もあることを理解した上で活用することが重要である。 	【ハザードマップ】	
3 災害情報の種類や特性、情報を活用した避難のあり方	災害情報の種類や特性、情報を活用した避難のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は、地理的、地形的、気象的諸条件から、台風、大雨、豪雪等による災害が起こりやすい。 ・地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置しているため、地震や火山活動にともなう災害も起こりやすい。 ・近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。 ・加えて、国土における人口の偏在状況(都市部と中山間地域等)、高齢者をはじめとする要配慮者の増加、グローバル化に伴う在日・訪日外国人の増加、ネットワーク型のインフラへの依存、老朽化した社会資本等、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて配慮が必要である。 	【災害情報】 【避難】 【避難行動】 【命を守るための行動】	
3 災害情報の種類や特性、情報を活用した避難のあり方	自然災害の発生要因とリスク評価の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害は、地震、台風などのハザード(自然現象・要因)とそれを受け止める地域の脆弱性(社会環境・要因)により、被害の大きさが決まる。 ・地域における被害を予測し、その結果を基に災害対策を計画・実行することで、災害に強くしなやかな社会を作る。 ・自然災害の発生要因における最新の科学的な見解を取り入れながら、地域に影響を及ぼすおそれのあるハザードと地域の脆弱性を理解のうえ、地域における災害を予測し、その結果を基に災害対策を計画し、適宜見直しを図ることで、継続的に改善を図る。 	【リスク評価】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元6・7 防災行政概要、災害法体系、防災計画

防災基礎

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 災害対応の全体像	災害対応の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・準備したものでなければ機能しないため、事前の備えが不可欠である。 ・特に、避難勧告等の発令は、「空振り」を恐れず、判断基準に基づき発令すべきである。 ・最悪の事態を想定して、疑わしきときは行動すべきである。 ・災害対応は総力戦である。全庁挙げて対応し、積極的に外部からの支援も活用すべき。 ・災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、国民一人一人の自覚及び努力を促すことにより、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。 		(防災基本計画第1編第1章 P.1 9行目～)
	災害対応業務の種類と特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応業務には、通常業務の延長で対応可能なものと、対応不可能な災害時特有の事務(避難所運営、住家被害認定等、食料・物資の供給、応急住宅の提供、ボランティアとの連携)がある。 ・災害応援・受援を経験することにより、スキルやノウハウを蓄積・継承することが重要である。 	【応援・受援】	
	時間経過と対応の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生当初は、災害状況を的確に把握できない。 ・対応が必要な事象が同時並行的に発生する。 ・時間の経過に応じ、求められる対応が変化する。 ・したがって、マネジメント業務が重要である。一元的に集約した情報をもとに、目標や対応方針を意思決定、資源を確保し実施、進捗を管理する。 	【マネジメント業務】	
2 各段階での災害対応	直前対策(避難行動の支援)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は、地理的、地形的、気象的諸条件から、台風、大雨、豪雪等による災害が起こりやすい。 ・地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置しているため、地震や火山活動にともなう災害も起こりやすい。 ・近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。 ・加えて、国土における人口の偏在状況(都市部と中山間地域等)、高齢者をはじめとする要配慮者の増加、グローバル化に伴う在日・訪日外国人の増加、ネットワーク型のインフラへの依存、老朽化した社会資本等、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて配慮が必要である。 ・令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を講じる。 	【情報収集・分析】 【判断・避難勧告等の発令】 【避難】	(防災基本計画第1編第3章P.6 14行目～)
	応急期の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・各組織(市町村、都道府県、国)が体制(災対本部)を立ち上げ、連携して対応する。 ・被災市町村及び都道府県は、直ちに通信手段を確保し、限られた情報をもとに被害規模を推定して、速やかに応援要請を行う。 ・様々な業務が発生するためBCPを発動するとともに、様々な主体が連携し対応するため受援体制を整備する必要がある。 	【災害対策本部】 【応援要請】 【受援体制】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
2 各段階での災害対応	被災者の支援(避難生活、生活の再建)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の状況は、指定避難所、軒先、車中、要配慮者など多様であり、被災者のニーズは時間とともに変化する。 ・医療、福祉などの関係各機関、自衛隊や警察、ボランティアなど多様な主体が連携して被災者支援を実施する。 ・災害救助法が適用されると、都道府県等が費用を支弁し救助を実施する主体となる(救助事務の一部を市町村に委任可)。 ・相談会や応急仮設住宅等の提供により、早期に指定避難所を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【指定避難所】 【災害救助法】 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの確保は、応急仮設住宅(建設型、賃貸型)、応急修理、公営住宅、自宅再建など多様な方法がある。 ・市町村長は、災害が発生した場合、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、「罹災証明書」を交付しなければならない。 ・支援漏れや手続きの重複を避けるため被災者情報を一元的に管理し、「被災者台帳」を迅速に作成するための体制を、あらかじめ整備する。 ・都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、生活の再建を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【応急仮設住宅】 【罹災証明書】 【被災者台帳】 【被災者生活再建支援金】 	
	復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の意向を尊重し、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指す。 ・可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ復旧事業を行う。 ・大規模災害時には復興本部を設置し、復興計画を作成して、大規模復興法等を活用しながら円滑かつ迅速な復興を図る。 ・復興に当たっては、原状復旧にとどまらず、再度災害防止、快適な都市環境を目指した、復興特措法等も活用しながら防災まちづくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【復興本部の設置】 【復興特措法の活用】 	
3 災害への備え	自助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ・行政による公助だけでは限界があるため、自助・共助は極めて重要である。 ・住宅、事業所等における被害抑止対策と、自主防災組織による活動、企業BCPなど災害時に地域や住民が自らを守るために迅速、的確な対応がとれるように準備する対策がある。 ・平時から「自らの命は自らが守る」意識の徹底に努め、ハザードマップ等を活用して、地区防災計画等の策定を通じて、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動について周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【自助・共助】 【自主防災組織】 【企業BCP】 【地区防災計画】 	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
	相互協力	<ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、市町村は自らの「災害への備え」を行うとともに、自助、共助の取組を促し、事前から啓蒙、訓練等により地域や住民の対応力を高めていくことが、被害の軽減、災害対応業務の軽減につながる。 ・事前の備えの段階から、「官」と「民」や関係機関と連携して備えを進めておくことで、災害対応業務をより迅速かつ円滑に実施することが可能となる。 ・災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【官民連携】 【関係組織等との連携】 	(防災基本計画第1編第2章P.3 14行目～)
4 災害対策基本法の概要	災害対策基本法とは	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法は、昭和34年の伊勢湾台風を契機に、昭和36年に、国・地方公共団体・公共機関等の統一かつ計画的な防災体制の整備を図るために初めて制定された災害対策の最も基本となる法律である。 ・災害対策基本法は、我が国の災害対策関係法律の一般法として位置づけられる。 	【災害対策基本法】	
		<p>災害対策基本法の目的は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することである。</p>		
		<p>災害対策基本法は、各機関等の責務、防災に関する組織、防災計画、災害予防、応急対策、復旧の段階ごとの対策推進、被災者保護対策等について規定している。</p>		
	災害の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第2条(定義)において、「災害」とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」を言うこと定められている。 ・政令で定める原因とは、「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」である。 		
	基本理念	<p>災害対策基本法第2条の2において、我が国の災害対策の基本理念が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(総論としての)減災の考え方について ・自助・共助・公助の考え方について ・ソフト・ハードの組み合わせと不断の見直しについて ・資源の最適配分による人命の保護について ・被災者の援護について ・速やかな復旧と復興について 	<ul style="list-style-type: none"> 【減災】 【ハード・ソフト】 【資源の最適配分】 【被災者の援護】 【復旧・復興】 	
災害対策基本法における市町村・都道府県の責務と権限	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法において、市町村は、基礎的な地方公共団体として防災に関する対策を実施する責務を有し、災害応急対策及び応急措置を実施する義務を負っている。 ・これらの責務・義務を果たすため、市町村長には、様々な権限が与えられている。 			

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
4 災害対策基本法の概要		<p>・災害対策基本法において、都道府県は、広域的な地方公共団体として、自ら防災に関する対策を実施するのみならず、市町村の事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う責務を有している。</p> <p>・これらの責務・義務を果たすため、都道府県知事には、従事命令等の権限のほか、市町村長の応急措置の実施及び応援について指示する権限等が与えられている。</p>		
	指定公共機関・指定地方公共機関	<p>・指定公共機関は、電気、ガス、輸送、通信などの公共的、公益的な事業を行っている民間企業で、内閣総理大臣が指定する。同様に、都道府県知事が指定する指定地方公共機関があり、国や地方公共団体と協力すること等の責務を有している。</p>	<p>【指定公共機関】</p> <p>【指定地方公共機関】</p>	
	防災会議・災害対策本部	<p>・災害対策基本法では、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に地方防災会議を設置し、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することとされている。</p> <p>・災害に際して、応急対策等の必要に応じ、国、都道府県及び市町村は、災害対策本部を設置することとしている。</p>	<p>【中央防災会議】</p> <p>【地方防災会議】</p> <p>【災害対策本部】</p>	
	地方公共団体間の応援及び国の関与	<p>災害対策基本法において、災害応急対策全般について自治体間で応援できること、応援に関する都道府県・国による調整、都道府県又は国による応急措置の代行、国又は都道府県による物資の供給等が規定されている。</p>		
	罹災証明書の交付	<p>市町村長は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与や、被災者生活再建支援金の支給等の各種被災者支援策の適用に必要な「罹災証明書」を、遅延なく交付しなければならない。(第90条の2)</p>		
		<p>災害対策基本法の「物資等の供給及び運送」に関する規定では、市町村長は都道府県知事に対して、都道府県知事は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して、物資等の供給について要請することができること、緊急を要する場合には、都道府県知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、要請を待たずに自らの判断で必要な措置を講ずることができること、また、運送事業者である指定公共機関等に対して物資等の運送を要請できること等が規定されている。(災害対策基本法第86条の16～第86条の18)</p>		
	被災者台帳の整備	<p>市町村長は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する「被災者台帳」を整備することができる。(第90条の3、第90条の4)</p>		
	避難行動要支援者名簿	<p>被災者保護を図る重要性に鑑み、災害対策基本法においては、要配慮者の支援等を行うために市町村長が避難行動要支援者名簿を作成することを規定している。(基本法第49条の10)</p>		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
5 その他主要な法律の概要	災害救助法の概要	<p>・災害救助法は、発災直後から、一次的な衣食住を提供することをはじめとした応急活動について定めている。</p> <p>・国庫負担を規定すること等により、地方公共団体だけでは対応が難しい場合にも、被災者の保護と社会秩序の維持を図ることを目的としている。</p>	【災害救助法】	
		<p>・災害救助法に基づく救助は、都道府県知事又は指定された救助実施市が、現に救助を必要とする者に対して行う法定受託事務である。</p> <p>・必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。</p> <p>・広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。</p> <p>・応援に要した費用については、被災県に全額求償可能である。</p>	【救助実施市】	
		<p>災害救助法の5原則は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平等の原則 2. 必要即応の原則 3. 現物給付の原則 4. 現所在地救助の原則 5. 職権救助の原則 <p>救助の種類は下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置 ・応急仮設住宅の供与 ・炊き出しその他による食品の給与 ・飲料水の供給 ・被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 ・医療・助産 ・被災者の救出 ・住宅の応急修理 ・学用品の給与 ・埋葬 ・死体の搜索・処理 ・障害物の除去 		
激甚災害制度の概要	激甚災害制度の概要	<p>激甚災害制度は、大災害(著しく激甚である災害)に対し、地方財政の負担緩和、中小企業者等に対する特別の助成を行うこととし、その災害及び特例措置を政令で指定するものである。</p>	【激甚災害制度】	
		<p>激甚災害の指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。</p>		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
5 その他主要な法律の概要	被災者生活再建支援制度の概要	被災者生活再建支援制度は、一定の要件に該当する被災世帯に対し、その住宅の再建(賃貸への転居を含む)を目的に最大300万円の支援金を支給するものである。	【被災者生活再建支援制度】	
		被災者生活再建支援制度の対象となるのは、自然災害によって10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等の以下の被災世帯である。 ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)		
		被災者生活再建支援制度による支給額は、①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)と②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)の2つの合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は、金額が3/4になる。		
	その他主な災害対策関係法律の類型、体系	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策関係の法律は、「予防」、「応急」、「復旧・復興」のフェーズごとに、地震津波災害や火山災害などの災害別に整理できる。 ・「予防」の法律として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、河川法などがある。 ・「応急」の法律として、災害救助法、水防法などがある。 ・「復旧・復興」の法律として、激甚災害法、災害弔慰金の支給等に関する法律などがある。 		
6 防災基本計画の内容	防災計画の概要	・防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議(会長:内閣総理大臣)が作成する我が国における「防災に関する総合的かつ長期的な計画」であり、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、「防災業務計画及び地域防災計画」の基本となるものである。(災害対策基本法第34条、第35条)	【防災基本計画】	(防災基本計画第1編第1章 P.1 20行目～)
		防災業務計画は、指定行政機関(中央省庁)・指定公共機関(独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、通信会社、電力会社、ガス会社、道路会社、鉄道会社 など)が作成する防災計画である。	【防災業務計画】	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画は、都道府県防災会議(会長:知事)または市町村防災会議(会長:市町村長)が、国の防災基本計画に基づき、防災の事務・業務、防災の各事項の計画、応援などについて定める防災計画であり、地方公共団体の防災の根幹的な計画である。 ・地域防災計画は、防災業務計画と抵触してはならない。 	【地域防災計画】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
		<p>・地区防災計画は、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)が作成する防災計画である(災害対策基本法第42条第3項、第42条の2)。</p> <p>・地区居住者等は、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができ、市町村防災会議は、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。</p>	【地区防災計画】	
	防災基本計画の概要	<p>現行の防災基本計画は、災害対策各編ごとに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の災害対策の順序に沿って構成している。</p>	<p>【災害予防】</p> <p>【災害応急対策】</p> <p>【災害復旧・復興】</p>	
		<p>現行の防災基本計画は、国、地方公共団体、事業者・住民等の各主体の役割分担を明確にして、具体的な対策を記述している。</p>		
7	その他防災計画の概要	<p>業務継続計画(BCP)とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。</p>	【業務継続計画(BCP)】	
		<p>業務継続計画(BCP)を作成することで、以下の効果がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期に業務を実施できる ・災害対応にあたる職員に対して労働安全衛生面の配慮の向上 		
	応援計画・受援計画	<p>大規模災害発生時、膨大な災害対応業務が発生する。自団体だけでは速やかな復旧・復興は難しい。このため、外部からの応援が必要不可欠であり、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づける努力規定が防災基本計画に記載された。</p>	【応援計画・受援計画】	
		<p>受援計画は、業務継続計画と相まって、発災時に速やかに実施しなければならない膨大な非常時優先業務を遂行するための大きなツールとなる。また、非常時優先業務の整理が進んでいると、受援対象業務の検討が進めやすい。</p>	【非常時優先業務】	
	南海トラフ地震への対応計画	<p>南海トラフ地震防災対策特別措置法に基づく推進地域及び特別強化地域の指定を踏まえ、国は南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成するとともに、各防災関係機関(各省、都道府県、市町村、指定公共機関等)は、南海トラフ地震防災に係る各種計画(推進計画、津波避難対策緊急事業計画、防災対策計画)を作成する。</p>	<p>【南海トラフ地震防災対策推進計画】</p> <p>【津波避難対策緊急事業計画】</p>	
	首都直下地震への対応計画	<p>首都直下地震緊急対策区域の指定を踏まえ、国は首都直下地震緊急対策推進基本計画等を作成するとともに、地方公共団体は、首都直下地震防災に係る各種計画(地方緊急対策実施計画、特定緊急対策事業推進計画等)を作成する。</p>	<p>【地方緊急対策実施計画】</p> <p>【特定緊急対策事業推進計画】</p>	

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元8・9 災害対応過程と態度を学ぶ

防災基礎

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 災害対応過程と態度についての具体的な事例	災害応急段階の対応 災害発生前後の行政対応の具体的な流れ	災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応をおこなう。		
		災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。		
		発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。		
		<ul style="list-style-type: none"> ・日本は、地理的、地形的、気象的諸条件から、台風、大雨、豪雪等による災害が起こりやすい。 ・地震、火山活動が活発な環太平洋変動帯に位置しているため、地震や火山活動にともなう災害も起こりやすい。 ・近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。 ・加えて、国土における人口の偏在状況(都市部と中山間地域等)、高齢者をはじめとする要配慮者の増加、グローバル化に伴う在日・訪日外国人の増加、ネットワーク型のインフラへの依存、老朽化した社会資本等、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて配慮が必要である。 		
		被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。		
		円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。		
		被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。その他、広域応援の要請など様々な業務が生じる。		
		被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。		
		被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。		
		指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。		
防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。				

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 災害対応過程と態度についての具体的な事例	災害発生前後の行政対応の具体的な流れ	応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。		
		ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。		
	対応上のポイント	(上述の通り)発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。		
		被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者(要配慮者)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元10 全体討論

防災基礎

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 研修受講の目的の再認識				
2 研修を通じて、学び、得たものの整理				
3 研修を活かして次につなげること				

第2章 災害への備え

第1節 目的

災害への備えを実施するために必要な知識を学ぶ。平常時から災害に備えようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

防災計画等の立案や住民啓発、防災教育、企業防災、災害ボランティアを担当する職員など、平常時の防災対策を実施するための知識や手法を学びたい方を対象とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単 元		手法	概 要
1	「災害への備え」 総論	座学	自助・共助・公助による災害への備えの基本的な考え方や対策を学ぶ。 【態度】 <ul style="list-style-type: none">行政職員として、災害対策基本法等の災害関連法令の規定を理解し、法令に基づいた防災行政を遂行する。科学的限界から被害想定には本来幅があることを理解し、確定的な被害想定だという誤解を与えないようにする。公助への行政の努力を行う一方、発災直後の公助の限界と共助及び自助の重要性の理解を得ようとする。発災時に電話一本でも頼みごとができるよう、連携先の公民の団体と顔の見える関係を築く。 【技能】

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法等の関係法令の基本的な規定に基づいて、防災の普及・啓発や対応行動を行うことができる。 ・ 地域への防災の普及・啓発において、被害想定には幅があり、それを踏まえた行動の必要性について住民等の理解を得ることができる。 ・ 防災に関する NPO 団体等の考えや立場を理解でき、一方、行政の事情や立場も理解を得ることができる。
2	行政のBCP、BCM	座学	<p>行政におけるBCP、BCMの意味と策定のポイントについて学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政のBCP、BCMの意義と必要性を理解し、平常時から整備・改善していく。 ・ 発災後の業務継続の視点から、耐震化等の平常時の事前防災対策を進める。 ・ BCPは一度作成してもすぐに劣化してしまうという認識を持って、継続的に見直していく。 ・ 首長や幅広い部署のBCPへの参画の必要性を理解し、組織全体を巻き込むよう努める。 ・ 支援に来る者の立場に立って、事前の計画的な受け入れ準備を行う。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村のBCPの重要な6項目①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアッ

			<p>プ、⑥非常時優先業務の選定の6項目を実現できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B C Pで重視される「重要業務の実施に不可欠なりソース確保」の必要性を理解し、状況に応じて業務を遂行することができる ・ 業務継続の視点にも立って、他の地方公共団体等からの受援を有効に受けることができる。 <p>行政のB C Pの基本的な訓練を立案・実施し、継続的に改善することができる。</p>
3	「災害への備え」としての地域防災計画、地区防災計画	座学	<p>地域防災計画、地区防災計画等をどのように災害の備えに向けて活用するのかを学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の有効性を高めるため、その内容、構成を見直し、訓練に積極的に取り組む。 ・ 地域の特性を踏まえた自発的な防災活動を、行政も地区防災計画などの仕組みを通じて推奨する。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の有効性向上のための見直しや、検証のための訓練を企画・実施できる。 ・ 政府の被害想定や防災政策の変更を受けて、地域防災計画を適切に改定することができる。 ・ 地区防災計画の策定の意義や策定の方法を住民に理解していただき、住民を防災に取り組みきっかけづくり、モチベーションをおこさせることができる。 ・ 防災の体制、対応等を定めるため、マニュアルを有効に作成・活用できる。
4	地域の自主的な防災活動	座学	<p>住民の自主防災組織の意義・役割と行政による推進策について学ぶ。</p>

			<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織が不可欠なことを理解し、高齢化等の問題を抱える現状を乗り越える対策を見出そうとする。 ・ 避難行動要支援者名簿の策定等の業務を自主防災組織だけに任せるのではなく、行政とともに協力して進めようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織に、避難所運営など、地域の防災活動の担い手として活動してもらうよう助言することができる。 ・ 自主防災組織が地域の学校、企業、団体と連携が進むよう、全体調整ができる。 <p>マンションと周辺地域の自主防災組織の融和を推進できる。</p>
5	「災害への備え」ワークショップ	演習	<p>自助・共助・公助による災害への備えの推進方策についてワークショップ形式で学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の備えについて学びたいこと、深く知るべきことを明確にし、積極的に身に着けようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の団体の参加者及びその団体の減災対策（災害予防）を学び、自らが所属する団体の取組みに生かすことができる。
6	企業防災	座学	<p>企業が災害時に果たすべき役割を認識し、企業と行政が連携した防災活動について学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時とは異なる災害時に求められる官民の連携関係性を理解し、企業の専門性を活かせる災害対応業務は積極的に企業に委ねる。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害協定を積極的に締結・活用する。 ・ 企業の事業継続の必要性を、全国的な視点を含む幅広い視点でとらえるようにする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業との災害協定をはじめ、連携を広げることができる。 ・ 災害時に支援を受ける企業等の民間団体の側の事情を理解でき、配慮することができる。 <p>平常時から企業等の民間団体と顔が見える関係を維持・継続する方策を実施できる。</p>
7	防災教育	座学	<p>地域に根差した防災活動を進めるための防災教育について学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の各学校に対して、防災教育の継続的な実施を粘り強く働きかけていく。 ・ 地域の防災上の課題を学校の防災教育に生かすため、学校と地域コミュニティを結びつけようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の先生が多忙であることを理解し、学校での防災教育の実施の工夫を行うことができる。 ・ 学校に対して、地域に合致した取組の参考となる先行事例を紹介できる。
8	住民啓発・災害教訓の伝承	座学	<p>住民向けの防災の啓発の基本的な事項およびその具体例について学ぶとともに、災害教訓の伝承について学習する。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に防災の自助、共助に自発的に取り組むことを粘り強く求めていく。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に正しく有効な自助、共助の実施を啓発できるよう、不断に知見を広げていく。 ・ 地域の防災に関わる様々な組織と連携して、防災教育や地域の災害教訓の伝承に積極的に取り組む。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に防災の自助、共助に取り組む必要性を説明し、理解を得ることができる。 ・ 住民に具体的な自助、共助のための正しく有効な防災対応を説明できる。地域の防災に関わる様々な組織に対して、特性に合致した防災教育や災害伝承の取組の参考となる先行事例を紹介できる。
9	災害ボランティア	座学	<p>災害ボランティアの意義・役割と行政との連携について学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアの多様性を踏まえ、一部に問題が生じても、総じて積極的に連携していく。 ・ 災害ボランティアの自主性を十分に尊重する。 ・ 災害ボランティアへの対応を社会福祉協議会や災害ボランティアセンターに丸投げにせず、行政も連携して関与する。 ・ 自らの地域における災害ボランティアの平時を含めたつながりのあり方を具体的に考えていく。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアの多様性を理解し、地域において有効に連携していく方法を見出すことができる。 ・ 災害ボランティアの自主性の尊重のための配慮・行動を具体的にを行うことができる。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンターを、関係主体と連携して立ち上げ、運営する仕組みや体制をつくることができる。
10	全体討論	演習	災害への備えについて学んだことを、受講者が自らの組織でどのように反映させるのかを考える。

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元1 「災害への備え」総論

災害への備え

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 災害予防の防災の中の位置づけ及び主な内容	災害対応の流れの中の災害予防の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予防は、平常時に災害への備えとして行う活動である。 ・過去に災害が発生していれば、その反省・教訓を検証した上で備えの活動をするのが有効である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害予防】 【検証】 	
	東日本大震災後の防災対策全体の再構築と災害対策基本法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の被害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害をできるだけ少なくするという考え方(「減災」)を基本とする。 ・被災しても人命が失われないことを最重視する。 ・ハード対策とソフト対策を組み合わせる一体的に推進する。 ・公助と、自助、共助を組み合わせる推進する。 ・災害対応には、多様な主体との連携が重要である。 ・これらは、災害対策基本法の基本理念に明記されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【減災】 【ハード対策】 【ソフト対策】 【公助】 【自助】 【共助】 【多様な主体との連携】 【災害対策基本法】 	
	災害予防における留意事項(住民啓発時に注意すべきことなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民啓発時、対策の根拠となる被害想定が科学的限界から相当の幅を持つことに十分留意しておく必要がある。 ・被害想定は防災基本計画で地方公共団体に作成が求められている。また、国も特定の災害について被害想定を発表している。 ・被害想定に相当の幅があることを踏まえないと、ハザードマップのゾーニングを盲信することにより避難が遅れるような事態(いわゆる「安心マップ」になってしまう事態)を招くことも想定され、東日本大震災等の教訓が生かされなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【防災基本計画】 【被害想定】 【ハザードマップ】 	
2 災害予防における自助、共助、公助の意味と自助、共助の重要性	自助、共助、公助の意味と、災害予防における意味	<ul style="list-style-type: none"> ・公助には限界があり、自助、共助と適切に組み合わせることで地域の防災力を高めることが求められる。 ・公助とは行政の防災対策である。 ・共助とは民間部門の相互の災害対応の助け合いである。 ・自助とは個人や組織自らの災害対応である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【自助】 【公助】 【共助】 	
	防災における自助の重要性と災害予防に必要な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発災直後は、行政自身の被災、アクセスの困難、要支援地域の広大さなどにより、公助が及ばないことがある ・そのため、自助及び自助による災害対応の必要性の理解を広げる必要がある。 ・特に、地域の自助を促進する対策が重要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【自助】 	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 防災における民間主体との連携のあり方	自主防災組織・地域の市民団体、民間企業、災害ボランティア等の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の活動は、地域における共助の基本的な活動である。 自主防災組織には、要支援者名簿の活用、避難誘導、避難所運営、備蓄、訓練等の担い手としての期待が高い。 自主防災組織には、高齢化を含め、活動において限界もある。 	【自主防災組織】 【要支援者名簿】 【避難誘導】 【避難所運営】 【備蓄】 【訓練】	
		<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティアは、災害対応に欠かせない存在となっている。 災害ボランティアと、その自主性を尊重しつつ連携していくこと、活動環境を整備することが、災害対策基本法により行政に求められている。 個々の被災者のニーズに沿った細やかな対応には災害ボランティアの力が期待される。 	【災害ボランティア】	
	民間主体との連携における行政側の備えと心構え	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織、災害ボランティア、NPO、民間企業を含む防災に関わる多様な民間主体と行政は連携していくべきである。 そのためには平時から顔の見える関係を築いておくことが重要となる。 訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。 研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。 	【NPO】	(防災基本計画第2編第1章第1節2 災害に強いまちづくり P13) (防災基本計画第2編第1章第3節3 国民の防災活動の環境整備 P16)
	外部からの支援を受けるための受援力の重要性	<ul style="list-style-type: none"> 大災害に対応するには、外部からの支援を受けるための行政や地域の受援力を高めることが重要である。 	【災害協定】	
			【受援力】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元2 行政のBCP, BCM

災害への備え

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 行政のBCP、BCMの意義と必要要素	行政の業務継続計画(BCP)及び業務継続マネジメント(BCM)の概要	<ul style="list-style-type: none"> 行政は、災害発生直後に急増する「応急業務」と「継続すべき通常業務」を実施するため、業務継続計画(BCP)を策定し、継続的に改善していくこと(業務継続マネジメント(BCM))が必要である。 行政は、被害を受けて業務に不可欠な要素・資源が制約される中で、業務を継続するためには、BCPが必要となる。 BCPを構成する計画としては、応急対応計画、事前対策の実施計画、継続的改善及び訓練の計画がある。 	【業務継続計画(BCP)】 【業務継続マネジメント(BCM)】	
	行政のBCPと地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体のBCPは、地域防災計画の中に根拠を置き、別文書とすることを推奨する。 BCPは、地域防災計画とは別文書とし、柔軟な改善や見直しができるようにすることを推奨する。 	【地域防災計画】	
	行政のBCPの重要事項とBCPの必要性	<ul style="list-style-type: none"> 行政のBCPには、小規模市町村も定めておくべき必要な重要事項があり、それらを満たしたBCPを策定・運用することが、地域の企業・組織の事業継続のためにも必要である。 重要事項とは、①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の整理、である。 行政の業務継続は、地域の企業・組織の事業継続の前提でもあり、双方が連携してBCPを推進する必要がある。 	【代行順位】 【代替庁舎】 【非常時優先業務】	
2 重要業務に不可欠なリソースの確保	参集人員、代替の人材の確保と職員の安全	<ul style="list-style-type: none"> 行政の最も重要な資源の一つは人員であり、参集計画、代替人材確保が必要である。また、職員の安全も重視する必要がある。 必要な人員の参集計画を策定し、実効性を確認する。 参集できない場合に備え、代替人材の確保が重要である。 職員も被災者であることを認識し、無理に参集させない。また、交代で休息・睡眠、職員のため備蓄、職員のメンタル面や家庭への配慮が必要である。 	【参集計画】 【代替人材の確保】 【職員の安全】 【職員のための備蓄】 【メンタル面や家庭への配慮】	
	電力、通信、情報のバックアップの重視	<ul style="list-style-type: none"> 行政の業務継続には、実務上、特に、非常用電力、災害に強い通信手段、重要な情報のバックアップが必要である。 災害対応では、情報・通信機器を用いた情報の整理や計画立案が不可欠であり、それを可能とする資源の確保を重視すべきである。 	【非常用電力】 【災害に強い通信手段】 【情報のバックアップ】	

学習目標	学習項目	知識		R.4 要検討事項
			基本用語	
2 重要業務に不可欠なリソースの確保	受援計画、相互応援協定、広域連携の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体が甚大な被害を受けると、資源制約の中で実施すべき業務が急増することから、受援計画、相互応援協定、広域連携が重要である。 ・受援計画は、BCPの中で策定しても外でもよいが、業務継続対策の基本である資源確保のために不可欠である。 ・平時から相互支援協定を締結し、さらに同時被災しない遠隔地との広域連携を計画しておくことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【相互支援協定】 【受援計画】 【広域連携】 	
	行政の代替庁舎の必要性と考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の代替庁舎の確保は容易ではないと思われるが、その重要性を認識し、必ず確保すべきである。 ・行政の拠点喪失は地域の災害救援にとって大きな支障となる。 ・耐震性があっても火災など立入りができなくなる可能性も考え、代替庁舎を確保する。 ・代替庁舎は元の庁舎と同時被災しない場所も必要。近いものと遠くのもの複数選定しておくことが推奨される。 	<ul style="list-style-type: none"> 【代替庁舎】 【耐震性】 【同時被災】 	
3 訓練、維持管理、見直し	定期的な訓練、維持管理、見直しの重要性と主な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPは策定した後、訓練で実効性を確認し、改善・見直しをすることが必要である。また、定期的な維持管理を行う必要がある。 ・訓練を定期的に実施し、問題点を把握し、継続的な改善、見直しに結びつける必要がある。 ・人事異動や関係先の変更、組織変更などを受けて維持管理をしないと、有効性がすぐに低下する。 		
	首長その他の幹部のリーダーシップ・関与の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・首長のリーダーシップなしにBCPの策定もBCMも実現しない。 ・首長自らが業務継続の重要性を認識し、重要な政策課題と位置付け、見直しにも主体的に関与する必要がある。 ・全庁的・組織横断的な推進には首長の役割が重要となる。 		

(2) 内容（單元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

單元3 「災害への備え」としての地域防災計画、地区防災計画

災害への備え

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 地域防災計画の策定	地域防災計画の策定プロセスの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画とは、災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災の事務・業務、防災の各事項の計画、応援などについて、関係機関と調整のうえ定める計画で、地方公共団体の防災の根幹的な計画である。 ・地域防災計画は、行政部内で原案を作成し、防災会議で作成・修正する。その後、速やかに上部機関へ報告して助言や勧告を受けることがある。 ・都道府県地域防災計画は内閣総理大臣へ、市町村地域防災計画は都道府県知事へ報告する。 ・上部機関の被害想定の見直し、防災政策の変更(特に防災基本計画の変更)を踏まえて、修正が必要となる。 ・防災会議に参加する域内の各防災主体の防災対応との整合性を確保し、また、それらとの連携を重視する必要がある。 ・防災に関わる地域の多様な主体の意見を尊重すべきである。例えば、地域防災会議への女性等の参画があげられる。 	【防災基本計画】 【多様な主体の役割】	
	地域防災計画の構成と特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画は、防災基本計画の構成に合わせて、ハザード横断的な共通編と、ハザードごとの各編に分けられ、編の中では災害対応のフェーズに沿って記載されていることが多い。 ・ハザードごとに構成は似ており、記載も類似のものが多く、必要な事項が異なることから記載はそれぞれ工夫されている。 ・災害による地域の被害や活動低下をなるべく少なくし、かつ、回復をなるべく早くすることを目指すものだと考えるとよい。 		
	地域防災計画を活用する考え方・基本的方策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画は、防災基本計画を踏襲して必要な事項を列記するにとどまらず、地域や組織における防災力の向上の実効性を重視する必要がある。 ・防災計画は、各施策の主語や実施時期など(5W1H)が明確でないと実効性が低くなるとの指摘がある。 ・地域の自然的、社会的条件等の特性に配慮する必要がある。 ・災害予防の面では、各種の被害抑止対策、被害軽減対策を組み合わせて、対策の効果を高めることが重要である。 ・大災害には、広域的な応援・受援の視点を重視すべきである。 ・地域の多様な主体の連携・協力を推進すべきである。 		
	マニュアル等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画本体では、詳しい体制、対応の内容や時期、必要な要素・資源などが記述されないことが多く、下位の計画やマニュアルなどを活用するのが有効である。 ・地域防災計画の改定は年に1度程度で、こまめな修正を行うには、下位の計画・マニュアルに記述するのが実務的である。 ・詳細の記載がなければ、実施可能かどうかの訓練による検証も行いにくい。 	【マニュアル】	

学習目標	学習項目	知識		R.4 要検討事項
			基本用語	
2 地区防災計画の策定	地区防災計画制度の目的と作成方法概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティレベルが主体となった防災活動を内容とする「地区防災計画」を地区居住者等が作成・提案し、市区町村の地域防災計画として定める仕組みが2013年に創設された。 ・創設の背景には、地区内の居住者、事業者等が自発的に地区における防災活動を担うことの必要性・有効性が認識されてきたことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域コミュニティ】 【地区防災計画】 	
	地区防災計画の策定プロセスの概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画は、一定の地区内の住民・事業者等が市町村防災会議に素案を提案し、同会議の判断により地域防災計画として定める。 ・素案の内容が地域防災計画に抵触しない内容に限る。 ・計画の策定主体、防災活動の主体、対象地域の範囲、計画内容等は、特性に応じて自由に決めることができる。 		
2 地区防災計画の策定	地区防災計画策定への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の住民や企業など自らが防災に対する関心を高め、地域コミュニティレベルでの助け合い(共助)を行うことが不可欠であり、その共通のルールを作成しようとする動きが生まれるよう、働きかける。 ・具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で防災セミナーを開催。 ・簡単な「計画素案」を作ることを支援。 ・計画素案による訓練等の検証、見直し支援。 ・計画に基づく防災活動費用について、助成。 ・福祉施設や学校など、多様な主体との連携による素案作成を推進する。 		
	地区防災計画の主な事例、展望	<ul style="list-style-type: none"> ・事例として、要配慮者への支援体制、安否確認のルール、避難所運営ルール、避難基準のルール、地元の大学や企業等との連携などの内容がある。 ・策定された地区防災計画の維持管理や継続的な見直しも課題である。 		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元4 地域の自主的な防災活動

災害への備え

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 自主防災組織の目的と制度概要	共助の重要性	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害の被害を少なくするためには、地域コミュニティの自助・共助を効果的に活用することが不可欠である。 東日本大震災などでは、すぐに行政が全ての被災者を支援することは困難であった。また、行政自身の被災で機能麻痺も発生した。このような公助の限界が明らかになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 【公助の限界】 【地域コミュニティ】 【自助】 【共助】 	
	自主防災組織の目的と法的位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織は、災害対策基本法で規定されている地域住民の連帯意識に基づき自主防災活動を行う組織である。 消防団（及び水防団）と連携した活動を行うことも多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対策基本法】 【自主防災組織】 【消防団】 【水防団】 	
2 自主防災組織に期待される役割と現状、課題	自主防災組織の活動の現状	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織は、消防団との連携等を通じて地域社会の防災の充実を推進する担い手として期待されている。 多くがメンバーの高齢化等の問題に直面している。 地域の自治会と表裏一帯の形が多く、自治会と同様の問題を有している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【自治会】 	
	自主防災組織に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織は、平常時には、防災巡視、地域の備蓄の推進、防災訓練等の担い手として期待されている。 避難行動要支援者名簿の作成の主体としても期待されている。 防災訓練では、避難所運営の体制づくりも重要である。 資機材購入、運営費等に対する自治体の補助や資機材等の現物支給が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【備蓄】 【防災訓練】 【避難行動要支援者名簿】 	
	自主防災組織の課題と改善策	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の活性化のためには、各組織間の連携・交流や行政・企業・教育その他の分野との連携が重要である。 役員に恒例の男性が多い現状を踏まえ、多様な世代や女性の参画を促すことが求められる。 組織率の高まりがある一方、活発な活動がなされていない組織が多いことにも留意が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 【避難誘導】 【避難所運営】 	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 地域の他の自主的な防災団体の役割と現状、課題	地域におけるマンション管理組合等の役割と関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション住民が地域の自治会・町内会や自主防災組織に加わらない場合が多いが、自主防災組織と日頃から関係づくりに努めるべきである。 ・マンション管理組合として、災害時の地域の共助へ参加することが必要という認識を持つべきである。 ・マンションの周辺地域の側では、避難スペース、備蓄活用などマンション管理組合との連携が有効な事項も多い。 	【自治会】 【自主防災組織】 【マンション管理組合】 【備蓄】	
	その他の地域コミュニティの防災の担い手と関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域には防災に関わる他の組織がある場合も多いので、自主防災組織は、それらとの連携を進めていくという意識を持つべきである。 ・例えば、女性活躍推進やまちづくりのための団体が防災も含めて活動を展開している例がある。 		
4 地域の防災訓練の意義と基本的な方法	地域の防災訓練の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災訓練は、地域住民の共助及び自助を推進する意義があるが、さらに、自主防災組織の育成・強化を図る効果もある。 ・住民が防災の正しい知識や技術を習得する機会となる。 ・自主防災組織をはじめとする、防災の地域連携の醸成・強化にも有効である。 	【防災訓練】	
	地域の防災訓練の基本的な方法と優良事例	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災訓練の種類としては、避難訓練、避難所運営訓練、消火訓練、図上訓練など様々なものが実施されている。 ・消防機関等の指導を受けることも有効である。 ・多様な世代、多様な属性の方が参加できるようにすることが大切である。 ・定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するとともに、住民の災害発生時の避難行動避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。 	【避難訓練】 【避難所運営訓練】 【消火訓練】 【図上訓練】	(防災基本計画第2編第1章第3節3国民の防災活動の環境整備P16)

(2) 内容（单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

单元5 「災害への備え」ワークショップ

災害への備え

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 所属団体の減災対策(災害予防)における自助、共助の促進策	自助、共助の促進策	自助、共助の促進策として、所属団体のみならず、他の団体で実施されている施策、必要とされている施策を広く知る。	【自助】【共助】	
2 民間部門との連携のあり方	民間部門との連携のあり方	民間部門との連携を進める施策として、所属団体のみならず、他の団体で実施されている施策、必要とされている施策を広く知る。	【民間部門との連携】	

(2) 内容（单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

单元6 企業防災

災害への備え

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 指定(地方)公共機関である企業の防災での役割と行政との連携	指定(地方)公共機関である企業の防災での役割	<p>・「指定公共機関」は、民間主体だが、全国的に防災の担い手として公共的役割を有するものであり、防災業務計画を作成する必要がある。</p> <p>・内閣総理大臣により指定される。</p> <p>・国立研究開発法人、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本医師会、日本郵便、高速道路、空港、鉄道、電気、ガス、石油、輸送、通信、スーパー、コンビニ、建設業界等が指定されている。</p>	【指定公共機関】	
		<p>・「指定地方公共機関」は、民間主体だが、各地域において防災の担い手として公共的役割を有するものであり、防災業務計画を作成する必要がある。</p> <p>・都道府県知事により、都道府県の区域に指定される。</p> <p>・電気、ガス、輸送、通信、医療、地方道路公社、地方独立行政法人等が指定されている。</p>	【指定地方公共機関】	
	指定(地方)公共機関と行政との連携のあり方	<p>・「指定(地方)公共機関」は、民間主体の中で行政がまず連携すべき相手であり、顔の見える関係を構築するよう努めるべきである。</p> <p>・防災合同訓練をはじめ、定期的に担当者が顔を合わせる機会を持つべきである。</p> <p>・電話一本で依頼ができる関係が望まれる。</p>	【防災合同訓練】	
2 災害対応における企業の役割	企業の防災・事業継続に関する災害関連法令の規定	<p>・災害応急・復旧に必要な物資や役務の提供を行う企業は、災害時にも事業活動を継続的に実施し、事業活動で行政の防災施策に協力するように努めなければならない。</p> <p>・東日本大震災後の改正で災害対策基本法に規定された。</p>	【災害対策基本法】	
	企業に担ってもらわなければならないべき役割、企業が果たす役割	<p>・災害対応業務のうち、民間のプロに早期に任せることが有効かつ重要なものは多い。</p> <p>・災害対応であっても、行政職員が経験がなく不得意な分野を行政が担い続けると失敗の原因となる。</p> <p>・いかに早く企業と連携できるかで災害対応の効果に大きな差が出る。</p>		
3 災害協定の重要性和協定締結状況	企業との災害協定の重要性和締結状況	<p>・企業に依頼する災害対応業務は、企業や業界団体との間で災害協定を締結し、平常時から準備しておくことが有効である。</p> <p>・業務依頼先の企業を入札で選ぶ余裕がないので、あらかじめ依頼先を組織として決めておく意味でも協定が重要である。</p> <p>・協定を結ぶことで、企業の具体的な役割や企業への経費の支払いを明確にできる。</p> <p>・企業と災害協定を締結している地方自治体は増えているが、ばらつきがある。他の自治体の例も参考に充実を図るべきである。</p>	【災害協定】	

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
4 企業の事業継続計画(BCP)の意義と特徴	企業の事業継続計画(BCP)の経済・社会的な意義と特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・企業には事業継続、すなわち、災害等で被害を受けても、重要業務を中断しない、または短い期間で復旧することが求められている。その計画が事業継続計画(BCP)である。 ・行政としても、企業のBCPの策定・運用を促進する必要がある。 ・特に、中小企業等によるBCP策定の促進が求められる。 ・企業の事業継続は、地域経済の早期復旧・復興や雇用の維持のためにも必要である。 ・防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、損害保険への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 【事業継続計画(BCP)】 【地域経済の早期復旧・復興】 【雇用の維持】 	(防災基本計画第2編第1章第3節3国民の防災活動の環境整備P17)
	企業の社会的責任(CSR)と行政との協力	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの企業は、社会的責任(CSR)としても防災に協力する意志がある。 ・企業の立場(特に自社の事業継続も必要な点)や協力できる範囲の限界について、行政も理解する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【企業の社会的責任(CSR)】 	

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元7 防災教育

災害への備え

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 防災教育の意義と基本的な方法	防災教育の意義と制度上の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の教訓の一つとして、学校や地域における防災教育の必要性・重要性が改めて認識された。 地域コミュニティの中で、防災を担える人材を育成することは、共助の大きな力となるため重要である。 	【防災教育】 【共助】	
	防災教育の基本的な方法と実施上のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 防災の知識だけでなく、適切な判断と行動する力も教える必要がある。 そのため、教育の機会の確保、教育・指導の方法の開発・整理、教育に当たる人材の確保などが必要である。 動画やVRを活用すると、生徒の関心が高くなる。 		
2 学校教育又は課外活動における防災教育の具体的な事例	学校での防災教育の背景と意義、文部科学省の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災で、多数の学校、児童生徒に甚大な被害が生じたことから、その教訓を子どもたちに伝えるとともに、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高める必要がある。 このような防災教育を推進する「学校安全の推進に関する計画」がH24年4月に閣議決定された。 学校での防災教育では、災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するための「主体的に行動する態度」の育成が重要 児童生徒が、安全で安心な社会づくりのために学校、家庭及び地域社会の安全活動に貢献できるようにする。 各学校で関連する教科等での指導が求められている。 地域の課題は全国共通の教科書で教えられないため、地域と協力して地域に根差した学習教材を提供することが求められている。 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるとともに、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われることが求められる。 	【学校安全の推進に関する計画】	(防災基本計画第2編第1章第3節2 防災知識の普及、訓練P15)
	学校教育又は課外活動における防災教育の優良事例	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育又は課外活動における防災教育の事例を学び、活用することが推奨される。 「防災教育チャレンジプラン」、「1.17防災未来賞『防災甲子園』」、「小学生ぼうさい探検隊マップコンクール」などの表彰事例が参考になる。 東日本大震災の被災地の市町村の防災教育の推進例として、発災時に子供たちが主体的に判断することができるよう避難訓練を行っている自治体(釜石市)や、学校と地域が連携して防災力の向上を図る取組(石巻市)などがある。 	【防災教育チャレンジプラン】 【防災甲子園】 【小学校防災探検隊マップコンクール】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 地域コミュニティ向けの防災教育の具体的な取り組み事例	地域コミュニティ(住民・企業等)向けの防災教育の意義と現状	自主防災組織のみならず他の地域の防災の担い手(企業を含む)を想定して、地域コミュニティ向けの防災教育の推進が必要である。 ・自主防災組織は、高齢化などの課題を抱えており、他の担い手も必要な場合が多いのが現状。	【自主防災組織】 【地域コミュニティ】	
	地域コミュニティ(住民・企業等)向けの防災教育の優良事例	・地域コミュニティ向けの防災教育も、優良事例を学び、活用することが推奨される。 ・内閣府が運営する地域防災リーダー向けウェブサイト「TEAM防災ジャパン」にも参考情報の多くが掲載されている。 ・「防災教育チャレンジプラン」などの表彰事例が参考になる。 ・自主防災組織をはじめとする、地域の防災の担い手を対象にした地域防災リーダーを養成する取り組みが注目される。(例:国分寺市の市民防災まちづくり学校事業、仙台市地域防災リーダー養成) ・公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。	【地域防災リーダー】	(防災基本計画第2編第1章第3節2 防災知識の普及、訓練P15)

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元8 住民啓発、災害教育の伝承

災害への備え

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 住民の防災の責務と啓発の意義	防災における住民の責務	<ul style="list-style-type: none"> 住民は、生活必需物資の備蓄その他の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加などで防災に寄与するように努めなければならない。 災害対策基本法でこの責務が規定されている。 備蓄の例としては、最低3日間、推奨1週間の食品、飲料水等が、自発的な防災活動の例としては、防災訓練があげられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【備蓄】 【防災訓練】 【自発的な防災活動】 	
	住民向けの防災の啓発の意義	<ul style="list-style-type: none"> 「自分の命は自分で守る」防災意識社会の構築にむけて、行政や防災関係主体による住民への啓発が重要となる。 特に、住民等の避難行動を促すため、警報等や避難勧告等の意味と行うべき行動について、啓発活動を住民等に対して行うことは大変重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【住民への啓発】 	
	住民向けの啓発事項	<ul style="list-style-type: none"> 啓発すべき事項としては、たとえば下記のような事項がある。 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、トイレ、トイレトーパー等の備蓄 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ等)の準備 家具・ブロック塀等の転倒防止対策 住宅耐震化、地震保険・共済等 警報等の発令時にとるべき避難行動、災害発生時にとるべき行動 家族内の連絡体制 	<ul style="list-style-type: none"> 【備蓄】 	
2 住民啓発の方法	住民向けの防災の啓発の基本的・効果的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 住民自らの自助として、地域の災害リスクを知り、自主避難ができるようにすること、家庭での備蓄などを進め、その上で、住民同士の協力を進めることが基本的で効果的な方法である。 公助の限界を知ってもらうことが必要で、全て行政が守ってくれるという過度の行政依存や、情報・指示がないと行動できない情報依存から脱してもらうことが重要である。た 災害リスクの理解には、科学的な知見の活用が重要である。 住民の自助を基礎に、住民同士の協力としての共助を有効に進めることが必要である。 ハザードマップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、講演会、研修や訓練を実施する。 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、津波防災の日などを活用すると、毎年定期的に啓発を行うことができる。 動画やVRなどを活用すると、住民の関心は高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【自助】 【自主避難】 【公助の限界】 【行政依存】 【共助】 【防災訓練】 	
	住民向けの防災の啓発の優良事例	<ul style="list-style-type: none"> 住民向けの防災の啓発には、優良事例を参考にすることが有効なので、その把握に努めるとよい。 優良事例としては、地区防災計画、消防庁「防災まちづくり大賞」などが参考になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地区防災計画】 【防災まちづくり大賞】 	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 住民啓発の留意点	住民の防災活動の啓発における留意事項 ～要配慮者への配慮、男女双方の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域向けの防災の啓発では、要配慮者への配慮と男女双方の視点の重視が重要なポイントである。 ・要配慮者とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が代表的な方々。 ・要配慮者のニーズは多様であり、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように促すことが重要である。 ・住民にとって、避難行動要支援者の名簿作成も重要な点である。 ・男女双方の視点とは、被災時の男女のニーズの違い等を考慮し、女性のみならず男性にも弱い面があることを認識することや、男女共同参画の視点が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【要配慮者】 【避難行動要支援者】 【男女共同参画】 	
	住民の防災活動の啓発における留意事項 ～支援を行う者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域向けの防災の啓発では、災害時の避難行動の支援を行う者の側の安全確保も啓発する必要がある。 ・住民の共助において、要配慮者の支援を行う側が、危険を冒してまで救助をしようとし災害の犠牲になってしまうことを防がなければならない。 ・この支援者の安全確保は、東日本大震災の重大な教訓でもある。 		
4 災害教訓の伝承の意義と具体的事例	災害教訓の伝承の意義と基本的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承などにより、防災に寄与するように努めなければならない。 ・東日本大震災の後、災害対策基本法で規定された。 ・地域の伝承は、石碑などモノ、語り部や災害経験者などのヒト、文献やデータベースなどで行われている。 ・地方公共団体は、住民啓発や各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援することが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【教訓の伝承】 【石碑】 【語り部】 【データベース】 	
	災害の教訓や災害文化を伝える取組事例	<ul style="list-style-type: none"> 災害教訓伝承や災害文化を伝える取組事例を学び、活用することが推奨される。 ・例として、内閣府「一日前プロジェクト」、国土地理院による自然災害伝承碑の地図登録、国会図書館による東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」、陸前高田市の桜ライン311、宮崎県外所地震の供養碑、安政南海地震津波碑、四国防災八十八話、津波痕跡データベースシステム等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害文化】 	

第3章 警報避難

第1節 目的

警報の伝達及び避難誘導を実施するために必要となる知識を学ぶ。住民への避難誘導対策を適切に講じようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

気象情報などから避難勧告の発令を判断する災害対策本部事務局職員を主な対象者とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単元		手法	概要
1	警報避難総論	座学	警報避難対策の基本的な考え方と事前対策を学ぶ。 【態度】 ・ 「情報」「情報の伝達」「人間の行動」の3つの要素を考慮しながら、適切な避難を判断ができるようにする。 【技能】 ・ 得られた災害情報から、的確な警報と避難情報を住民に対して迅速に伝達し、減災に導く避難行動を促すことができる。
2	警報等の種類と内容	座学	警報等の種類と内容、伝達を学ぶ。 【態度】 ・ 段階的に変化する気象情報から災害発生の可能性を予測しようとする。 ・ 気象情報の位置づけを理解し見落とさないようにする。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の気象推移を予測する上で必要となる情報を積極的に収集しようとする。 ・ 様々な情報源から情報を積極的に収集しようとする。 ・ その地域に迅速かつ的確に住民に対して情報を伝達しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報が段階的に変化することが災害発生リスクの高まりであることを理解することができる。 ・ 気象情報の注意報・警報・特別警報のそれぞれの位置づけを理解し、必要に応じて避難勧告・避難指示を発令することができる。 ・ 気象情報の発表区域の地域特性を理解し、災害発生までに避難等にかかる時間（リードタイム）を想定することができる。 ・ 警報や注意報に関わる情報を気象庁からだけでなく、情報を多面的に様々なソースから、いち早く情報を収集することができる。 ・ 住民への警報等は、防災行政無線、コミュニティ放送、登録制メール、ケーブルTV等、その地域に最も適した手段で伝達できる。
3	避難勧告等の判断・伝達	座学	<p>避難勧告等の判断と伝達方法について学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民がそれぞれの状況に応じて適切なかつ前もった避難行動を取れるように促そうとする。 ・ 警報情報に振り回されることなく地域の状況に応じて的確な避難判断をしようとする。 ・ 住民に対して避難勧告等の情報をもれなく伝えようとする。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 首長が説明責任を果たせるよう、首長が求める情報を収集し、判断材料を提供しようとする。住民や関係機関への避難にかかる警戒レベルの伝達を通して、連携の取れた避難が実現できるよう配慮する。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の種類と状況に応じて、避難行動の種類や避難先の種類について住民に説明できる。 ・ 状況に応じて警報情報だけでなく総合的に状況を見て、命の安全確保につながる避難所援助やその勧告を状況に応じて判断して発令することができる。 ・ 防災無線だけでなく協定しているFMラジオや地元放送局等の伝達方法を多重的に活用し、住民に情報を伝達することができる。 ・ 首長が的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令できるよう、災害情報を収集し、判断資料としてまとめることができる。 ・ 住民および関係機関に対して避難にかかる警戒レベルを確実に伝達できる。 ・ 避難にかかる警戒レベルにそって住民や関係機関との対応連携を実施できる。
4	土砂災害における警報と避難	座学	<p>土砂災害における警報と避難の実務について学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の状況と地域性を考慮した避難方針を決定しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害の種類を判別することができる。 ・ 土砂災害の種別に応じた対策・方法を検討することができる。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民と連携した対応方策を検討することができる。
5	土砂災害の事例に学ぶ	演習	<p>土砂災害の事例から土砂災害における警報と避難について、その実態を演習形式で学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害における避難の決心ポイントを押さえようとする。 ・ 避難判断にスネークラインを積極的に活用しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集される情報から状況見積を実施し、決心の根拠を示すことができる。 ・ スネークラインから得られる情報を理解し、状況見積ができる。
6	風水害における警報と避難	座学	<p>風水害における警報と避難の実務について学ぶ。マイタイムライン、避難計画などについて理解し、高齢者、障がい者、外国人への配慮など、避難誘導の際に留意すべき点について学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の状況と地域性を考慮した避難方針を決定しようとする。 ・ 高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の避難を確保しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域性を理解して災害発生の危険性を認識することができる。 ・ 適切な避難方法や避難先をそれぞれの住民の事情を踏まえて迅速に判断できる。 ・ 過去の災害事例における教訓を理解して避難を判断することができる。

7	風水害からの警報避難における決心	演習	<p>風水害における警報と避難の決心ポイントを演習形式で学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民行動や地域特性等に応じた適切な避難勧告等の発令をしようとする。 ・ 確実な避難を実現するために最も妥当性の高い避難勧告等の発令をしようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等の発令に必要な情報を確実に収集・集約できる。 ・ 予兆を見逃さず、妥当性の高い状況の推測ができる。 ・ 住民行動や地域特性等を理解した避難勧告等の発令ができる。
8	風水害におけるタイムライン計画	演習	<p>風水害における警報と避難のタイムライン計画の作成方法を演習形式で学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイムライン計画を実効性の高いものにしようとする。 ・ 関係組織で連携して総合力で風水害と向き合おうとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時において、各関係組織が連携をとりながら業務遂行できる効果的なタイムラインを作成し、定期的な見直しをすることができる。 ・ 内部と外部の関係組織の役割分担を明確に整理することができる。
9	避難場所・避難所の認定と適否判断	座学 ／ 演習	<p>住民等の避難行動の目的地となる避難場所・避難所の種類とその設置要件及び災害ごとに避難場所・避難所の適否判断をするうえでの行動を演習形式で学ぶ。</p>

			<p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の種別や状況に応じて、安全な避難先に住民を誘導しようとする。 ・ 災害の種類とその状況に応じて、安全な避難所のみを開設しようとする。 ・ 手順に基づいて客観的に避難場所・避難所設置の適否判断を実施しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所と指定避難所を的確に区別することができる。 ・ 災害の状況に応じて避難場所・避難所の安全性を判断することができる。 ・ 過去災害の教訓に基づいて、避難所の被災の危険性を考慮することができる。 ・ 避難場所・避難所の適否判断の要素を導き出すことができる。 ・ 避難場所・避難所の適否判断に必要な情報項目を選定できる。 ・ 事前に収集可能な情報と事後に収集すべき情報を整理することができる。 ・ 様々な情報源から適否判断に必要な情報を確実に収集することができる。 ・ 手順書に示された項目について、確実に情報を収集・記録することができる。 ・ 過去災害の事例から実測データを収集し、避難場所・避難所の適否を判断することができる。
10	全体討論	演習	防災力向上のため、警報避難について学んだことを、受講者が担当する業務にどのように反映させるのかを考える。

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元1 警報避難総論

警報避難

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案	
			基本用語		
1 警報等の伝達及び避難誘導の目的、実施主体と役割	警報等の伝達及び避難誘導の目的	警報等の伝達及び避難誘導の目的は、災害において、地域住民の生命を守り、安全な避難移動を導き二次災害を防ぐことである。			
		命を守るという観点から、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識しておくことが重要である。			
	実施主体と役割	警報等の伝達及び避難勧告等の発令は、市町村長が実施主体であり、災害から地域住民を守る。			
		<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が発令する「避難勧告」や「避難指示(緊急)」は、居住者等に対する強制力はない。 しかし、拘束力の程度が異なることから、市町村は災害発生のおそれの高まりの程度に応じて、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」を使い分けて発令すべきである。 発令する際には、それに対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すべきである。 	【避難勧告】 【避難指示(緊急)】 【避難準備・高齢者等避難開始】 【警戒レベル】		
		効果的な警報避難にかかるとるべき避難行動がわかるように伝達すべきである。			
	効果的な警報避難	効果的な警報避難にかかるとるべき意思決定を実現するためには「警報」「避難」「ハザード」の3つを理解することが必要不可欠である。			
		警報として発せられる情報を人間に伝達することで、避難行動につながる。	【警報】		
		ハザードの種類・状況によって避難方法が異なることから、ハザードについて正しく理解しておくことは必要不可欠である。	【ハザード】		
		風水害・土砂災害における避難にあたっては、「気象警報」「土砂災害警戒情報」「避難勧告・指示」の情報を考慮する必要がある。	【気象警報】 【土砂災害警戒情報】 【避難勧告・指示】		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
2 警報等の伝達及び避難勧告等の判断・伝達の流れ	警報等の伝達及び避難勧告等の判断・伝達の流れ	避難勧告等は、災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。		
		指定緊急避難場所へ移動する水平避難がかえって命に危険な場合には屋内安全確保などの緊急的な待避および垂直避難を実施する。	【水平避難】 【屋内安全確保】 【垂直避難】	
		対象地域内の個々の住民にとって避難行動が必要なかどうか、あらかじめ住民自らが理解し、避難先や避難経路、避難のタイミング等を決めておかなければならない。		
		共通の情報を様々な伝達手段を組み合わせで広く確実に伝達する。		
	警報等の伝達及び避難誘導の事例	災害発生の時期を想定し、残された時間を有効活用し、災害発生時に対応体制・準備が完了するよう、機関間連携および早期避難開始等を行なうタイムライン計画の有効性が検証された。	【タイムライン計画】	
		事前予測が可能な大規模都市水害には『事前応急活動計画』の策定が可能であり、必要である。	【大規模都市水害】 【事前応急活動計画】	

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元2 警報等の種類と内容

警報避難

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案	
1	注意報と警報、特別警報の意義付けと意味	段階的に発表する防災気象情報の活用	近年の気象予測技術の発達により、防災気象情報は段階的に発表される。	【気象情報】		
			段階的に発表される気象情報を基に状況を予測する。			
			段階的に発表される防災気象情報を活用し、リスクに応じた早めの対応を心がける。			
	防災気象情報の種類と内容		気象情報は、台風その他の気象等についての情報を発表するものであり、警報等に先立つ警戒や注意の喚起、警報等発表中に現象の経過等を解説する役割を持つ。	【特別警報】 重大な災害の起こるおそれ が著しく大きい旨を示して行 う警報		
				【警報】 重大な災害の起こるおそれ がある旨を警告して行う予報		
				【注意報】 災害の起こるおそれがある旨 を注意して行う予報		
				【記録的短時間大雨情報】 数年に一度程度しか発生し ないような短時間の大雨を観 測・解析したときに発表する 情報		
				【土砂災害警戒情報】 大雨による土砂災害発生 の危険度が高まった時、市町 村長が避難勧告等を発令す る際の判断や住民の自主避 難の参考となるよう、都道府 県と気象庁が共同で発表す る情報		
	気象警報の発表基準、発表区域、リードタイム		警報や注意報の発表基準は、災害の発生と気象要素との関係を地域毎に調べ、都道府県などの防災機関と調整し、区域(市町村)ごとに決めているので区域ごとに基準が異なり、一律ではない。 地震などに伴い、災害の発生しやすさなどが変化した場合、通常とは異なる基準で発表することがある。 気象警報や注意報のリードタイムを基本に、その気象推移を的確に把握し、災害対応を判断する。	・気象情報には、「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割がある。 ・24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表される。 ・様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促す。(例)氾濫危険情報:警戒レベル4相当情報[洪水]	【警戒レベル相当情報】	
				【警報】 【注意報】		
【リードタイム】						

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案	
			基本用語		
2 警報等の入手方法と伝達にかかる主体	市町村における警報等の入手方法と手段	警報・注意報、気象情報等は、都道府県、NTT等の地上回線を通じて伝達されるほか、J-ALERTや報道機関を通じて入手することができる。	【J-ALERT】		
		防災情報提供システムや気象庁ホームページで、必要な情報を閲覧することができる。	【防災情報提供システム】		
		情報を待つだけでなく、気象台に対して積極的に情報収集を働きかけることも必要である。	【気象台】		
	住民等への警報等の伝達の流れ	住民に対して災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段で行った方がより確実に住民への情報伝達が可能となる。			
		緊急時(地震、津波、ミサイル等)には、防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、IP告知放送など、速報性のある手段で周知する。	【防災行政無線】 【エリアメール】 【緊急速報メール】 【IP告知放送】		
		風水害など、発災前に時間的余裕がある場合には、SNS、コミュニティ放送、登録制メール、ケーブルTVなどのPUSH+PULL型の伝達手段でより詳細な情報を提供することが望ましい。	【SNS】 【コミュニティ放送】 【登録制メール】 【ケーブルTV】 【PUSH+PULL型の伝達手段】		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元3 避難勧告等の判断・伝達

警報避難

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
1	住民等の避難行動の考え方	避難行動(安全確保行動)の考え方	避難は数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から難を避けるため、つまり命を守るための行動であり、避難行動には「立ち退き避難(従来の水平避難)」と「屋内安全確保(従来の垂直避難、待避)」がある。	【立ち退き避難】 【屋内安全確保】	
		災害の切迫性に応じた避難先	災害が切迫している場合には、早めの避難が原則である。 災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所として「指定緊急避難場所」を市町村長が指定する。 ・市町村は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。	【指定緊急避難場所】	(防災基本計画第2編第1章 P21 15行目～)
			「指定緊急避難場所」までの移動ができない状況では、自らの判断で、近隣の鉄筋コンクリート造の建物などの「近隣の安全な建物」に緊急的に待避することもあり得るため、平時から適切な待避場所を確認しておく必要がある。 ・指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。		(防災基本計画第2編第1章 P36 5行目～)
		避難勧告等の種類と住民に対して求める行動	・警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」と「行動を居住者等に促す情報」を関連付け、5段階に区分されている。 ・行動を居住者等に促す情報として市町村が発令する避難勧告等は、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」、「災害発生情報」の4種類である。 ・「避難指示(緊急)」は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に、また「災害発生情報」は、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。 ・市町村が発令する避難勧告等とは別に、行動を居住者等に促すために気象庁が発表する情報として、「早期注意情報」と「注意報」の2種類がある。 ・警戒レベル1は、災害への心構えを高める「早期注意情報」、警戒レベル2は、避難に備え自らの避難行動を確認する「注意報」と関連づいている。 ・警戒レベル3は、高齢者等の要配慮者は立ち退き避難、警戒レベル4は、危険な地域からの全員避難として立ち退き避難を基本とする避難行動、警戒レベル5は、命を守るための最善の行動が求められるとしている。	【警戒レベル】 【避難準備・高齢者等避難開始】 【避難勧告】 【避難指示(緊急)】 【災害発生情報】 【早期注意情報】 【注意報】	

学習目標	学習項目	知識	
			基本用語
		<p>・「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されると、避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</p> <p>・「避難勧告」や「避難指示(緊急)」が発令されると、危険な場所から全員が避難する。</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとるが、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。</p> <p>・「災害発生情報」は、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</p>	<p>【避難準備・高齢者等避難開始】</p> <p>【避難勧告】</p> <p>【避難指示(緊急)】</p> <p>【災害発生情報】</p>
		<p>避難行動(安全確保行動)として、あらかじめ避難すべきエリアや避難行動をとるべきタイミングなど、とるべき避難行動を災害の種類と段階に応じて明確にしておく。</p>	
		<p>市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず早めに出すことが基本であり、夜間・早朝の避難行動が想定される場合は、夕刻時点において「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。</p>	<p>【避難準備・高齢者等避難開始】</p>
2 災害ごとの避難準備情報や避難勧告等の判断に必要な考え方	水害	<p>・指定された洪水予報河川と水位周知河川については、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき、または到達する見込みのときに氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])として水位情報が提供されるため、【警戒レベル4】避難勧告を発令する(その他河川(水位計の無い河川)は除く)。</p> <p>・避難勧告等の発令基準については水位の実況値を基本的な判断材料としつつも、急激な水位上昇をとらえて前もった対応ができるようにしたり、氾濫発生の前に一定の猶予時間を確保したりするために、その後の水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせることが有効である。</p>	<p>【洪水予報河川】</p> <p>【水位周知河川】</p> <p>【氾濫危険水位】</p> <p>【氾濫危険情報】</p>
		<p>浸食や漏水による浸水については、監視の結果、危険性があると判断すれば、計測している水位によらず避難勧告等の発令を検討する。</p>	
	土砂災害	<p>土砂災害では「大雨注意報」・「警報」、「気象情報」等を参考にして早めに発令し、要配慮者の避難時間の確保と夜間における避難を回避する。</p>	<p>【大雨注意報】</p> <p>【警報】</p> <p>【気象情報】</p>
		<p>・土砂災害における避難勧告発令の判断基準の1つとして、「土砂災害警戒情報」の発表がある。</p> <p>・その他の判断基準として、「大雨警報(土砂災害)」が発表され、かつ「土砂災害に関するメッシュ情報」の予想で「土砂災害警戒情報」の基準に到達する場合等がある。</p>	<p>【土砂災害警戒情報】</p> <p>【大雨警報(土砂災害)】</p> <p>【土砂災害に関するメッシュ情報】</p>

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
	高潮	高潮の多くが台風の接近に伴い発生するため、「台風の進路予測」等の情報を注視し、早めに避難勧告等を発令する。	【台風の進路予測】	
		高潮注意報が発表されており、警報に切り替える可能性が高く、かつ暴風警報または暴風特別警報が発表された場合、避難勧告の発令も検討する。	【高潮注意報】 【暴風警報】 【暴風特別警報】	
	地震・津波	大津波警報が出された場合は、これを直ちに住民等へ伝達する。緊急地震速報・津波警報・注意報が出された場合は、伝達を受けた緊急地震速報等を市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。	【大津波警報】 【緊急地震速報】 【津波警報】 【津波注意報】	
		津波の場合は、危険な地域からの一刻も早い避難(立ち退きを原則)が必要であるため、直ちに「避難指示(緊急)」のみを発令する。	【避難指示(緊急)】	
		遠地震のように津波到達まで時間がある場合には、段階的な避難情報の発令を検討する。	【遠地震】	
		南海トラフ地震臨時情報が出された場合は、後発地震の発生に備え、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応を取る旨を住民へ呼びかける。津波避難計画に定めた基準に基づき、避難指示(緊急)等が発令する。	【南海トラフ地震臨時情報】	
		噴火警報等の火山情報が出された場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を関係機関や住民、登山者等へ伝達する。市町村は、噴火警報等に対応して、あらかじめ定めた基準に基づき、避難指示(緊急)等が発令するとともに、入山規制、警戒区域の設定等を行い、適切な避難誘導を実施する。	【噴火警報】 【入山規制】 【警戒区域】	
	大雪	大雪警報、暴風雪特別警報が出された場合は、これを直ちに住民等へ伝達する。	【大雪警報】 【暴風雪特別警報】	
	特別警報と避難行動	特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表するものである。	【特別警報】	
		「特別警報」が発令された場合、対象地域の住民に対して最大級の警戒を呼びかける必要がある。		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
3 避難勧告等を住民に伝達し、周知するための伝達方法	避難勧告等の伝達範囲	同報系防災行政無線やIP告知放送等については、市町村単位よりもエリアを限定して情報伝達できるものもあることから、地域の実情に応じた、その有効性や運用上の課題等を考慮した上で、PUSH型手段の提供範囲等を検討しておくことが望ましい。	【同報系防災行政無線】 【IP告知放送等】	
		旧市町村単位や中学校区単位など一定のわかりやすい単位にすることが望ましい。		
	伝達方法	防災無線だけではなく、協定しているFMラジオや地元放送局、ならびに車での巡回呼びかけや訪問等、安全かつ可能な方法で多重的に避難勧告等を伝える。		
		<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令は、多様な手段による伝達の確保が重要である。 ・予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること。 ・情報伝達は、可能な限り多様な手段を組み合わせて伝達し、点検や訓練を行うこと。 		
	「Lアラート」による情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、「Lアラート」を活用して、住民に対して迅速かつ正確な情報を提供する。 ・Lアラートとは、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤システムのことである。 ・テレビに登録された郵便番号を元に地域を限定し、自治体等が避難勧告等を入力するとほぼ同時に、Lアラートを通じて該当するエリアに強制表示。 	【Lアラート】 総務省が推進している安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤システム	
	首長による呼びかけ	市町村長は災害対応の第一線の責任者という立場で速やかに居住者に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を出す。		
そのため、市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を首長が確実に把握できるような全庁的な体制を構築すること。				(防災基本計画第2編第1章 P20 8行目～)

(2) 内容（單元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元4 土砂災害における警報と避難

警報避難

学習目標		学習項目		知識		基本用語		R2.4 修正案
1	土砂災害における警報と避難の実務	過去の土砂災害の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害による死者・行方不明者は、土砂災害に占める割合が高い。 ・土砂災害による死者・行方不明者のうち、高齢者、幼児等が約5割を占める。 					
			<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の特徴としては、発生した降雨等を起因として突発的に被害が発生することが挙げられる。 ・土砂と石礫が高速で移動するため、家屋が破壊され、人的被害が発生しやすい。斜面があればどこでも起こる可能性がある。 					
		土砂災害対策の概要	<p>土砂災害は多様な現象が発生して起こるため、各地域ごとに想定される現象の特性を知り、事前の対策を実施する必要がある。</p>					
			<ul style="list-style-type: none"> ・「土砂災害防止法」とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進などの「ソフト対策」を推進しようとするものである。 ・平成29年6月の改正により、砂防堰堤等が整備され安全性が高まるなど、指定の条件を満たさなくなった場合には、土砂災害特別警戒区域について速やかに指定を解除することができるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害防止法】 【土砂災害特別警戒区域】 				
		<ul style="list-style-type: none"> ・「砂防法」に基づく砂防堰堤などのハード対策に加えて、ソフト対策として、平時から地域住民に土砂災害警戒区域・危険箇所が記載されているハザードマップを周知し、認識してもらう。 ・気象庁の段階的に発表される気象情報を注視し、警報の発令があれば、土砂災害警戒区域・危険箇所に在住の住民に早めの自発的避難を推奨する。 ・合わせて、避難所・避難場所では早めの避難者の受け入れ体制を整える。 ・要配慮者の避難時間の確保を考慮して早めの発令を行う。 ・発令では夜間における避難を回避するために、夜間から明け方に大雨警報が持続する可能性がある場合、夕方には避難勧告等を発令する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【ハザードマップ】 【土砂災害警戒区域・危険箇所】 【大雨警報】 					
		<p>土砂災害警戒情報は市町村において避難勧告発令の判断時に参考となる1つの情報である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害警戒情報】 <p>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」内において規定されており、都道府県知事から市町村長に通知される。</p>					

学習目標	学習項目	知識		R.4 修正案
			基本用語	
	最近の土砂災害から見た課題とその対応策	<p>近年の土砂災害発生件数(最近5年の月別発生件数)をみると、土砂災害の発生は、発生時期で分類すると、3月～5月の融雪、6月～7月の梅雨前線豪雨、8月～10月の台風時期に集中して発生している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害は、様々な事象から引き起こされる。 ・融雪や地震、噴火などの日本の自然状況の特性からも、1年を通して、土砂災害発生の危険性があることに留意する必要がある。 ・過去の土砂災害では、基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない地域が多く存在した市町村ほど、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていなかったという課題があった。 ・土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準には、ほとんどなっていなかった。 ・避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合があった。 ・避難場所の安全性確保に先立ち、事前に基礎調査を行い避難路・避難場所の設定状況を確認し、避難場所の建築物の構造等の調査も実施する。 ・市町村防災計画での避難所及び避難施設等の設定に当たっては、これらの施設等の土砂災害に対する安全性及び災害時要援護者の円滑な避難という観点に十分配慮することが必要である。 		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元5 土砂災害の事例に学ぶ

警報避難

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 土砂災害における警報と避難の難しさ	土砂災害における警報と避難の特徴	予兆把握から災害発生までのリードタイムが短いことが土砂災害の特徴の1つである。		
		<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報等は地域全体に対して発令されるため、土砂災害発生箇所を限定的に想定することは難しい。 警報の発令に伴う避難判断ではなく、収集可能な情報を総合的に分析し、状況見積を実施し、必要に応じてPUSH型での情報収集が必要となる。 	【状況見積】 収集可能な情報をもとに、論理的妥当性をもって、起こりうる、あるいは発生している状況を推測することを、状況見積という。根拠と、根拠から導き出される想定との関係性を維持し、論理的な推論をもって、状況の分析を行ない、状況見積が実現される。必ずしも収集された情報を整理することが状況把握ではなく、把握できた状況から「まだ把握できていない状況」を推測することも含めて状況把握・推測することが、先手の対応を支えられると考えられる。	
2 土砂災害における警報と避難の決心ポイント	土砂災害における警報と避難の決心ポイントの考え方	突発性が高く予測が困難であり、避難勧告が間に合わないケースが多い土砂災害については、気象情報をもとに、空振りを恐れず早めの警報を心がけると共に、早めに指定緊急避難場所へ避難させることが原則である。		
		逃げる猶予がない場合は、近隣の堅牢な建物や自宅内の上層階、かつ、山側とは反対側への移動も有効であることを住民に周知することが重要である。		
3 土砂災害における警報と、避難におけるスネークラインの活用	スネークラインの仕組み	スネークラインは、1時間あたりの雨量指数と、土壌中の水分量を表す土壌雨量指数から、土砂災害発生の危険性や切迫性を表している。	【スネークライン】 縦軸に短期の降雨を表す指標の「60分間雨量」、横軸に長期の降雨を表す指標の「累加雨量指数」を設定し、雨の降り始めから現在、そして3時間後の予測までの土砂災害発生の危険度を折れ線グラフで表したものである。どちらが多くなっても地盤が緩み、土砂災害が発生しやすくなるという考え方に基づいている。この折れ線は、その変化の様子が蛇の動きに似ていることから「スネークライン」と呼ばれている。気象庁HPで入手できる。	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
		<ul style="list-style-type: none"> スネークライン図には、1時間あたりの雨量指数を縦軸に、土壌中の水分量を指す土壌雨量指数を横軸に取ったグラフに、国土交通省や都道府県が設定したクリティカルライン(CL:土砂災害発生危険基準線)が明示されている。 これに気象庁が発表するスネークラインを重ねて、これが土砂災害発生危険基準線を超えると土砂災害の危険性が非常に高まっていることを示している。 一方で、CLを越えなくとも災害が発生する事例もあることを忘れてはならない。 	<p>【土砂災害発生危険基準線(クリティカルライン:CL)】 過去に土砂災害が発生しなかったときの降雨を用いて設定した土砂災害の危険性が低いと想定される降雨の発現する確率の高い領域と、過去の土砂災害の発生状況や避難勧告等の実態などを総合的に勘案して、安全領域と土砂災害の危険性が相対的に高いと想定される降雨の発現する確率の高い領域の境界線。CLは、設定した後においても、新たな降雨データや災害データをもとに適宜見直される。</p>	
	スネークラインからの危機的状況の判断	<p>気象庁からのスネークラインの動向および予測をもとに、大雨警報や土砂災害警戒情報の予測判断が可能となる。</p>	<p>【大雨警報発表基準(警報ポイント:KP)】</p> <p>【大雨注意報発表基準(注意報ポイント:CP)】 大雨警報と注意報を判断する基準となる、浸水害を対象とする場合は流域雨量指数、土砂災害を対象とする場合は土壌雨量指数に設けられた基準点。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> スネークラインは、実況データと同時に気象庁が3時間先の予測データを行っている。 今後の予想を参考に、警報の発令可能性を把握し、先読みした対応に活用することができる。 当該地域の大雨警報発表基準に達する見込みがある場合は、直ちに「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、土砂災害発生危険基準線にスネークラインが到達する前に「避難勧告」を発令するのが基本となる。 		
		<p>夜間から明け方にかけて大雨警報が継続する可能性や夜間に大雨注意報が大雨警報に切り替わる可能性がある場合は、夕方の段階で早めに「避難勧告」や「避難準備・高齢者等避難開始」を発令すべきである。</p>		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元6 風水害における警報と避難

警報避難

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 風水害における警報と避難の実務	風水害における警報と避難のあり方（予測できる災害）	風水害における警報と避難の実務の基本は、防災基本計画に基づき、気象情報の動向に注意しながら、地域の特性と過去の事例から、適切なタイミングで住民を安全に避難させることである。 ・被災者を速やかに避難場所へ避難誘導することは人命の安全の確保につながる。		(防災基本計画第2編第2章 P74 29行目～)
		・その地域が過去に経験した気象条件の極値を学び、災害発生の危険性を早い段階で理解することが重要である。 ・過去の災害では、線状降水帯の発生にともなって水害が発生しているケースが多い。	【極値】 【線状降水帯】	
	風水害における警報と避難に係る対策の活動体制、活動内容、活動上の課題	河川の氾濫による被害は河川の規模によって異なる。		
		・大きな河川では、氾濫危険水位到達をもとに判断して、避難勧告の発令を行う。 ・中小河川では、急激な水位上昇と氾濫が発生して避難できなくなるおそれがあるため、気象庁から提供される「流域雨量指数の予測値」(洪水警報の危険度分布)により判断する。	【氾濫危険水位】 【流域雨量指数】 河川の上流域にこれから降ると予想されている雨によって、下流の対象地点での洪水リスクがどれだけ高まるかを把握するための指標。上流域の降雨が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川を流れ下る量から算出することで、洪水リスクの高まりを指数化している。	
		・水害における避難勧告等の発令タイミングとして、越水による氾濫の場合は、氾濫危険情報を出すなど、段階で避難勧告を発令する。 ・浸食や漏水による浸水については、監視の結果、危険性があると判断すれば(水位によらず)避難勧告等の発令を検討する。	【氾濫危険情報】	
		特別警報が発表された場合には、市町村は当該情報を住民に伝達しなければならない。	【特別警報】	
夜間における住民の避難には危険を伴うことを考慮して、夕方などの適切な時間帯に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令することも有効な方法である。				

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
2 水害時における災害対応の難しさ	風水害における警報と避難の事例、課題	個人属性や地域特性、ハザード特性等に応じて避難の方法は異なり、個人が適切な対応を選択できるようにすることが重要である。		
		<ul style="list-style-type: none"> 水害における被害発生は一律ではなく、個人や地域の状況を勘案し、事前より避難計画を策定することが重要である。 1つの方法として、マイタイムラインやマイ防災マップによる避難計画策定がある。 		
		避難情報の発令には様々な手続きが伴うため、十分な準備がない状況で行おうとすれば、重大なミスや抜けが生じやすくなるため、作業の役割分担やチェック体制を確立しておく必要がある。		
		業務や作業を構造的に整理し、その実施主体を明確化する。		
		作業リストにチェックボックスを付与する等して、確実に業務遂行を可能とする環境を整備する。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元7 風水害からの警報避難における決心

警報避難

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 風水害・土砂災害の予兆現象の活用	線状降雨帯の危険性	線状降雨帯の発生は、同じ場所に対して継続的に強雨をもたらすため、浸水害発生の可能性が高まる。		
	土砂災害の危険性	継続的な降雨状態からの土壌中の水分量を表す土壌雨量指数と、現在の降雨状態を表す60分間積算雨量から、土砂災害発生の危険性や切迫性を推測・理解する。		
2 風水害・土砂災害における警報と避難の困難性	水害に対する流域	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報に直接的に関連する河川水位情報の多くは一級河川の大河川にあり、中小河川についての情報は少ない。 ・また、地域によっては河川上流部の降雨状態や河川水位の状態が、中・下流部に浸水をもたらすこともある。 ・そのため、上流部を含めて状況を把握しなければならぬなど、中流・下流域における浸水可能性を早期に推測することには難しさがある。 		
	土砂災害警戒情報の発令範囲	土砂警戒情報は一定の範囲で発令されるが、発令範囲のうち、どの危険箇所が発災するかを前もって特定することは困難である。		
3 風水害・土砂災害における警報と避難の決心ポイント	地域性の理解	地域によって風水害や土砂災害への脆弱性は異なることから、地域ごとの過去の実状を理解し、避難の決心となる前兆を迅速かつ確実に捉え、リードタイムを最大限に確保する。		
	住民行動の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の属性によって避難に要する時間は異なる。また、警報や避難情報を発令することで住民行動が誘発される。 ・避難に要する時間や夜間の行動実施の危険性を考慮し、確実な避難を担保できる警報・避難情報の発令が決心ポイントとなる。 		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元8 風水害におけるタイムライン計画

警報避難

学習目標		学習項目		知識		基本用語		R2.4 修正案
1	風水害における警報と避難のタイムライン計画の作成方法	風水害における警報と避難のタイムライン計画の位置づけ	・事前行動計画(タイムライン)は、どの部局が何をいつ実行するかについて、事前に合意したことを文書化し、連携のとれた対応を可能にすることを目的とする。	・タイムラインは、災害対応に従事する諸機関の間に、どの機関が、どの活動を担って、いつまでに何をするかについて、共通理解を文書化したものである。	【タイムライン】	災害対応に従事する諸機関の間に、どの機関がどの活動を担って、いつまでに、何をするかについての共通理解を文書化したもの。		
			リードタイムの利用	タイムラインは、災害事象に応じてリードタイムを利用し、体制整備や関係機関との調整に時間を活用できることを考慮して作成する。				
			・気象現象から災害の予兆を事前に把握することで取得できる災害発生までの時間をリードタイムという。	・台風の場合、数日前から予兆にかかる情報を取得でき、体制整備や関係機関との調整に活用できる。	【リードタイム】	気象現象から災害の予兆を事前に把握することで取得できる 災害発生までの時間。台風の場合、数日前から予兆にかかる情報を取得でき、体制整備や関係機関との調整に時間を活用できる。		
			タイムライン計画作成の基本的な考え方、作成の手順	タイムラインの作成では、災害対応において組織全体としてやるべきことを明らかにする。	タイムライン計画は、災害対応業務を整理して主管部局や応援部局を決定し、役割分担を決定するとともに、関係機関との調整を実施し、災害発生が想定される場合にお互いの活動状況を推察できるものとする。			
				タイムラインを作成した後は、訓練や実災害で運用し、課題を振りかえりながら継続的に改善することが望ましい。				
2	外部／内部調整をタイムラインで整理する方法	業務の標準的な記述手法としてのWBS	・業務の標準的な記述手法であるWBS(Work Breakdown Structure)は、「目的⇔実施事項」の関係性で階層化した構造で表現し、業務の全体を体系的に整理する。	・WBSでは、業務を仕事の集合体として捉え、階層的にやるべきことを整理している。主体を特定することで、それぞれが実施すべき事項が洗い出され、チェックリストとして援用することが出来る。	【WBS】	Work Breakdown Structure プロジェクトマネジメントで計画を立てる際に用いられる手法。プロジェクト全体を細かい作業に分割した作業分割構成。		
		タイムラインに基づく主体ごとの業務間・組織間調整手法	タイムラインの策定は、仕事の遂行において一番難しく必要不可欠な技術・ノウハウを持つ部局を主管とし、役割分担・業務分担を決める。	達成すべき目標に対して、業務の位置づけを明確にし、その関係性から組織間連携の体制整備を検討する。				

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元9 避難場所・避難所の認定と適否判断

警報避難

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1 避難場所・避難所の種類と内容	指定緊急避難場所と指定避難所の種類、考え方、指定する者	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、災害の危険から命を守るために避難する場所として災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定する(災害対策基本法第49条の4)。 「指定緊急避難場所」とは、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするものである。 	【指定緊急避難場所】 指定緊急避難場所とは、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするものである。	
		<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、災害により住宅を失った場合等において避難生活をする場所として「指定避難所」を指定する(災害対策基本法第49条の7)。 「指定避難所」とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村長が指定するものである。 	【指定避難所】 指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村長が指定するものである。	
		<ul style="list-style-type: none"> 広域避難場所は、「地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所」のことを指す。 これは、関東大震災の時、本所の陸軍被服廠跡地に避難した約4万人の被災者が、火災旋風のために焼死したことを教訓に、10万平米以上の空地を指定したことに始まる。 	【広域避難場所】	
	避難場所・避難所の指定基準	指定緊急避難場所及び指定避難所の基準は、災害対策基本法施行令第20条の3及び第20条の6に定められている。		
2 風水害で被災した避難所の事例	風水害で被災した避難所の事例、課題と対策	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所であっても、結果として浸水したという過去の水害事例もある。 風水害の場合、避難場所・避難所の水害リスクに対する脆弱性を把握することが重要である。 		
		降雨状況・浸水状況を見越して、各避難場所・避難所のリスクを把握し、必要に応じて、開設しないという判断も重要である。		
3 避難場所・避難所の適否判断の基本的な考え方	避難場所・避難所の適不適判断の基本的な考え方	避難場所・避難所等の設定に当たっては、避難経路・避難場所の状況を確認し、避難場所の建築物の構造等の調査を実施する。		
		<ul style="list-style-type: none"> ハザードの特性を踏まえ、建物の堅牢性や安全性、立地・地形条件などを総合的に考慮し、ハザード種別ごとの避難場所・指定避難所として適切かを判断する必要がある。 すべての避難場所・指定避難所が、いかなる災害に対しても適合しているとは限らない。 避難場所・指定避難所の適否を判断するためには、ハザードマップに加えて、住民の属性や地域の属性、建物の属性などを総合的に把握する必要がある。 		

学習目標		学習項目		知識		基本用語		R2.4 修正案
4	避難場所・避難所の適否判断を適切に行うためのポイント	適否判断に必要な情報の項目	<ul style="list-style-type: none"> 地震・津波・河川の氾濫等の水害、豪雨に伴う土砂災害では、それぞれの指定避難所の立地条件を考慮して、それぞれの災害ごとに、適否判断をすることが必要である。 指定避難所の中には、浸水想定区域や急傾斜地崩壊危険箇所の域内に立地しているものがある。 ハザードの種類に応じて、どの指定避難所が適切かを判断する必要がある。 	<p>【適否判断】 各々の避難場所・避難所に対して、どのようなハザード条件下において開設すべきかを判断するプロセスである。すべてのハザードに対して、すべての避難場所・避難所を開設することは、逆に人の安全確保につながらない可能性があることを認識し、判断すべき条件を整理することが重要である。</p> <p>【浸水想定区域】 【急傾斜地崩壊危険箇所】</p>				
		事前／事後に(実施者が)判断すべき事項	<p>指定避難所の規模、運営方法について事前より検討しておく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の人数と避難範囲の面積を考慮し、指定避難所は十分に収容できる施設を選定する。 備蓄品の確保や大規模災害を想定して物資輸送等を考慮し、事前に協定企業と災害時における対応を十分に話し合う。 <p>災害の規模により短期になるのか長期になるのか早期に判断し、状況に合わせて応援要請の規模を設定し、避難所内では明確な共通ルールを設ける。</p>					
		各種情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 自治体では、地域を襲う災害に備え、ハザードマップを整備し、住民へ配信・共有している。 国土交通省では、ハザードマップポータルサイトにおいて、洪水浸水想定区域、津波浸水想定、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等を各自治体から収集・集約している。 					
5	避難所点検手順書による適否判断	避難所点検手順書による適否判断	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが一律に避難所の適否判断を実施できるよう「避難所点検手順書」がある。 避難所の属性や立地状況、ハザードリスクの状況などは「静的情報」と呼ばれ、事前より把握可能な情報である。 気象や河川水位、土壌雨量指数、警報発令等の時間とともに変化する情報は「動的情報」と呼ばれ、その時にならなければ把握できない情報である。 事前より静的情報を整備し、リスクが高まるにつれて動的情報をあわせることで、適切かつ迅速な避難所の適否判断が可能となる。 	<p>【避難所点検手順書】 各々の避難所に対して、開設判断に必要な情報を、手順を追って整備するためのツールである。事前準備として収集可能な情報である静的情報と、リスクが高まった際に、その状況に応じて収集する情報である動的情報の2種類から構成される。情報種別と情報源を明確化することで、誰もが一律に開設の適否判断が実施できる仕掛けとなっている。</p> <p>【静的情報】 時間変化や災害発生の有無にかかわらず、情報の種類・質・量に変化のない情報を「静的情報」という。これらは、定期的な見直しは必要であるが、事前から収集可能な情報である。そのため、災害発生時に収集する時間コストを減らすことで、迅速な対応が期待できる。</p>				

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 修正案
				<p>【動的情報】 時間変化や災害発生にともなって変化する情報を「動的情報」という。その情報内容は事前から収集することはできず、事後においてのみ収集可能となる。事前から収集すべき情報の種類・項目、情報入手元を整理しておき、事後において情報源から確実に情報収集を進めることで、災害発生時の状況認識の統一を確実に迅速に実現し、対応の質を向上することができる。</p>	
6	過去災害を事例とした避難所の適否判断	過去の水害の実測データに基づく避難所の適否判断演習	<p>各避難所に対して、その避難所の属性情報や立地条件、ハザードのリスク状況を調査し、手順書に従って静的情報を整備し、動的情報の収集手段を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の不足や、情報が散在することで収集が困難であることから、災害発生時の避難所開設の適否に必要な情報を一元的に管理し、容易に収集できるよう環境整備することが重要である。 動的情報に対しても、情報源を事前に同定しておき、情報入手ルートの確立・共有が重要となる。 		

(2) 内容 (单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

单元10

警報避難

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1				
2				
3				

第4章 応急活動（資源管理）

第1節 目的

応急活動と資源管理を実施するために必要となる知識を学ぶ。災害発生後に迅速かつ的確な応急対応と人的・物的資源等の確保に努めようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

応急活動や応援・受援を担当する職員など、物資・活動拠点や外部からの応援といった災害時の資源（人・物・環境）の管理と調整について学びたい職員を主な対象者とする。

第3節 学習内容

（1）単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単元		手法	概要
1	応急活動・資源管理総論	座学	応急活動の流れと資源管理に関する基本的な考え方について学ぶ。 【態度】 <ul style="list-style-type: none">・ 平常時から民間事業者等と協定を結び、円滑な支援を受けられるよう努める。その際に1つの方法に限定せずに、幅広く備えるようにする。・ 「調達だけ」「物流だけ」あるいは「市役所に運ぶまで」など、組織体制が縦割りにならないように、全体の最適化に努める。・ 被災自治体のみで取り組むのではなく、多様な官民の関係機関と効果的に連携できるように努める。 【技能】

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急活動の流れと業務の概要、ロジスティクスの考え方及び応急活動と求められる資源管理について説明ができる。
2	初動対応における国との連携	座学	<p>国における初動対応の内容とその連携のあり方について学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府と連携した災害対応に努めようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県においては、内閣府調査チームの受入れ、政府現地災害対策室等の設置を庁舎において行うことができる。
3	地方公共団体間の相互応援と受援体制	座学	<p>災害時の行政機関の間で行われる応援受援の仕組みと受援計画について学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理において、担当部署と防災部署が連携して、迅速な処理に努めようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理業務を遂行するための体制を構築できる。
4	災害廃棄物処理	座学	<p>被災地における人的資源や機材等の確保の例として、災害廃棄物の撤去・処理の進め方と留意点を事例に基づき学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時から円滑に応援を受けられるよう準備に努める。 ・ 関係機関との定期的な協議や合同訓練時に顔の見える関係を築こうとする。 ・ 応援機関においては、被災自治体の負担にならないよう配慮する。 ・ 応援職員の生活環境等にも配慮する。

			<p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に他の行政機関との間で応援要請や受入調整を円滑に行える。
5	資源管理演習	演習	<p>災害対策本部における資源（人的、物的、空間・サービス）の確保、管理における留意点などを演習形式で学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時から民間事業者等と協定を結び、円滑な支援を受けられるよう努める。その際に1つの方法に限定せずに、幅広く備えるようにする。 ・ 「調達だけ」「物流だけ」あるいは「市役所に運ぶまで」など、組織体制が縦割りにならうように、全体の最適化に努める。 ・ 被災自治体のみで取り組むのではなく、多様な官民の関係機関と効果的に連携できるように努める。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な機関と連携して業務を遂行する際に、着眼点に沿った課題解決に取り組める。 ・ 応急活動を効果的に実施するために求められる活動拠点等の確保業務を遂行できる。
6	救援物資の調達	座学	<p>救援物資の調達に関する実務と課題について学ぶ。</p> <p>態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「物資調達・輸送調整等支援システム」による物資調達の流れを知ろうとする。 ・ 救援物資の品目と量が、被災者のニーズに合っているか常に心がけようとする。 ・ 定期的に民間企業と協定の締結状況の確認を行うと共に、合同訓練を通じて、顔の見える関係を築こうとする。

			<p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「物資調達・輸送調整等支援システム」による物資調達の流れについて説明できる。 ・ 業務順位及び担当者を明確化し、業務をチームとして行うことができる。 ・ 民間企業・団体から円滑に調達できるための平時の備えを行うことができる。
7	救援物資の輸配送	座学	<p>救援物資の輸配送に関する実務と課題について学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の種類や道路寸断を想定して、陸路以外の空路や海路の場合の運搬ルートを考えようとする。 ・ 救援物資の輸配送に適した施設の選定に努める。 ・ 定期的に災害訓練と協定の見直しを通じて、協定先の民間企業・団体等と顔の見える関係を築こうとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な物資拠点を確認し、民間企業と連携したロジスティクス体制を構築できる。
8	活動拠点・環境の確保	座学	<p>応急活動を行うために必要となる活動拠点や通信サービス等の確保について学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の業務・関係機関を勘案して、拠点・サービスの配分を全体最適化に努めようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急活動を行うための空間及びサービスの確保業務を遂行できる。
9	救援物資ロジスティクス演習	演習	<p>救援物資の調達から輸送・保管・配布における留意点などを演習形式で学ぶ。</p>

			<p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定先の民間事業者や団体に救援物資の調達および輸配送要請する際に、物資の調達・輸送に必要な情報項目を不足なく伝えられる。 ・ 救援物資の流れと留意点を踏まえて、調達業務・保管業務・輸配送業務を遂行できる。
10	全体討論	演習	<p>防災力の向上のため、災害時の物資物流と広域的な応援体制について学んだことを、受講者が担当する業務にどのように反映させるのかを考える。</p>

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元1 応急活動・資源管理総論

応急活動・資源管理

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	応急活動の流れと業務の概要	初動期の活動の概略	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、初動期においては生命及び身体の安全を守ることを最優先に、迅速かつ適切な救助・救援活動・医療活動等を国の支援部隊とも連携して行う。 ・また、それら資源の投入のため、交通規制や応急復旧等による道路の確保や、通信網などの応急復旧を行う。 ・さらに、二次災害予防のため、必要に応じて住民の避難や二次災害防止対策などを行う。 	【初動期】 【二次災害】	
			発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制及び受援体制を確立する。	【災害応急対策】 【応援・受援】	
	応急期の活動の概略	応急期には、被災者の生活支援を行う(災害対応業務、重要な平常業務)とともに、そのために必要となる自治体の体制を、官民の関係機関と連携しながら構築する。	【応急期】		
2	ロジスティクスの考え方	システムとしてのロジスティクスの考え方	ロジスティクスを機能させるためには、需要に対して調達、生産、販売供給、物流等の供給活動を同期させるためのマネジメントをシステム化することが重要である。	【Logistics:ロジスティクス】	テキストに合わせて修正。
		災害応急対策におけるロジスティクスの視点の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地ニーズを的確に把握し、必要な資源の調達から管理、供給までを一貫したシステムとして捉え、全体最適化を図ることが重要である。 ・国や都道府県、民間企業等と連携した救援物資のロジスティクスを構築することが求められる。 		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 応急活動と求められる資源管理	応急活動の支援に必要な資源	応急期の対策のために必要となる資源としては、人員と物資のほか、活動を行う施設や設備・機材、移動手段なども必要である。		
	必要となる人的資源等の確保	被災した地方公共団体は、被災者の生活支援体制を構築するために、必要となる人的資源を外部機関と連携して確保する。		
	必要となる物的資源等の確保	救援物資の活動では、有用な資源(商品、物資拠点・機材、ノウハウ等)を有する民間事業者・団体と連携して、ロジスティクス体制を構築することが必須である。		
		資源管理業務では、必要な資源を要請すれば終わりではなく、資源の確保後には、物資の在庫や設備の稼働状況、部隊の配置状況などの捕捉も重要である。また、経理処理なども必要となる。		適合するテキストなし。
	必要となる拠点・設備等の確保	道路・活動拠点などの交通ネットワークを確保し、関係機関(各実動省庁の部隊、物流関係者等)が、活動に必要な情報を共有しながら連携して効果的な活動をすることが必要である。		
	ロジスティクス構築・運営において被災地方公共団体に求められる役割	被災地における多様な行政、民間事業者・団体との連携体制の構築、被災地情報の収集・共有の円滑化など、現地後方支援するための取組を、地方公共団体が率先して取り組むことが求められる。		

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元2 初動対応における国との連携

応急活動・資源管理

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	政府の初動対応	現地対策本部設置等の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時には、内閣府調査チームが派遣され、規模に応じて、政府現地災害対策室が設置される。 特に大規模な災害発生時には、「現地対策本部」が設置される。 現地対策本部は、本部長以下、総括部門および関係省庁事案対処部門内の複数の班編成で各種の対応業務を行う。 必要に応じて、複数の府省庁で構成される事案対処部門を設置する。 標準的な現地対策本部には200㎡程度の広さが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【内閣府調査チーム】 【政府現地災害対策室】 【非常災害現地対策本部】 【緊急災害現地対策本部】 		
		現地対策本部等の運営	<ul style="list-style-type: none"> 政府の現地対策本部等では、被害状況や被災地の対応状況等の把握、関係機関・本部への連絡、被災地からの要望の本部への伝達、本部の対応方針等の被災県への伝達が行われる。 現地対策本部等が、政府のワンストップ窓口として機能する。 国と地方公共団体のトップ間で課題設定を行い、統一方針の下で対応することができる。 			
2	具体的な応急対策活動に関する計画	具体的な応急対策活動に関する計画	<p>「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」には、発災後、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始し、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施すること、被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、我が国が保有する人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入することが定められている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画】 【南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画】 【首都直下地震】 【南海トラフ地震】 		
		南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画	<p>「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」には、発災後、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう定められている。</p> <p>被害が特に甚大と見込まれる地域に対して、人的・物的資源を重点的に投入する。</p> <p>平成29年の改定では、熊本地震の教訓から、プッシュ型支援物資の品目の見直しや、重要施設の業務継続のための電力・ガスの臨時供給等についての計画が追加された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画】 	頻繁な時点更新が必要な箇所を削除。	
		首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画	<p>首都直下地震に対しては、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」が定められている。同計画には、首都直下地震の発生時に、防災関係機関が直ちに活動を開始して、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施できるよう、「救助・救急、消火等」、「医療」、「物資供給」、「燃料の供給」の各分野、また、活動の基礎になるような緊急輸送ルートや防災拠点などについて、具体的な計画が定められている。</p> <p>また、帰宅困難者の混乱回避対策として、一斉帰宅の抑制に向けた呼びかけや施設内等における退避等の対策が計画されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画】 【帰宅困難者】 		

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
3	政府と被災地方公共団体との連携	地方公共団体の役割 押し型物的支援	<ul style="list-style-type: none"> 被災都道府県では、国が行う押し型の物的支援に対して、物資を受け入れる広域物資輸送拠点を開設・運営する。 また、被災都道府県の要請に応じて、国の調整により燃料を災害拠点病院等に供給する。「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、国と被災都道府県間で、物資の要請・調達・輸送に関する情報を共有する。 地方公共団体では、広域物資輸送拠点から押し型救援物資を、地域内輸送拠点を經由し避難所へ輸配送する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【押し型の物的支援】 【広域物資輸送拠点】 【災害拠点病院】 【物資調達・輸送調整等支援システム】 	適合するテキストなし。

(2) 内容（單元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

單元3 地方公共団体間の相互応援と受援体制

応急活動・資源管理

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	応急活動の実施にあたっての行政職員の確保の重要性	災害発生時の受援の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 被災自治体では、災害発生後に発生する「災害対応応急業務」と「継続すべき通常業務」に優先度を設けて実施することが必要である。 これら優先業務を行うためには、人的応援を適切に受けることが有効である。 自治体間応援の対象業務は発災直後の緊急性の高い応急措置から避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕などを含む災害応急対策全般に拡大(災害対策基本法第67条、68条、74条)された。 			
		受援計画の必要性	円滑に応援を受け入れるために、あらかじめ「受援計画」を作成しておく必要がある。全庁的に受援に関する取りまとめを行う部署とともに、主要な個別業務に受援担当者(窓口)を設けることが必要である。	【受援計画】		
2	行政機関の間で行われる応援受援の仕組み	応援職員等の要請・受入の方法	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に、市町村長は都道府県知事に対して、災害応急対策の「応援」や「実施」を求めることができる。(災害対策基本法第六十八条(都道府県知事等に対する応援の要求等)) 応援職員の受入の手順は次の通りである。 <ol style="list-style-type: none"> ① 応援要請(応援要請の必要性を判断し、要請を行う。) ② 受援の準備(応援団体と連絡調整を行い、宿泊場所・活動拠点等を確保し受入れの準備を行う。) ③ 応援の受入れ・業務管理(応援職員等を受入れ、業務の説明等業務管理を行う。) ④ 受援の終了(受援終了の判断を行い、費用の負担を行う。) 			適合するテキストなし。
		被災市区町村応援職員確保システム	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時には、被災市区町村における避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」にもとづき、地方公共団体の応援職員の短期派遣が行われる。 被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市による応援職員の派遣(第1段階支援)だけでは対応が困難な場合には、全国の都道府県・指定都市から応援職員が派遣される(第2段階支援)。 都道府県と区域内の市区町村(原則として指定都市を除く)が一体的に応援職員を派遣する。 大規模災害発生時には、躊躇なく応援職員の派遣要請を行うことが肝要である。 	【被災市区町村応援職員確保システム】	テキストの内容に合わせて作成。総務省(P15)	
		総括支援チーム	被災市区町村の災害マネジメントの支援が必要な場合には、「災害マネジメント総括支援チーム」が先遣隊として派遣され、応援職員のニーズを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 「災害マネジメント総括支援チーム」は、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する。 	【災害マネジメント総括支援チーム】	テキストの内容に合わせて微修正。総務省(P15) <ul style="list-style-type: none"> ・2ポツ目はテキストに記載なし。 	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
	対口支援	<ul style="list-style-type: none"> 被災市区町村ごとに支援団体を割り当てる対口支援により迅速かつ継続的に応援職員の派遣実施する。 対口支援で実施する支援としては、避難所の運営支援、罹災証明書の交付業務に係る支援、災害対策本部運営支援などである。 	【対口支援】	テキストの内容に合わせて作成。 総務省(P15)
3 行政機関の応援受援を円滑に行うための留意点	平時からの取組(受援体制の整備等)の内容	<ul style="list-style-type: none"> 受援計画を実効的なものにするためには平時の取組が必要である。 関係機関で定期的な協議、合同訓練の実施等、連携を強化し、平時から協定先と「顔の見える関係」を構築・継続することが重要である。 	【受援計画】	適合するテキストなし。
		<ul style="list-style-type: none"> 平時には、複数の自治体と相互応援協定を締結することが望ましい。 短時間で応援可能な近隣の自治体の応援に加えて、大規模災害の発生時には遠い自治体からの応援を受け入れるよう工夫することが望ましい。 	【相互応援協定】	適合するテキストなし。
	自治体間の応援受援(人的)を円滑に行うための受援側の留意点(職場環境の整備等)	<ul style="list-style-type: none"> 発災後には、受援団体は、応援職員への窓口・担当者を設置し、応援職員が的確な支援活動を行えるよう調整するとともに、安全や健康面にも配慮を行う。 全庁レベルで資源の調達・管理を行うための窓口を設置するとともに、主たる業務ごとに受援窓口を設置し、業務の特性に応じて人的・物的資源の応援要請や応援側との受入調整等を行う。 		適合するテキストなし。

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元4 災害廃棄物処理

応急活動・資源管理

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	災害廃棄物処理の概要	災害廃棄物処理の概念と処理フローの概要	①被災現場での収集、解体・撤去、②仮置場での分別・保管、粗選別、破碎・細選別、③処理・処分先での最終処分・再資源化となる。			適合するテキストなし。
			<ul style="list-style-type: none"> 一次仮置場で十分に選別できない場合などにおいて、二次仮置場も設置する。 事前に災害廃棄物の収集体制や仮置場などを検討しておく必要がある。 			
		排出秩序の形成	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物は発災後翌日から排出される。 被災市町村による迅速な初動対応が重要である。 初動対応が適切に行われないと、便乗ごみや大量の混合廃棄物などが無秩序に排出され、公衆衛生悪化や交通への影響が生じる。 関係部署が連携し、仮置場の確保・開設・適切な運営、住民への広報、及びボランティアの役割に応じた情報提供が必要である。 			
			<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理実行計画とは、発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、発災後において地方公共団体が策定する計画のことである。 災害廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュールなどを整理したもので、地方公共団体は災害の規模に応じて具体的な内容を示す。 	【災害廃棄物処理実行計画】		
2	災害廃棄物処理における資源管理と応援受援	災害廃棄物処理における受援体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理に係る業務は多岐にわたり、その量も膨大となることから、被災自治体では専属の担当部署を設けるとともに、関係部署や応援機関を含めた体制を構築する必要がある。 環境省では「災害廃棄物対策指針」「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定している 各地域の災害廃棄物対策を強化のため地域ブロック協議会・連絡会を設置している。 環境省において技術的アドバイスなどを行う、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)がH27年に発足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害廃棄物対策指針】 【「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針】 【災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)】 	前半はテキストに記載なし	
3	遺体取扱	遺体取扱の実態	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害が発生すると、非常に多くの遺体が発生する。 例えば、阪神淡路大震災では死者数約6千400人、東日本大震災では死者数約1万5千人であった。 			⑤被災者支援コースから移管 適合するテキストなし。
			<ul style="list-style-type: none"> 遺体取扱は、1. 行方不明者の搜索、2. 現場から安置場までの搬送、3. 遺体安置、4. 検案・検視及び身元確認、(仮埋葬、遺体の引渡し、改葬)、5. 火葬場までの搬送、6. 火葬、7. 埋葬、という流れである。 関係機関との連携強化、資機材の確保、遺体取扱のトラウマ対策、遺体取扱の組織マネジメントが課題である。 		⑤被災者支援コースから移管 山本先生(P6) 後半は適合するテキストなし。	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
4 帰宅困難者	通勤・通学者や観光客への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者に対しては、一斉帰宅抑制の推進、安否確認と情報提供のための体制整備、一時滞在施設の確保、代替輸送手段の確保等による帰宅支援等の対応が必要である。 ・帰宅困難者は、首都圏だけの問題ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【帰宅困難者】 【一時滞在施設】 	⑤被災者支援コースから移管 山本先生(P3) ⑤被災者支援コースから移管 山本先生(P5)
	管理者責任	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との協定に基づき受け入れた帰宅困難者の中から、建物倒壊や火災等の二次被害による犠牲者が出て、施設管理者が法的責任を問われる可能性がある。 ・労働契約法や裁判例で確立している「従業員、職員、利用客等の安全に配慮すべき義務」、「不法行為責任」や「建物工作物責任」で遺族から訴訟を受けるリスクがある。 ・地震が発生した場合、デパートや地下街、そして駅といった施設では、客を外へ出すように誘導されることが多い。 ・人が路上に溢れることになり、さらに被災地が混乱する。 ・しかしながら、被災状況が十分に把握できない中で、施設内に客を留めておくことは、仮に施設内で二次被害が発生した場合に管理責任を問われる恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【二次被害】 【不法行為責任】 【建物工作物責任】 	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元 5 資源管理演習

応急活動・資源管理

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	多様な機関と連携して業務を実施する際の課題解決のための着眼点		災害対策本部における資源(人的、物的、空間・サービス)の確保、管理における留意点などを演習形式で学ぶ。		テキスト(紙・データとも)がないため、とりあえず概要を記載。
2	応急活動を効果的に実施するために求められる活動拠点等を確保するうえでの着眼点		災害対策本部における資源(人的、物的、空間・サービス)の確保、管理における留意点などを演習形式で学ぶ。		テキスト(紙・データとも)がないため、とりあえず概要を記載。

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元6 救援物資の調達

応急活動・資源管理

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	民間企業・団体からの救援物資の調達の実態	民間企業・広域行政等における要請受入れから提供の業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 支援物資物流の円滑化のため、当該業務を担当する各部署の担当が一箇所に集まって、チームとして業務を行うことが重要である。 物資ニーズの集約、物資の発注・要請、輸配送の調整、物資拠点の管理などの担当を明確化し、関係情報を共有する必要がある。 トラブルを少なくするため、要請側も供給側も窓口を一本化すること重要である。 			テキストにほとんど記載なし。
			物資の要請の際は、物資名（不明な場合は使用用途等）、企画、必要数量、納品場所、引き渡し希望日を民間企業に対し伝えることが必要である。			
			<ul style="list-style-type: none"> 市町村では、避難所への日配食品（おにぎり、弁当など）の供給ルートは、水・毛布などの救援物資とは別に設けることも有効である。 日配食品は、消費期限が短く温度管理が必要であり、CVS（コンビニエンス）事業者から避難所へ直接配送を委託することも有効である。 その際、避難所側で、届いた後すぐに喫食する、適切に温度管理を行うなどの品質管理をする必要がある。 	【日配食品】	適合するテキストなし。	
2	救援物資を民間企業・団体から円滑に調達するための留意点	被災行政機関と民間企業・広域行政等の連携した物資提供および調達業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 物資を企業等へ発注する際には、物資の品目とともに数量は、人数単位ではなく個数単位で明確に伝える。 用途の多い品目は（手袋等）、想定する用途も併記し、より現地ニーズに適合した品目が供給されるよう留意する。 			テキストにほとんどない。
			<ul style="list-style-type: none"> 災害種別や季節による救援物資のニーズ変化を踏まえて、物資を調達する。 例えば、水害では、土のう袋やゴム手袋などの災害復旧用の資機材のニーズが高い。 夏場には扇風機や蚊取り線香などが、真冬には石油ストーブやカイロ等が求められた。 			
			<ul style="list-style-type: none"> 救援物資調達時の情報の錯そを避けるため、連絡窓口の明確化、情報交換様式・物資品目の標準化が望ましい。 標準的な情報交換様式・物資品目としては、全日本トラック協会の様式が参考となる。 	【全日本トラック協会】	適合するテキストなし。	
		事前の備蓄の重要性	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域、行政などで平時から物資を備蓄しておくことが重要である。 現実的な備蓄方法として、ローリングストック形式などが推奨される。 	【ローリングストック】	適合するテキストなし。	
3	救援物資を民間企業・団体から円滑に調達するための備え	協定の締結状況、必要性、内容	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者・団体等から円滑に協力を得られるよう、手順や支援内容、費用負担等を想定した応援協定とする。 訓練等を通じて顔の見える関係を築くことが重要である。 	【応援協定】		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元7 救援物資の輸配送

応急活動・資源管理

学習目標		知識		R2.4 要検討事項
		基本用語		
1 救援物資の輸配送の実態	緊急支援物資の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 政府によるプッシュ型支援の輸送の場合、政府が調達した物資を運送業者が都道府県の広域物資輸送拠点へ運版する。 広域物資輸送拠点から市町村自治体集積所(地域内輸送拠点)に運搬され、各避難所へ輸送される。 	<ul style="list-style-type: none"> 【広域物資輸送拠点】 【地域内輸送拠点】 	
	円滑な輸送のポイント	<p>支援物資を円滑に輸送するためのポイントとしては、不確実な需要予測による物資の過剰供給等を避けるための①需給調整、荷役作業を人手へ依存すること等がないよう②物資の適切な選定と運営、③十分な輸送車両の確保がある。</p>		
	輸配送モード(陸路・海路・空路)の概要	<ul style="list-style-type: none"> 過去の災害時の実績による物資輸送の大半は陸路のトラック輸送で行われる。 空路は積載能力は低いが、陸上輸送が困難な孤立集落への輸送に有効である。 海路は重量の重い物資の運搬に有用であり、一度に大量の物資を送るのにも有用である。(ただし日数がかかる) 		
	被災行政機関と民間企業・広域行政等の連携した輸配送業務の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 輸配送を行う協定先民間事業者・団体では、物資の品目・数量等に加え、発着地や容積・重量などの情報も得られることが望ましい。 物流事業者・団体では、協定の締結に基づき、輸送の必要な物資の重量・容量から適切な車種台数を手配する。 		
2 救援物資の輸配送を民間企業・団体と連携して行う際の留意点	物資種別と時間推移等による輸配送の形態の違い	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後には備蓄物資の提供が行われる。協定先企業とのプル型支援が行われるが、被災地外からのプッシュ型支援も行われる。 避難所への配送には小型車両が、物資拠点間の輸送には大型車両が用いられる。 その過程で、物資の積替えや集積のために物資拠点が必要になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【プル型支援】被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを把握し、支援物資を輸送すること。 【プッシュ型支援】国が被災府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。 	吉田先生(P4)一部テキストに記載がない。
	適切な物資拠点の確保(求められるスペック、事前の候補先の選定、輸配送の体制)	<ul style="list-style-type: none"> 物資拠点において重要なのは、面積の大小、天井高の高低等の物資の保管量に関するスペックである「保管能力」と、フォークリフト使用可否、物資搬出入口の多少等の物資の仕分け・入出庫スピードに関するスペックである「荷捌き能力」である。 高機能な施設の確保や物流機器を利用した効率的な運営には、民間企業の協力が必要である。 広域物資拠点(一次集積所)の選定にあたっては、十分な耐震性を有し液状化や浸水リスクが低いことや、拠点周辺にトラックの通行が可能な道路があること、入荷と出荷で出入り口が分かれていること、屋根や電源があることなどに留意する。 また、集積所や避難所への資機材を提供するための協力体制、提供体制、提供ルール等を構築しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【荷捌き能力】 【広域物資拠点(一次集積所)】 【床荷重】 【荷姿】 	

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生直後は、民間の協力は確約されにくいいため、行政主体で実施できるよう、物資は住民の生命維持に必要な物資を優先する。 ・その後、段階的に民間企業との連携を強化し、多様な住民ニーズに対応できるロジスティクス体制を構築する。 ・その後1週間程度は住民の人数・ニーズに適合した物資を手に入れるために、また住民が栄養面に配慮された食事がとれるように、その後2週間程度は住民の細かいニーズに対応した物資を手に入れられるようにするために、また、時間経過に従って増加する行政職員の負荷を軽減するために、民間を活用・連携する必要がある。 ・個人からの支援物資は、中身が混在し仕分けが必要など、受け入れ側の負担となることから物資拠点での受け入れを控えるべきである。 		<p>一部テキストない。 吉田先生(P23、26)</p>
3	<p>救援物資の輸配送を円滑に行うための事前の備え</p> <p>協定の締結状況、必要性、内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の救援物資の物流関連業務を適切に民間委託できるよう、自治体は事前に物流事業者・団体と協議し協定を締結することが望ましい。 ・協定内容には、輸配送や在庫管理等の物流業務に加え、施設や機材の提供、計画策定等への助言、単価等も含めておくことが望ましい。 ・災害時における連絡窓口、連絡手段、費用負担、緊急通行車両等確認証明書等の取得などについても協議しておくことが望ましい。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部では、物流事業者・団体からの助言をうけ、物資拠点の選定・運用、実施体制の構築、輸配送計画の策定などを行うことが効果的である。 ・緊急物資輸送に関し、発災前または発災以降において、地方公共団体等の防災計画への助言、災害対策本部における総合調整やコーディネート、及び物資集積所等における物資配送の操配などを行うことができる現場ノウハウを有する災害物流専門家をどのような基準で選定するか、どこに配置するかなどを予め協定を結ぶ等、決めておく必要がある。 		<p>吉田先生(P10、11)。前半部分はテキストに記載なし。</p>

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元 8 活動拠点・環境の確保

応急活動・資源管理

学習目標		学習項目		知識	基本用語	R2.4 要検討事項	
1	活動拠点・環境の確保のための事前準備	候補施設の選定	活動拠点を確保するためには、災害の種類、規模により被災状況などが異なるので、ひとつに限定せず複数の候補施設を想定し準備する。			適合するテキストなし。	
			災害時に活動拠点として機能するためには、通信や電力などの確保が不可欠であるため、複数の手段を準備する。			適合するテキストなし。	
			近隣の地方公共団体との広域連携について平時より検討しておくことが望まれる。			適合するテキストなし。	
2	災害発生時において、応急活動を行うために求められる空間確保(道路網、活動拠点等)	緊急輸送ルートや活動拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策活動に必要な経路として「緊急輸送ルート」を必要に応じて確保する。 ・事前に候補経路の選定や交通規制の方法などを検討・周知する。 	【緊急輸送ルート】		適合するテキストなし。	
		応急活動を行う活動拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び市町村は、被災後速やかに、各部隊の指揮所、宿営、資機材集積、燃料補給等を行うための拠点を確保する。 ・進出拠点は、広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力を得て設定するものである。 			適合するテキストなし。	
3	災害発生時において、応急活動を行うために求められるサービスの確保(燃料・水道等)	通信サービス等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動における重要施設においては、災害時に通信サービスなどが維持されるように平常時からの備えが重要である。 ・通信途絶時に備え、衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。 ・非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、訓練を行う必要がある。 			1期は全石連、2期は水道協会から講義	
		燃料の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・重要拠点の運営、関係機関の活動には燃料や電源の確保が必要となる。 ・基幹病院等の自家発電機への燃料供給に必要な情報は、油種・タンク容量・供給口の口径・給油口の形状・給油口までの距離・道路状況など多岐にわたる。 ・平時からの整理や演習が望まれる。 				
			ガソリンは、製品があっても、輸送ができることやタンクローリーの確保など輸送手段の確保や、保管のための油槽施設、給油のための専用設備が必要である。				
			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両や医療施設等への燃料供給のため災害対応型中核給油所(中核SS)と小口燃料配送拠点が整備されている。 ・一般の地域住民への供給混乱を抑止・緩和するための拠点としては、住民拠点サービスステーション(SS)の整備がすすめられている。 	【災害対応型中核給油所(中核SS)】 【小口燃料配送拠点】 【住民拠点サービスステーション(SS)】			

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
	地震等緊急時対応の手引き	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業体が平常時から行っておくべき事項を踏まえたうえで、地震等緊急時に行う現実的な相互応援に関するルールを定めた地震等緊急時対応の手引きがある。 本手引きには、平常時の相互応援の準備、災害時における応急活動の実施等について定めている。 		柴藤先生(P3)
	水道事業体の対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な応援が必要である場合等には、被災水道事業体の判断により、被災水道事業体を中心として、日本水道協会、被災地方支部長、被災都府県支部長等によって構成される水道給水対策本部を設置する。 応急給水計画の作成、応急給水隊への指示、応急復旧計画の作成、応急復旧隊への指示、後方支援などを行う。 また、水道給水対策本部が地方公共団体の災害対策本部と連絡・調整を行う。 	【水道給水対策本部】	地震等緊急時対応の手引きを抜粋しながら作成 柴藤先生(P9)
	応急給水の方式	<p>応急給水には、避難場所や病院、耐震性貯水槽などの応急給水拠点において給水する拠点給水方式と、指定された場所に給水を巡回し、給水車から直接応急給水を行う巡回給水方式がある。</p>	<p>【拠点給水方式】 【巡回給水方式】</p>	柴藤先生(P20)

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元9 救援物資ロジスティクス演習

応急活動・資源管理

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1	救援物資の調達業務の流れと留意点		救援物資の調達から輸送・保管・配布における留意点などを演習形式で学ぶ。		テキストがないため、とりあえず概要を記載。
2	救援物資の倉庫業務の流れと留意点		救援物資の調達から輸送・保管・配布における留意点などを演習形式で学ぶ。		テキストがないため、とりあえず概要を記載。
3	救援物資の輸配送業務の流れと留意点		救援物資の調達から輸送・保管・配布における留意点などを演習形式で学ぶ。		テキストがないため、とりあえず概要を記載。

(2) 内容 (单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

单元10

警報避難

学習目標	学習項目	知識		R2.4 修正案
			基本用語	
1				
2				
3				

第5章 被災者支援

第1節 目的

被災者支援を実施するために必要となる知識を学ぶ。多様な関係者が参画した、さまざまな被災者支援を実施しようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

避難所運営や被災者対応を担当する職員を主な対象者とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単元		手法	概要
1	被災者支援総論	座学	被災者支援の実態と被災者支援の全体像を学ぶ。 【態度】 <ul style="list-style-type: none">被災者の行動特性を理解するとともに、被災者支援の全体像を知ることによって戦略的な対応を心掛ける。生活再建支援業務を適切に理解でき、対応に役立てようと心掛ける。被災者台帳の重要性を知り、迅速な整備を心掛ける。被災者の多様なニーズには、自衛隊、警察、消防、民生・児童委員、ボランティアなど専門性を持った多様な主体の支援が必要であり、それらの多様な主体を呼び込むことが行政の役割と認識する。被災者の多様性・特性（要配慮者の脆弱性など）を知ろうとする。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の概念や重要性を認識する。 ・ 生活再建支援業務を災害対応業務に位置付け、重要性や業務の全体像を理解しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者を定義付けることができる。 ・ 被災者の移動先を特定できる。 ・ 被災者の行動を理解できる。 ・ 被災者支援の機能・全体像を説明できる。 ・ 生活再建支援業務を説明できる。 ・ 被災者台帳はどのような目的で構築されるか、説明できる。 ・ 被災者の特性・被害状況に応じた支援の必要性や被災者支援における多様な主体（実動機関、民生・児童委員、ボランティア等）の役割を説明できる。 ・ 要配慮者や福祉避難所とは何か説明できる。 ・ 住家被害認定調査の定義及び住家被害認定調査と罹災証明書発行の関係性や住家被害認定のデータ化の必要性を説明できる。 ・ 罹災証明書の法的位置付けを説明できる。 ・ 生活再建支援業務における被災者台帳の役割を説明できる。 ・ 被災者台帳に基づき、被災市町村における生活再建支援業務の全体管理・施策立案を実施すべきことを説明できる。
2	災害救助法と被災者生活再建支援法	座学	<p>被災者支援における災害救助法と生活再建支援法の位置付けや手続き、適用事例を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法の歴史的背景を知り、活用への意義を認識する。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法制における救助法の位置づけや内容を正確に理解し、円滑かつ迅速な運用を心掛ける。 ・ 生活再建支援法の制定背景を知ること、生活再建支援業務における公助の位置付けを認識しようと心掛ける。 ・ 災害対策基本法制における生活再建支援法の位置付けを知り、円滑かつ迅速な運用を心掛ける。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法の歴史的背景を説明できる。 ・ 災害対策基本法と救助法の位置付けや内容（概要や手続きの流れ等）を説明できる。 ・ 災害救助法の適用業務を決定するための情報活用を実現するための組織作りの重要性を説明できる。 ・ 災害救助法の範囲である「仮設住宅」と「応急修理」メニューの位置付けを説明できる。 ・ 生活再建支援法の制定背景を説明できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策基本法制における生活再建支援法の位置付けや内容（概要や手続きの流れ等）を説明できる。
3	避難所のライフサイクル	座学	<p>避難所のライフサイクルを学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営ガイドラインを活用し、防災計画・体制に反映する。 ・ 避難所の運営体制に係る対策項目を理解することで対策の推進の必要性に認識する。 ・ 避難所業務にかかる事前の備えの対策項目を理解することで、事前の備えの推進の必要性を認識する。 ・ 地域と多様な主体（物資・福祉・医療事業者、ボランティア、NPO団体等）連携の運

		<p>営体制に係る対策項目を理解することで適切な運営体制確立の必要性を認識する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における受援対策項目を理解することで、事前協定、体制の確立等の必要性を認識する。 ・ 避難所を拠点とした在宅避難者への対応の必要性を認識する。 ・ 在宅避難者の支援ニーズの把握の必要性について知ることで重要性を認識する。 ・ 福祉避難所対象者の把握の必要性について知ることで重要性を認識する。 ・ 学んだ知識を避難所の基幹業務の遂行に役立てることができる。 ・ 避難所における実働訓練の必要性を知りその重要性を認識する。 ・ 避難所の運営サイクル確立のための対策項目を知り、その重要性を認識する。 ・ 避難者への情報提供に係る対策項目を知ることで、その重要性を認識する。 ・ 入浴対策の必要性を知ることでその重要性を認識する。 ・ 避難所における特別なニーズへの対応の必要性や要配慮者対策を知ることで重要性を認識する。 ・ 女性や子どもの視点からの避難所環境の整備の必要性を知ることで、視野を広げる必要性について認識する。 ・ 避難所における治安対策の必要性を知ることで、対策の重要性を知る。 ・ ペット同行避難の必要性を知ることで、避難所ルールの整備に反映することの重要性を認識する。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所解消業務の必要性を知ること、避難所のライフサイクルにおいて意識しながら取り組む重要性を認識する。 ・ 避難所から仮住まいへの移行に係る対策項目を知ること、その重要性を認識する。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営ガイドラインを説明できる。 ・ 避難所の運営体制に係る対策項目を説明できる。 ・ 災害種別ごとの避難所指定に係る対策項目を説明できる。 ・ 避難所業務にかかる事前のそなえの対策項目を説明できる。 ・ 地域と多様な主体（物資・福祉・医療事業者、ボランティア、NPO団体等）連携の運営体制に係る対策項目を説明できる。 ・ 避難所に係る受援体制に係る対策項目を説明できる。 ・ 避難所を拠点とした在宅避難者への対応の法的位置づけを説明できる。 ・ 在宅避難者の支援ニーズの把握の必要性について説明できる。 ・ 福祉避難所対象者の把握の必要性について説明できる。 ・ 避難所の基幹業務を説明できる。 ・ 避難所における実働訓練の必要性を説明できる。 ・ 避難所の運営サイクル確立のための対策項目を説明できる。 ・ 避難者への情報提供に係る対策項目を説明できる。 ・ 入浴対策の必要性を説明できる。
--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における特別なニーズやその対象を説明できる。 ・ 避難所における要配慮者対策を説明できる。 ・ 女性や子どもの視点からの避難所環境の整備について説明できる。 ・ 避難所における治安対策の必要性を説明できる。 ・ ペット同伴避難の必要性を説明できる。 ・ 避難所解消業務の内容を説明できる。 ・ 避難所から仮住まいへの移行に係る対策項目を説明できる。
4	避難所運営の実際	座学	<p>事例を基に避難所運営の実際を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所のライフサイクルの構成要素を知ることによって避難所の果たすべき役割を認識する。 ・ 避難所の非構造部材に対する備えの重要性を認識する。 ・ 避難所運営リーダーの適性を考えることで避難所運営のポイントを認識する。 ・ 要配慮者のための避難生活支援の事例を知ることによって、避難所における要配慮者支援の重要性を認識する。 ・ 福祉避難所の実際を知ることによって福祉避難所の備えを認識する。 ・ 多様な主体による被災者支援の実際を知ることによって、連携の重要性を認識する。 ・ 被災者による避難所運営の重要性を知ることによって、避難所における行政の役割を認識する。

			<ul style="list-style-type: none"> 被災者支援には個別課題が存在することを 知ることで、被災者支援の幅広さを認識す る。 被災者の車中泊への対応の重要性を認識す る。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所のライフサイクルの構成要素を説明 できる。 避難所は構造被害を免れても非構造部材の 被害で使用できなくなるという実際を説明 できる。 避難所運営のリーダーは要配慮者に配慮で きる人材を選ぶべきであることを説明でき る。 要配慮者のための避難生活支援の事例を説 明できる。 福祉避難所の実際を説明できる。 多様な主体による被災者支援の実際を説明 できる。 被災者による避難所運営の重要性を説明で きる。 被災者支援には個別課題が存在することを 説明できる。 被災者の車中泊の実際を説明できる。
5	災害時のトイレ 問題（演習）	演習	<p>避難所のライフサイクルを演習形式で学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時のトイレに関する現状の課題を知る ことで、避難所ライフサイクル全体の課題 を想定する。 災害時のトイレの確保・管理の基本的な考 えを知ることで、避難所全体の機材の確保・ 管理を想定する。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレのモデルケースを知ること、避難所ライフサイクル全体のモデル構築の重要性を認識できる。 ・ トイレの必要数を計算することで、避難所ライフサイクルにおける必要数のシミュレーションの重要性を認識する。 ・ トイレの管理・保管の対策項目を知ること、避難所ライフサイクルにおける業務の対策項目構築の必要性を認識する。 ・ 高齢者や車いす利用者等の特別なニーズを理解しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時のトイレに関する現状の課題を説明できる。 ・ トイレの確保・保管の基本的な考えを説明できる。 ・ トイレのモデルケースを説明できる。 ・ トイレの必要数を計算できる。 ・ トイレの管理・保管の対策項目を説明できる。
6	要配慮者をはじめとする避難者の避難生活支援	座学	<p>災害時要配慮者をはじめとする避難生活への支援対策を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の想定対象者を想定することでその対応策の必要性を認識する。 ・ 福祉避難所の設置・広域指定の必要性を認識する。 ・ 福祉避難所の機能を理解し、事前指定の必要性を認識する。 ・ 福祉避難所に必要な物的・人的資源の確保の必要性を認識する。 ・ 緊急入院入所の対応の必要性を認識する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の対応者としての支援者養成についての必要性を認識する。 ・ 宿泊施設が福祉避難所として機能するための要件を認識する。 ・ 福祉避難所の運営体制の整備の必要性を認識する。 ・ 都道府県災害対策本部における保健医療活動の総合調整本部設置の必要性を認識する。 ・ 要配慮者の重症度に応じた避難先を理解しようとする。 ・ 要配慮者の対策に必要な医療・保健・福祉部局、防災部局の連携の必要性を認識する。 ・ 福祉専門職ボランティアとの連携の必要性を認識する。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所の想定対象者を把握できる。 ・ 福祉避難所設置の意義を説明できる。 ・ 福祉避難所の機能を理解し、事前指定について説明できる。 ・ 福祉避難所の広域指定に必要な手続きを説明できる。 ・ 福祉避難所に必要な物的・人的資源の確保の事前手続きについて説明できる。 ・ 緊急入院入所の対応について説明できる。 ・ 福祉避難所の対応者としての支援者養成について説明できる。 ・ 宿泊施設は必ずしも福祉避難所として活用可能ではないことについて説明できる。 ・ 福祉避難所の運営体制整備について説明できる。
--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県における保健医療調整本部の活動について説明できる。 ・ 要配慮者の重症度に応じた避難先について説明できる。 ・ 要配慮者の対策に必要な医療・保健・福祉部局、防災部局の連携の必要性について説明できる。 ・ 福祉専門職ボランティアとの連携の必要性について説明できる。
7	医療による被災者支援	座学	<p>医療による被災者支援を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害医療の機能を認識する。 ・ 災害医療が確立された歴史的背景を理解することで災害医療の必要性を認識する。 ・ 災害拠点病院と DMAT の位置づけや機能を認識する。 ・ 災害拠点病院、基幹災害拠点病院の違いを認識する。 ・ DMAT の活動範囲内容を認識する。 ・ DMAT の派遣要請手続きを認識する。 ・ 被災者の健康管理の必要性を認識する。 ・ 災害時における医療支援の必要性を認識する。 ・ DMAT の活動期間について認識する。 ・ 阪神・淡路大震災で明らかになった災害医療の課題を認識する。 ・ 日本医師会災害医療チーム（JMAT：Japan Medical Association Team）をはじめ医療救護のための派遣について認識する。 ・ 災害医療から平時医療への転換の必要性を認識する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所は急性期においてはトリアージを行う拠点にもなることを認識する。 ・ 医療救護の活動には救護所の巡回も含まれることを認識する。 ・ 災害医療のフェーズの移り変わりを認識する。 ・ 心のケアの必要性を認識する。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害医療の 3 つの機能について説明できる。 ・ 災害医療が確立された歴史的背景を理解する。 ・ 災害拠点病院と DMAT の位置づけや機能について説明できる。 ・ 災害拠点病院、基幹災害拠点病院の違いについて説明できる。 ・ DMAT の活動範囲内容について説明できる。 ・ DMAT の派遣要請について説明できる。 ・ 被災者の健康管理について説明できる。 ・ 災害時における医療支援の必要性について説明できる。 ・ DMAT の活動期間について説明できる。 ・ 阪神・淡路大震災で明らかになった災害医療の課題について説明できる。 ・ 日本医師会災害医療チームをはじめ医療救護のため派遣について説明できる。 ・ 災害医療から平時医療への転換の必要性について説明できる。 ・ 救護所は急性期においてはトリアージを行う拠点にもなることについて説明できる。 <p>医療救護の活動には救護所の巡回も含まれることについて説明できる。</p>
--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害医療のフェーズの移り変わりについて説明できる。 ・ 心のケアの必要性について説明できる。
8	多様な主体による被災者支援／被災者支援の個別課題	座学	<p>各種専門職能の連携による被災者支援と被災者支援の個別課題を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の民生支援を認識する。 ・ 警察の災害支援を認識する。 ・ 消防における災害時の機能を認識する。 ・ 民生・児童委員の災害時の機能を認識する。 ・ 過去の災害における孤立事例を認識する。 ・ 遺体処理の流れを認識する。 ・ 帰宅困難者対策の概要を認識する。 ・ 帰宅困難者受け入れのリスクを認識する。 ・ 広域避難の発生可能性を認識する。 ・ 広域避難把握と支援の仕組みとして必要な機能を認識する。 ・ 災害関連死の存在を認識する。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の民生支援を説明できる。 ・ 警察の災害支援を説明できる。 ・ 消防における災害時の機能を説明できる。 ・ 民生・児童委員の災害時の機能を説明できる。 ・ 過去の災害における孤立事例について説明できる。 ・ 遺体処理の流れを説明できる。 ・ 帰宅困難者対策の概要を説明できる。 ・ 帰宅困難者受け入れのリスクを説明できる。 ・ 広域避難の発生可能性を説明できる。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域避難把握と支援の仕組みとして必要な機能を説明できる。 ・ 災害関連死を説明できる。
9	生活再建支援業務	座学	<p>生活再建支援業務を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災において生活再建支援が課題となったことを認識する。 ・ 罹災証明書の迅速な発行のための計画策定や体制整備の必要性を認識する。 ・ 生活再建支援制度の支援内容は「主たる居室」の被害程度に基づいて実施されることを認識する。 ・ 生活再建支援業務は「住家被害認定調査」「調査結果のデータ化」「罹災証明書の発行」「生活再建支援業務の実施」であることを認識する。 ・ 住家被害認定調査の実施プロセスやデータベース化の必要性を認識するとともに人材育成のための研修が不可欠であることを認識しようとする。 ・ 応急危険度判定は直接生活再建支援業務には関わりのない業務であり、「危険」は住家被害認定調査の「全壊」とは必ずしも一致しないことを認識する。 ・ 罹災証明書は被災者生活再建支援策の根拠資料として活用され、発行業務は計画から発行までの総合的な業務であることを認識する。生活再建支援業務に必要な判定基準は「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない(一部損壊)」であることを認識する。 ・ 「被災者台帳」は、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する台帳で、被災者個人や世帯の支援の進

		<p>抄管理に活用するものであることを認識する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の基礎となる情報は、誰が被災者で、被災時にどこに住んでいて、その住まいがどのような被害なのかということである。災害対策基本法第90条の4で、被災者台帳情報の利用及び提供について定められていることを認識する。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災において生活再建支援が課題となったことを説明できる。 罹災証明書の迅速な発行のための計画策定や体制整備の必要性を説明できる。 生活再建支援制度の支援内容は「主たる居室」の被害程度に基づいて実施されることを説明できる。 生活再建支援業務は「住家被害認定調査」「調査結果のデータ化」「罹災証明書の発行」「生活再建支援業務の実施」であることを説明できる。 調査の実施プロセスはプロジェクトマネジメントのフェーズに沿って展開されることを説明できる。 住家被害認定調査の実施には研修による人員の育成が必要であることを説明できる。 応急危険度判定は生活再建支援業務には直接は関わりのない業務であることを説明できる。 応急危険度判定の「危険」は住家被害認定調査の「全壊」とは必ずしも一致しないことを説明できる。 住家被害認定調査結果は被災者台帳に判定するためにデータベース化する必要があることを説明できる。
--	--	---

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書は被災者生活再建支援策の根拠資料として活用されることを説明できる。 ・ 生活再建支援業務に必要な判定基準は「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない（一部損壊）」であることを説明できる。 ・ 罹災証明書の発行マネジメントは計画から発行までの総合的な業務であることを説明できる。 ・ 「被災者台帳」は、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約する台帳であることを説明できる。 ・ 被災者台帳の基礎となる情報は、誰が被災者で、被災時にどこに住んでいて、その住まいがどのような被害なのかという三つの情報からなることを説明できる。 ・ 災害対策基本法第90条の4では、被災者台帳情報の利用及び提供について定められていることを説明できる。 ・ 被災者台帳において被災者個人ならびに世帯の支援の進捗管理を実施することについて説明できる。
10	被災者支援のタイムライン策定（演習）／全体討論	演習	被災者支援のタイムラインを策定する。

(2) 内容 (ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元1 被災者支援総論

被災者支援

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 被災者の状況	「被災者」の概念	被災者には、生命が被災した者、財産が被災した者、災害によって生活支障が出た者、災害によって恐怖心が出た者の4種類が考えられる。	【被災者】	
	被災者の移動	被災者は避難所、テントや車中、血縁者宅、自宅、賃貸住宅、応急仮設住宅等に移動する。	【避難所】 【応急仮設住宅】	
	災害過程における人間行動	災害過程を人間行動から見ると、1. 災害発生、2. 自分のおかれた状況を適切に判断することが難しい、3. 被災地社会の成立、4. 復旧活動が本格化し、応援が活性化する、5. 現実への帰還、6. 生活再建・復興へ、という過程である。	【災害過程】 【災害ユートピア】	
2 被災者支援業務の全体像	被災者支援業務の全体像と機能	被災者支援業務は、0.避難行動を支援する、1.孤立状態解消を支援する、2.避難生活を支援する、3.帰宅困難に対応する、4.広域避難に対応する、5.仮住まい生活を支援する、という流れである。	【被災者支援】	
		被災者支援において果たすべき機能は、1.被災者の受け入れ開始に対応する、2.被災者の衣食住に対応する、3.被災者の特殊事情に対応する、4.被災者への医療・保健・福祉活動に対応する、5.被災者の社会活動(職趣)に対応する、6.被災者の解消に対応する、である。	【被災者支援】	
3 多様な主体による多様な支援の実態	多様な主体による支援の実態を知る	被災地域における被災者の多様なニーズに対しては、自衛隊、警察、消防、消防団、民生・児童委員、ボランティア等、専門性を持った多様な主体が連携して支援する。		
		避難行動要支援者名簿を活用した避難支援・安否確認、福祉避難所の開設、避難所の要配慮者スペースの確保、食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮、衛生・巡回診療・保健、コミュニケーションへの配慮等、要配慮者の特性に応じた支援を実施する。	【避難行動要支援者名簿】 【福祉避難所】	
	特別なニーズを持った人の支援	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を「要配慮者」とし、市町村長は必要な対策を講じることが必要である。特に、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。	【要配慮者】	(防災基本計画第2編第2章 P79 21行目～)
		福祉避難所とは「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること」と災害対策基本法で定められている。	【福祉避難所】	

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
4 生活再建支援業務の全体像	生活再建支援業務の全体像	生活再建支援業務は「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」を目的として実施される業務である。(被災者生活再建支援法 第一条)	【生活再建支援業務】 【被災者生活再建支援法】	
		災害時の被災者に対する生活再建支援は、1. 住家被害認定調査・第1次調査(外観目視)、2. 住家被害認定調査・第2次調査(外観目視・内部立入)、3. 住家被害認定調査結果のデータベース構築、4. 罹災証明書発行、5. 被災者個人/世帯/地域の特定、という流れである。	【住家被害認定調査】 【罹災証明書】	
	住家被害認定調査の実施	住家被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住宅の「被害の程度(全壊、半壊等)」を認定することを指し、市町村により実施される。この認定結果に基づき、被災者の方々に「罹災証明書」が発行される。	【住家被害認定調査】	
	罹災証明書の発行	罹災証明書は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されており、市町村長は、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが災害対策基本法で義務付けられている。	【罹災証明書】	
	被災者台帳の目的	「被災者台帳」は災害対策基本法に位置付けられ、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものとして、生活再建支援業務に活用される。	【被災者台帳】	
	生活再建支援業務の管理	関係部署の情報共有による重複の排除、援護の漏れや二重支給等の防止、迅速な対応、被災者の負担軽減と的確な援護実施のため、被災者台帳の整備が必要である。	【被災者台帳】	
	生活再建支援業務のマネジメント	・被災者台帳をもとに「支援すべき対象」の全体を同定し、それぞれの生活再建支援過程を把握することで、いま必要なニーズを把握する。 ・把握した内容を基に支援のための「計画」を策定し、実施・評価・見直しの実施が可能になる。これらの過程を可視化することで、市町村ごと、県での認識を共有することができ、一体的な支援が実現する。		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元2 災害救助法と生活再建支援法

被災者支援

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 災害救助法の概要	誕生のきっかけ	災害救助に係る法律としては、明治32年制定の「罹災救助基金法」があったが、同法は①基金に関する法律で、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと、②支給基準が地域ごとで異なり、地域格差があったことに加え、終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること等の問題があり、昭和21年の南海地震を契機に、昭和22年に「災害救助法」が制定されたのである。	【災害救助法】	
	災害救助法の法的位置づけ	我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。	【災害対策基本法】	
	救助法による救助	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用により、救助の実施主体は市町村(基礎自治体)から都道府県に移り、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任することが可能である。 ・市町村に費用負担はなく、都道府県の費用負担はかかった費用の最大5割(残りは国が負担)である。 ・救助の種類は、1. 避難所の設置、2. 応急仮設住宅の供与、3. 炊き出しその他による食品の給与、4. 飲料水の供給、5. 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与、6. 医療・助産、7. 被災者の救出、8. 住宅の応急修理、9. 学用品の給与、10. 埋葬、11. 死体の捜索・処理、12. 障害物の除去、である。 		
	災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法は、「災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～3号)」または「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)」に適用される。 ・災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。国(内閣府防災)からも報道等の情報を基に、被害の大きい都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っている。 		
	災害救助法適用の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要であり、迅速な法適用判断が可能な4号基準による適用を積極的に進めるべきである。 ・法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織(環境)づくりが重要である。 	【4号基準】	
	仮設住宅と住宅の応急修理の併給の禁止	応急仮設住宅に申し込んだ被災者は、住宅の応急修理を申し込むことはできない。	【応急仮設住宅】	

単元2 災害救助法と生活再建支援法

被災者支援

学習目標	学習項目	知識		R.4 要検討事項	
			基本用語		
	災害における適用事例	<ul style="list-style-type: none"> 地震災害における過去の災害救助法の適用事例は水害と比較が少ない。 詳細は内閣府防災担当のホームページに掲載されている。 			
2	生活再建支援法の概要	誕生のきっかけ	被災者生活再建支援法とは、阪神淡路大震災で自助・共助の限界が認識され、被災者に対する必要最小限の公助の必要性から、制定されたものである。	【被災者生活再建支援法】	
	生活再建支援法の法的位置付け	我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「被災者生活再建支援法」は、復旧・復興期における被災者への救済援助措置に対応する法律である。	【災害対策基本法】		
	生活再建支援法の対象	<ul style="list-style-type: none"> 市町村で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した災害、都道府県で100世帯以上の全壊が発生した災害等が、生活再建支援制度の対象である。 対象となる都道府県・市町村において、①住宅が「全壊」した世帯、②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯、③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯、④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯が、制度の対象である。 	【全壊】 【半壊】		
	法適用の判断	都道府県が法適用を決定し、国、支援法人、市町村に適用報告を行い、公示する。			
	支援金の支給額		<ul style="list-style-type: none"> 支援金には基礎支援金と加算支援金がある。加算支援金は再建の方法によって金額が変わる。 	【基礎支援金】 【加算支援金】	
			基礎支援金は、世帯構成(複数か、単身か)と住宅の被害程度(全壊・解体・長期避難か、大規模半壊か)により、37万5千円から100万円が支給される。加算支援金は、37万5千円から200万円が支給される。		
	生活再建支援金の手続きの流れ	支援金支給までの手続きは、①支援法適用(都道府県)、②都道府県から国、支援法人、市町村に適用報告、公示(都道府県)、③罹災証明書の交付(市区町村)、④支援金支給申請(被災世帯)、⑤市区町村で受付、都道府県がとりまとめ、支援法人に送付、⑥被災世帯に支援金の支給(支援法人)、⑦支援法人から国に補助金申請、⑧国から支援法人に補助金交付、という流れである。	【生活再建支援金】 【支援法人】 【罹災証明書】		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元3 避難所のライフサイクル

被災者支援

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 平時における避難所の運営体制	運営体制の確立(平時)	運営体制を確立するために平時から実施すべき業務は、避難所運営体制の確立、避難所の指定、初動の具体的な事前想定、受援体制の確立、帰宅困難者・在宅避難者対策、である。	【避難所】 【受援】 【帰宅困難者】 【在宅避難者】	
	避難所運営体制の確立	・避難所運営体制の確立には、平時より部局横断の取り組みが肝要である。 ・対策項目は、1. 災害対策本部・避難所支援班の確保、2. 各避難所で避難所運営委員会の設置、3. 災害対策本部と避難所の連絡体制の確立、4. 各避難所派遣職員の基本業務の確立である。	【避難所】 【避難所運営委員会】 【災害対策本部】	
	避難所の指定	・被害想定に基づき、災害種別ごと安全な避難所を指定することが必要である。 ・対策項目は、1. 災害想定を考慮しての避難所の確保、2. 福祉避難所/スペースの確保、3. 機能別避難所の検討、4. 指定避難所以外の避難所の対策実施、5. 避難所として確保すべき備蓄の実施である。	【被害想定】 【福祉避難所】 【機能別避難所】 【備蓄】	
	初動の具体的な事前想定	・避難所業務には事前の備えが絶対的に不可欠である。 ・対策項目は、1. 避難所における二次災害の可能性の確認、2. 必要な書式等の作成、3. 避難所運営マニュアルの作成、4. 避難所運営マニュアルを用いた訓練の実施、5. 発災直後にプッシュ型で避難所に物資を届ける体制づくり、6. 災害用トイレの確保・管理計画の作成、7. 汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段の確保である。	【二次被害】 【避難所運営マニュアル】 【プッシュ型】 【災害用トイレ】	
	受援体制の確立	・地域と多様な主体が連携する避難所運営を想定する必要がある。 ・対策項目は、1. 人的資源の受援体制の確立、2. 必要な組織との協定の検討、3. ボランティア受け入れ態勢の確立、4. 医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制の検討である。	【災害ボランティア】	
	帰宅困難者・在宅避難者対策	・避難者は避難所の外にも存在する。 ・対策項目は、1. 帰宅困難者対策の必要性を認識、2. 在宅避難者対策の必要性を認識、である。		
	避難者の認識	災害対策基本法第86条の7(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)には、「災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。	【災害対策基本法】	
	福祉避難所の対象者を把握	・在宅避難者の健康状態や平時の医療福祉保健サービスの提供状況を把握することは重要な課題である。 ・福祉避難所の対象者を把握するため、避難所だけでなく在宅避難者に対しても福祉医療チーム等を作って行うべきである。	【在宅避難者】 【福祉避難者】 【福祉医療チーム】	

単元3 避難所のライフサイクル

被災者支援

学習目標	学習項目	知識		R.2.4 要検討事項	
			基本用語		
2 避難所の運営	避難所の運営(発災後)	発災後の避難所の運営の「基幹業務」は、避難所の運営サイクルの確立、情報の取得・管理・共有、食料・物資管理、トイレの確保・管理、であり、「健康管理」として、衛生的な環境の維持、避難者の健康管理、寝床の改善、が必要である。また、「よりよい環境」のために、衣類、入浴の整備が必要である。 ・(令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、)避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。		(防災基本計画第1編第4章 P6 14行目～)	
	避難所の運営サイクルを確立	実動訓練で避難所の運営を経験しておくことが有効である。	【実動訓練】		
	情報の取得、管理、共有	・避難者への情報提供に努める。 ・対策項目は、1. 情報取得手段の確保、2. 外部向けの広報活動の実施、3. 内部向けの情報共有の実施、4. 内部向けの情報共有手段の確保、5. 外部向けの広報手段の確保、である。			
	食料・物資管理	プッシュ型から要請型へ、物資の確保は重要業務である。対策項目は、1. 物資の受入体制の整備、2. 食料等の確保の実施、である。	【プッシュ型】 【要請型】		
	寝床の改善	継続的な避難所には、簡易ベッドの確保を目指すべきである。			
	衣類	自立して衣類を確保できる環境を目指すべきである。			
	入浴	入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果があり、入浴対策の検討が必要である。			
	健康・衛生・医療	・避難所生活で、トイレの回数を減らすために水分の摂取を控えたり、車中など窮屈な状態での寝泊りが続いたりすることにより、エコノミークラス症候群を引き起こす可能性がある。 ・対策としては、十分な水分摂取と定期的に体を動かすよう啓発することや、ダンボール等の簡易ベッドや弾性ストッキングを導入することなどが挙げられる。	【エコノミークラス症候群】		
3 避難所における特別なニーズへの対応	ニーズへの対応	ニーズへの対応の「要配慮」の項目として、配慮が必要な方への対応、女性・子どもへの配慮、があり、「安心安全」の項目として、防犯対策、ペットへの対応、がある。			
	配慮が必要な方への対応	・脆弱性の高い人々への配慮を欠かさない。 ・対策項目は、1. 配慮が必要な方への対応の検討、2. 避難者の滞在可能性の検討の実施、3. ボランティアニーズの把握の実施、4. 要配慮者に向けた情報の提供である。	【要配慮者】	(防災基本計画第2編第2章 P79 23行目～)	
	女性・子供への配慮	・女性や子供の視点から避難所を考えることが必要である。 ・対策項目は、1. 女性における衛生面・保安面の配慮の実施、2. 女性の活躍環境の確保、である。			
	防犯対策	災害後の治安悪化の傾向の把握に努め、避難所・地域の防犯対策を実施することが必要である。			
	ペットへの対応	ペット同行避難のルール作りを検討することが必要である。			

単元3 避難所のライフサイクル

被災者支援

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
4 避難所の解消	避難所の解消に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所を設置する時には、「解消」の時期についても考え、被災者への支援と合わせて、見通しを示すことが早期復旧に繋がる。 ・避難所を出られない被災者には様々な理由があるため、避難所を解消するには、避難者に対して早くから見通しを示しつつ、事情を聞きながら解決する姿勢が必要である。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の仮住まいへの移行を推進する。 ・対策項目は、1. 避難所生活が長期化した場合の対応の実施、2. 避難所の解消に向けた話合の実施である。 		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元4 避難所運営の実際

被災者支援

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 避難所のライフサイクルの事例	避難所のライフサイクル	避難所のライフサイクルは、1. 運営体制の確立(平時)、2. 避難所の運営(発災後)の基幹業務、3. 避難所の運営(発災後)のよりよい環境、4. ニーズへの対応(1)要配慮、5. ニーズへの対応(2)安全安心、6. 避難所の解消、である。		
	避難所運営の責任者	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営の責任者(リーダー)は性別にかかわらず適任者を選任する。 避難所生活においてデリケートな問題を抱える女性の支援には、女性の視点で実施することが望ましく、さらには、男性・女性・災害時要配慮者等の意見が反映されるようにリーダーは配慮すべきである。 	【要配慮者】	
2 災害時要配慮者のための避難生活支援の事例	災害時要配慮者のための避難生活支援	要配慮者のための避難生活支援の事例を紹介する。	【要配慮者】	
	福祉避難所の被災者の受入れ	様々な形態の福祉避難所が工夫されており、その機能の長所・短所を知って次の災害に活用すべき。	【福祉避難所】	
3 多様な主体による被災者支援の事例	多様な主体による被災者支援	自衛隊、警察、消防・消防団等による支援、民生委員等の地域からの支援の事例を紹介する。	<ul style="list-style-type: none"> 【自衛隊】 【警察】 【消防】 【消防団】 【民生委員】 	
	外部からの応援の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営においては、ボランティアを含む外部からの応援要員を受け入れながら、被災者自らが運営できる体制を構築することが肝要である。 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡、要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 多くの市町村職員を避難所業務に充てることは、他の災害対応業務へのしわ寄せにもなるため、留意すべきである。 	【受援】	<p>(防災基本計画第2編第1章 P26 15行目～)</p> <p>(防災基本計画第2編第1章 P26 21行目～)</p>
4 被災者支援の個別課題の事例	被災者支援の個別課題	被災者支援の個別課題の事例を紹介する。		
	車中泊の対応	<ul style="list-style-type: none"> 生活スタイルや家族の特性などから、避難所生活より車中泊を選ぶこともある。 福祉避難所のガイドラインに車中泊は位置付けられていないがそのような現象がたくさんあることから、想定した車中泊者の対応を考慮しておくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 【車中泊】 【福祉避難所のガイドライン】 	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元5 災害時のトイレ問題 (演習)

被災者支援

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 避難所におけるトイレ対策について、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを活用し、演習を実施することで、避難所ライフサイクルにおける対策の実践を訓練体験する	避難所の運営(発災後)	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後の避難所の運営の「基幹業務」は、避難所の運営サイクルの確立、情報の取得・管理・共有、食料・物資管理、トイレの確保・管理、であり、「健康管理」として、衛生的な環境の維持、避難者の健康管理、寝床の改善、が必要である。また、「よりよい環境」のために、衣類、入浴の整備が必要である。 ・避難所の確保と質の向上のため、「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が取りまとめられている。 		
	災害時のトイレの現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、避難者数に比べてトイレの個数が不足したり、トイレの設置場所が暗い等の問題により、高齢者、障害者、女性、子供等にとって使用しにくいものもあった。 ・このことから、トイレの使用を減らすために水分や食事を控えることとなり、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られた。 		
		<p>災害時における避難所のトイレの確保・管理は、極めて重要な課題であり、水・食料等の支援とともに、「ライフライン(電気・水道・ガス・下水道等)」と同様に被災者の「命を支える社会基盤サービス」の一つとして認識し、避難所を開設する市町村等において、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について、適切な対応がなされるようにしていく必要がある。</p>		(防災基本計画第2編第2章 P85 4行目～)
	トイレの確保・管理に関する基本的な考え方	<p>トイレの確保・保管について、必要な基礎知識は、1) 災害用トイレの確保にあたって、2) 災害時のトイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項 ～誰もが使える環境を～、3) トイレの個数(目安) ～被災者の健康が維持できるトイレの数とは～、4) 災害時のトイレの種類 ～いくつかあるか知っていますか? 5) 災害時トイレの種類～トイレの衛生管理である。</p>		
	トイレのモデルケース	<p>トイレのモデルケースは、1) トイレの組合せモデル(大規模地震発生時の避難所の場合)、2) 時間経過に伴うトイレの組合せモデル、3) 災害時のトイレの種類と特徴の項目から構成される。</p>		
	トイレのモデルケースに基づくシミュレーション	<p>災害時のトイレの必要数計算シートを活用したトイレ数のシミュレーション方法は、1) 避難所の被害状況の想定、2) 災害時のトイレの確保目標の設定、3) トイレの種類ごとに必要数の見積もり、である。</p>		
トイレ確保・管理チェックリスト	<p>トイレ管理・保管に対する対策項目は、1) 災害用トイレの確保・管理計画を作成する、2) 汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段を確保する、3) 多重的に災害用トイレを確保する、4) 既設トイレの活用と不足するトイレの把握を実施する、5) トイレの使用ルールを確保する、6) トイレの使用環境の改善を実施する、7) トイレの特別ニーズ対応を実施する、8) トイレの清潔な衛生環境を確保する、である。</p>			

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元6 要配慮者をはじめとする避難者の避難生活支

被災者支援

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 福祉避難所の確保	対象者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、福祉避難所の指定、整備数を検討するため、対象となる者の概数を把握することとなっている。 ・避難所だけでなく在宅避難者に対しても福祉医療チーム等を作って福祉避難所の対象者を把握するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 【福祉避難所】 【在宅避難者】 【福祉医療チーム】 	
		福祉避難所の対象者は高齢者、障害者、妊産婦、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、何らかの特別な配慮を必要とする者を対象としている。	【福祉避難所】	
	福祉避難所の指定	市町村は、①支援者(専門職)の確保を可能とする施設、②要配慮者の処遇に支障をきたさない、③物資、機材の確保が図られる、の観点から福祉避難所として利用可能な施設を洗い出し、指定を行うこととなっている。	【福祉避難所】	
	福祉避難所の整備	福祉避難所として指定する施設との間で協定の締結、広域対応の想定と協力関係の構築が必要である。		
	資機材の整備	福祉避難所の物資、器材の確保が必要であり、調達先リストの作成と協定の締結が必要である。		
	支援体制の確立	市町村は要配慮者の避難生活を支援するため専門的人材の確保について要請先リストを整備するとともに、関係団体、事業所と協定を締結する等、人的支援を得られるよう連携を図ることとなっている。		
2 多様な避難先での支援	在宅避難者に必要な支援	在宅での生活継続が困難となった要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイへの対応が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> 【要配慮者】 【緊急入所】 【緊急ショートステイ】 	
	医療・保健・福祉施設における避難生活	福祉施設は物資、器材、人材が整っており、既入所者の処遇に支障をきたさないよう、他からの支援者の派遣を要請することとなっている。		
	旅館・ホテルにおける避難生活	宿泊施設は、宿泊機能は確保されているが、必ずしもバリアフリーにはなっておらず、人材の確保、派遣対策が必要である。	【バリアフリー】	
3 要配慮者対応体制の確立	医療・保健・福祉分野による支援	災害時、福祉避難所の速やかな開設及び運営を行うことができるよう、あらかじめ福祉避難所担当職員を指名したり、担当課・係を定める等の体制整備を図ることとなっている。	【福祉避難所】	
	保健医療調整本部	平成28年熊本地震における対応に関して、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が指摘され、今後、被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築するために、被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うための本部(「保健医療調整本部」)を設置することとなった。	【保健医療調整本部】	
	防災分野との連携	災害時の要配慮者支援においては、平時からの保健・医療・福祉関係部局・機関及び防災関係部局・機関の連携が重要である。		
	ボランティアとの連携	福祉専門職ボランティアと連携し、活動支援することが行政には求められている。	【福祉専門職ボランティア】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元7 医療による被災者支援

被災者支援

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 医療による被災者支援の必要性	医療対策の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療は、「災害拠点病院等」「応援派遣」「健康管理」の3つの機能と、それを満たす関係機関、さらにそれらの関係機関相互の連携により、災害時においても必要な医療が確保される体制を構築する。 ・「応援派遣」は「DMAT等医療従事者を派遣する機能」のことであり、「健康管理」は、「救護所、避難所等において健康管理を実施する機能」のことであり。 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害医療】 【災害拠点病院】 【DMAT】 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災における課題は、現場の情報途絶、被災地域内で標準レベルの医療の実施、発災直後に被災地へ医療者が赴いての医療活動、航空機による患者搬送の早期実施である。 ・阪神淡路大震災を契機に、情報共有のためのシステム整備(EMIS)による情報管理、災害拠点病院の指定、DMATの活動、ヘリ搬送・広域医療搬送という災害医療対策が構築されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【EMIS】 【災害拠点病院】 【DMAT】 【ドクターヘリ】 【広域医療搬送】 	
	災害拠点病院機能について	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害拠点病院」とは、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地の重症傷病者の受入れ機能を有する。 ・自衛隊機での搬送などを行う広域医療搬送への対応機能、DMATの派遣や受入機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する。 ・救命救急センターや入院救急医療を担う医療機関などが災害拠点病院として指定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害拠点病院】 【重篤救急患者】 【重症傷病者】 【広域医療搬送】 【DMAT】 【救命救急センター】 	
		<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院のうち、「地域災害拠点病院」については原則として二次医療圏ごとに1か所、「基幹災害拠点病院」については原則として都道府県ごとに1か所整備することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域災害拠点病院】 【二次医療圏】 【基幹災害拠点病院】 	
	応援派遣(DMAT等医療従事者を派遣する)機能について	<ul style="list-style-type: none"> DMATとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時の急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームであり、主な活動は、広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【DMAT】 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・DMATの派遣は、被災地域の都道府県の派遣要請に基づくものである。 ・ただし、厚生労働省は、当分の間、被災地域の都道府県の派遣要請が無い場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対してDMATの派遣を要請することができる。 ・DMAT活動の終了は、被災地域の都道府県が決定する。 ・大規模災害時等におけるDMAT活動の終了の目安は、JMATや日本赤十字社等の医療関係団体から派遣される医療チームや地域の医療資源が確保され、組織的な支援が行われていることである。 ・指定行政機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画等においてDMAT等の派遣要請、運用について記載する際の指針として、日本DMAT活動要領がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【DMAT】 【JMAT】 【赤十字社】 【日本DMAT活動要領】 	

学習目標	学習項目	知識		R.2.4 要検討事項
			基本用語	
	健康管理(救護所、避難所等において健康管理を実施する)機能について	災害発生後の被災者の健康管理のため、救護所・避難所等に医療従事者を派遣し、感染症のまん延防止、衛生面のケア、メンタルヘルスケアを実施して被災者の健康管理を行う。		
	医療支援の必要性	災害時においては、迅速な救命医療の提供、その後避難所等における診療活動、被災しても医療提供を引き続き維持し被災地での医療の提供、NBCテロ等特殊な災害における医療の提供という医療支援が必要である。	【NBCテロ】	
	DMATから日常の支援への過渡期の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・発災から約72時間以上が経過すると、急性期の患者数も落ち着いてくるため、この頃になるとDMATは被災地からの撤退時期の検討を始める。 ・しかし災害の種類や規模によっては、被災地の医療体制が回復しない場合もある。 ・このような場合には、医療救護班(JMAT)などの医療チームが、撤退するDMATと交替するようにして被災地に派遣され、地域の医療体制が回復するまでの間、医療支援を続ける。 	【DMAT】 【JMAT】	
2	医療チームの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・DMAT以外に、災害発生後、救護所、避難所に医師・看護師等により編成された医療救護班等の医療チームを派遣することとなっている。 ・医療チームには、日本医師会災害医療チーム(JMAT:Japan Medical Association Team)をはじめ、大学病院、日本赤十字社、国立病院機構、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体から派遣される医療チームがある。 	【医療救護班等の医療チーム】 【JMAT】 【日本赤十字社】	
	平時医療への転換期	災害医療は、停電・断水といった状況の中で、限られた医療資源を用いて何とか1人でも多くの人命を救うことを求められる医療であり、患者にとって必要とされる全ての医療を提供できるよう、できるだけ早く平時医療へ転換できるような対策が求められる。	【災害医療】	
3	救護所における活動	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所は急性期には主として被災者の傷害の程度に基づく治療の選択(トリアージ)や搬送前の応急処置、軽傷者の治療を行うものである。 ・避難生活が長期化してくると、慢性疾患治療や被災者の健康管理を中心とした医療救護活動を行うとともに、復旧する医療機関への引継ぎを行うこととなっている。 	【救護所】 【トリアージ】	
	避難所における活動(巡回)	医療救護班は救護所に常駐するとともに、避難所を巡回しての医療を行うものである。		
4	医療支援のサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期はDMATが活動し、亜急性期・慢性期になると日赤医療救護班や医療救護班(JMAT)が活動を行い、その調整は統括DMATから災害医療コーディネーターに移ってゆくものである。 ・フェーズが進むと診療専門領域が必要となり、DVT対策チーム、熱中症対策、心のケアチーム、DPAT、DHEAT等の専門チームの活動が必要である。 	【DMAT】 【JMAT】 【災害医療コーディネーター】 【DVT対策チーム】 【DPAT】 【DHEAT】 【心のケア】	
	心のケア対策	心のケアのための要員は、災害によるストレスを受けた被災者に対して、傾聴などを通じてストレスの軽減を図るとともに、継続したケアが必要と判断される場合には、地域の保健師などと連携して専門医等につないでいくことも必要である。	【心のケア】 【傾聴】	

(2) 内容（单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

单元8 多様な主体による被災者支援／被災者支援の個別課題

被災者支援

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 多様な主体による支援	自衛隊による被災者支援の概要	自衛隊は人命救助、捜索活動と並行して、給水支援、入浴支援、炊出し等の生活支援を行っている。		
	警察による被災者支援の概要	警察は、災害警備活動として救助活動、被災者の避難誘導、交通規制・交通整理の他、各種相談活動や、犯罪予防・取り締まり活動として避難所パトロールや避難所での防犯指導等を行っている。		
	消防署・消防団による被災者支援の概要	消防機関は火災への消火活動、人命救助及び救急搬送の他、転院が必要になった入院患者の搬送や避難所内で発生した傷病者等の救急搬送等を実施するものである。		
	民生・児童委員による被災者支援の概要	民生・児童委員は要援護者支援活動として、発災時には要援護者の安否確認等、避難所設置期には避難生活を続ける要援護者支援等、仮設住宅移行期には仮設住宅で生活を行う要援護者の安否確認や孤立防止、発災前コミュニティ維持のための活動に取り組むものである。	【民生・児童委員】 【要援護者】	
2 避難場所での孤立	孤立解消	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県中越地震では、交通の途絶により61地区で孤立集落が発生した。 ・東日本大震災では、津波から避難した後、津波の再襲来の警戒や、大量のがれき、また地盤沈下等に伴って水が引かないことなどから、避難した場所で孤立が発生した。 ・また、ビルの上や高台で数日間救助を待つような事態が発生した。 ・情報通信手段の確保、ヘリコプターの利用などにより孤立を解消する対応が必要である。 	【孤立集落】	

学習目標		学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
5 3	広域避難者	行政界を越えた避難者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 被災地の避難所不足、ライフライン不全、医療福祉、警戒区域による立ち入り制限等を背景に、広域避難が行われることとなる。 広域避難者の個人情報収集と、広域避難者への情報提供、被災自治体との情報共有が課題である。 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 	【広域避難】	(防災基本計画第2編第1章 P35 14行目～)
			<p>望まれる広域避難者支援の仕組みとして、①全国どこにいても所在が確認できる、②避難者と出身自治体を情報で結びつけることが可能、③生活再建支援等の行政手続きがどこにいても可能となる、④支援の履歴や進行状況の把握が可能、⑤全体像を把握でき必要な施策の検討が可能であることが挙げられる。</p>	【広域避難者】	
		情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 広域避難者の孤立解消のためには、見守り支援体制を確立させるだけでなく、避難者と出身自治体とを情報で結びつけることに留意する。 広域避難者は、避難先での生活情報だけでなく、避難元の復旧状況や帰還スケジュールなど、出身自治体の情報も必要としている。 また、出身自治体側も、避難者が避難先でどのような状況にあるのか、どんな支援が必要か、などの情報を必要としている。 	【広域避難者】 【見守り支援】	
6 4	災害関連死	災害関連死の定義	<ul style="list-style-type: none"> 災害関連死は、災害による直接の被害ではないが、災害との因果関係が認められる被害による死であり、災害弔慰金の支給対象となるものをいう。 市区町村は、遺族からの申し立てにより災害弔慰金に該当するかどうかを審査するが、災害との因果関係が高い場合は「災害により死亡した者」として認定し、災害弔慰金を支給する。 	【災害関連死】 【災害弔慰金】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元9 生活再建支援業務

被災者支援

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R.2.4 要検討事項
1 生活再建支援業務の全体像	生活再建支援業務の意味と位置づけ	阪神淡路大震災の復興において、社会基盤の復旧のための経済の活性化・中小企業対策・住宅再建・都市計画のためには、被災者の生活再建が必要になることが課題として取り上げられた。「攻めの行政」による「取り残しのない」被災者生活再建支援が必要である。	【生活再建支援業務】	
	生活再建支援業務の体制の整備	・被災者生活再建支援業務の基礎となる罹災証明は、迅速な発行が求められる。 ・このため、被災直後から住家被害認定調査や罹災証明発行のための計画策定や体制構築に着手する必要がある。	【罹災証明】 【住家被害認定調査】	
	生活再建支援業務の種類	生活再建支援業務は、住家被害認定調査・第1次調査(外観目視)、住家被害認定調査・第2次調査(外観目視・内部立入)、住家被害認定調査結果のデータベース構築、罹災証明書発行、被災者(支援対象者)個人・世帯・地域の特定、支援金の提供、住宅サービスの提供、である。	【住家被害認定調査】 【罹災証明書】	
2 住家被害認定調査	住家被害認定調査の判定方法の概略	調査の実施プロセスは、1. 立ち上げ(採用手法の意思決定、計画方針の決定)、2. 計画(調査員の見積もり、人的・物的資源の確保、調査実施環境の整備、地区割りの実施、調査班体制の整備、調査員の福利厚生管理)、3. 実施(不在連絡への対応、調査に係る研修実施、調査の実施)、4. 評価・見直し(入力情報の精査、調査の進捗管理、報告とりまとめ、調査の振り返り)、5. 撤収(調査の終了)である。	【住家被害認定調査】	
	住家被害認定調査調査員の確保	・住家被害認定調査の調査員には、特別の資格は必要ない。 ・この調査を円滑に実施するためには、平時から研修等により必要な知識と技術を身につけておくことが重要である。	【住家被害認定調査】	
	応急危険度判定との違い	応急危険度判定は二次被害の防止のために行うものであり、住家被害認定調査は生活再建支援のための建物被害の確定のために行うものである。	【応急危険度判定】	
		応急危険度判定は、二次被害を防止するための調査であるため、建物周辺の状況によっては無被害であっても「危険」と判定される場合がある。		
調査結果のデータ入力・管理	短時間に大量の情報処理が発生し、そのほとんどが現場で作成される調査票(紙資料)であり、調査結果のデータベースを構築することが必要である。			

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 罹災証明書 の発行	罹災証明書 の意味と 位置付け	罹災証明書とは、地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明するものであり、各種被災者支援策の判断材料として活用されている。	【罹災証明書】	
	罹災証明書 の項目	被害認定基準における被害区分は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」に至らない(一部損壊)」の5区分である。	【全壊】 【大規模半壊】 【半壊】 【準半壊】 【準半壊に至らない(一部損壊)】	
	罹災証明書 の発行 の課題	罹災証明書発行マネジメント業務は、1. 発行計画、2. 発行会場の選定、3. 発行会場レイアウト、4. 研修会・ミーティングの実施、5. 発行支援、の総合的な実施である。		
4 被災者台帳 の構築	被災者台帳 の意味と 位置付け	「被災者台帳」は災害対策基本法に位置付けられ、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものとして、生活再建支援業務への活用が可能である。	【被災者台帳】	
	被災者台帳 の情報	・罹災証明の発行により、被災者台帳の基礎となる情報を確定することができる。 ・被災者台帳の基礎となる情報は、誰が被災者で、被災時にどこに住んでいて、その住まいがどのような被害なのかという三つの情報である。これらは、罹災証明の発行により確定される。	【罹災証明】 【被災者台帳】	
	被災者情報 の内部 共有	・被災者の生活再建支援を効果的に実施するためには、被災者台帳の情報を内部で共有するとともに、必要に応じて外部へも提供する必要がある。 ・災害対策基本法第90条の4では、台帳情報の利用及び提供について定められている。	【被災者台帳】	
	台帳による 被災者支 援進捗管 理	被災者台帳によって個々の被災者について、支援の進捗管理を行う。	【被災者台帳】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元10 被災者支援のタイムライン策定 (演習) / 全体討論

被災者支援

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 被災者支援のタイムライン策定	導入:作業手順の確認			
	タイムライン策定作業			
	策定したタイムラインの共有			
	講評(専門家からの他己評価を得て再認識する)			
2 「被災者支援」理解の確認	確認への導入			
	コースでの学びの言語化			
	全体共有(全体でふりかえり、体験を共有する)			
	講評(専門家からの他己評価を得て再認識する)			

第6章 復旧・復興

第1節 目的

被災者と被災地の復旧復興を実施するために必要となる知識を学ぶ。多様な被災者のニーズに複線的に対応し、総合的な地域の復興を、多様な連携で進めようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

インフラ整備や都市計画部門で復興を担当する土木・建築部門の職員や、生活・社会・産業など総合的な復興計画策定等を担当する政策企画部門の職員など、被災自治体が取組む復旧・復興政策を学びたい方を主な対象とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単元		手法	概要
1	復旧・復興総論	座学	<p>災害からの復旧・復興は、一人一人の被災者復興と地域社会で取り組む被災地復興がある。その概念、行政・被災者等の取り組みから、生活、産業、社会、市街地の復興プロセスとその全体像を理解する。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none">一人ひとりの被災者の多様な復興ニーズに複線的に対応し、寄り添って、被災者の自立復興を支援する。新たな地域づくりとなる地域復興を総合的に計画策定し、多様な分野連携で実施する。過去の復旧・復興事例に学び、地域の特性とトレンドを踏まえた工夫をする。 <p>【技能】</p>

単 元		手法	概 要
			<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興について、被災後に考え始めるのではなく、被害想定を基に事前に準備等に取り組むことが求められている。 ・被災地復興では、脆弱な地区に対する復興像を「復興ビジョン」に、復興施策を立案・遂行する手順を「復興マニュアル」等に取りまとめ、復興訓練をしておく等、事前復興に取り組むことができる。
2	公共基盤の復旧 (基盤復興Ⅰ)	座学	<p>地域の基盤施設には、公共基盤と公益基盤がある。地方公共団体が主体となる公共基盤の復旧・再建の理念とその支援制度、対応業務の進め方について、事例を踏まえて学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のインフラである公共基盤が被災したときに自治体として復旧・復興を進めるための考え方を理解する。 ・民間事業者が主体となるライフライン、交通輸送等の公益基盤は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を調整し、被災者に明示して、復旧を進めようとする <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共基盤の復旧・復興制度の体系を習得し、災害復旧業務の推進ができる。
3 4	仮設住宅 (生活復興Ⅰ) (2 单元)	座学	<p>災害救助法による応急仮設住宅の提供として、建設型応急住宅の供給と、賃貸型応急住宅（いわゆる、みなし仮設）の供与について、県と市町村の役割分担、建設用地の選定や確保、入居と管理運営、撤去等の取組みを、事例に基づき学ぶ。</p> <p>【態度】</p>

単 元		手法	概 要
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の供給、運営、撤去に当たって、被災者の復興への意欲を高めるようなきめ細やかな支援と情報の提供に努める。 ・ 建設型応急住宅団地におけるコミュニティの継続、維持、再生に配慮する。 ・ 賃貸型応急住宅における被災者への情報提供と復興支援に努める。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設型応急住宅団地の空間配置や集会施設の検討ができる。 ・ 仮設住宅の建設用地の確保、民間賃貸住宅事業者と平時からの連携などができる。
5	住まいの再建 (生活復興Ⅱ)	座学	<p>被災者復興の基盤となる住宅再建過程について、多様な仮住まいの確保、住宅の修理・個別再建・共同再建の支援、被災マンション再建の課題と支援、災害公営住宅の供給など、住宅復興とその課題を体系的に学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の住まいの再建過程は多様であり、多様な意向を支援することを工夫しようとする。 ・ 区分所有建物被災後の取り組みは、合意の形成に基づく取組みとなり、それ自体が復興まちづくりとしての取組みとなることが理解できる。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域性や被災者の状況に配慮した各種支援制度等の案内や災害公営住宅の提案をすることができる。
6	コミュニティ再生	座学	<p>被災地における地域社会の復興の重要性、被災地における地域コミュニティの役割と意義、地域社会の再生・復旧・活性化の取組み方、復興</p>

単 元		手法	概 要
	(社会復興)		<p>基金の意義と活用等について、事例に基づき学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティの再生の当事者は地域の人々であり、寄り添うことができる。 ・ 災害復興における地域コミュニティの重要性を理解し、地域社会の被災者による復興を支援する。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時の行政において、地域社会と連携した取り組みができる。 ・ 被災後において、地域コミュニティ再生のため復興基金等を活用して、住民主体の地域づくりを支援することができる。
7	市街地の復興まちづくり (基盤復興Ⅱ)	座学	<p>土地区画整理事業など基盤整備を改良的にを行い、被災地を安全で快適な市街地に復興する被災地復興の意義と基礎知識、計画策定、まちづくりによる事業推進の進め方と課題を、事例に基づき学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりの主体は市民であることを理解し、被災者の寄り添って、官民連携によるまちづくりを進める。 ・ 都市計画決定に当たっては、事前に十分に説明し、意見聴取し、住民参画での進め方で合意を形成する。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地において復興まちづくりの対象地区を抽出し、整備手法を提案できる。 ・ 復興計画を立案・策定し、復興に向けた街づくりを推進できる。

単 元		手法	概 要
8	地域産業の復興 と雇用確保 (産業復興)	座学	<p>地域経済の活力を維持し、被災者の雇用を確保する視点から、被災地における産業復興の取組みの基本課題とその支援方策について、事例に基づいて基礎的な知識と考え方を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済を支える中小企業の状況を理解し、復興の経費負担が過大にならないように支援を進める。 ・ 復興まちづくりに連携して、産業復興を工夫する。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業復興の制度や事業種別毎の支援策について提案ができる。 ・ 産業復興のステージに応じた支援策を提案することができる。
9	復旧・復興演習 (復旧・復興対策 の事前準備)	演習	<p>自らの自治体の地域防災計画の復旧・復興編における被災後の復旧・復興に取り組むための不足事項や課題を検証し、大規模災害復興法に則した市町村、都道府県における復興対策の体系や体制について、演習形式で学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の地域防災計画の復旧・復興対策編における不足部分などの課題を把握し、事前復興対策として検討をする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害想定を前提として、被災後の復興方針、計画策定、施策立案などを事前復興対策として取り組むことができる。
10	全体討論	演習	<p>復旧・復興の基礎知識の学びを活用するために、事前に復旧・復興対策を準備しておく事前</p>

単 元		手法	概 要
			<p>復興の取組みについて、自治体における可能性と課題を討議し、研修で得たもの振り返る。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前復興対策として、地域防災計画の復旧・復興対策編の内容の検討に取り組む。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前復興対策として、被災後の復旧・復興のための準備に取り組むことができる。

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元1 復旧・復興総論

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項	
			基本用語		
1 復旧・復興の理念と構成	災害復興の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・災害からの復旧・復興には、罹災証明・被災証明に基づき支援される「被災者復興」と、被害が集中して再度被災防止が必要な地域を選定して実施される「被災地復興」がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【復興】 【被災者復興】 【被災地復興】 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・被災者復興は全ての被災者に迅速、公平、公正に支援することが重要で、世帯を単位とする「日常生活の回復」「仕事・収入の確保」「住まいの再建」が重要な構成要素である。 ・被災者復興は、どんなに小規模な災害でも被災者が発生し、罹災証明の発行とともに被災者台帳を整備し、被災者に寄り添い、復興を支援する。 ・国及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。 ・国及び地方協団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 【罹災証明】 【被災者台帳】 		<p>(防災基本計画第2編第3章第4節 P94.2段目)</p> <p>(防災基本計画第2編第3章第4節 P94.5段目)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・被災地復興は、脆弱性が高く被災が集中した地域に対し区域を設定し、市街地基盤等を安全で快適な水準に改良し整備する。 ・復興対象区域の関係権利者等の合意の形成が不可欠で、かつ被災者の自立的復興を妨げないように迅速かつ円滑に推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【合意形成】 		
	復旧の目的と理念	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧の目的は、被災前に戻す「原形復旧」が基本であるが、従前からの課題を解決する必要がある場合は「改良復旧」を行うことができる。 ・原形復旧とは、形態を被災前の原状に戻すことではなく、機能・性能を原状に戻すことである。そのために、道路形態の原状復帰でなく、道路のトンネル化や架橋などを行う場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【復旧】 【原形復旧】 【改良復旧】 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県中越地震は人口減少と高齢化が進んでいた農山村地域の被災で、災害は地域のトレンドを加速させるために、トレンドを減速して原状に復旧するにも創造的な取組が不可欠であると、「創造的復旧」という理念を掲げて取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 【創造的復旧】 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を経て、仙台防災枠組において復興の理念を“ビルド バック ベター”とした。 ・復興とは、被災前よりも安全で快適かつ利便に、市街地や地域社会を改良復旧することである。 ・木造密集市街地が被災後に市街地基盤を改良する地域復興を行うのは、その市街地に内在していた脆弱性や課題を解決し、安全、快適で利便な市街地に改良復旧することが「復興」である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【復興】 【仙台防災枠組】 【ビルドバックベター】 【木造密集市街地】 			

単元1 復旧・復興総論

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R.2.4 要検討事項
1 復旧・復興の理念と構成		<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災は大都市の災害で、復興理念として、将来に備える「創造的復興」を掲げた。 ・東日本大震災でも多くの自治体は、創造的復興を理念として掲げ、復興計画を策定した。 	【創造的復興】	
	復興の主体と被災者の「復興感」を高める取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興の主体は被災者で、自立的に災害復興に取り組み、公的支援等を受けて、被災者が満足できる安全で安心できる生活と基盤を取り戻す「自力復興」を基本とする。 ・東日本大震災の津波からの復興過程において被災者が評価する「復興感」の分析から、被災者にとって重要な復興の課題は、「日常生活の回復」、「仕事・収入の確保」、「住まいの再建」そして「居住地の復興」であることが明らかになった。 	【自立復興】【復興感】	
		復興の4つの取組みは、被災者復興として住まい再建を含む「生活復興」、仕事や収入の確保のための「産業復興」、地域での平時の共助体制を含む「社会復興」、そして被災地を整備する「基盤復興」の4つの課題として、バランスよく円滑かつ適時に進める必要がある。	【生活復興】【産業復興】【社会復興】【基盤復興】	
2 災害復興の事例に学ぶ復旧・復興のプロセスと法制度	関東地震と阪神淡路大震災に学ぶ都市復興のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・関東地震からの帝都復興は、人口急増時代の都市復興として帝都復興院を設置し、東京では3600haの土地区画整理事業と街路整備事業による被災地復興を、7年間で完了した。 ・東京都心の都市構造は帝都復興事業を基盤として、今日まで東京の都市活動を支えている。 	【関東地震】【帝都復興事業】	
		<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災の被災地復興は、酒田大火の復興をモデルに、建築基準法第84条建築制限区域を設定して土地区画整理事業と都市再開発事業で、「創造的復興」を目指した。取り組んだ。 ・神戸市の被災地復興プロセスは、震災の2日目に発意、2週間後に建築基準法84条建築制限区域を告示し、2ヶ月目に市街地復興の都市計画事業区域を都市計画決定し、半年後に復興計画を策定して、10年間の復興期間で取り組んだ。 ・被災者への復興支援のために「復興基金」を設置し、制度ではできない多様な支援を運用した。 ・被災地復興では、神戸市では既設の「まちづくり条例」を援用して復興まちづくり協議会を設置して支援し、住民参加を進めて合意形成を進めた。 	【阪神・淡路大震災】【創造的復興】【復興基金】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
2 災害復興の事例に学ぶ復旧・復興のプロセスと法制度	新潟県中越地震と東日本大震災に学ぶ農山漁村の地域復興プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県中越地震は、人口減少と高齢化が進展した山村地域を襲った地震である。 山塊崩落のために長岡市に全村避難した旧山古志村は、集落コミュニティを避難・仮設住宅生活期の基本単位として、小集落環境整備事業による集落復興と地域社会の活性化に取り組んだ。 それ以外の被災地も、地域にとどまりながら、被災者復興と被災した地域社会の復興を連携させて取り組み、創造的復旧を目指した。 地域のコミュニティ拠点施設として神社を復旧したり、水田等の修復を自ら行うことで農業の早期復旧を実現しつつ復興事業に参画する等、「復興基金」による創造的復興事業が工夫された。 	<ul style="list-style-type: none"> 【新潟県中越地震】【復興基金】【小集落環境整備事業】 	
		<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災では、津波災害での膨大な人的被害への対応などから、復興発意は遅れた。 防災集団移転事業による津波被災地の高台移転を基本に、総合的な復興構想・計画の策定に発災の3か月目以降に取り組んだ。 11か月後に復興庁が創設され、復興事業計画が検討され、復興交付金による復興事業に本格的に取り組んだのは、2年目以降となった。 膨大な復興事業業務に対して、全国からの自治体職員による業務支援が長期に実施された。 被災地復興の長期化と借上げ型仮設住宅による人口転出が被災地の人口減少を加速させた。 	<ul style="list-style-type: none"> 【津波被災地復興】 【復興庁】 【防災集団移転事業】【復興交付金】 	
	復旧・復興の法制度体系	<ul style="list-style-type: none"> 復旧の法制度とは、原形復旧するために財政支援を行うものである。 被災者の生活復旧に必要な避難所、仮設住宅等を支援する「災害救助法」、仮設住宅の居住期限の延長を認める「特定非常災害の被災者権利保全法」、被災者の生活再建を支援する「被災者生活再建支援法」、公共施設の復旧支援のための「激甚災害特別財政援助法」など、被災者及び被災自治体に対する公共基盤施設の復旧支援など、復旧の法制度を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【原形復旧】 【災害救助法】 【特定非常災害の被災者権利保全法】 【被災者生活再建支援法】 【激甚災害特別財政援助法】 	
		<ul style="list-style-type: none"> 復興の法制度とは、改良復旧するために地域を設定して権利の制限や財政支援事業を補助するための制度である。 阪神・淡路大震災直後に制定された被災地復興の推進のために2年間の建築制限を行う復興推進地域等を定めた「被災市街地復興特別措置法」、東日本大震災後に制定された「大規模災害復興法」、仮設住宅用地など復興過程で必要な用地として民間被災地を5年間借り上げる被災地短期借地権を創設した「大規模地震借地借家特別措置法」など、主要な復興法制度を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【改良復旧】 【復興推進地域】 【被災市街地復興特別措置法】 【大規模災害復興法】 【被災地短期借地権】 【大規模地震借地借家特別措置法】 	

単元1 復旧・復興総論

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
3 事前復興の意義と可能性	事前復興の発想と意義	膨大な事業費と長期の取組となる災害復興を、迅速かつ円滑に進めるために、復興対策の事前準備など、事前復興対策が重要になっている。	【事前復興】	
		<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災時に区部直下地震の被害想定に取り組んでいた東京都は、阪神・淡路大震災に学び復興対策の事前準備に取り組んだ。 ・政府は、防災基本計画に、復興対策を事前に準備する重要性を記載した。 		
	事前復興対策の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・事前復興対策(事前復興計画)は、「復興ビジョン」「復興計画策定マニュアル」「復興プロセス・マニュアル」で構成される。 ・被災地の復興については、「復興まちづくりの事前準備ガイドライン(国交省)」も公開されている。 	【復興ビジョン】 【復興計画策定マニュアル】 【復興プロセス・マニュアル】 【「復興まちづくりの事前準備ガイドライン(国交省)」】	
	事前復興の準備と実践	<ul style="list-style-type: none"> ・事前復興対策はまず、事前に復興の体制や推進方針などをマニュアルなどとして準備しておく必要がある。 ・しかし、事前にマニュアルを策定していてもその所管が不明確であれば災害発生後に迅速に復興に着手できることは不可能であろう。 ・そのために、マニュアル等に基づいて復興訓練を実施して、復興人材をの育成し、復興体制を明らかにしておくことが重要である。 	【復興訓練】 【復興イメージトレーニング】 【復興まちづくり訓練】	
		<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が復興を推進するために必要となる復興関連条例の事前制定も実施しておくことが重要である。 ・復興まちづくり訓練での地域の復興ビジョンや自治体の復興ビジョンを、都市計画マスタープランや総合計画などに位置付けておくことで、事前のまちづくりの中で、復興まちづくりの実践を推進する。 ・さらに、平時のまちづくりとして、高台移転を事前に実施するなど、被災前に復興まちづくりを取り込んで、強靱な地域づくりを実践することは、国土強靱化地域計画にもかなうものである。 	【復興推進条例の事前制定】 【防災集団移転事業】 【高台移転のまちづくり】 【津波防災まちづくり法】 【事前復興計画】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元2 公共基盤の復旧 (基盤復興 I)

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 公共基盤の被災の復旧の概要と事例	公共基盤の管理主体と災害	<ul style="list-style-type: none"> ・社会インフラには、公益インフラと公共インフラがある。 ・上水道、下水道を除く電気、ガス、通信などのライフライン施設は民間事業者による公益基盤であるが、上水道、下水道は公共基盤である。 ・このように国民の生活を支える社会インフラには、上下水道や道路、港湾、空港などの公有の公共基盤と、電気、ガス、通信、鉄道など私有の公益基盤施設があり、災害復旧事業の責任も主体も異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【公益インフラ】 【公共インフラ】 【公益基盤】 【公共基盤】 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・公益基盤の災害復旧はその基盤の所有者が主体であり、その公益性の復旧に対する支援がなされる。 ・公共基盤の災害復旧は地方公共団体及び政府が主体となり、国庫からの補助や支援等によって進められる。 		
	災害復旧制度の歴史的背景	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧制度は、古くは明治14年より予算補助の形での国庫補助であったが、昭和26年に現在の「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定された。 ・農地・農業用施設に対する災害復旧制度は、昭和25年に「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」が制定された。 	<ul style="list-style-type: none"> 【公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法】 【農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律】 	
	災害対策基本法創設のきっかけとなった伊勢湾台風は、激甚災害財政支援制度の創設のきっかけともなり、それまで個別的に措置されていた災害復旧の特例法が体系的に整備された。	<ul style="list-style-type: none"> 【災害対策基本法】 【伊勢湾台風】 【激甚災害財政支援制度】 		
公共基盤の復旧の意義と理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン、交通機能等の復旧・復興は、産業経済活動や地域社会、被災者の生活の回復・復旧と深い関りを持つ。 ・公共基盤施設の災害復旧にあたっては、「原形復旧」を基本にしつつ、再度災害の防止のため、災害復旧事業と併せて行うことを必要とする施設の新設や改良事業について十分に配慮する。 ・原形復旧とは、単に元どおりの形状に戻すことではなく従前の効用(機能)を復旧することである。 ・原形に復旧することが不適切な場合には、形状、材質、構造を改良する等従来とは異なる施設形状で復旧し、安全性を高め、再度被災防止を目指すことは改良復旧であり、復興(ビルドバックベター)である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【原形復旧】 【再度災害の防止】 【改良復旧】 【ビルドバックベター】 		

単元2 公共基盤の復旧（基盤復興Ⅰ）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 公共基盤の被災の復旧の概要と事例	公共基盤の災害復旧事例	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災では、多くの人命を奪った津波災害の再度被災防止のために、津波被災集落を高台に移転する防災集団移転事業や、被災市街地の高上げ整備、防潮堤の構築など「改良復旧」した事例がある。 産業・経済復興の社会基盤として、漁港の再建、工業団地の基盤整備、中心市街地の基盤整備、農地や農業施設整備などの改良復旧の事例も多い。 	【防災集団移転事業】 【改良復旧】	
		<ul style="list-style-type: none"> 農村地域では農地・農業用施設、灌漑施設などの災害復旧事業は重要な取り組み事例であるが、平成28年熊本地震では、被災時期が農業にとって重要な4月であったため、被災による農業への影響は大きかった。 復旧事業として、大規模な地表面の亀裂やずれによる被害が発生した農地や農業用施設について、単に元に戻すだけでなく、大区画化と併せた農地集積を図る基盤整備事業を行った。 	【農業施設等の復旧事業】	
2 公共基盤の復旧プロセスと対策計画	公共基盤の復旧プロセスと対策計画	<ul style="list-style-type: none"> 公共基盤の復旧プロセスにおいては、被災者の生活に係る機能の回復を急ぐとともに、代替措置を講じる。 国や地方公共団体は関係機関と協議するとともに、機能の回復や復旧にあたって代替措置や事業時期を調整し、地区別の復旧予定時期を明示し、公表、周知する。 とくにライフラインの復旧については、道路交通を阻害することが多くなるために、地方公共団体と関係機関は十分に協議し、う回路の設置などの措置を講じるとともに、工事の合理的な推進を図る。 地方公共団体は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘察し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。 	【ライフライン】 【上水道】【下水道】	(防災基本計画第2編第3章第2節2 災害廃棄物の処理 P90.1段目前段)
		公共基盤の復旧・復興にあたっては、可能な限り将来の管理運営に関する取組を含めた復旧・復興戦略を講じて進める必要がある。		
		国、関係機関と地方公共団体は、あらかじめ復旧等に必要な物資、資機材の調達計画を定めておくとともに、人材の広域応援等の支援・受援計画を検討しておくことが重要である。	【復旧資機材調達計画】	
		国、関係機関と地方公共団体は、あらかじめ策定してある支援・受援計画及び資機材等の調達計画を活用しつつ、被災した公共基盤の迅速かつ円滑な復旧を行い、または支援を行う。	【受援計画】 【支援計画】	

ライフラインの復旧には、災害廃棄物の処理も並行していく必要があると思います、追記しました。

単元2 公共基盤の復旧（基盤復興Ⅰ）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 公共基盤の復旧・復興事業制度とその概要	激甚災害制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律」は、災害復旧に係る地方財政の負担を特別に軽減することを目的に制定されたものである。 ・激甚災害の指定を受けることで、災害復旧国庫補助事業の国庫補助率の嵩上げ措置等が講じられる。 	【激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律】	
		<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害の指定は、被災地方公共団体の申請に基づき、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」（本激の基準）および「局地激甚災害の基準」（局激の基準）によってなされる。 ・「本激」は、地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、「局激」は市町村単位で災害指定を行うものである。 ・本激のほうが適用すべき特例措置が多いのは確かであるが、「本激」も「局激」も同じ激甚災害制度に基づくので、同種の特例措置に内容の違いはない。 	【激甚災害指定基準（本激の基準）】 【局地激甚災害の基準（局激の基準）】	
	大規模災害復興法の概要	大規模災害復興法は、大規模災害等に指定された災害に対して、復興に関する組織等の設置、復興計画等の策定、復興計画等における特別の措置、災害復旧・復興事業に係る工事の国等による代行等について定めたものである。	【大規模災害復興法】	
		大規模災害復興法は、災害対策基本法に規定する緊急災害対策本部が設置されるような著しく激甚な「大規模災害」を想定した法律だが、例外として「非常災害」において自治体の災害復旧事業を国が代行する「直轄代行」の仕組みがある。	【緊急災害対策本部】 【非常災害】 【直轄代行】	
	公共土木施設や農地・農業用施設等の災害復旧事業の補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した公共土木施設を迅速・確実に復旧するために、災害復旧事業（国庫補助）を行うが、国の「災害査定」を待たずに被災直後から復旧工事を行うことは可能である。 ・被災個所の迅速な復旧は施設管理者の責務である。 ・災害査定前に実施した復旧工事も、災害復旧事業の要件に合致するものであれば、国庫負担の対象である。 	【災害復旧事業（国庫補助）】 【災害査定】	
	<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設等においては、通常補助事業では地元負担40%、災害復旧事業では1.5%、激甚災害復旧事業では0.8%である。 ・農地・農業施設には私有財産も含まれるが、農水産業の維持を図り、経営の安定に寄与するために、農地・農業施設に対する災害復旧事業（補助）を行うことになっている。 ・農地の災害復旧事業における補助率は、農家の負担軽減の観点から定めるものとなり、農家一戸あたりの復旧事業費に応じて適用する。 農地・農業施設等においては、通常補助事業では地元負担40%、災害復旧事業では2.6%、激甚災害復旧事業では0.7%である。 	【災害復旧事業】 【激甚災害復旧事業】		
	被災庁舎の建て替え	市町村役場機能緊急保全事業は、新耐震基準導入以前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎が被災して建て替える場合等を対象とした事業である。	【市町村役場機能緊急保全事業】 【新耐震基準】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元3・4 仮設住宅 (生活復興 I)

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項	
			基本用語		
1 仮設住宅の供与の目的と制度概要	仮設住宅の供与の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法において仮設住宅は、災害のため住家が滅失した被災者を一時的に受け入れるためのものである。 ・これら住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、都道府県は、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることとなっている。 	【災害救助法】		
	対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅に入居する者は、災害地における住民登録の有無を問わない。 ・災害時、現実に法適用市町村に居住していることが明らかであればよい。 	【入居者】		
		住家に直接の被害はないが、二次災害等により被害を受ける恐れがあるなどのケースでは、応急仮設住宅の供与の対象者となる場合がある。			
	応急仮設住宅の種類	災害救助法に基づく応急仮設住宅は、建設し供与するもの(建設型応急住宅)のほか、民間賃貸住宅等を借上げて供与するもの(賃貸型応急住宅(いわゆる、みなし仮設住宅))、その他適切な方法により供与するものとされている。(内閣府告示第228号)	【建設型応急住宅】 【賃貸型応急住宅】		
	仮設住宅の供与の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法による応急仮設住宅を供与できる期間は最長2年である。 ・この期間を超える延長を行うためには、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害として指定され、同法第8条の規定により建築基準法上の応急仮設建築物として存続期間が延長されることが必要である。 	【特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律】 【特定非常災害】 【建築基準法上の応急仮設建築物】		
住宅の応急修理との併給不可	応急仮設住宅は激甚な被災により元の住宅に住めなくなった方に仮住まいを提供するものであり、元の住家で住むための支援である住宅の応急修理との併給はできない。	【住宅の応急修理】			
2 建設型応急住宅の仕組みと業務の概要	都道府県による応急仮設住宅建設業務の概要、留意事項と問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の業務は、災害救助法に基づき都道府県及び救助実施市が行う。 ・被災都道府県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて、資機材関係省庁(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)に資機材の調達に関して要請することが可能である。 	【災害救助法】 【救助実施市】		

単元3・4 仮設住宅（生活復興Ⅰ）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
2 建設型応急住宅の仕組みと業務の概要	建設用地の選定、確保、住戸配置の留意事項と問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅においては地域コミュニティに配慮した建設戸数や配置を考えることが重要である。 ・そのために、都道府県は応急仮設住宅の戸数や建設場所に関して、当該市町村による用地の選定等を要請することが可能である。 	【用地選定】	
		<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の建設は、公有地を基本に考えるが、被災地の状況によりやむを得ない場合には、内閣府や関係部署と協議し、農地等を借り上げて建設を行うことも考えられる。 ・大規模災害借地借家特別借置法では、5年間被災地を借り上げる被災地短期借地権が創設された。 ・被災自治体内に用地が不足する場合に、国、県と市町村で協議して、隣接自治体等の用地を活用する事例もある。 	【大規模災害借地借家特別借置法】 【被災地短期借地権】	
	応急仮設住宅建設のための事前対策と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設のための事前対策として、都道府県は、一般社団法人プレハブ建築協会等と仮設住宅の建設に関する協定を結ぶ。 ・同時に、地方公共団体(都道府県及び市町村)は、地域の建設業関連団体等と連携してプレハブ以外の応急仮設住宅の建設についても検討しておくことが望ましい。 	【一般社団法人プレハブ建築協会】	
		被災都道府県は、応急仮設住宅の建設にあたり市町村と連携しかつ地元の地域建設等関連団体等と連携して地元の資材を活用した応急仮設住宅を供給することが有効である。		
		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体(都道府県及び市町村)は、あらかじめ応急仮設住宅の用地を確保しておくことが重要である。 ・災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害の危険性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を把握する等、供給体制を整備しておくことが必要である。 	【用地確保】	
		地方公共団体は、やむを得ず学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、使用期間が長期化することを含め、学校の教育活動に支障をきたさないように十分配慮する必要がある。		

単元3・4 仮設住宅（生活復興Ⅰ）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
3 賃貸型応急住宅(いわゆるみなし仮設住宅)の仕組みと業務の概要	災害救助法におけるみなし仮設住宅の制度の概要と県・市町村の役割分担	賃貸型応急住宅は、都道府県等による現物給付により、被災者に提供するもので、都道府県又はその委任を受けた市町村が住宅の賃貸者との間で賃貸契約を締結する(家賃補助ではない)。	【賃貸型応急仮設住宅】	
	災害発生後の賃貸型応急住宅関係事務の流れ	災害発生後の賃貸型応急住宅関係事務の主な流れは、次の通りである。 (1)災害規模の把握等 (2)災害協定に基づく不動産関係団体等への協力要請 (3)賃貸型応急住宅実施要領等の作成 (4)人員体制の確保 (5)市町村説明会の開催		
	賃貸型応急住宅(いわゆるみなし仮設住宅)供与業務の概要、事例、留意事項、問題	民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、公営住宅等の公的住宅の空き家のほか、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅(いわゆる、みなし仮設住宅)を積極的に活用することとなっている。	【みなし仮設住宅】	
		・建設型応急住宅に比べ、当該市町村は、入居者の入居状況の把握が困難である。 ・該当する物件が被害が軽微な地域や大都市部に多く存在するため、被災地からの人口流出を招くことも多く、また被災者が分散するため、情報提供や受け入れ先自治体との連携が重要である。		
	賃貸型応急住宅のための事前対策	・地方公共団体は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ民間関連事業団体等との協定や協働体制を整備することが望ましい。 ・また、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくべきである。		

単元3・4 仮設住宅（生活復興Ⅰ）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R.2.4 要検討事項
4 応急仮設住宅の管理運営の取り組みと課題	仮設住宅の管理運営の概要と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村(都道府県)は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。 ・この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成と運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 ・障がい者も地域の中で生活している人がおり、近所の人と同じ仮設住宅団地に住みたいとの要望があり、対応が必要となる場合がある。 ・必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮する。 	【仮設住宅管理運営】	
	入居者への支援	<p>応急仮設住宅の運営においては、入居者に対して、生きがいや憩いの場の提供、コミュニティへの配慮、入居者の見守りが必要である。</p> <p>生活支援相談員や復興ボランティアによる、行政や関係機関と連携した入居者の見守りや生活再建に向けたニーズの把握が重要である。</p>	【生活支援相談員】 【復興ボランティア】	
	住まいの再建支援と退去	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅を退去するためには、住まいの再建が不可欠である。 ・そのため、住まいの再建方針を決められない人には、様々な再建方法や支援策を積極的に提示し、決断を促す必要がある。 ・再建を達成するためには、納得のいく方法を本人が決断する必要があり、そのために必要となる情報を適切に提供するとともに、必要に応じて、具体的な再建プランを提示して、決断を促していく必要がある。 	【住宅再建支援】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元5 住まいの再建 (生活復興Ⅱ)

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 被災者による住まいの再建の理念と支援の概要	災害による住まいの被害の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による住宅の被害は「地震動による被害」「火災による被害」「津波による被害」の大きく3種類に分かれる。 ・東日本大震災では津波、関東大震災では火災、阪神・淡路大震災では倒壊による住家被害が大多数であった。 		
	建物被害の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定と罹災証明は直接の関係はなく、応急危険度判定で「危険」と判定されても、罹災証明では「全壊」とならない場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【応急危険度判定】 【罹災証明】 	
	被災者の住まいの多様な再建プロセスとその理念	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅復興のあるべき「理念」は、1.被災者が元の生活を速やかに取り戻すこと、2.それが自力でできない人への支援、3.既存施策のメニューありきではなく、被災者のニーズに対応した支援である。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅復興は「避難→仮住まい→終の棲家」の3段階があるが、阪神・淡路大震災では避難所→仮設住宅→住宅再建・災害公営住宅という「単線型住宅復興」、東日本大震災では多様なパターンが展開された「混線型住宅復興」である。 	<ul style="list-style-type: none"> 【単線型住宅復興】 【混線型住宅復興】 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「終の棲家」の選択肢として、災害公営住宅と自力再建(持ち家再建・賃貸住宅入居)がある。 ・時間や資金によって被災者の意向は変化し、被災者自身が選択に迷うことがある。 ・単線型・混線型ではなく、わかりやすい複線型による仮設から恒久住宅確保に至る総合的なシステムが必要である。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりが遅れると、住宅再建・生活再建も遅れることになる。 ・被害の性格の違い、時代背景の違い、被災地域の特性、都市的ポテンシャルを考え、過大ではない、持続可能な復興まちづくりが重要である。 		
	住家被害認定調査と再建支援制度の体系及び事業制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの被害程度の認定は、住家被害認定調査と罹災証明により行われる。 ・被災住宅の再建は賃貸住宅居住者の住まいの再建の問題・自己所有住宅の再建の問題・区分所有建物の再建の問題がある。 ・再建支援制度としては、災害公営住宅・被災者生活再建支援制度・被災住宅ローン減免、住宅再建に係る補助金等がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【住家被害認定】 【罹災証明】 【区分所有建物】 【災害公営住宅】 【被災者生活再建支援制度】 【被災住宅ローン減免】 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの復興は「自力再建」が中心だが、自力で住宅を再建することが困難な被災者に対しては「災害公営住宅」が提供される。 ・従って、住宅再建に係るホジキン等を受けると、災害候えう住宅の入居はできない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害公営住宅】 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち家が全壊し、持ち家を再建・取得する場合、最大で300万円の生活再建支援金を受け取ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 【生活再建支援金】 		

単元5 住まいの再建（生活復興Ⅱ）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項	
2	被災住宅・被災マンションの再建プロセス	被災マンションの再建意向と支援制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法により、区分所有建物の再建やその敷地の売却、取壊し等を容易にする特別の措置が講じられている。 被災マンションの建替えや補修を行うためには、一定割合以上の住民の合意が必要である。 しかし、マンションの場所ごとに破損状況が異なること、住民の法制度に対する理解が不足していること等の様々な要因によって、合意形成には多くの困難が伴う。 そのため、専門家等の派遣・概略設計費や再建事業計画作成費の補助といった合意形成を図る支援策を検討することが必要である。 	【被災区分所有建物再建特別措置法】	
3	災害公営住宅の意義と留意点	災害公営住宅の意義と課題	<ul style="list-style-type: none"> 災害公営住宅は被災者の住宅確保にとってセーフティネットとなる。 しかしコミュニティ破壊、孤独死、将来の空家化といった課題もあり、本来は自分の生活に合った住宅を自由に再建できることが望ましく、公的施策はその支援を行うことが重要である。 	【災害公営住宅】	
		災害公営住宅の建設	<ul style="list-style-type: none"> 災害公営住宅は、鉄筋コンクリートだけでなく、木造戸建ての住宅も可能である。 東日本大震災や熊本地震等で事例がある。 		
		災害公営住宅への入居手続き	<p>公営住宅への入居手続きは、まず入居要件等を作成し、入居希望者に対する意向調査を実施し、広報やマスコミ等により募集し、応募者を選考して入居の手続き等を行うという流れである。</p>		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元6 コミュニティ再生 (社会復興)

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 地域社会の再生や活性化の意義	地域社会の再生と活性化の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・災害は、社会のひずみを顕在化させトレンドを加速させるものである。 ・地域社会の課題に対して被災者が当事者意識を持つことで、地域社会の再生・活性化が進む。 ・本質的には地域社会の課題を誰かのせいにならず、地域社会の課題に対する当事者意識をもって取り組むことが重要である。 ・災害前からの潜在的な地域社会の課題を解決することがコミュニティ再生(社会復興)の本質である。 	【コミュニティ再生】【社会復興】	
2 地域社会の再生の取り組みのプロセス	地域社会の再生と活性化の取り組みのプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後からコミュニティ再生が始まる。 ・従って、地域社会の再生と復興プロセスを連携的連続的に考えることが大切である。 ・具体的には、避難所、仮設住宅をコミュニティに配慮して設置・運営するなどがある。 		
		被災地の地域づくりのプロセスとして、1.寄り添い支援である「足し算の支援」(①外部とのつながり、②小さな成功体験の積み重ね、③共通体験)、2.価値観の変化(④住民の主体性、⑤共通認識)、3.事業導入型支援である「掛け算の支援」(⑥地域の持続可能性に向けた仕組みづくり)が挙げられる。	【寄り添い支援】【事業導入型支援】	
	地域社会を再生し活性化するポイントと課題、留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・災害前の住民主体の地域づくりが、災害後の住民主体の復興の取り組みに影響する。 ・平時のまちづくり活動、地域活動の活性化が重要である。 	【住民主体】	
3 地域社会の再生の事例や制度(復興基金の使い方等)	地域社会の活性化事例の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県中越地震において、農山村の人口は減少したが、活気の創出に取り組んでいる復興事例を紹介する。 ・新潟県は、三極構造を活用(行政:中間支援組織:住民の話し合いによるボトムアップ型の事業導入)することで、住民の当事者意識を引き出し、地域のガバナンスを推進した。 	【持続可能な復興】【ガバナンス】	
	被災した地域社会を再生し、活性化する仕組みとしての復興基金の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・災害は、その時々々の制度、法令等では解決できない問題を引き起こすが、個人・生業の損失補償は私有財産の形成につながるとして、支援対象から外れてきた。 ・しかし、一歩踏み込んだ支援のために復興基金に基づく支援手法が編み出されてきた。 	【復興基金】	

単元6 コミュニティ再生（社会復興）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 地域社会の再生の事例や制度(復興基金の使い方等)	復興基金を活用した事例と制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・復興基金には、財団方式と直営方式、利子運用型と交付金取崩型がある。 ・阪神・淡路大震災や中越地震では財団方式の運用型が、東日本大震災では直営方式の取崩型が採用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【利子運用型復興基金】 【財団方式】 【交付金取崩型復興基金】 【直営方式】 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県中越沖地震では、公民館などの復旧・再建に対して、中越沖復興基金による補助が行われ、公民館などのコミュニティ施設の復旧・再建への取組が集落の現地再建への動きに繋がった例も報告されている。 ・中越地震・中越沖地震の復興基金によって、中間支援組織の設立と活動継続を支援し、震災遺構の保存に取り組むなど、地域の持続可能性に向けた取組をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【中越沖復興基金】 【中間支援組織】 【震災遺構】 	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元7 市街地の復興まちづくり (基盤復興Ⅱ)

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項	
			基本用語		
1 被災市街地の復興とその意義	市街地復興計画の概要	「復興計画」とは、①市民に復興の方針をできるだけ早く示し、人々に自らのまちを復興し、まちに戻る希望と方向性を与える、②脆弱なまちの構造をそのままにして再建しないよう、建築を制限し復興まちづくりを行うかなどの方針を早期に示す、③国の財政的な支援を得るために復興事業を明確にするために策定されるものであり、市町単位で策定される。	【復興計画】		
	復興まちづくりの概要	復興まちづくりとは、「復興に当たり、住民との合意形成が重要となる復興事業、例えば集団移転や区画整理、再開発事業等のまちづくり」のことである。	【復興まちづくり】 【合意形成】 【集団移転】 【区画整理】 【再開発事業】		
	阪神・淡路大震災と東日本大震災にみる市街地復興計画と復興まちづくりの事例	・地域の復興に関する被害は、東日本大震災では津波被害が、関東大震災では市街地火災による被害が、阪神・淡路大震災では建物倒壊による被害が顕著であった。 ・阪神淡路大震災においては2日目から復興のための被災地調査を開始し、発災2週間後に「市街地復興基本方針」を示し、2か月後に「都市計画決定」を示した事例がある(西宮市他)。 ・東日本大震災においては、地域懇談会等を実施しながら合意形成を行い、高台移転を決定した事例がある(南三陸町)。			
	復興まちづくりのポイント	復興まちづくりの計画内容は、被災した地権者の意向を確認することにより現実的なものとなるため、協議や検討を適切な時間をかけて行うことにより、結局は事業化がスムーズに進むことになる。	【地権者意向】		
	復興まちづくりの課題	復興まちづくりの課題として、1.質的な変化を伴う「大きな復興(創造的復興)」においては復興の中で社会的問題を改革することが欠かせないこと、2.「災害復興」と「復興災害」、3.人口減少・超高齢化への対応、4.復興に向かう中での人手不足が挙げられる。	【創造的復興】		
	市街地復興制度の概要	・被災市街地復興特別措置法の被災市街地復興推進区域は、事業推進のための建築規制であり、木造や小規模建築物は許可しなければならない。 ・あくまでRC造や大規模な建築物の建築を規制する。	【被災市街地復興特別措置法】 【被災市街地復興推進区域】		
2 被災市街地の復興まちづくりにおける地域住民の参加の意義と課題	市街地復興計画の実施主体と住民参加の意義	・復興計画は市町単位で策定される。 ・復興まちづくりは、被災した住民の現状と課題、意向を把握しながら、住民参加により進めていくことが重要である。	【復興計画】 【復興まちづくり】		

単元7 市街地の復興まちづくり（基盤復興Ⅱ）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
2 被災市街地の復興まちづくりにおける地域住民の参加の意義と課題	復興まちづくりの実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民が合意を得られる目標について議論ができ、被災住民が生活再建に無理のない適切な将来の選択をし、行政としてふさわしい事業手法を選択するためには、話し合いの場、機会が必要である。 ・しかし、地域の行政区や、複数の自治会・町会など、地元組織を活用する工夫をすればよいので、必ずしもまちづくり協議会にこだわる必要はない。 ・名称・型より内実が重要である。 	【復興主体】	
	合意形成の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会では、男女共同参画の視点を反映した復興まちづくりを行うことが大切であり、意思決定の場で女性の参画を促進し、生活者の視点に立った具体的な提案を出しやすい環境を整備することが大切である。 ・女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえて復興まちづくりを進めることが重要である。 	【まちづくり協議会】 【男女共同参画】	
	復興まちづくり事例の紹介	地区の復興まちづくりの取り組み事例として、東日本大震災の南三陸町の高台移転計画策定事例を理解する。	【高台移転】	
3 地域住民の意向確認など復興モニタリングの重要性と事前復興の可能性	市街地復興計画と復興まちづくりにおけるニーズの変化とモニタリングの重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの復興では、復興状況を定期的に把握するため、被災地域の住民と就労者を対象として「復興の実感」に関する調査実施により、各分野における復興の進捗とニーズの推移を把握することは重要である。 ・事前復興の取り組みの可能性を理解すべきである。 	【復興モニタリング】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元8 地域産業の復興と雇用確保 (産業復興)

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 地域経済の被災事例とその課題	過去の災害における地域経済の被災事例と地域産業復興の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災において神戸市長田地区のケミカルシューズ産業は8割が焼失、全半壊し、製造休止の間に問屋は仕入先を中国に変えた。 ・日本ケミカルシューズ工業組合(神戸市長田区)の加盟者数230社は、90社に減少し、生産額660億円は、398億円に減少した(2014年調べ)。 		
		<p>地場産業や商店街の復興では、被災地の雇用の確保に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずる。</p>	【雇用の確保】	
		<p>東日本大震災における地域産業復興の課題は、復興全体の遅れと復興交付金による手厚い支援のなかで、①迅速性、②自律性、③効率性、④多様性、⑤包括性である。</p>	【復興交付金】	
	政府による物資調達 の弊害	<ul style="list-style-type: none"> ・政府が被災者支援のために物資調達を優先的に行うことは、民間事業者に必要な資源が行き渡らず経済復興を阻害することがある。 ・政府からの手厚い物資調達(プッシュ型)が発災後4日目以降も続くと、被災者が支援慣れしてしまい、民間事業者が経営を再開しても物が売れなくなる場合がある。 	【自立復興】 【物資調達支援(プッシュ型支援)】	
2 地域産業復興の視点と支援のあり方	地域産業の被災がもたらす課題とその復興の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業が被災することによる供給側における「事業所撤退→復興事業の遅れ→人口減→求人倍率上昇・賃金上昇→事業所撤退」、需要側における「事業所撤退→雇用機会減少→人口減→域内需要減少→事業所撤退」という逆復興のスパイラルモデルが見られた。 ・復興に向けては、供給側における「事業所増加→復興事業の加速→人口増→求人倍率低下・賃金安定→事業所増加」、需要側における「事業所増加→雇用機会増加→人口増→域内需要増→事業所増加」というスパイラルモデルが必要である。 	【地域産業】	
	復興需要の流出	<p>災害復興需要の多くが被災地以外に漏出する現象は、阪神・淡路大震災だけでなく東日本大震災でも同様の傾向がみられる。</p>	【災害復興需要】	
	被災地域における雇用・就業の確保	<p>被災地域の復旧・復興に関する仕事を被災者自身が行い、その対価の支払いを通じて被災者支援を行う仕組みであるCash for Workプログラムは、被災地の復興の促進と、被災者の収入と尊厳の確保を進め、レジリエンスを高めることとなる。</p>	【Cash for Work】 【レジリエンス】	

単元8 地域産業の復興と雇用確保（産業復興）

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
2 地域産業復興の視点と支援のあり方	地域における産業復興推進のための支援対策と支援のあり方	中小企業の復興支援は、災害復旧貸付、セーフティネット資金、激甚災害指定による災害復旧貸付等の特例措置、仮設店舗の供給、復興資金(グループ補助金、二重債務問題、クラウドファンディング)である。	【災害復旧貸付】 【セーフティネット資金】 【災害復旧貸付等の特例措置】 【仮設店舗】 【二重債務】 【グループ補助金】 【クラウドファンディング】	
		・二重債務問題の本質とは、二重債務者の返済負担が加重であるという問題であり、補助金の支給や利子補給など以外にも資源配分上の問題(貸されるべき借りに資金が供給されないという問題、貸されるべきでない借りに資金が供給される問題)がある。 ・特に前者については債務保証といった対策も検討されるべきである。	【二重債務問題】 【債務保証】	
3 被災地における地域産業の復興事例と事業手法	過去の災害における地域産業の復興事例	東日本大震災では、地域の雇用確保として雇用創出基金事業を活用した「震災復興」の事業例が参考になる。	【雇用創出基金事業】	
		・東日本大震災の復興過程では仮設商店街を中心としたコミュニティ活動が活発化した。 ・観光の拠点やボランティアの拠点として多くの人が集まることで、仮設商店街を中心としたコミュニティ活動が多くみられるようになった。	【仮設商店街】	
	産業復興の支援事業制度の概要と課題	東日本大震災では、国の交付金で都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業である「重点分野雇用創造事業」では、対象分野に新たに「震災対応分野」を追加する等による緊急雇用が行われた。	【重点分野雇用創出事業】	
	・緊急雇用は被災失業者のセーフティネットとして機能していたが、緊急雇用の就労者は扶養家族数が少ないといった限界が挙げられる。 ・課題は、地域コミュニティやボランティアとの関係、ターゲティング問題、中立性の問題である。 ・東日本大震災において実施された緊急雇用は、被災者の雇用維持に貢献するとともに、被災地の復興活動を下支えした。 ・ただ、緊急雇用は時限措置であり、今後の巨大災害においても同様の措置が行われるとは限らない。	【緊急雇用】		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元9 復旧・復興演習 (復旧・復興対策の事前準備)

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 復興体制の構築	復興方針・復興計画を策定するための庁内体制と組織構成	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の地域防災計画には、「復旧復興編」がある。しかし、その内容は、極めて不十分で災害後の復興を進めるための準備になっていないレベルのものが非常に多い。そこで、自組織の地域防災計画における「復旧復興編」を基に、最大規模の地震被害想定を踏まえ、それから復興する体制について、現状と課題を把握する。 	【復興対策本部】【復興対策本部運営体制】	
2 復旧・復興のプロセス	復興方針・復興計画の策定プロセスと関連する諸計画	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害復興法は、国は復興基本方針を、都道府県は復興方針を、市町村は復興計画を策定することになっている。 復興方針、復興計画、の策定とその運営体制を検討する。 社会保障人口問題研究所の将来人口推計から、10年後の人口推計を把握し、被災を踏まえて、将来人口の考え方を整理してみる。 	【大規模災害復興法】【復興計画策定体制】【復興目標人口】【復興計画策定委員会】	
	復興方針・復興計画で取り上げるべき骨子や項目の構成	<ul style="list-style-type: none"> 自地域の総合計画、都市計画マスタープランなどを踏まえて、どんな項目を復興方針として示すのか、復興計画の構成はどんなイメージになるのかを、考えてみる。 復興目標(キャッチフレーズ)を、考えてみる。 	【復興方針】【復興計画】	
3 復興計画の策定過程における住民・被災者参加の方法・仕組み	復興計画の策定過程における住民参加の方法と、専門家等の参画の方法	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画の検討のために必要な「調査」の課題とその単層部署を想定してみる。 災害復興に向けての、住民の意向調査の項目をイメージしてみる。 住民参加の方法と、合意形成の課題を想定してみる。 平時の審議会などを視野に、専門家の活用を考えてみる。 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 	【住民参加】【復興意向調査】	(防災基本計画第2編第3章第1節P88.2段目)

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元10 全体討論

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
1 訓練を活かす「事前復興対策」の取り組み方を学ぶ	事前復興の意義と可能性	<ul style="list-style-type: none"> 被害想定を前提に、その被害からの復興を想定して、復興対策として復興対策本部の体制や復興対策の手順・復興施策の役割などを事前に検討し、「復興指針」や「復興マニュアル」として、地域防災計画に位置付けておくことは、迅速に復興に取り組むことを可能とする。 大規模な災害が予測されている地域においては、防災まちづくりの推進と合わせ、想定される被害からの復興まちづくりを想定し、事前に復興の基本方針や目標像、実現手法等をまとめた「復興ビジョン」などとして都市計画の基本方針などに公開しておくことも、迅速な合意形成に重要である。興計画が重要である。 被災者の復興意向の把握、住民参加のあり方、専門家の活用、復興まちづくり組織の運営など災害復興の進め方を事前に検討しておく「復興プロセスマニュアル」の検討も重要である。 復興マニュアルを踏まえて、受援計画で復旧・復興の人員確保に取り組んでおくことも重要である。 	【復興指針】【復興指針】【復興計画策定マニュアル】【復興プロセスマニュアル】【復興ビジョン】 【事前復興計画】 【受援計画】	
	事前復興計画の構成	<ul style="list-style-type: none"> 被害想定に基づき検討し公表しておく「復興ビジョン」(復興グランドデザインで地域目標像・復興方針)は被災地復興の目標像であり、それを地域と行政で共有することが合意の形成となる。 自治体は、復興まちづくりビジョンを検討し、都市計画マスタープランに位置付けておく。 復興ビジョンを復興計画や復興事業として施策化するための理念や基準、手順を検討して「復興計画策定マニュアル」にまとめておく。 被災地の復興のみならず、被災者の生活復興、住まいの復興、産業復興もマニュアル化しておくことは有効である 復興の合意形成のための被災地における住民参加の方法、復興まちづくり協議会などの設置と活動の支援、行政・住民・事業者による事業推進の取り組み方を取りまとめ公表しておく「復興プロセス・マニュアル」がある。 これは事前に公表しておくことが重要で、平時のまちづくりや地域活動を通して、改定されるべきである。 	【復興ビジョン】【復興像】【都市計画マスタープラン】 【復興計画策定マニュアル】 【都市復興マニュアル】【住宅復興マニュアル】【生活復興マニュアル】 【産業復興マニュアル】 【復興プロセスマニュアル】 【復興まちづくり協議会】	

単元10 全体討論

復旧・復興

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
		<p>・地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。</p> <p>・地方公共団体は、防災まちづくりに当たっては、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難先としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。</p> <p>・地方公共団体は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供するものとする。</p>		<p>(防災基本計画第2編第3章第3節 2 防災まちづくりP9 1)</p> <p>(防災基本計画第2編第3章第3節 P 92.3段目)</p> <p>(防災基本計画第2編第3章第3節 P 92.7段目)</p>
1	<p>訓練を活かす「事前復興対策」の取り組み方を学ぶ</p>	<p>準備しておく事前復興</p> <p>・事前復興対策は事前にマニュアルなどを準備しておくのみならず、マニュアルの研修と習熟のための「復興マニュアル訓練」、被災地復興が必要となる可能性の高い脆弱な市街地で、住民とともに復興を想定し検討しておく「復興まちづくり訓練」、復興の発想力を高めるための「復興イメージトレーニング」などによって、被災後に迅速に復興業務を展開できる。 ・また、訓練を通して課題を発見し、マニュアルの改定が促され、事前復興のPDCAが可能となる。</p>	<p>【復興マニュアル訓練】【復興イメージトレーニング】【復興まちづくり訓練】</p>	
	<p>実践しておく事前復興</p>	<p>・さらに、自治体における「復興推進に関する条例」は、被災後ではなく事前制定してことが迅速な復興には重要である。</p> <p>・都市計画マスタープランに復興ビジョンを位置付けることによって、事前のまちづくりにおいて、復興まちづくりで目指すまちづくりを実践しておくことも可能となる。</p> <p>・津波対策強化地域などで、公共施設や公営住宅等をはじめ、事前に高台移転を推進しておくなど、被災前に事前復興対策を実施しておくことも検討しておくべきである。・それは、国土強靱化地域計画の理念に叶う事前復興の実践である。</p>	<p>【復興推進条例】【復興まちづくりの事前実施】【国土強靱化地域計画】</p>	
2	<p>研修等を通じて学んだ「復旧・復興」の取り組みに関する質疑と確認</p>	<p>研修等を通じて学んだ「復旧・復興」の取り組み内容の確認</p>		

第7章 指揮統制

第1節 目的

災害対策本部を指揮するために必要となる知識を学ぶ。災害対策本部を円滑に運営しようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

災害対応における組織の運営や参謀としての役割につく防災担当の幹部職員などを主な対象者とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単元		手法	概要
1	指揮統制総論（世界標準に則した指揮統制）	座学	災害対策本部組織を 指揮 統制していくための理論と基本構造を学ぶ。 【態度】 <ul style="list-style-type: none">・ 災害対応の大原則として、住民の生命を守り、事態の鎮静化を図り、財産・環境を保護しようとする。 【技能】 <p>危機に当たって組織のリーダーが果たすべき責務と業務を理解し、効果的な危機対応を行うことができる。</p>
2	指揮統制の世界標準（危機対応に必要な8つの機能及びリーダーに求められる4つの役割）	座学	世界標準における危機対応組織の仕組みを学び、リーダーに求められる4つの役割を学ぶ。 【態度】 <ul style="list-style-type: none">・ 世界標準に則した危機対応組織の運営方法を活用しようとする。 【技能】

			世界標準における危機対応組織のリーダー及び補佐役に求められる指揮統制、広報、安全管理、他機関との連絡調整の4つの役割を果たすことができる。
3	指揮統制の現状	座学	<p>大規模災害を経験したトップから経験を基にした指揮統制の本質を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先人の経験・教訓を踏まえて災害対応の大原則を学ぼうとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流動的な状況の中で、スピード感をもってトップが適切に判断できる。 過去の災害の教訓及び自治体における防災への取組を理解した上で、それを所属組織の災害対応の改善に活用することができる。
4 5	日本社会に適した指揮統制のあり方（危機対応組織を動かす6つの視点と14の原則） （2単元）	演習	<p>危機対応の世界標準に則して災害対策本部の指揮統制のあり方を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界標準の視点から日本社会に適した災害対応を考えようとする。 <p>【技能】</p> <p>災害対応の世界標準が示す危機対応の14の原則を活用して業務を改善できる。</p>
6	リーダーシップのあり方	座学	<p>リーダーシップの考え方と指揮統制を行うための要求事項を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 状況に応じてリーダーの役割を果たそうとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織を率いて、チームの団結力により与えられた課題を成し遂げることができる。

			<ul style="list-style-type: none"> ・ リーダーの役割を理解し、危機発生時にリーダーシップを発揮できる。
7	参謀にとっての 災害対策本部運営	座学	<p>危機対応担当の参謀がどのようにトップを補佐しながら災害対策本部を運営していくのかについて学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部を運営するにあたって、参謀がトップを補佐しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・状況分析を行い、トップの適切な意思決定を補佐することができる。
8 9	災害広報演習 (2 单元)	演習	<p>地方公共団体の災害広報の事例を踏まえ、地方公共団体の長や幹部は、メディアを通して被災者等にどう向き合い、どう語るのかを学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に住民のために広報を行おうとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マスコミ報道の把握・観察による状況分析を行い、戦略的に広報を行うことができる。 ・ 災害時に予測を含めて広報することができる。 <p>記者と良好かつ建設的な関係を築き、活用することができる。</p>
10	全体討論	演習	<p>防災力向上のため、指揮統制について学んだことを、受講者のそれぞれの組織でどのように反映させるのかを考える。</p>

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元1 指揮統制総論 (世界標準に即した指揮統制)

指揮統制

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 組織のリーダーが果たすべき責務	目標設定と戦略決定	<ul style="list-style-type: none"> 組織のリーダーは、当面の活動期間に置いて、達成すべき目標を明確化し活動方針を示す。 その目標を達成するために資源を配分するのが戦略である。 この与えられた資源を用いて目標を達成する方法が戦術である。 		
	総合的な防災能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続能力を向上することが災害に対するレジリエンスである。 レジリエンスは、予防力と回復力を向上させることにより高まる。 	【事業継続能力】 【レジリエンス】	
	危機発生後に考えるべき業務	危機対応時には、企画立案 担当 が情報を集約し、 リーダーが意思決定により方針を意思決定 し、再び企画立案 担当 が、これを基に実行計画を 起案 し、現場の部隊に指揮命令される。		「機能」を「担当」とし、テキストを参考に語句を補った。
2 危機にあたって組織のリーダーが行う業務	災害対応時の組織運営のデファクトスタンダードとしてのICS	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関などの危機対応実動組織の米国由来の標準として、Incident Command System ICS がある。 このICSの考え方をもとにして、国際標準規格と日本工業規格 (JIS Q 22320) が策定されている。 	【ICS】	
	危機対応組織には5つの機能が必要であること	<ul style="list-style-type: none"> 危機対応実動組織のあり方としてICSでは、指揮統制、事態対処、対策立案、後方支援、総務の5つの機能が定められている。 機能的な危機対応のためには、指揮統制と実行部隊である事態対処だけでなく、対策立案、後方支援、総務の参謀機能 (指揮官補助組織) が必要である。 		補足説明を追加
	組織の運営にあたって考えるべきこと	組織が継続的に活動するためには、一元的な指揮命令システムを整えて、交代を考慮して業務を遂行し、文書主義を徹底する必要がある。		
	組織トップが果たすべき4つの役割	組織トップが果たすべき4つの役割は、指揮統制、広報、安全管理、他機関との連絡調整である。		
3 効果的な危機対応のための対応手法	状況認識の統一	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部で活動する全員が、情報を共有して状況認識の統一を実現しなければならない。 状況認識の統一にあたっては、文字や表で示すより、地図で表すと効果的である。 		
	プランニングP	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の企画立案サイクルとして、ICSではPlanning Pの考え方が示されている。 Planning Pは、要員の交代をベースとした活動サイクルであり、状況認識の統一から対策の企画立案、関係機関との調整、現場への指揮と活動支援、広報、そして再び状況認識の統一に至る一連の流れとなっている。 	【Planning P】	
	災害対策本部会議の進め方	災害対策本部会議は、定刻に開始して、危機管理の長の司会により、まず組織のトップから大方針が示された後に、状況報告がされて、対応計画が策定され、次回の会議の日程が示されて終了する。	【災害対策本部会議】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元2 実働組織における指揮統制の世界標準 (危機対応)

指揮統制

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 指揮統制の機能と役割	インシデント(緊急事態)対応機能	緊急事態対応 機能体制 には、インシデント・コマンダー(現場指揮官)(機能①)とオペレーションズ(作戦・ 運用業務)(機能②)、プランニング(企画立案・情報)(機能③)、ロジスティクス(後方支援・ 兵站)(機能④)、フィナンス・アドミン(財務・総務)(機能⑤)の5つがある。	【緊急事態対処体制機能】	<p>・最初の「機能」は「体制」としたほうが理解しやすいように思える。テキストでは主にICSの組織と役割を記載しているので、要約して「体制」とした。また、機能に番号を付した。以下同じ。</p> <p>二つ下の「指揮と調整」が同種の内容であったため、この欄に集約した。</p>
		指揮とは、現場において、明確な法令、規制、指揮権の委譲に基づき指示・命令・統制を発動すること、及び、その為の 他の組織と、方針の確立や情報収集、優先順位づけ、資源、支援、広報発表などの調整行為 を指す。		
		的確な指揮は、現場レベルで行われ、迅速な意思決定を促し、現場で活動する人々の安全を担保し、効率的に事案を收拾するために重要な意味を持つ。	【指揮】	
	インシデント・コマンダー(現場指揮官)の4つの役割	インシデント・コマンダー(現場指揮官)は、指揮統制、広報、安全管理、他機関との連絡調整(連携)の4つの役割を有する	【インシデント・コマンダー(現場指揮官)】	
	インシデント・コマンダー(現場指揮官)の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・インシデント・コマンダー(現場指揮官)はICSにおける緊急事態現場対応で全体的な責任を負う。 ・その役割は、緊急事態対応時の安全確保と内外の関係者への情報提供、他の対応機関との連携の確立と維持である。 ・各機能リーダーに権限を委譲できる。 		
	インシデント・コマンダー(現場指揮官)の組織の拡充	インシデント・コマンダー(現場指揮官)は、組織全体の情報発信を担当するPIO: Public Information Officer(広報担当官、 機能⑥)、安全管理を担当するSafety Officer(安全監督官、 機能⑦)および連携業務を担当するLiaison Officer(連絡官、 機能⑧)をコマンド・スタッフ(指揮官付要員)として設置する。	【広報担当官】 【安全監督官】 【連絡官】	
	広報担当官の権限	広報担当官がリリースする情報は、必ず指揮者(IC)の承認を得なければならない。		
複数組織の連携の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニファイド・コマンド(統合部隊)とは、複雑な緊急事態現場で活動に参加している様々な組織を統合し、単一の指揮・統制下で協働して活動する体制のことである。 ・特徴として、一つの対応目標に対して統合されたコマンド・スタッフ(指揮官付要員)の組織によって、作戦運用を行う。 		<p>説明がよくわからないため、テキストを勘案し、字句を補った。他方、我が国に馴染まないため削除の検討も必要か。</p>	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
2 作戦(業務)部門の機能と役割	緊急事態の拡大と階層	<ul style="list-style-type: none"> ジェネラル・スタッフ(一般要員)には、対応目標を達成するために、すべての対応・戦術活動を指揮する作戦(業務)担当、作戦(業務)担当が指揮統括する対応活動(事案対処)を支援するために、必要に応じて立ち上げられる部門である企画立案担当やロジスティックス(後方支援)担当、財務・総務担当の部門がある。 作戦(業務)担当は、緊急事態が拡大した場合、必要に応じて追加の階層を構築することができる。 		テキストを勘案し、字句を補った。※本部門は、内防における緊対室に相当する役割
	各組織レベルにおける管理者と補佐役	ICSでは、組織の各レベルに応じて管理者と補佐役の役職名が決められている。		テキストを勘案し、字句を補った。
	事態対処の組織構成	作戦(業務)部門の主要な活動内容は、すべての戦術レベルでの対応活動を指揮・調整する。		
	事態対処の組織の拡大	作戦(業務)部門の組織を拡大する場合は、機能別班を追加するか、地域別の部局および班を設置する。		
3 企画立案の機能と役割	企画立案の主な活動と構成	企画立案部門の主な活動は、緊急事態に関する情報・インテリジェンス(調査機関が作成した機密情報)の収集、評価、および提示を行い、 対策危機対応計画 (インシデント・アクション・プラン:IAP)の準備と作成をすることである。	【 対策危機対応計画 (インシデント・アクション・プラン)】	下と用語訳が不統一(IAP)。危機発生後に策定する計画であること。総論で危機対応と使用していることから「危機対応計画」に統一とする。
		<ul style="list-style-type: none"> 当面の対策危機対応計画(IAP)の準備と作成は、企画立案部門の仕事である。企画立案部門の主な活動内容は以下の通り: すべての戦術レベルでの対応活動を指揮・調整する。 通常、インシデント対応時に最初に設置される部門のひとつである。 下位から上位へ拡張する。 大部分のインシデント対応資源を持つ。 ステージング・エリアおよび専門組織を持つことが可能である。 		「企画立案部門・・・」以下の記述は、上の学習目標2の中を含めるべき内容であるg-2-2-「緊急事態の拡大と階層」に含まれている内容を削除した。ステージングエリアとは何か。
4 後方支援の機能と役割	後方支援の主な活動と構成	<ul style="list-style-type: none"> ロジスティックス(後方支援)部門は、通信・医療・救護・輸送などの提供と、業務に必要な環境整備や車両・資機材などの資源の供給が任務である。 主な活動は、必要な要員、資機材および補給品の発注、入手、維持管理、経理処理、通信計画作成及び資源の提供、現場の対応者への食事の準備、現場の対応施設の準備及び維持管理、輸送手段の提供があり、とりわけ医療支援及び輸送に関して責任を持つ。 		
5 財務・総務の機能と役割	総務の主な活動と構成	財務・総務部門の主な活動は、契約交渉およびそのモニタリング(進捗管理)、活動時間の記録および購買、コスト分析、傷害または財物の損害に対する補償である。		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元3 指揮統制の現状

指揮統制

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項	
			基本用語		
1 経験を基にした指揮統制の実態と考え方 (見附市)	ソフト対策の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・情報は常に最新の状況を入手しなければ役に立たない。 ・一例として、気象会社より各種気象情報を入手可能にしたり、河川水位、雨量等の災害の予兆となる情報を直接積極的に収集する必要がある。 		<p>本単元は毎年講師が変わるため、具体的な内容を研修指導要領に落とし込むことはできない。具体的なケースから得られる知識は標準テキストとして蓄積し、研修指導要領には伝えるべき事項について記述する等の対応を検討 →ひとまず、水害に限定しないように字句を補った。</p>	
		<p>水害時に災害の発生が予測される際は、躊躇無く職員を非常配備し、避難情報を発令できるように明確な基準を設けておかなければならない。</p>			水害に限定しないように字句を補った。
		<p>住民への情報の発信は、あらゆる手段により、最新の状況を知らせる努力を惜しんではならない。</p>			
		<ul style="list-style-type: none"> ・住民が自主的に避難するよう、自主防災組織を強化するとともに、防災ファミリーサポート制度を創設したり、民間事業者による避難所までのバス輸送などの施策を推進しなければならない。 ・日常から住民が避難について学習することができる「まるごとまちごとハザードマップ」などの表示を整備することも有効である。 	【自主防災組織】		
		<p>あらかじめ災害対策本部のレイアウトや避難所のレイアウトを決めておくことは、迅速な対応には欠かせない。</p>			
		<p>庁舎が使えなくなることを想定して、事業継続計画を策定しておくことは極めて重要である。</p>	【事業継続計画】		
	新たなステージに対応した防災・減災のあり方	<p>命を守るためには、「状況情報」による主体的避難の促進と広域避難体制の整備に努める必要がある。</p>	【広域避難】		
		<p>社会経済の壊滅的な被害を回避するためには、最悪の事態を想定し、国、自治体、企業等が主体的に連携した体制を整備する必要がある。</p>			
	災害時にトップがなすべきこととは	<ul style="list-style-type: none"> ・「命を守る」ということを最優先し、避難勧告を躊躇してはならない。 ・判断の遅れは命取り。 ・何よりもまず、トップとしての判断を早く行わなければならない。 			

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
2 経験を基にした指揮統制の実態と考え方(三条市)	災害対策本部の運営	災害対策本部を運営するにあたり、求められる本部機能を担保するために、災害対応マニュアルを策定し、職員が一丸となって対応するための体制を構築する必要がある。	【災害対応マニュアル】	
	関連情報の収集及び共有	情報共有というサイクルを確立することにより、アナログ的手法で状況を俯瞰し、映像及び画像情報により状況を把握し、優先順位に応じた情報伝達ルートの峻別を行う必要がある。		
	住民への避難情報の伝達等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報を躊躇なく発令する仕組みを考えるにあたり、多様な媒体を活用した情報伝達を目指すべきである。 ・防災無線は特に有効に機能する。 ・広報にあたっては、マスコミ対応で無用の混乱を避けるためのルールが必要である。 	【防災無線】	
	被災後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後は、支援物資の配送等に係る物流網を確保し、避難所の環境を整えることが急務である。 ・それから次第に災害廃棄物の処理が大きな課題となる。 	【災害廃棄物】	
	災害の備え	防災訓練を実施するとともに、水害被害にあった自治体として、水害サミットから教訓を発信している。	【水害サミット】	
3 経験を基にした指揮統制の実態と考え方(福知山市)	被災直後の対応	被災直後は、孤立避難所への物資供給を行い、それから災害ごみ収集活動、家屋被害調査、災害派遣や様々な支援に追われることとなった。		
	被災者の生活再建支援	被災者の生活再建支援に関して、支援制度の説明、一元化窓口設置、被災者支援の冊子作成、配布をすることとなった。		
	被災後の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後は、災害対策本部体制を強化し、特別対策チームの編成、避難情報発令基準の見直し、災害ごとのタイムライン(市の事前行動計画)の策定、機動的な避難所開設体制の構築、情報収集機能の強化、情報伝達機能の強化、関係機関との連携、由良川福知山タイムラインの策定を行った。 ・同時に、「市民とともにつくる災害に強いまちづくり」を目指して、自助・共助の強化として、土のうステーションの設置、市民協働での<u>土のう設置による排水溝及び浸水道路のからの氾濫水流出抑制対策</u>を行っている。 	【避難情報発令基準】 【タイムライン】 【自助】 【共助】	テキスト及び国交省のHPを参考に補足した。

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
4 経験を基にした指揮統制の実態と考え方(芽室町)	全庁体制での対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画には、災害対応の各部署の事務分掌が定められているが、大きな災害になればなるほど、全庁がそれぞれの任務を理解し、対応することが応急対応期、復旧対応期を通じて重要となる。 ・危機管理部局以外の部署では、本来業務に追われ、直ちに災害⇒対応に入れる体制になっていない場合が考えられ、普段からマニュアル作成や訓練を通じて、災害時の任務やその遂行方法を確認することが重要である。 	【地域防災計画】	
	公助の限界と自助・共助	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生した場合、市町村などの公的な機関は、人命最優先の対応が迫られ、避難所の運営まで手が回らない可能性がある。 ・また、避難者が人としての尊厳を保ち、避難所から自宅などに戻った後に通常の生活を送ることを考えた場合、避難者が主体的に避難所を運営していくことが大切である。 ・このため、避難所運営は、避難生活を送る住民が主体となって行うことが望ましいと言われている。 		
	事前計画と災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインは、災害の発生を前提に、災害時に発生する状況を予め想定し、共有した上で、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である。 ・ただし、災害の規模や発生するまでの時間は、災害ごとに異なるものであり、全てがタイムライン通りにはいかない。 ・災害の規模が大きくなるほど、タイムラインをベースとした職員の応用力が必要となる。 	【タイムライン】	
	災害時総合応援協定	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな災害になればなるほど、被災自治体だけの対応は困難となる。 ・普段から協定などを通じて連携を保つことが重要である。 ・近隣・遠隔地それぞれの支援のあり方やメリットがあるため、協定は有効な手段である。 	【協定】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
5 経験を基にした指揮統制の実態と考え方(大槌町)	職員の安否確認、ストレスケア、心身の健康確保	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否を確認し、緊急・応急対応の事務量をしっかりと把握し、必要に応じて、県及び災害時相互応援協定を締結している自治体等を通じて、応援職員を確保する必要がある。 ・職員の家族の安否を確認し、行方不明又は犠牲となられた家族がいる職員には、適切な時期に休暇等を取得できるように管理する必要がある。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応は、昼夜を問わず不眠不休で長期戦となることが多い。 ・休暇や休憩を職員任せすると、緊急的な住民の要求・要望に対応しようとするほか、外部からの応援職員やボランティアに気兼ねして、休むことができず疲弊することとなる。 ・組織的に交代で職員を休ませること(休憩場所・食事の確保)が必要である。 		
	仕事に人を充てる考え方	災害の様態は千差万別であり、職員に犠牲者が出た場合や家族に犠牲者が出た場合等、部署を越えた連携が必要であり、災害の情報を収集・共有しながら、緊急性の高い災害対応業務に人員を配する柔軟な組織体制が必要である。		
	定期的な記者会見の実施と記者会見に合わせた状況把握のとりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、想像を絶する多くのマスコミが押し寄せる。 ・各部署でのマスコミ取材については、各部署間の情報共有がされていない状況での誤報や対応策の調整も必要であることから、記者会見を毎日定時に開催することで、マスコミ取材窓口を一本化することが必要である。 		
	文書主義	災害時の様々なメモや記録は、その後の災害対応に生きることから、メモ書き、現場写真等、どんな些細なことでも記録を取り、残しておくよう各部署に周知徹底しておく必要がある。		
	発災直後の連携体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助の限界は発災から72時間と言われ、それ以後は急激に生存率が下がる。 ・いかにその72時間に救援部隊を現場に投入できるかが被害の大小を決めることになる。 ・それぞれの部隊・組織・企業・行政等の枠を超えて特性を活かし、足りない部分を補い合いながら連携して対応しなければならない。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害規模が大きければ大きいほど他からの支援が必要になる。 ・対応可能な範囲の把握と支援を要請するタイミングを逸しないことが重要である。 ・平時からの交流・連携が有事の際に有効に働く。 			
	状況認識の統一	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と各機関・企業・組織等では、災害対応の適性がそれぞれ違う。 ・発災後の状況は常に変化し、それにフィットした対応でなければならない。 ・情報共有を密にして素早い現状の把握とその対応を検討、そして、対応職員ともその情報を共有し、自らの意志を示し、災害対応への意識統一をする。 		

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
	適切なタイミングでの避難情報の発令	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報は最悪を想定し、市民生活を加味しながら的確なタイミングで発令する。 ・大規模災害時には、ライフライン等の障害発生により、情報や物流が停滞する。 ・保有する情報を分析し、優先度が高い必要な活動には人員を充て積極的な対応を実施する。 		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元4,5 日本社会に適した指揮統制のあり方 (危機対応組)

指揮統制

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 危機対応の世界標準について	世界標準としてのICS	危機対応における実動組織の指揮命令系統や組織管理手法の標準型の仕組みであるICS(インシデント・コマンド・システム)は、米国だけでなく、英国、EU諸国などの先進諸国においても採用されている、世界標準の仕組みである。	【ICS】	g-4,5は研修テキストがPDF保存されていない。
2 指揮統制を適用する場面	危機対応をしなければならない場面	・自然災害だけでなく、技術災害や人為的な災害、そして大規模なイベントなど、危機対応しなければならない場面は増加している。 ・危機事案は多様化し広域化していると言える。		
	危機対応の課題	災害時には様々な関係者(ステークホルダー)と共同で対応を進めなければならないが、連携と協力のための共通ルールは存在していないことが相互連携を難しくしている。		
	標準化された危機対応としてのICS	ICSとは、 オール・ハザード(あらゆる種類の)緊急事態管理(インシデント・マネジメント) で活用される標準化した手法のことである。	【オール・ハザード】 【インシデント・マネジメント】 【標準化】	訳語の修正
	標準化された危機対応を導入する理由	ICSは、①(現場指揮官)指揮官付要員及び配下組織(の対応要員)並びに現場所在者 並 応者と従事者、その他の者の安全を担保し、②対応目標を達成するための手順を提供し、③有限な資源を有効活用できるといった3つのポイントにより採用されている。		テキストを参考に表現を改めた。

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 危機対応の6つの視点	1 標準化	(1) 共通用語の使用 重要なコミュニケーションを効率的かつ明確に行うためには、共通用語の使用などの標準化が必要である。		当該欄以下14項目が「14の原則」と対応しており、14項目は「6つの視点」に振り分けられる。階層が一つ足りないため、「6つの視点」が見えない状態であるため、「6つの視点」を「学習項目」に整合させた。14の視点に書きを付した。
	2 権限移譲	(2) 権限委譲のルール化 権限移譲はルール化されて、必ず引き継ぎを行わなければならない。		
	3 指揮命令	(3) インシデントの管理者が、その指揮下における全ての要員の活動について指揮統制を可能にするため、指揮命令系統は一本化する必要がある。		
		(4) また、対応者は直近上位の指揮官におみ報告する等、指揮命令関係は一元化する必要がある。		研修テキストに沿って作成
	4 計画／組織構成	(5) 目標による管理を行うことの利点は、対応要員の自立を促し、全員の戦略と戦術の共通理解を得ることができ、結果として指揮官の負担を軽減することができることにある。		
		(6) 危機対応計画(IAP)は、対応目標と活動内容、責任担当期間を文書で作成する。	【危機対応計画(IAP)】	用語の統一
		(7) ICSの組織は、緊急事態の大きさや種類および複雑さ、緊急事態によりもたらされる危険の特性、対応計画の過程、対応目標に基づいて編成される。		
		(8) ・緊急事態対応中に、一人の指揮官が効果的に管理できる人や資源の数は限られている。 ・これを監督限界(スパン・オブ・コントロール)という。	【監督限界(スパン・オブ・コントロール)】	
	5 空間利用／資源管理	(9) たとえ小規模なレベルでも、全ての緊急事態対応において現場指揮所を設置しなければならない。	【現場指揮所】	
		(10) 資源管理には、分類や発注、発送、追跡、回復、他の組織への弁済といったプロセスが含まれる。		
		(11) 緊急事態対応時の情報伝達は、通信機器と手順およびシステムを共有することができる相互運用性を確保するとよい。		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
		(12) 情報収集と情報処理の体制と方法を確立し、それを迅速かつ確実に共有する手順を構築する 情報管理 が必要である。		
	6 現場指揮官としての責務	(13) 危機対応者現場指揮官 は、あらゆる法律や規定、基準を遵守しながら、定められた手順に従って、着任と最初の概要説明、記録の保存、解任の手続きを行わなければならない。		
		(14) ・ 危機対応者現場指揮官 は、派遣され、任務を遂行するにあたっては、現場到着報告を行って、対応計画に従う。 現場指揮官 と個々の対応要員の間には単一の 中間管理者(分掌指揮官) が割り当てられて指揮の一貫性を確保する。 ・現場指揮官又は危機対応の進捗を監督すべき立場にある現場担当官は、 監督限界(権限) の範囲内で人員と資源を管理して、 資源状況の変化を記録し、報告しなければならない 。		「14の原則」に則して下の欄を統合
4	教育・訓練の重要性	危機対応能力向上のための平時からの備え	平時にできない事は緊急時にはできないので、危機対応に携わる関係者への教育・訓練・評価など、体系的な人材育成プログラムの構築が必要である。	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元6 リーダーシップのあり方

指揮統制

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 リーダーシップの基本的な考え方	リーダーシップの基本的な考え方	リーダーシップの本質は、地位にかかわらず集団に影響を及ぼす能力であり、誰でも努力すれば良いリーダーになることができる。		
		課題の成功は、チームワークの状態と個人のニーズの満足につながっている。		
	リーダーの特性	リーダーが身に付けるべき基本的属性として、Adairは、7つの資質を提唱している。①高潔さ・誠実さ: Integrity、②熱意: Enthusiasm、③思いやり: Warmth、④冷静さ: Calmness、⑤厳正さ: Tough but fair、⑥謙虚さ: Humility、⑦自信: Confidenceの7つである。	【Adairの「7つの資質」】	
	リーダーの状況	リーダーは、状況が決めることになる。その状況において誰がリーダーになるかは、「知識」と「権威」の2つの側面が影響する。		
2 リーダーに求められる役割	リーダーの仕事	チームが持つ3つの欲求を満たすことがリーダーに求められる能力であり仕事となる。 共通の仕事 を成し遂げる欲求に対して、 仕事を遂行する能力 が求められるし、 チームとして団結する欲求 に対して、 グループを一つの作業単位としてまとめる能力 が求められ、 各個人が人間として持つ欲求 に対して、 部下の個人的な欲求を満たす能力 が求められる。		一つ下の項目と重複
	チームが持つ3つの欲求とリーダーの3つの仕事	チームが持つ3つの要求とリーダーの能力の関係は、①共通の仕事を成し遂げる欲求→仕事を遂行する能力、②チームとして団結する欲求→グループを一つの作業単位としてまとめる能力、③各個人が人間として持つ欲求→部下の個人的な欲求を満たす能力となる。		
		<ul style="list-style-type: none"> ・チームの成果は、与えられた課題に成功することである。 ・仕事を達成することで、チームがまとまり、個人も満足する。チームが結束に欠けていれば、仕事の達成度が悪くなり、個人の満足も減少する。個人の要求が満たされなければ、チームの団結力が薄れ、仕事の達成度も悪くなる。 ・個人の要求には、物質的なもの(給料・報酬など)と精神的なもの(評価、達成感、地位、仕事上での他者との関わりなど)がある。 		
	リーダーシップのスタイル	時と場合によってリーダーのスタイルは変化し、チームの意思決定のあり方が左右される。		
	マネージャーとリーダー	リーダーは変革を好み、マネージャーは既存の枠組みを実行する。		
	リーダーシップのレベル	リーダーシップにはレベルがあり、幹部は戦略レベル、中間は戦術レベル、現場のチームは実行レベルのリーダーシップが求められる。		
3 災害対応時に求められるリーダー像	防災を担う人材が持つべき個人属性	危機対応をする各現場には、「その場を任せられる中心人物」 が必ず存在する の存在が必要である。		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元7 参謀にとっての災害対策本部運営

指揮統制

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 危機対応の組織	災害対策本部の役割と課題	災害対策本部における初動期の役割を果たすために、情報の収集・分析の円滑化、トップの状況判断を補佐する参謀機能の強化、総合調整機能の強化、部局横断的な実施体制の整備を図る必要がある。		
		危機対応に必要な5つの機能として、ICSでは事案処理、情報作戦、資源管理、庶務財務がある。		4つしかない
2 参謀組織の構築	参謀機能の重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の混沌とした状況の中で、迅速な災害対応を行うには、的確な指揮が不可欠であるが、本部長(指揮官)が全て意思決定し、災害対策本部を運営するのは困難である。 ・そこで本部長(指揮官)の意思決定を補佐する体制が必要となる。 	【参謀】	基本用語の再検討が必要 ・下の欄に「幕僚」があるが、両者は同じ意味の単語 ・「参謀」は旧帝国陸軍、「幕僚」は自衛隊が用いる指揮官補佐に対する呼称である
	参謀組織の実態	災害対策本部支援室(参謀組織)が本部長を補佐する司令塔となって機能しなければ、円滑な指揮活動はできない。		
	指揮官の責任	本部長は、目的達成(任務完遂)のため、主要な結節において適切に決心し、必要な指示を与え、的確な指揮により行動を律し、その結果について全責任を負わなければならない。		
	幕僚(参謀。指揮官補佐)の役割	陸上自衛隊において、 幕僚活動は、指揮官の決心及び構想の決定を準備し、また、これを具体化し、かつその企図の徹底を図る等指揮官を補佐するものであり、その主眼は、指揮を最も効果的にすることにある。	【幕僚】	幕僚(参謀も意味は同じ)とは自衛隊で使用している用語ではあるが、古来の一般的軍事用語であり、テキスト同様に()で補足した。 なお、テキストの細部については、陸上自衛隊独特のものが含まれている。

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 情報の処理と状況判断	問題解決と情報処理	<ul style="list-style-type: none"> 問題解決(状況判断・意思決定)は、問題に係る「情報の収集、処理及び共有」にはじまり、「予測を含めた状況の評価」、問題解決のための「企画立案」、「意思決定及び決定事項の伝達」という一連の指揮・統制手順を確立して、問題の全体像を迅速かつ的確に捉える中で行う必要がある。 この際、何を判断するために、どのような情報が必要か、この情報収集・処理が極めて重要となる。 		
	情報処理・ サイクル と情報分析活動の サイクル	<p>情報活動は、情報収集のための「企画立案及び指示(情報要求)」にはじまり、「情報収集」、「情報処理 及び利用」したり、その「情報の分析及び作成」を通じて、「情報の発信及び統合」がなされ、「評価及びフィードバック」に至る、一連のサイクルからなる。このサイクルの各過程で、各種判断事項に即して使用される。</p>		
	状況判断の思考過程	<p>状況判断の思考過程は、任務を分析(目的・目標の確立)し、状況の把握・分析と判断事項を決定し、判断事項に関する対策案を列挙することにより、対策案の比較検討を行い、結論を出し、決心する。</p>		
4 部局横断的な実施体制の整備	総合調整機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> 総合調整所とは、応急対策を円滑に実施するため、支援室、各部及び防災機関との情報の共有化、部局横断的に実施する業務の調整などの連絡調整を行う場である。 これを強化しなければ、大規模災害には対応できない。 	【総合調整所】	
	部局横断的な実施体制の整備	<p>複数の室課等にまたがる業務について、取扱いが曖昧で、通常業務の縦割りやルールに固執し、状況を踏まえた柔軟な対応ができずに、分掌が不明確な業務の割り当てに時間を要するため、災害対応を部局横断的に実施できるような業務別の組織協力体制の構築が必要となる。</p>		「業務別の組織」とまでは言い切れない。テキストでは、「全組織をフル稼働」、「平素からの連携」等と記載されているため、「協力体制」とした。
5 指揮の実行	指揮の実行	<ul style="list-style-type: none"> 状況判断力を養うには、何かを決定しなければならない時、「状況判断の思考過程」に従って判断することを習性化し、咄嗟の場合でも瞬時に状況判断ができるようになるよう心がけなければならない。 指揮官は、状況判断が適切にできることが前提だが、危機における決心は訓練ではなかなか身につかない。 覚悟をもって決心するには、全人格的な要素があり自らを修養する以外にない(死生観、哲学)。 		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元8.9 災害広報演習

指揮統制

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 災害時の行政機関による広報の内容・方法等	広告と広報	<ul style="list-style-type: none"> ・広告は、新聞・テレビ・雑誌・Web媒体等のメディアの広告枠を購入し、提供側の意志を反映させることである。 ・一方、広報=PRは、メディアに広告料を払うことなく掲載されることを目的としており、情報を取り上げるかどうかはメディア側が判断するため、提供側はどのように情報が載るのかはコントロールできない。 ・情報を発信するにあたっては、ステークホルダー利害関係者関係者が誰であるかを十分に考慮しなければならない。 	【広告】 【広報】	ステイクホルダーは、直接の利害関係者のみならず、影響を受ける者全般を指すものとして使用されており、「関係者」と言い換えた。
	マーケティングの実施	マスコミ報道の観察・把握によるマーケティング(市場分析所要調査)を行い、戦略的に広報を行う必要がある。		マーケティングは、近年、経済活動以外に使用されており、テキストを勘案し(所要調査)と補足した。
	報道格差の認識	広報にあたっては、被災地や首都圏、全国、海外での報道のされ方の違いや時間の経過による報道内容の推移を認識しなければならない。		
	風評被害対策	被災状況の発信を行うとともに、風評被害への対策のための広報も同時に進めなければならない。	【風評被害】	
	タッチポイント	広報に関する利害関係者とのすべての接点をタッチポイントという。受け手がどのようなタッチポイントでつながっているのかを考えて、コミュニティFMや避難所の壁新聞などメディアを選択して広報する必要がある。	【タッチポイント】	
2 災害時の広報活動を適切に実施するための情報処理のポイント	災害時の広報の役割	災害広報の基本三原則として①速度、②質より量、③先の計画や見通し(予測)についても広報することである。		
		災害広報の主な役割は、①被災地の住民の自立復興の意欲を激励すること、②被災地外の住民に救援奉仕の意欲を振興させること、③職員に情報を周知すること、④政府・国会・諸団体に災害の激甚さと災害対策の隘路を強調することである。		
	災害時の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の広報は、住民のための広報であることを忘れずに、記者の欲しがらる情報と住民に伝えたい情報をうまく噛ませて発信すると有効である。 ・このように能動的な災害広報に努めなければならない。 		
	災害対応と広報	災害対応を最大限合理化するためには、記者を味方に付けるような広報を考えたり、臨機応変な広報をすることも大事である。		
3 記者会見の進行・運営における留意事項	記者会見のコツ	<ul style="list-style-type: none"> ・記者会見のコツは、発言文案は全部読まないように心がけて、想像力を働かせてコメントを考えることである。 ・緊急会見のためのチェックリストを確認しておくことも有効である。 		
	記者と向き合う	記者は「伝達役」として役割を認識してもらい、気持ちよく職務にあたってもらうように、わかりやすく、力強く、短い言葉で情報発信するように心がける。		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元10 全体討論

指揮統制

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 研修受講の目的の再認識				記入が必要
2 研修を通じて、学び、得たものの整理				
3 研修を活かして次につなげること				

第8章 応急活動（対策立案）

第1節 目的

発災時に効果的な災害対策を立案するために必要となる知識を学ぶ。被災状況の分析に基づいて適切な対策の選定を迅速に実施しようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

災害対策本部で発災時に被災状況等を情報収集・分析し適切な対策を迅速に立案する防災担当の職員などを主な対象者とする。

第3節 学習内容

（1）単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単元		手法	概要
1	対策立案総論	座学	災害対応における対策立案の 考え方と情報統括、活動サイクル、体制 の基本的構成要素と過程について学ぶ。 【態度】 ・ 対策立案の過程に基づいて対策を立案しようとする。 【技能】 災害対応を考えるにあたり、状況把握、目標設定、対策決定、担当決定と達成期限の5つの要素を決めることができる。
2	対策立案プロセス	座学	「当面の対応計画（インシデント・アクション・プラン）」の果たすべき役割と基本的な構造、立案のプロセスについて学ぶ。 【態度】 ・ 定められた期間内で対策立案過程を回そうとする。

			<p>【技能】</p> <p>責任担当期間内に当面の対応計画を立案することができる。</p>
3	地図による状況認識の統一とISUTの試み	座学	<p>GISによる統合された情報提供の必要性和ISUTの有効性活用のポイントについて学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況認識を統一しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISUTと連携して活動することができる。 ・ 地図を使って情報を効果的に表現することができる。 ・ GISを使って様々な被災地の状況を集約することができる。
4 5	災害対策本部運営演習 (2単元)	演習	<p>災害発生後の限られた情報の中で今後の状況を推測予測し、対応方針を検討し、対策を立案し、活動を調整しながら、災害対策本部会議において対策を決定する手法を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の状況を予測し、先手を打って対応しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな情報を分析することができる。 ・ 災害対応の目標を設定することができる。 ・ 目標を達成するための具体的な対応方針を策定することができる。
6 7	応急期の政府支援 (2単元)	座学	<p>発災直後に各省庁から提供される具体的な支援の内容について学ぶ。</p> <p>(政府の全体的な初動対応は応急活動・資源管理コース「初動対応おける国との連携」を参照)</p> <p>【態度】</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急期に政府支援を円滑に受入れようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助・救急活動、医療活動、支援物資の調達・輸送などに関する政府の資源を適切に活用することができる。
8 9	効果的な災害対応計画・マニュアルの立案演習 (2 単元)	演習	<p>災害対応がプロジェクト業務であること、それを踏まえた計画の作成を、災害対策本部の業務運営及び避難所運営マニュアルの作成についてを通じて、演習形式で学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応がプロジェクト業務であることを理解し、災害時にやるべき仕事を抜け漏れ落ちなく計画・マニュアルとしてまとめようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を階層的に考えて、整理し、業務の全体を体系的に表現することができる。
10	全体討論	演習	<p>災害対応マネジメントにおける対策立案について学んだことを、災害対策本部運営にどのように反映させるのかを考える。</p>

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元1 対策立案総論

対策立案

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 対策立案 過程が扱う 範囲	ICS	インシデントコマンドシステム(ICS)とは、オールハザード対応のインシデントマネジメントで活用される標準化したアプローチのことである。	【インシデントコマンドシステム(ICS)】	研修テキストにない
	ICS上の対策立案の位置づけ	危機対応組織のデファクトスタンダードであるICSの5つの機能において、対策立案の担当する機能は、情報作戦である。		研修テキストにない
	計画立案が担う4つの仕事	計画立案のために「情報作戦」が行うべき4つの仕事は、状況分析、資源配置、文書管理、撤収管理である。		研修テキストにない
	災害のたびに繰り返される課題の計画 ハリケーン・サンディに見る 対策立案 能力の 大切さ	2012年ハリケーン・サンディ(NYC)(ニューヨーク市)は、ハザードとしては大きくなかったものの、NJ,NY,COニュージャージー州、ニューヨーク州、コロラド州に米国災害史上最大の被害をもたらした都市型水害となり巨大災害となってしまった。		研修テキストに合わせて移動。文言も併せて修正。
	災害時の組織が扱うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に行う業務は、定型化できる業務と新しい課題の2種類に分けられる。 ・定型化できる業務は事前対応計画で処理でき、外部からの応援も可能となる。 ・新しい課題は、決定権限を持つ関係者で状況認識を共有し、危機対応計画を立案しながら処理するパートナーシップによる対応が求められる。 		研修テキストに合わせて移動
	計画対策立案過程	対策立案過程とは、状況把握:situational awareness、目標設定:management by objectives、対策決定:solutions /what to do、担当決定と達成期限:resource assignmentの5つの要素を決めることである。		
2 当面の対応計画	対策立案のサイクル	対策立案が扱う範囲は、災害時における初動、当面の対応計画の策定、対策の実行、実行結果の報告と評価、そして次の当面の対応計画の策定へのサイクルを決められた責任担当期間で回し、最終的に撤収までの過程である。		
		<ul style="list-style-type: none"> ・当面の対応計画を実施する期間を「責任担当期間」という。 ・救命救助活動が継続しているような災害発生当初は、一般に責任担当期間は12時間程度であり、2交代制により連続活動が可能になる。 ・その後の応急対応期に入ると、夜間は休息を取れるよう、一般に1日単位の責任担当期間とすることが望まれる。 ・復旧・復興期になると、責任担当期間は一般に1週間単位となり、週末は休息を取るようになる。 	【責任担当期間】	テキストにない

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元2 対策立案プロセス

対策立案

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
2 1 当面の対応計画	当面の対応計画の構成	<ul style="list-style-type: none"> 責任担当期間に実施すべきことをまとめた当面の対応計画を策定して、それにもとづいて対応する。 当面の対応計画は、基本的に文書で作成され、活動目標、担当部局、業務内容、通信網、医療体制、補足情報、地図、天気情報等で構成される。 		
	当面の対応計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 当面の対応計画は、本部長が交代する場合、複数の機関が対応する場合等の対応において必要となる。 当面の対応計画は、達成目標と活動、作業効果と費用対効果を測定する基準、作業の進捗状況、説明責任を果たす基準が明確化されなければならない。 		
3 2 状況認識の統一	状況把握とは	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握とは、災害現場で何が起きているのかを認識することである。 状況認識は関係者で統一されなければならない。 		
	ICS上の状況認識の位置づけ	<p>対応計画の策定と共有 ICS FORM 201(概括説明)において、災害対応をする際に必要となる状況把握(どのような状況か)、組織編成(誰が)、資源配置(何を使って)、活動方針(何をやるのか)は、責任担当期間が始まる時点で、担当者が理解しておくべきものと位置づけられている。</p>		いきなり米国の考え方が紹介されるのは唐突であるため削除してはどうか。あるいは場所を再検討する必要があるように思われる。
	状況把握の事例	一般的には、ホワイトボードを活用した状況認識の統一が図られ、被害状況は地図を用いて可視化されている。		
	状況認識の統一に向けた情報処理	状況認識の統一に向けた情報処理は、組織を取り巻く外的状況(状況分析班)と組織内各部署の被害・対応状況(資源配置班)をとりまとめ報としてまとめることである。		
	状況認識の統一に向けた地図の活用	<ul style="list-style-type: none"> 状況認識の統一に向けて地図作成班を設置することは大変有効である。 災害対策本部の参画者間で状況認識の統一を図るための地図作成や災害対策本部班、各課、各関係機関が実施する個別な災害対応業務を支援するための地図作成を担う。 		
4 3 目標による管理	目標による管理	発災直後の対応目標の優先順位は下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> #1: 人命の確保 (Life Safety) #2: 事態の鎮静化 (Incident Stabilization) #3: 財産や環境の保護 (Property/Environmental Preservation) 		
		目標による管理 (Management by Objectives)を実現するためには、目標設定を”SMART”に行うことが肝要である。Specific (具体的に)、Measurable (測定可能な)、Achievable (達成可能な)、Relevant (経営目標に関連した) Time-bound (時間制約がある) 目標を設定する。		
5 4 資源管理	資源管理	災害対策本部にとっての災害対応は、対応の実施にとって不可欠な希少資源を確保し、適切に配置することである。		

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
6 5	当面の対応計画の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の対応計画は、状況認識と対応のための組織編成、資源配置、活動方針で構成されている。 ・当面の対応計画には、達成目標と活動についての明確な記述、作業効果と費用対効果を測定する基準、作業の進捗状況を測定し、説明責任を果たす基準が明確化されなければならない。 	【当面の対応計画】	
7 6	責任担当期間計画	<p>対策立案サイクルは、災害対策本部会議で、次の責任担当期間で実践する対策を盛り込んだ計画を承認し、承認された計画を広報するために状況を把握し、方針を決定し、関係機関と調整し、対策を立案する過程である。</p>	【対策立案サイクル】	下から移動
	責任担当期間	<ul style="list-style-type: none"> ・責任担当期間とは、当面の仕事を継続する期間のことであり、指揮統制者が期間の長さや開始時刻を決定する。 ・責任担当期間を設定しないと、連携のとれた対応は不可能となる。 ・災害発生当初(とくに救命救助活動が継続している期間)は一般に12時間の2交代制を採用すると、連続活動が可能になる。 ・その後の応急対応期は、一般に土日はないが1日単位で夜間は休息する体制とし、復旧・復興期は、一般に平日夜間及び週末は休息する1週間単位の体制である。 	【責任担当機関】	下の項目と同一のため、内容を集約し、説明を補った。なお、単元1にも同じ説明あり(重複)。
	対策立案プロセスと責任担当期間	<ul style="list-style-type: none"> ・現場では、責任担当期間における当面の対応計画に基づいて活動が実行される。 ・災害対策本部では、次の責任担当期間における当面の対応計画の策定が実施される。 		
8 9	災害対策本部の進め方	<p>災害対策本部会議の役割は、部局を超えた総合調整を必要とする課題の検討を行うとともに、組織として対応の全体像の広報・情報発信・外部組織との調整を実施する。</p>	【災害対策本部会議】	単元4、5の単元の1番目に移してはどうか なお、研修テキストにない
	災害対策本部会議の進め方	<p>災害対策本部会議は、定刻に開始して、危機管理の長の司会により、まず組織のトップから大方針が示された後に、状況報告がされて、対応計画が策定され、次回の会議の日程が示されて終了する。</p>		単元4、5の単元の1番目に移してはどうか なお、研修テキストにない
	実施対策調整会議の役割	<p>実施対策調整会議は、災害対策本部会議で承認を得る原案を作る場であり、組織としての対応の具体案を作る場、他班と「調整」する場である。</p>	【実施対策調整会議】	単元4、5の単元の1番目に移してはどうか なお、研修テキストにない
	業務の引き継ぎ	<p>災害対応は長期戦であり、職員の引継ぎは不可欠な要素である。自分が担当した活動をスムーズに継続させるために、活動ログを作成して引き継ぐことが重要である。</p>		テキストに記載なし

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元3 地図による状況認識の統一とISUTの試み

対策立案

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1	GISの必要性	状況認識の統一のためのGISの必要性	災害時には数多くの機関・団体が同時並行的に活動するため、地図を使って状況認識を統一し、的確な活動が求められる。	
2	GISとは何か	GISの基礎的な概念	Geographic Information System (地理情報システム)は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。	【地理情報システム(GIS)】
		階層構造	<ul style="list-style-type: none"> GISでは、扱う情報毎にレイヤとして整理する。 1つのレイヤには点・線・面のいずれか1つの種類しか表現できない。 	
5 3	統合された情報システムの構築	効果的な地図作成に向けて	現在、たくさんの防災情報システムが存在しているが、共通の情報管理の仕組みとして“SIP4D”が提唱されている。	【SIP4D】
		統合された情報システム	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係機関はそれぞれにGISを有しており、同一のGISソフトウェアを共用することは困難である。 防災関係機関が持つ情報を互いに共有及びマッシュアップ(集約)するために、共有する情報を事前に整理し、共通の情報管理を行う社会的な仕組みおよび仲介役となる情報システムを構築することで、総体として統合された情報システムを構築することが大切である。 	
6 4	大規模災害時の国による情報集約支援チーム(ISUT)の仕組みについて	国を中心とした災害情報の収集・集約体制	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応に当たる者の意思決定には、迅速かつ体系的な状況認識が不可欠で、必要とされる官民の情報を収集し、地図に整理することが有益である。 この役割を担う専任組織がISUT(災害時情報集約支援チーム)である。 ISUTは、国を中心に災害情報ハブ推進チームに参加する組織の協力を得て、情報収集・整理を支援するための体制である。 	【ISUT (Information Support Team)】
3 5	ISUTによる事例	避難所運営での活用事例	災害時のGISの活用方法の一例として、避難所の運営を担当する職員は、通信端末のGISに避難所の開設状況や人数等を入力し、トップや災害対策本部は担当職員により入力された道路の復旧や避難所の運営に関する情報を集約し、避難所の位置図とともに施設ごとのリスト、避難者数の合計値が表示された図面を参照できることが望ましい。	
		ISUTによる地図作成事例	平成30年7月豪雨時の広島県において、開設避難所、道路規制箇所、給水支援等の情報を重ねて「避難所支援用地図」を作成し、広島県庁等による物資支援支援ルートや避難所巡回ルートの選定に寄与した。	
			令和元年東日本台風時の長野県において、長野市内各地区の災害廃棄物の集積状況等について地図上に可視化し、自衛隊、長野市、ボランティア等による災害廃棄物の効率的な集積・搬出活動に寄与した。	

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
4 6 GISを活用するためのポイント	立場によって使い方が違う	<ul style="list-style-type: none"> ・トップは、状況を把握し、方向性を打ち出す(戦略)必要があることから、どうなっているのか、何をすればいいのかがわかるものが求められる。 ・災対本部は、現場からの情報を集約し、状況把握、トップの打ち出した方向性を具体計画化し、現場対応を支援する(戦術)ことから、現場の対応が集約され俯瞰できるものが求められる。 ・現場は、情報の入力、実際の対応を行う(実行)ことから、簡単かつ柔軟に入力できて、やるべきことがわかるものが求められる。 ・このように、立場に応じてICTの使い方は異なり、GISの活用方法も異なってくる。 	【ICT】 【GIS】	
	ストーリーで活用する地図を考える	災害対応ストーリーを標準化することにより、誰でも理解できる「ストーリーマップ」による状況認識の統一が実現する。	【ストーリーマップ】	
	情報の種類、共有とマッシュアップ(集約)	災害対応初期は静的情報を活用し、続いて動的情報を収集・集約することで正しく状況を認識することが大切である。	【静的情報】 【動的情報】	
	事前の準備で決まる	災害が起きてから作る地図を1から考えて作成することは極めて困難のは無理であり、あらかじめ作る地図の仕様を決めておくことが大切となる。		テキストに記載なし
	Web-GISを使う	<ul style="list-style-type: none"> ・Web-GISとは、ウェブブラウザ(IE、Firefox、Google Chrome等)とインターネットだけで、GISの基本機能が利用できるアプリケーションのことある。 ・Webを使うことの利点としてインターネットを使うことで情報の共有が容易になり、Web経路でアクセスできる方が何かと楽であるほか、外部の機関から支援を受ける可能性も高くなる。 	【Web-GIS】	
	専門家を活用する	<ul style="list-style-type: none"> ・GISが使える職員が不足する場合には、外部から専門家を招く必要がある。 ・専門家が地図作成支援を行った事例として新潟県中越沖地震の際の新潟県庁に設置された地図作成班(EMC)がある。 		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元4,5 災害対策本部運営演習

対策立案

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 災害対策本部の運営	災害対策本部の問題点	各部局が情報を分析しないで、時系列・数表を束ねただけの情報を羅列し、各部局が実施した支援の内容のみを報告し、状況の全体像と今後の展開などの見通しが全くないなど、災害対策本部会議が形骸化している場合がある。		
	目標を明確にした当面の実行計画(IAP)の策定	目標を明確にした災害対応方針として、被災地のあるべき姿＝目標を決定し、災害対応に関わるすべての関係者(行政、関連機関、住民)が共有すべき目標を立て、あらゆる主体を巻き込んで、合意を共有し、対応の認識を統一することを目指す。	【当面の実行計画(IAP)】	
	当面の実行計画(IAP)の内容	当面の実行計画(IAP)の内容として、目標を達成するために何をやるのか、責任者は誰で、どのチーム(部局・課・プロジェクトチーム)が担当するのか、連絡窓口担当は誰かが示されなければならない。		
	災害対策本部会議の流れ	災害対策本部会議の流れは、前回の対策目標の進行管理から始まり、被災地の現状、被害状況の全体像、気象情報、地震情報、対応活動の状況、実施している業務と進捗状況を報告した後、最も脅威となる可能性のある課題や今後拡大する可能性のある課題を共有して、今後の状況予測をして、次の本部会議までの対策目標を策定することである。	【災害対策本部会議】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元6,7 応急期の政府支援

対策立案

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 政府の諸機関の活動方針	国による応急期における収集体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に、救助・救急、医療等多岐にわたる応急活動を効果的に実施するため、国は、災害・被害情報の収集・連絡及び通信の確保を迅速に行う。 ・これらの情報を基に、国は、内閣情報集約センターにおいて24時間体制で災害情報の収集を行うとともに、大規模な災害が発生した時には、関係省庁の局長級からなる緊急参集チームが総理官邸内の危機管理センターに参集し、災害状況を把握・分析した上で、内閣総理大臣に報告し、必要に応じ関係閣僚会議や関係省庁災害対策会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【内閣情報集約センター】 【緊急参集チーム】 【危機管理センター】 【関係省庁災害対策会議】 	
	非常災害対策本部等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況に応じ、非常災害対策本部(本部長は防災担当大臣)や緊急災害対策本部(本部長は内閣総理大臣)を設置し、災害応急対策方針の決定、各機関が実施する災害応急対策の総合調整などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【非常災害対策本部】 【緊急災害対策本部】 	
2 状況に応じて政府の資源を適切に活用する方法	外部からの政府の活動資源	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合、住民に最も身近な行政主体として市町村が災害応急対策に当たり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とする事案の対処に当たることが基本となる。 ・被災地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国による応援や地方公共団体間の相互応援が実施される。 ・外部から来る、救助・救急活動、医療活動、支援物資の調達・輸送などに関する政府の資源を適切に活用することにより、被災者のニーズを踏まえた災害応急対策を的確かつ迅速に行うことができる。 		
3 災害応急期に実施される緊急消防援助隊の活動	緊急消防援助隊の概要	緊急消防援助隊の目的は、地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保することにある。	【緊急消防援助隊】	
		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊は、総理大臣が、構成及び設備の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、その計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録する。 ・大規模・特殊災害発生時には消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した市町村の属する都道府県の知事は、緊急消防援助隊をはじめとする消防の応援又は支援の要請を行うことができるとされている(消防組織法第44条)。 ・これは、都道府県知事が、大規模災害が発生した場合に当該都道府県内の被害状況を集約・把握し、必要とされる消防力と管内の消防力を勘案して応援等の必要性を的確に判断し得る主体であるためである。 	【消防組織法】	

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
4 災害応急期に実施される警察災害派遣隊の活動	警察災害派遣隊の概要	警察災害派遣は、国内において大規模災害が発生、または正に発生しようとしている場合に、被災地で活動する。	【警察災害派遣隊】	
	警察災害派遣隊の要請	警察法第60条に「都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。」と定められており、これにより部隊が被災地に派遣されている。	【警察法】	
	被災地で必要となる治安維持活動	社会秩序の維持のため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化や、避難所等の巡回などとともに、悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯等の発生予防が実施される。		
5 災害応急期に実施される自衛隊の活動	自衛隊の災害派遣任務の位置付け及び災害派遣任務の概要	自衛隊の災害派遣には、 以下の3原則があり 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要がある場合の「公共性」、差し迫った必要性がある「緊急性」、自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がない「非代替性」という、 この3原則にしたがって 災害派遣を発動する。	【自衛隊の災害派遣】	
	派遣に関わる事務の手順・内容	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の災害派遣の手順としては、要請権者からの要請に基づくのが原則である。 要請権者は、都道府県知事・海上保安庁長官・管区海上保安本部長・空港事務所長である。 しかしながら、状況により、大臣命令による災害派遣、要請を予期した部隊長等の判断による自主派遣や近傍派遣を実施する場合もある。 	【自主派遣】 【近傍派遣】	
	自衛隊の大規模震災等対処計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏直下型地震など大規模災害については対処計画が策定されている。 防衛・警備上不可欠な部隊を整理し、それらを除く最大勢力の部隊を集中させ、統合任務部隊(JTF)を組織し、同部隊の陸海空部隊を統合運用することなどを記載している。 また、予備自衛官等の招集、米軍との連携についても計画している。 	【統合任務部隊(JTF)】	非開示である大規模震災対処計画の内容について防衛・警備を含めて記載することは不適當。 全ての災害派遣部隊をJTFが全て指揮するものではないが、正確性に拘るべきものでもないと思う。
6 災害応急期に実施される海上保安庁の活動	海上保安庁の災害救援活動	海上保安庁は、地方自治体からの要請に基づき、被害状況等の調査及び情報収集や避難勧告、避難者の誘導、陸上孤立者の救助、救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送、その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動を実施する。	【海上保安庁】	
		海上保安庁の救援活動は都道府県知事の要請がなくても行える。天災事変の援助も所掌事務となっている。		
7 災害応急期に実施されるTEC-FORCEの活動	TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の現地支援	<ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害が発生又は発生する恐れが生じた場合、いち早くTEC-FORCEが被災地へ出向き、被災自治体などの支援を行う。 被災自治体などからの支援ニーズを把握し、二次災害の防止や円滑かつ迅速な応急復旧のための被災状況調査や災害対策用機械による応急対策及び技術的助言等を行う。 	【TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)】	
	TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の要請	都道府県知事は、災害応急対策を実施するため必要があるときに、国土交通省の地方整備局長等にTEC-FORCEによる応援を要請することができる。		

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
8 災害応急期に実施されるDMATの活動	DMATの活動の概要	DMATとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に、被災地の都道府県からの要請に基づき、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。	【DMAT】	
	DMATの要請	都道府県は、通常時には、DMAT運用計画の策定、医療機関等との協定の締結等を行い、災害時には計画に基づきDMATを運用し、活動に必要な支援(情報収集、連絡、調整、人員又は物資の提供等)を行う。		
	DMAT活動要領 DMATの派遣範囲	DMATの活動要領によるとは、①震度6弱の地震または死者数2～50人または傷病者数20人以上が見込まれる場合は管内DMAT、②震度6強の地震または死者数50～100人が見込まれる場合は管内DMATに加え隣接都道府県及び被災地が属するブロック都道府県DMAT、③震度7の地震または死者数100人以上が見込まれる場合は管内DMAT、隣接都道府県及び被災地所属ブロック都道府県DMATに加え、被災地ブロックに隣接するブロックDMAT、④東海地震、南海・東南海地震、首都直下地震の場合は管内DMATと全国DMATが派遣されるのである。		
	DMATによる活動内容	DMATの基本的活動内容は、急性期医療の支援のための、1. 災害現場へ出動しての患者の救命、DMAT都道府県調整本部立ち上げ、2. 関係機関との調整各地域DMAT活動拠点本部立ち上げ、3. 被災地の病院支援、4. 広域医療搬送現場活動、である。		テキストの内容に合わせて修正。
9 災害応急期に実施される内閣府の現地対策本部の活動	現地対策本部の設置	被災地の状況を把握するため防災担当大臣等を団長とする政府調査団を派遣したり、災害応急対策の総合調整を現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、国の現地対策本部を設置する。		テキストに記載がない
		警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う(防災基本計画第2編第2章第4節1(6) 部隊間の活動調整)。		テキストに記載がない

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元8,9 効果的な災害対応計画・マニュアルの立案演習

対策立案

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 事前の対応計画の考え方や災害対応プロジェクト業務の特徴	既存の計画・マニュアルの限界	既存の計画やマニュアルの限界として、仕事が進まない、仕事がよくわからない、仕事の全体像が把握しづらい、他の人の仕事をとばせないなどの問題点が存在するために、仕事が進んでいる人しか分からない現状がある。		テキストに記載がない
	事前の災害対応計画の内容	事前の対応計画として、仕事の流れの全貌がわかる、自分がやるべき仕事は抜け漏れ落ちなく書いてある、自分が誰と一緒に仕事すべきかわかる、業務に必要な帳票・資料がそろっている、明確で、わかりやすい文章で書いてあることが求められている。		テキストに記載がない
	災害対応業務の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトは、組織の戦略計画を達成する手段として実施されることが多い。 ・定常業務が継続的・反復的であるのに対して、プロジェクト業務が有期的・独自のであることに大きな違いがある。 ・災害対応はプロジェクト業務である。 ・プロジェクトとは、始点・終点がある、臨時的組織で対応する、成果を出す必要があるという特徴がある。 		下から移動したのに加えて、テキストの記述に沿って追記
	災害対応業務の特徴	災害対応業務とは、組織横断的に全庁一丸となって実施すべき業務で、関係機関との情報共有・調整が不可欠となる。そのため、平常時からの取組み(準備)の成果が問われる。		テキストに記載がない

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
2 災害対応業務を整理する業務の階層化と業務フローの可視化	業務とは	<ul style="list-style-type: none"> ・業務とは、組織にとって必要な活動であり、組織の社会的責任を果たすための行動、組織に寄せられる社会からの信頼に応える行動であることから、業務目的の明確化が大切である。 ・異なる職務を持つ人たちが連携して行う組織にとっては、ステイクホルダー(関係者)の明確化が重要となる。 		テキストに記載がない
	作業の整理	WBSを作成するための3つの段階として、既存の計画やマニュアルを読み込み、やるべきことを「作業カード」化する、「作業カード」をM7を使って階層的に整理する(WBSにまとめる)ステップを踏む。	【WBS】 【作業カード】	下から移動。2つしかステップがないように見える。
	Magical7による業務フローの可視化	Magical7とは、業務を行う際に必要となる仕事を階層的に整理するツールである。上司は誰が何の仕事をするべきかを確実に把握して、部下に仕事を依頼することができる。	【Magical7】 人間が短期的に記録できるのは、7つのかたまり程度にすぎないという特性を利用した仕事の整理手法	用語の解説を加筆、下から移動
	階層構造を用いて業務を仕事で表現する	<ul style="list-style-type: none"> ・業務はいくつかのまとまり仕事から構成され、まとまり仕事は、いくつかの仕事から構成される。 ・業務を階層的に考えて整理することで、業務の全体を体系的に表現することができる。 		下から移動
	プロジェクトマネジメントの世界標準	プロジェクトマネジメントには、仕事の記述法としてのWork Breakdown Structure (WBS)などの世界標準がある。	【WBS】	テキストの記述に沿って作成
	WBSとDFDによる業務フローの可視化	<ul style="list-style-type: none"> ・Magical7による階層的に整理された業務を元に、WBS (Work Breakdown Structure) で構造化し、DFD (Data Flow Diagram) で情報の流れを整理すると、業務フローの可視化が実現する。 ・M7による作業の整理から、情報の流れをDFD (Data Flow Diagram) で可視化して、まとまり仕事の有効性について、DFDを使って検証する。 ・その結果を作業カードに反映させて、作業カードを作業順に並べ、仕事と仕事の間のつながりを考える。 ・さらに、仕事をするにあたってのコツ・ポイントを書き入れて、WBSにフィードバックすることにより、実効性の高いマニュアルが作成される。 	【WBS】 【DFD (Data Flow Diagram)】	下から移動。DFDはテキストに記載なし。
3 災害対応項目を整理する	災害対応項目の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・現場での効果的な災害対応を実現するためには、だれが、何を、いつするべきかを明確にし、予め関係者間で合意して、合意事項を予め訓練しておかなければならない。 ・これを怠ると発災後に調整が手間取ることになる。 ・このため、米国では災害対応項目 Emergency Support Functions (ESF) が明示されている。 ・わが国でESFにあたるものは、防災基本計画である。 	【災害対応項目Emergency Support Functions (ESF)】	テキストに記載がない

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
5 4 防災行動計画(タイムライン)	災害対応におけるタイムラインの位置付け	災害対応におけるタイムラインの位置付けは、被害の発生を前提とした防災対応であり、事前の連携調整による組織間連携を実現し、先を見越した対応を行うために策定されるものである。		テキストに記載がない
	タイムライン策定のポイント	タイムラインの策定にあたっては、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理して文書化することがポイントとなる。		テキストに記載がない
7 5 災害対応の業務マニュアル作成手法	災害対応マニュアル作成の意義	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル自体が唯一の成果物ではなく、ワークショップでマニュアルを作成する過程そのものが成果の一つである。 ・作成にかかわった関係者が増えることによって、組織全体で内容を共有することが重要となる。 	【災害対応マニュアル】	テキストの内容は、ワークショップによるM7等の手法を利用したマニュアル作成
	WBSスタイルを利用したガイドラインの作成	WBSスタイルを利用してやるべき仕事のリストを作成することで、業務を階層化し、全体像を把握できる、職位に応じて、自分がやるべきところだけ一覧できるようになる。どこでも使えるように一般化できるガイドラインを作成することが可能となる。	【WBS】	研修テキストに沿って修正。上から移動
8 6 WBS M/ACEの利用	WBS M/ACEを利用した業務の一元管理とマニュアルの書き出し	<ul style="list-style-type: none"> ・WBS記述法に基づき、業務について構造的・階層的に整理した一人がやるべき業務をまとめたワークパッケージをAction-Cardとして書き出し、訓練等で業務の実践を通じてその有効性を検証した上で、WBSの整理結果を見直す一連の流れを通じて、実効性あるマニュアル(Action-Card)が作成される。 ・このWBSの整理結果のデータを一元管理するとともに、Action-Cardとして書き出しを行うためのシステムとして、WBS-M/ACEがある。 	【Action-Card】 【WBS-M/ACE】	

(3) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元10 全体討論

対策立案

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 研修受講の目的の再認識	災害対策本部運営演習の概要説明及びレク	災害対策本部の統括部門を主とした演習を通じて、状況把握、方針、対策、資源配分等の策定等、研修目的である対策立案能力の修得を再認識する。		討論の目的等について、テキストを参考に追記
2 研修を通じて学び、得たものの整理	災害対策本部会議前レク準備	発災初動の災害対策計画策定後の災害対策本部会議における首長への事前レク準備を通じて、当面の目標、対応方針及び資源(人、物等)管理の策定等、研修成果を整理する。		同上
3 研修を活かして次につなげること	質疑応答による講評	前号(防災危機管理監に対する首長レク及び首長による質問)に対する講評を通じて研修成果の活用に展開する。		同上

第9章 人材育成

第1節 目的

行政の災害対応人材を育成するために必要となる知識を学ぶ。人材育成プログラムと効果的な訓練や研修を企画しようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

防災に関する組織の人材育成を担当する職員を主な対象者とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単元		手法	概要
1	人材育成総論	座学	人材育成の必要性や戦略、規定事項を学ぶ。 【態度】 ・ 法令等の趣旨や様々な主体が実施している訓練・研修を踏まえ、組織全体の人材育成を戦略的に考え、実践しようとする。 【技能】 ・ 自らの組織の人材育成について、戦略的な視点で考察し、人材育成プログラムの骨子を作成できる。
2	訓練・研修の実際	座学	国や地方公共団体等が実際に実施している訓練や研修の事例を学ぶ。 【態度】 ・ 訓練・研修のさまざまな事例や取組みを、自らの組織の訓練・研修に生かそうとする。 【技能】

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練・研修のさまざまな事例や取組を自らの組織の人材育成プログラムに生かすことができる。
3	訓練・研修企画手法	座学	<p>防災訓練・研修を企画する際のポイントを学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種防災訓練・研修の特徴を理解して、自らの組織における防災訓練・研修の企画をより効果的に行おうとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「何ができるようになるのか」という視点から防災訓練・研修の体系を捉え、効果的な訓練・研修を企画・実施するために必要な下記の事項を判断・表現できる。 <p>「状況認識」</p> <p>「ねらいの設定」</p> <p>「制約条件の抽出」</p> <p>「技法の選択」</p> <p>「カリキュラムの設計」</p> <p>「開発」</p> <p>「評価・検証」</p> <p>「フィードバック」</p>
4 5	訓練企画運営実践 I（状況付与型図上演習） （2 単元）	演習	<p>訓練手法のうち状況付与型図上演習の一つである災害対策本部運営訓練を経験すると共に、様々なシナリオを用いた状況付与型図上演習の考え方を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員を対象とした状況付与型図上演習を自ら企画・実施し、人材育成を効果的に図ろうとする。 <p>【技能】</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況付与型図上訓練（対応型）を理解し、訓練を企画・実施するための基本事項を判断・表現できる。
6	地域防災リーダーの育成	座学	<p>地域における防災リーダーの育成の意義と研修の企画、実施手法を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織内において、地域防災リーダーとの円滑な連携に努めようとする。 ・ 地域住民に対して防災リーダーの役割を理解してもらおう努力をしようとする。 ・ 組織内において、地域防災リーダーの育成を牽引できる人材育成を継続的に行おうとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災担当職員が地域防災リーダーと連携体制を円滑にし、共助の取組みを促進することができる。
7 8	訓練企画運営実践Ⅱ（討議型図上演習） （2 単元）	演習	<p>訓練手法のうち討議型図上演習の一つであるエスノグラフィー演習を経験すると共に、様々な素材を用いたケースメソッドの考え方を学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員や地域住民を対象とした討議型図上訓練を自ら企画・実施し、人材育成を効果的に図ろうとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 討議型図上訓練を理解し、訓練を企画・実施するための基本事項を判断・表現できる。
9 10	人材育成プログラム作成演習 （2 単元）	演習	<p>人材育成プログラムの作成手法や留意点について学ぶ。</p> <p>【態度】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの組織の人材育成について、育成の目的、目標、対象を明確に定め、内部研修や外部研修、図上訓練、実働訓練を組み合わせた人材育成プログラムを作成しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの組織の人材育成について、戦略的な視点で考察し、人材育成プログラムの素案を作成できる。
--	--	---

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元1 人材育成総論

人材育成

学習目標		知識		R2.4 要検討事項	
学習項目		基本用語			
1	人材育成の必要性	防災における人材育成とは何か	<ul style="list-style-type: none"> ・自助・共助・公助の力を拡大していくため、人材育成を強力に進めていく必要がある。 ・制度やモノがあるだけでは実効性は担保できない。 ・知識・技能・態度を有するヒトが自助・共助・公助の活動を牽引するために不可欠である。 ・特に公助を担う防災機関にとっては、単に研修や訓練を行うのではなく、防災に関する知識・技能・態度を有する職員を一つの「山」と見立てて、この山をどのように高くするのか(＝知識と技能をどう高めていくのか)、山をどのように増やしていくのか(＝専門知識を持った人材を数多く揃えるのか)、組織全体の山の裾野をどう広げるのか(＝組織全体のポテンシャルをどう高めていくのか)を戦略的に考え、実践することが、防災における人材育成だと言える。 	<ul style="list-style-type: none"> 【自助】 【共助】 【公助】 	
	人材育成が求められる分野	人材育成が求められる分野としては、①災害対策本部全体の指揮統制を担う人材、②災害対策本部の指揮統制を参謀として支える人材、③個別事案を専門的に処理できる人材、④自助、共助を高める地域防災リーダーの育成を牽引する人材が挙げられる。	<ul style="list-style-type: none"> 【指揮統制】 【参謀】 		
	人材育成に関する取組の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災以来、人材育成の必要性が強く認識され、平成14年7月の防災基本計画専門調査会による「防災体制の強化に関する提言」の中で「総合的な人材育成プログラムの創設」が提言された。 ・その後、平成20年3月、消防庁が市町村において3種類の図上訓練の「企画・準備」、「運営」及び「評価・検証」が実施できるように、地震災害を対象とした「市町村による図上型防災訓練の実施支援マニュアル」を作成するなど教育素材や訓練手法の開発、育成の場の構築などが試みられてきた。 ・現在は、こうした蓄積を踏まえて、市町村等の防災機関が人材育成のための実践をどのように戦略的に進めていくかという段階に入っている。 			

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
2 人材育成の規定事項	災害対策基本法における規定	<p>・職員等を対象とした「防災に関する教育及び訓練」は、第46条で災害予防に関する事項の一つとして規定されている。</p> <p>・また、地方公共団体の長など災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならないと規定されている。なお、この規定中「教育」については、平成24年6月の法改正で追加されたものである。</p>		下と重複しているため、削除。
		<p>・平成24年6月の法改正で防災教育の実施について第47条の二が新規追加された。ここでは、地方公共団体の長などの災害予防責任者は防災教育の実施に努めなければならないとされ、また、「防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。」と規定されている。</p> <p>・なお、ここでの防災教育は、具体的には、各防災機関の職員等を対象に、防災に関するテキストやマニュアルを配布したり、教育機関と連携して防災に関する研修を行ったりすることが想定されている。</p>		時点が古いため削除
		<p>防災訓練については第48条に「災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。」と規定されている。</p>		
防災基本計画における規定		<p>平成29令和2年45月時点の防災基本計画では、第1編総則第5章に「防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項」として、「平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。」と人材育成について規定されている。</p>		時点更新(計画内の記載に変更なし)
		<p>・阪神・淡路大震災以前の防災基本計画では、防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項として「防災業務に従事する職員に対し、防災研修会等の実施、災害関係法令集、防災手引書等を配布して行う防災教育の実施に関する計画」が規定されていたが、機関内での単発的な教育が主に想定されていたと考えられる。</p>		
地域防災計画における規定例		<p>兵庫県地域防災計画の例では、人材育成に関し、外部機関・学識経験者との連携や防災以外の行政分野との連動についても配慮されている。</p>		
		<p>新潟県長岡市地域防災計画の例では、公助の充実のための施策の一つとして、「国の研修機関等及び県及び市町村の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築」が挙げられている。</p>		

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
3 人材育成の手法の概要	人材育成手法の全体像	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成の手法は、大きく研修と訓練に分けられる。 研修としては、国、都道府県、専門機関、大学が実施する外部研修と集合研修やeラーニングを自組織内部で行う内部研修がある。 訓練としては、実動訓練として個別実動訓練や総合防災訓練があり、防災図上訓練として状況付与型や討議型などがある。 研修や訓練以外に、被災地応援派遣等によるOJT(On The Job Training)やシンポジウム・講演会への参加、学会参加等も人材育成の手法として考えられる。 それぞれの手法には、「一度に多くの職員を参加させることが困難」など予算・業務上の制約がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【実動訓練】 【防災図上訓練】 【状況付与型図上訓練】 【討議型図上訓練】 【OJT】 	
	主な外部研修の例	<ul style="list-style-type: none"> 国の機関では、内閣府(防災)の他、消防大学校などが防災に関する研修を実施している。 この他、人と防災未来センター、消防防災科学センター、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所などが全国レベルで研修を実施している。 また、岩手大学、静岡大学、三重大学などの大学でも市町村職員等を対象とした研修を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【消防大学校】 【人と防災未来センター】 【消防防災科学センター】 【市町村アカデミー】 【全国市町村国際文化研修所】 	
	eラーニングの取組	<ul style="list-style-type: none"> eラーニングとは、インターネットを通じて学習する仕組みであり、防災分野の代表例としては消防庁の「防災・危機管理e-カレッジ」が挙げられる。 e-カレッジには、市町村職員を対象としたコンテンツも多数用意されており、学習管理システム(LMS)を用いて進捗管理などを行うことも可能となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【消防庁「防災・危機管理e-カレッジ」】 【学習管理システム】 	
	実務派遣(OJT)による人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府(防災)では、地方公共団体や指定公共機関の職員を受け入れて、実際の災害対応の業務に当たらせるOJT(On The Job Training)を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【OJT】 	
4 人材育成の対象とポイント	人材育成の対象者の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成に当たっては、対象者によって求められる知識・技能・態度は異なるので、対象者を明確に区分し、対象者に適合した育成内容とする必要がある。 区分としては、役職別、部署別、キャリア別などが考えられる。 なお、基盤となる基礎知識は、区分に関わりなく全ての対象者が共通で身に付けることが必要である。 		
	地域防災リーダーの育成上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災リーダーを育成していくに当たっては、その必要性・重要性をトップ、危機管理監等が十分理解し、組織の中に地域防災リーダーの育成を牽引することができる人材を確保することが必要である。 その上で、目標としての理想の住民像の明確化、住民に持ってもらうべき知識の明確化、ふさわしい育成手法の検討、継続的に育成が行われる仕組みの企画というプロセスを踏まえた取組を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域防災リーダー】 	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
5 人材育成のプログラム化	人材育成プログラムの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や市町村という「組織」には、人事異動、縦割りによる部門間の温度差、他の組織・団体への依存度の高さなど防災に関する人材育成の難しさが存在する。 ・また、予算上の制約もある。 ・こうした難しさや制約の中で、効果的に防災に関する人材を育成していくために、戦略的なプログラムが必要である。 		基本用語の削除
	人材育成プログラムのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成プログラムとして、戦略的な中長期計画と年間実施計画が必要である。 ・戦略的な中長期計画では、目標が明確であること、実現性があること、組織の置かれた状況に適合していることが重要である。 ・それを踏まえて、年次目標が明確な年間計画を作成するとよい。 		下のセルと統合

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元2 訓練・研修の実際

人材育成

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 国が実際に実施している訓練の事例	総合防災訓練大綱の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づき、国が中央防災会議(内閣総理大臣と、全閣僚、指定公共機関の代表者、学術経験者参加)で協議し、防災基本計画を策定する。これを基に国の防災訓練として毎年度末に各省庁へ照会して、最終的に「中央防災会議」で決定したものを「総合防災訓練大綱」という。 ・総合防災訓練大綱は、防災基本計画を踏まえ、防災機関が実施する防災訓練の基本方針等を示すものである。毎年度、各省庁に協議の上、中央防災会議で決定される。 	【総合防災訓練大綱】	文言の修正 下のセルと統合
	訓練による継続的改善	訓練を通じて、マニュアル等の脆弱点や課題の発見に重点を置き、マニュアル等の継続的な改善を図ることが重要である。		標準テキスト及び有明の丘研修テキストに記載がない単元3(訓練企画)に移したほうがよいのではないかと。
	振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練実施後は、「振り返り」の場を早々にセットすることが重要である。 ・日が経つにつれ記憶は薄れるので、訓練参加者間での「振り返り」は、訓練直後に実施することが効率的である。 		同上
	総合防災訓練の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・9月1日の防災の日に、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚による緊急災害対策本部会議の運営などの総合防災訓練を実施している。 ・その他、九都県市合同防災訓練と連携した被災地への現地調査訓練を実施している。 	【防災の日】 【総合防災訓練】 【九都県市合同防災訓練】	
	津波防災訓練の概要	11月5日の津波防災の日に、緊急地震速報の訓練の他、関係地方公共団体等と連携し、各地域で、地域住民を対象にした地震・津波防災訓練を実施している。	【津波防災の日】 【緊急地震速報】	
	図上訓練の事例	国の緊急災害対策本部事務局 100人 を プレイヤー として運営訓練、緊急災害現地対策本部(コントロール=50人)からの 運営訓練 を、状況付与型又は討議型による 図上訓練 を実施している。	【緊急災害対策本部】	
2 地方公共団体が実際に実施している訓練の事例	近年の傾向	近年、地方公共団体では主に風水害と地震災害を想定した大規模な総合防災訓練に加えて、組織内での図上訓練や 実働訓練 、参集・初動訓練などが実施されている。	【総合防災訓練(地方)】	
	実働訓練の事例	地震、風水害等の災害を想定して、市町村その他防災関係機関及び自主防災組織等の住民参加による情報伝達、避難訓練、救出救助訓練等が実施されている。	【実働訓練】	
	図上訓練の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・「図上訓練」は、教室、会議室、体育館等室内でシナリオなどに沿って口頭・文書により進行する訓練である。 ・防災計画やマニュアルに記載されている体制と活動、手順などの検証と見直しのために、具体的な被害想定に基づいた状況を付与することによって、実戦的な図上訓練が実施されている。 	【図上訓練】	

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
3 各種研修機関が実施している研修の事例	各種研修機関における防災研修の種類、事例(人と防災未来センター、消防防災科学センター、市町村アカデミー、静岡県、愛知県、三重県など)	・内閣府の防災スペシャリスト養成研修や地域研修のほかにも、人と防災未来センターの災害対策専門研修、消防防災科学センターの市町村防災研修、市町村アカデミーの災害に強い地域づくりと危機管理研修、静岡県のふじのくに防災士養成講座、愛知県の防災・減災カレッジ、三重県のみえ防災・減災センター専門職防災研修、防災教育センター研修のほか、 や 静岡大学や香川大学などの各種機関が防災人材の育成を行っている。	【人と防災未来センター】 【消防防災科学センター】	
4 人材育成プログラムを実際に作成してる事例	香川県坂出市の事例発表	・坂出市では、市独自の防災・危機管理スペシャリストを養成するため、「坂出市防災・危機管理スペシャリスト養成研修」を実施している。 ・当該研修の修了者が翌年度の養成研修の指導者となり、全職員が研修を受講できる仕組みを構築している。		学習項目及び知識の欄へ追記

(2) 内容（单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

单元3 訓練・研修企画手法

人材育成

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 防災訓練・研修の体系	防災訓練・研修の体系	防災訓練・研修の体系は、「何をできるようになるのか」といった視点からも整理することができる。		
	体系上の防災訓練・研修の主な内容	たとえば、「防災に興味を持つ」という視点からは防災すごろくや防災クロスロード等のゲームが、「過去の災害事例をもとに自分の災害対応の改善点を考える」という視点からは災害エスノグラフィー演習が例示できる。	【防災すごろく】 【防災クロスロード】 【災害エスノグラフィー】	
2 各種防災訓練・研修の特徴	防災訓練の種類と特徴	防災意識の普及を主な目的とする劇場型の展示訓練や、防災技術の取得のための教育型の技術修得訓練、防災体制が計画やマニュアル通りに動くかどうかの検証型の実戦訓練が実施されている。	【劇場型展示訓練】 【教育型技術修得訓練】 【検証型実戦訓練】	
	防災研修の種類と特徴	防災研修は、大きく外部研修と内部研修に分けられる。外部研修とは、国、都道府県、専門機関、大学が実施する研修に参加することである。内部研修とは、集合研修やeラーニングを自組織内部で行うものである。		
3 防災訓練・研修の企画と留意点	防災訓練・研修の企画フロー	効果的な防災訓練・研修を企画・実施するためには、「状況認識」「ねらいの設定」「制約条件の抽出」「技法の選定」「カリキュラムの設計」「開発」「実施」「評価/検証」「フィードバック」という一連のフローを繰り返していく必要がある。		
	ねらいの設定	目標は、研修の成果を明確に定めるものなので、研修の成果について考慮しなければならない。 ・研修、訓練、演習いずれも人材育成の目標やねらいを先に定めてから技法を決定する。 ・ 研修では人材育成の目標を決めた後、訓練や演習においてもねらいを設定した後に技法を決定する。		文意重複
	課題の抽出	防災や災害対応に関する職務の課題を抽出するポイントは、期待される職務遂行と実際のギャップを見ること、防災や災害対応での重大な問題は何か、その解決に障害になっているものは何かを見ることである。		
	段取りの考え方	・段取りの考え方としてガニエの9教授事象があり、その中の「導入」という項目で演習や訓練のねらいを伝えるところがある。 ・「ガニエの9教授事象」とは何かを学習するプロセスを示した教育モデルであり、学習効果を高めるプロセスとして9つの働きかけに分類されている。 ・これらを「段取り」を考える際に応用すると、「導入」「展開」「まとめ」の3項目にまとめることができる。	【ガニエの9教授事象】	説明を加筆
	研修の評価	・参加者が当初設定した目標やねらいを達成できたか評価する必要がある。 ・できれば、目標やねらいを決める段階で評価方法を決めておくのがよい。		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元4.5 訓練企画運営実践 I (状況付与型図上演習)

人材育成

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 状況付与型図上演習の内容	状況付与型図上演習の目的	状況付与型図上演習のうち、イメージ・トレーニング型は、災害や危機が発生したとき、どこでどのような被害が発生し、被災者や組織がどのような対応行動をとるのかについて一定のイメージを描けるようになることを目的とするものである。	【状況付与型図上演習】 【イメージ・トレーニング】	
		状況付与型図上演習のうち、対応型(図上シミュレーション方式、別名:ロールプレイング方式・ブラインド方式)は、実際の災害や危機のときと同じような時間的制約の下で具体的な対応行動をとり、対応計画やマニュアルを体(頭)に覚え込ませると同時に、情報収集や意思決定のツボを習得することを主な目的とするものである。	【対応型(図上シミュレーション方式(ロールプレイング方式、ブラインド方式))】	
	状況付与型図上演習(対応型)の内容とポイント	対応型(図上シミュレーション方式)の基本は、コントローラーからの状況付与に応じて、プレイヤーが情報収集・分析・判断といった災害対応を行い、一連の対応終了後、全員でコントローラーによる評価の確認と課題の検討を行うというものである。	【コントローラー】 【状況付与】 【プレイヤー】	
2 状況付与型図上演習の企画の考え方	状況付与型図上演習(対応型)の企画の流れとポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・状況付与型図上演習(対応型)を実施する場合、まず、実施チームを編成し、訓練目的、対象、スケジュール、前提条件を設定して、訓練方法を決定する。 ・次に、方法に応じてシナリオ等の訓練資料を作成し、地図、小道具等を準備し、訓練を実施する流れとなる。 ・それぞれの段階で実施チーム内の役割分担を明確にして準備することで、実効性が高まる。 	【実施チーム】	
3 状況付与型図上演習の評価の考え方	状況付与型図上演習(対応型)の訓練評価の方法	訓練評価の方法には、チェックリスト法や達成度評価法、対応所要時間評価法、試験(ペーパーテスト)、評価者(専門家)によるオンサイト評価とコメント、参加者による自己評価、研究会の開催などがあり、訓練目的に照らして有効な方法を選択する必要がある。	【チェックリスト法】 【達成度評価法】 【対応所要時間評価法】 【オンサイト評価】	
	訓練成果の反映方法	訓練結果は、地域防災計画やマニュアルを見直し、年間の訓練計画に反映させ、見直した事項をさらに訓練で検証し、訓練を継続・蓄積し、ルーチン化する必要がある。		

(2) 内容（单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

单元6 地域防災リーダーの育成

人材育成

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 地域の防災リーダーの育成に関する基本的な考え方	育成すべき人材像	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災リーダー研修の目標は、地域において防災リーダーとして活動を率先して実践していく人材の育成である。 ・そのためには、育成すべき人材像を明確にして、体系的に教育することが重要である。 	【地域防災リーダー】	
	住民自らが行う災害対応	住民自らが行う災害対応には、①安否確認や救出救助、消火活動、二次災害防止などの「いのちを守ること」、②避難所運営や炊き出し、在宅避難者支援などの「いのちを守った人たちの暮らしをつなぐこと」、③復興まちづくりやマンション建替え、地域振興などの「人と地域を再建・復興すること」の3つの目的がある。		
	全庁体制での育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災リーダーの育成は、防災担当部局に限定せず、建築(まちづくり)、福祉、教育など関連部局も関与して行うべきである。 ・他部局が主催している地域での啓発事業に相乗りして、地域リーダーの育成を行うことも検討する。 		
2 地域の防災リーダーの育成に関する留意点	地域防災リーダーの役割に対する組織内の理解	行政職員が地域防災リーダーを育成していくに当たっては、その必要性・重要性をトップや危機管理監等が十分理解し、組織の中で地域防災リーダーの役割を認識する必要がある。	【地域防災リーダー】	
	多様な人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のフェーズが進むにつれて、求められるリーダー像と対応能力は変わっていく。 ・地域防災リーダーとして、町会役員や世話役、民生委員などだけでなく、企業人・組織人として人を組織的に指揮した経験を持った人や、防災に限らず他の地域活動に積極的に関与している住民などにも、幅広く人材育成を行う必要がある。 		
	地域防災リーダーに対する組織内と住民との理解	地域住民に地域防災リーダーの役割を理解してもらうためにも、防災訓練や地域のイベント等を通してその存在と役割を周知する必要がある。		
	過去の災害の教訓	住民の防災リテラシー(情報活用能力)を高めるためには、過去の災害の被災地で起こっていること、被災者の思いを真摯に学ぶ機会を設けて、なぜこのような災害対策が実施されるのか過去の災害の教訓から説明すると効果的である。	【防災リテラシー(情報活用能力)】	
	定期的な育成	組織の中に地域防災リーダーの育成を牽引することができる人材を常に確保するためにも、定期的に地域防災リーダーを牽引できる行政職員の育成が必要である。		

(2) 内容（单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

单元7,8 訓練企画運営実践Ⅱ（討議型図上演習）

人材育成

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 討議型図上演習(災害エスノグラフィ演習)の内容	討議型図上演習の目的、エスノグラフィ演習の位置づけ	討議型図上演習は、実災害で生じた状況や場面を設定する中で、災害対応の疑似的経験(思考・体験)を行うことにより、不足する「経験」を補うとともに、現実的な状況の下で知見・教訓を得て「知恵化」をはかりつつ、想像力・創造力を醸成することを目的とする。	【討議型図上演習】	
	訓練の企画の流れとポイント	訓練企画のプロセスには、目的、参加対象者と規模(人数)、訓練概要、日程、会場を検討し、訓練で使用する素材・教材を決定し、当日の内容・方法を組み立て、スケジュールを作成し、参加対象者に募集・案内し、会場レイアウトと訓練用具を準備し、訓練推進役のメンバーを決定する流れとなる。		
		素材・教材の選定やスケジュールの調整、訓練会場のレイアウト、使用する用具のそれぞれに訓練を円滑に進めるポイントがある。		
2 様々な素材を用いた討議型図上演習の内容や考え方	討議型図上演習で用いられる各種素材(各種データ、経験談)とその活用	<ul style="list-style-type: none"> ・討議型図上演習では、現場状況記録の他に体験談記録や地図、新聞記事、AAR(After Action Review)や各種報告書などが素材となる。 ・これらの素材は、災害対応の実態、対応上の課題や解決策を把握理解したり、訓練を行う上での条件作成の際の基礎データとして活用したり、効果的な訓練を行うためのゲームキットや、小道具を作成する上での材料に使ったりする。 	【AAR】	
	素材作成の方法と留意点	教材となる素材作成の最終目的は、他の災害、他の行政職員に対しても普遍的に役立つ暗黙知を抽出することである。	【暗黙知】	
	様々な素材を用いた訓練の内容と方法、事例	素材を用いた討議型図上演習の代表例として、DIG(災害イメージングゲームやHUG(避難所運営ゲーム)、防災クロスロード、災害エスノグラフィなどがある。	【DIG】 【HUG】 【防災クロスロード】 【災害エスノグラフィ】	
3 討議型図上演習を実施する上での留意点	訓練実施上の留意点	検討を促進・支援する役割を担う「ファシリテータ」は、全ての参加者が発言できることを心がけることや操作的な言動(=強引な誘導)をとってはならないなどの留意点に注意する必要がある。	【ファシリテータ】	

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元9,10 人材育成プログラム作成演習

人材育成

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 人材育成プログラムの作成方法や留意点	人材育成プログラム作成上の留意点	人材育成プログラムを作成するには、組織の課題を抽出した上で、課題解決のための人材育成の目標を戦略的に定めて、その目標達成のための訓練・研修を選定して、これをPDCAサイクルに沿って計画的に実施することが必要である。		
2 様々な訓練・研修を組み合わせた人材育成プログラム	人材育成目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「今の課題は何か」を考える。 ・一番切実に解決したいという課題が目標になる。 		
	課題の設定と様々な訓練・研修を組み合わせ	課題解決のために、育成すべき対象を明確に定めて、内部研修や外部研修、図上訓練、実動訓練をどのように組み合わせるのかが検討 しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 【図上訓練】 【実動訓練】 	

第10章 総合監理

第1節 目的

総合的な防災政策を実施するために必要となる知識を学ぶ。平時から防災政策の検討と災害対策本部体制を構築しようとする態度を養う。

第2節 主な対象者

首長や危機管理監、防災監、危機管理専門員、防災担当課長等の幹部職員を主な対象者とする。

第3節 学習内容

(1) 単元構成と概要（各単元で身につける態度と技能）

単元		手法	概要
1	総合防災政策	座学	総合的に防災政策を推進していくことの基本的な考え方を予防対策から応急対策への流れに沿って学ぶ。 【態度】 <ul style="list-style-type: none">きちんと現状を把握した上で指示しようとする。 【技能】 <ul style="list-style-type: none">社会の情勢を正確に把握して、様々な防災政策の優先順位を示すことができる。応急時に正確に状況を把握して、効果的な対策を示すことができる。地域の課題に対して効果的な対策を示すことができる。
2 3	総合的な被害抑止 施策の実施 (2単元)	座学	水害や土砂災害、地震などの被害を抑止するための総合的な対策について学ぶ。 【態度】

			<ul style="list-style-type: none"> 過去の事例とそこから得られた教訓等をしっかり学び対策に生かそうとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 急激な状況変化を想定した総合的な水害対策を立案することができる。 顕著化する降雨の傾向を想定したハード・ソフト両面から、地域の状況に応じた土砂災害対策を立案することができる。 建物の耐震化と室内安全対策の両方を効果的に推進する政策を立案することができる。 都市の住宅密集地の災害脆弱性を軽減するための政策を立案することができる。
4	リスク評価に基づく災害対応の検証	座学	<p>防災に関する総合計画アクションプランの策定手法であるリスク評価→施策目標の設定→事業評価指標の設定→進捗管理→検証→事業見直しといったサイクルについて学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災政策を客観的な手法で評価しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク評価手法を駆使し、被害想定に基づいた防災政策を立案することができる。 防災政策を政策評価手法により査定することができる。
5	防災政策演習	演習	<p>具体的な被害想定を基に、どのような防災政策を立案して推進していくべきかを演習形式で学ぶ。</p> <p>【態度】</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 具体的な被害想定を基に、説得力のある説明をしようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な政策立案と説明ができる。
6	応急対策の実態	座学	<p>災害対策本部における重要業務と応急活動の実態について学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の事例を踏まえて組織内に反映しようとする。 <p>【技能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の様々な課題を全庁一体となった体制で総合的に進捗管理することができる。 に広域防災拠点ネットワークと緊急輸送路ネットワークを活用できる。 国・都道府県・市町村・各種関係機関から効果的に人的・物的な応援・受援を実施することができる。 自主防災組織や企業など民間と迅速かつ効果的に連携することができる。
7	大規模災害の検証と対応	座学	<p>大規模災害がどのように検証され、どのような対応方針が示されているのかを学ぶ。</p>
8 9	災害対策本部体制（2単元）	演習	<p>災害対策本部体制を構築するために必要な体制、空間レイアウトなど事前に準備すべきことを学び、災害対策本部運営の流れと心構えを演習形式で学ぶ。</p> <p>【態度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎的な過去の教訓が分かった上で、情報共有ができる組織体系をつくり、立ち止まらずに前へ進む指揮をしようとする。 <p>【技能】</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対応を迅速かつ効果的に実施することができる組織を構築できる。 ・ 災害対策本部の内外の各組織を効果的に指揮し、連携することができる。 ・ 効率的な応急対応を実現する空間を構築することができる。 ・ 一連の決められたサイクルにより、円滑かつ効率的な災害対策本部を運営することができる。
10	全体討論	演習	総合防災政策立案について学んだことを、受講者がそれぞれの組織でどのように反映させるのかを考える。

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元1 総合防災政策

総合監理

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 防災政策の重要性	災害対策基本法の目的	災害対策基本法は、「 国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため必要な体制を確立し責任の所在を明確にする。 」「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にする」とともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資する」ことを目的としている。	【災害対策基本法】	
	自助・共助・公助の重要性	防災対策には、自助・共助・公助のそれぞれが力を発揮することが重要である。	【自助・共助・公助】	
2 予防対策に関する防災政策の基本的な考え方	地域の環境変化と社会構造の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・都市化の進展により、地域の環境と社会構造は変化する。 ・それとともに地域の脆弱性も変化する。 		
	「想像力の欠如」が被害を拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・想像力の欠如が想定外の罨を生み被害を拡大する。 ・予防対策が進むことによりレベル0の外力に対して被害や災害を意識しなくなる。 ・日常の中で災害を想像できなくなることが想定外を生んでいる。 	【外力】	下線部の表現がわかりにくい
	「国土強靱化」と共に「市民力の強靱化」が重要	「国土強靱化」による予防対策が進むことによる想像力の欠如を補うために、ソフト対策による「市民力の強靱化」が重要になる。	【国土強靱化】	
	ハード対策とソフト対策は車の両輪	津波対策に見られるように、防潮堤や水門などハード対策と、避難などソフト対策は車の両輪である。	【ハード対策】 【ソフト対策】	
	公共施設や住宅の耐震化の重要性(直接被害だけでなく応急活動にも影響)	公共施設や住宅の倒壊で多くの犠牲者が出るだけでなく、建物が壊れることにより通路も塞いで緊急車両の通行を妨げ、救急救命や消火活動、避難などの応急活動に大きな影響が出ることから、建物の耐震化は重要な予防対策である。	【耐震化】	

単元1 総合防災政策

総合監理

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 応急対策に関する防災政策の基本的な考え方	様々な災害事例を知る	様々な事態に対し住民の生命・身体・財産の安全をいかに確保するかを考えるためには、土砂災害・がけ崩れ、土石流、地滑り、水害(洪水)・堤防破堤、内水氾濫、地震災害、火山災害、大規模火災、危険物災害、大規模事故等々の災害事例を検証し、その教訓を学ばなければならない。		
	状況把握と的確な判断	その時に備え、事例を知り、地域を知り、客観的データを読み解き、事態の推移を具体的にイメージできる能力を高めていくとともに、情報収集・分析、判断、調整できる組織を構築する必要がある。		
	タイムラインの活用	・タイムライン(事前行動計画)は万能ではないが、作成する過程で多くの学びがある。 ・いつ(行動時刻)、誰が(主体)、何を(防災行動)するのか、行動計画を決めておくことで意思決定の迷いをなくすことができる。	【タイムライン】	
	大規模災害の対処方針の考え方	国は、緊急/非常災害対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)することになっている。	【緊急災害対策本部】 【非常災害対策本部】 【プッシュ型支援】	
	災害対策本部の組織機能	・本部長は万能ではないため、本部長の補佐として防災監/危機管理監を中心とする、各実施部局の長で構成する司令部としての組織が災害対策本部である。 ・情報分析機能を担う情報班と対策調整機能を担う対策班が迅速かつ円滑に連携するために、調整会議である災害対策本部会議において、関係機関と随時調整し、意思決定の迅速化を図ることがカギとなる。	【災害対策本部】 【災害対策本部会議】	
	災害対応の鉄則	災害対応の鉄則は、悲観的に想定し、楽観的に対応し、対応は立ち止まらないので、常に一歩前へ進めること、情報共有は情報発信からと心得ることである。		
		米国のFEMA(Federal Emergency Management Agency:連邦緊急事態管理庁)の大規模災害時にトップの執るべき行動原理として、①疑わしきときは行動せよ、②最悪事態を想定して行動せよ、③空振りは許されるが見逃しは許されない、の3つがプロアクティブ(Proactive)の原則として規定されている。	【FEMA】 【プロアクティブの原則】	

単元1 総合防災政策

総合監理

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
4 地域防災力向上の基本的な考え方	住民行動の障害	<ul style="list-style-type: none"> ・予期しない危機事態に遭遇しても、「どうせ大したことにはならない(はず)」「自分(だけ)は大丈夫だろう」と根拠のない思い込みにとらわれることを正常化の偏見(normalcy bias)という。 ・これは住民のさまざまな防災行動の障害となり、防災教育により克服しなければならない。 	【正常化の偏見】	
	地域の課題	少子高齢化により地域活動を支える人が高齢化し、減少しているため地域の災害への脆弱性が高まっている。		
		橋や道路の社会インフラが高経年化しており、長寿命化のため丁寧なメンテナンスのためには、多大なコストがかかることから廃止などの選択が課題となっている。		
	民間が開発する広域システムとの連携と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の流通企業のネットワークや情報ネットワークと連携することによって、支援物資の調達や被災地への迅速な供給などの役割が期待される。 ・例えば、全国に店舗がある大手コンビニチェーンやスーパーなど7社(イオン、セブン&アイ・ホールディングスと、その傘下のセブン-イレブン・ジャパン、イトーヨーカ堂、それにファミリーマートとユニー、ローソン)が指定公共機関に指定されている。 	【指定公共機関】	
	災害復旧から復興へのステージ	基に戻すことだけの復旧ではなく、人々の生活や地域経済などが速やかに回復し、地域の持続的発展につながる復興が重要となる。		
災害教訓をどう生かせるか	災害教訓により自助・共助を促す住民啓発には、 <u>限界がある</u> は重要であり、行政が主体的になって、災害教訓を活かした施策立案と制度化を進めるよう努力すべきである。			有明の丘研修テキストを参考に表現修正。

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元2,3 総合的な被害抑止施策の実施

総合監理

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 水害をどのように防ぐのか～総合的な水害対策～	近年の水害の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な状況の変化に対応できずに、避難勧告が後手後手になってしまう事例が多いほとんどとなっている。 ・これをできるだけ回避するために、避難勧告等の具体的な発令基準の策定が進められている。 	【発令基準】	表現微修正
	水防法改正(H29.6)	<ul style="list-style-type: none"> ・カスリーン台風(昭和22年)を契機に水防法が策定されて以来、大規模な水害が発生するたびにその教訓を踏まえて避難対策の充実が図られてきた。 ・直近では、「平成27年関東・東北豪雨」における避難勧告の遅れと多数の孤立者の発生、また「平成28年台風10号水害」における中小河川での多数の犠牲者が発生した教訓を踏まえ、改正された。 ・水防法は、洪水、雨水出水、津波又は高潮などに際して、水災を警戒、防御し、被害を軽減して、公共の安全を保持することを目的としている。 ・近年の改正では、全国で豪雨災害が頻発・激甚化していることに対応するために、「施設整備により、洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を根本的に転換し、ハード・ソフト一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築を講ずることとしている。 	【水防法】 【カスリーン台風】	
	避難勧告等に関するガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等に関するガイドラインのポイントは、「避難」に関する考え方を整理することにより、市町村の防災体制の考え方を例示して、避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定し、住民に避難行動を認識してもらうための仕組みを提案していることである。 	【避難勧告等に関するガイドライン】	
	主な取組と地域の課題、その解決策	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響等により大規模水害発生のおそれが高まっており、避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念されている。 ・とりわけ首都圏等における、洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域避難の在り方等の検討が進められている。を開始している。 	【気候変動】 【広域避難】	いくつか下に重複セルあり、そちらに統合。
	総合的な治水対策(ハード対策)とその限界	<ul style="list-style-type: none"> ・治水対策(ハード対策)は流域全体で考えることが重要であり、河道改修を基本としながらも、遊水地やダムの新設・改良など貯留施設も検討することが望ましい。 ・上流の貯留施設により、中下流の洪水のピーク水位を低減させることができる。 ・ただし、治水対策は着実に水害被害を軽減するが、施設では防ぎきれない洪水も必ず発生することも肝に銘ずべきである。 	【治水対策】	下記と統合
	ハード・ソフト対策の一体化	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法により、多様な関係者の連携体制の構築を図る「大規模氾濫減災協議会」が創設され、「逃げ遅れゼロ」実現を目指している。 ・国(内閣府)では、「避難勧告に関するガイドラインにおいてを改定(H31.3)し、洪水予報河川や水位周知河川だけでなく、水位計の無い中小河川においても、適切に避難勧告等を発令することを求めている。 	【大規模氾濫減災協議会】 【避難勧告に関するガイドライン】 【洪水予報河川】 【水位周知河川】	時点修正を必要としない書きぶりに修正

学習目標	学習項目	知識	基本用語	R2.4 要検討事項
	<p>水害対応タイムライン</p> <p>主な取組と地域の課題、その解決策</p>	<p>「大規模氾濫減災協議会」では、市町村、水防管理者、河川管理者、気象台等が、水害からの確かな避難や被害拡大防止のためのそれぞれの役割を予め時系列で整理したタイムラインを作成し、それぞれの防災計画に位置づけることとしている。</p> <p>・気候変動の影響等により大規模水害発生のおそれが高まっており、避難時の大混雑や多数の孤立者の発生が懸念されている。</p> <p>・大河川下流の都市域における大規模な洪水や高潮氾濫は、発災時の人的・経済的被害も甚大となることが予想されており、大規模かつ広域的な避難の在り方等の検討を開始している。</p> <p>・また、中小河川においては、降雨から出水までの時間が短く、十分なリードタイムが取れない場合も多いことから、実績水位を基本としながらも、土砂災害と同様に、降雨予測(流域雨量指数の予測値)を用いた避難勧告基準等への活用も<u>の検討が始まっている。</u></p>	<p>【タイムライン】</p> <p>【気候変動】</p> <p>【流域雨量指数】</p>	<p>・上のほうに記載のセルの内容をここに統合。</p> <p>・避難勧告等に関するガイドライン(H31.3)を参考に修正</p>
2	土砂災害をどのように防ぐのか～砂防事業の方針と地域の課題～	<p>・平成26年8月豪雨による広島市の土砂災害は、局地的な短時間大雨によって安佐北区可部、安佐南区八木・山本・緑井などの住宅地背後の山が崩れ、同時多発的に大規模な土石流が発生した。</p> <p>・平成30年西7月豪雨では、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした。</p>		<p>平成30年7月豪雨の事例を追加記載。参考web: http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/houkokusho_gaiyou.pdf</p>
	ハード対策とソフト対策	<p>・ハード対策は、人命だけでなく財産も災害から守ることができるが、時間と費用が必要となる。</p> <p>・ハード対策の整備率は土石流対策で<u>約22%</u>である。</p> <p>・ハード対策は砂防法、地すべり防止法、急傾斜地法(がけ法)、ソフト対策は土砂災害防止法という4つの法律によって実施されている。</p>	<p>【砂防法】</p> <p>【地すべり防止法】</p> <p>【急傾斜地法】</p> <p>【土砂災害防止法】</p>	<p>・下線部の時点不明(R1前期の有明テキストでは整備率の記載なし)。</p> <p>・テキストに基づき追加。</p>
	地域の課題とその解決策	<p>砂防施設などの対応策を実施するとともに、特に、避難場所の安全、高齢者の多い地区の安全、重要施設の安全など優先順位をつけて計画的に実施する。</p>	<p>【ソフト対策】</p> <p>・ソフト対策は、命を守る行動につながる情報の周知を第一とする。</p> <p>・住民が安全な場所に避難しないと安全は担保されない。</p>	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 建築物に対する耐震化と室内安全対策	建築物の耐震性能と耐震化政策	<p>・1978(昭和53)年の宮城県沖地震(M7.4)が契機となり、1981(昭和56)年6月1日、震度5強程度の中規模地震に対してほとんど損傷しない性能を要求していた耐震基準が、震度6強～震度7程度の地震に対してもある程度の被害は許容するものの倒壊(崩壊)して人命に危害を及ぼすことがない性能を要求することに改正された。</p> <p>・これを新耐震基準という。</p> <p>・これ以前に着工された建物は耐震性が低い可能性がある。</p>	<p>【1978(昭和53)年の宮城県沖地震】</p> <p>【新耐震基準】</p>	
		<p>「新耐震基準」が求める耐震性能は、中地震(建物の供用期間中に数回遭遇する程度の地震)に対しては、損傷せず、地震後も特に修復を要しないこととし、大地震(建物の供用期間中に一度遭遇するかも知れない程度の地震)に対して倒壊・崩壊せず、人命が守られることである。</p>	<p>【新耐震基準】</p>	
		<p>阪神・淡路大震災の死亡原因は、約8割が建物の倒壊や家具の転倒による窒息・圧死であった。</p>	<p>【阪神・淡路大震災】</p>	
	建築物の耐震目標	<p>国は、「国土強靱化年次計画2020」等において、2025(令和7)年までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消する住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を2020(令和2)年までに少なくとも95%にすることを目標に掲げている。</p>	<p>【国土強靱化年次計画2020】</p>	時点修正
非構造部材の耐震化と室内空間の安全対策	<p>地震の際、建物が無事でも、非構造部材である吊り天井や空調ダクトの落下、ロッカーや家具の転倒で怪我を負ったり、避難経路が塞がれて逃げ遅れたりするため、室内空間の安全対策も耐震化に併せて実施しなければならない。</p>	<p>【非構造部材】</p>		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
4 都市防災事業の先進事例	木密地域の危険性	関東大震災や阪神・淡路大震災など過去の災害において、木密地域では、建物の倒壊や延焼による大規模火災の被害を受けていることから、老朽化した建物の倒壊や火災による燃え広がりを防ぐため、危険な木密地域を中心に自治体でも様々な対策を行っている。	【木密地域】	
	延焼の防止	不燃領域率が60%以上に達すると、延焼による焼失率は0%に近づき、70%を超えると、延焼による焼失はほぼゼロとなる。	【不燃領域率】	
	東京都の木密地域の現状	戦災の復興期から高度経済成長期にインフラが十分整備されないまま、高密度に建築された木造建物が山手線外周部を中心に広範に存在している。		
	木密地域不燃化10年プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> 東京都は、2020年までに不燃化特区を指定して延焼による焼失ゼロ(不燃領域率70%)を実現し、特定整備路線を設定して延焼遮断帯となる主要な都市計画道路を100%整備するプロジェクトを推進している。 2020年度の目標は、整備地域において「市街地の不燃化により延焼による焼失ゼロ(不燃領域率70%)を実現」、「延焼遮断帯となる主要な都市計画道路を100%整備」となっている。 	【延焼遮断帯】	web上の2020年度目標を追記 (https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/mokumitu/index.html)
	不燃化特区制度	東京都は、新防火規制により準耐火建築物以上の建物への建替え誘導するため、相談、取り壊し、建替え、移転に対する費用の助成や都市計画税・固定資産税の減免などの支援を行っている。	【不燃化特区制度】 【新防火規制】 【耐火建築物】	
	意識啓発	東京都は、木造密集地域の住民に対する意識啓発として、地域密着型のセミナーや個別相談会、都庁シンポジウムを開催している。		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元4 リスク評価に基づく災害対応の検証

総合監理

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 リスク評価と被害想定の方	リスク評価の考え方	地震ハザードの評価として、地震発生 of 長期評価 (確率論的地震動予測地図) と地震動の評価 (震源断層を特定した地震動予測地図) がある。	【リスク評価】 【確率論的地震動予測地図】 【震源断層を特定した地震動予測地図】	
	予防力と対応力	防災政策は、被害が大きく発生確率の高いリスクを重大なリスクとして、これに対するレジリエンスを高めるために、予防力 (被害抑止) と対応力 (被害軽減) を組み合わせて強化すると効果的である。	【レジリエンス】	
	被害想定 の活用	地盤が軟らかいところでは揺れが大きくなることから、周期特性を考慮した地盤のモデルを構築して揺れが評価される。	【周期特性】	
		建物構造分類や建築年等の被害推定に必要な属性を持つ建物モデルを構築し、推定暴露人口と既往地震の被害実績から導き出された被害係数を掛け合わせて被害想定が推計される。	【建物モデル】 【推定暴露人口】	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
2 リスク評価に基づく防災政策への反映	リスク評価の対象	河川氾濫や内水災害、高潮災害、斜面崩壊、土石流災害、深層崩壊・地すべりなどの災害に対して被害が想定されている。		
	リスク評価の目的	被害想定は、災害への備えの必要性を国民に周知し、防災・減災対策や応援規模を想定するための基礎資料となる。		
	リスク評価の公開手法	リスク評価結果の公開にあたっては、ハザードマップの配布やインターネット上でのマッピングのほか、シミュレーションデータや地盤構造などの調査結果の提供などさまざまな媒体を使って実施する。	【ハザードマップ】	
	リスク評価に基づく減災目標を明示したアクションプラン	アクションプランの策定にあたっては、リスク評価によって得られた被害を半減、またはゼロにするなどの減災目標を定め、これを実現するためにどのような施策を実施するかを体系的に計画する。	【アクションプラン】	
		アクションプランで計画された施策は、年度ごとに定められた数値目標により進行管理され、計画期間の途中でフォローアップし、随時見直しを行いながら実施する。		
	リスク評価に基づいた被害軽減対策への反映にあたっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> 想定範囲の外の領域にある「想定外」は、起こりえないのではなく、確率は低くても起こる可能性はある。 よって、被害想定だけに頼らない知恵も、災害事例などを通じて養わなければならない。 		
		政策評価は、住民の視点による便益(使用価値)を効果指標として、①必要性、②効率性、③有効性、④公平性、⑤優先性の観点で評価すべきである。	【政策評価】	
国土強靱化地域計画	「国土強靱化地域計画」は、国土強靱化に係る都道府県・市町村の地域防災計画をはじめとする他の計画等の指針となるものであり、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有する。	【国土強靱化地域計画】		
	<ul style="list-style-type: none"> 「国土強靱化地域計画」の特徴の一つとして、地域防災計画とは異なり発災時及び発災後の対処そのものは対象としない。 「国土強靱化地域計画」では、発災前(=平時の)の施策を対象とする。 ただし、発災時及び発災後の対処を効果的に行うための事前対策は対象とする。 			
	「国土強靱化地域計画」では、地震や洪水等のリスク原因に関係なく、起きてはならない最悪の事態ごとに対応をとりまとめる。			

(2) 内容（单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

单元5 防災政策演習

総合監理

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 被害想定を基にした防災政策の立案方法	被害想定と防災対策	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる災害リスクの発生確率と損害を勘案してリスクを同定して、被害想定を実施する。 これを基に防災政策を検討することになる。 		
2 減災目標を定めた防災政策の推進手法	防災政策による減災効果	想定された被害をどの程度軽減するか目標を定めて、その目標を実現するために総合的な観点で防災政策を推進する。		
3 災害予防対策の留意点と課題	災害に備えるための政策立案の留意点	防災政策を実施することにより、想定された被害がどの程度軽減されるのか効果や効率を算定し、定期的に政策評価をすることは重要である。	【政策評価】	

(2) 内容（单元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

单元6 応急対策の実態

総合監理

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 災害対策本部における災害応急活動の実態	ライフライン寸断型災害	熊本地震は、過去の ライフライン寸断型災害であった。において、人命救助はかなり成功したが、避難所情報や罹災証明事務などで連携のまずさが散見された例がある。都市型災害における避難者支援は、大量の避難民にどう対処するかが課題となるため負担が大きい。		時点更新の必要から、できるかぎり、特定事例の言及を避けたい。
	国・県・市町村の連携と対立	被災市町村で行政機能がひっ迫した中でのプッシュ型支援への対応などにおいては、 プッシュ型支援に関する政府との対応や行政機能が崩壊した被災市町村に対して、 都道府県の役割が問われる。そのために、現場の生の情報を如何に集めるかが課題となる。		表現を一部修正
	自治体職員の役割と報道のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 被害の大きさに比例せず、自治体の対応により応急活動の成果に大きな差が見られる。 職員を如何に「これからの方向」に向けて働かせるかが課題であり、地元が応援職員を指揮出来る意味の「受援体制」の整備が必要となる。 	【受援体制】	
		<ul style="list-style-type: none"> 大量の避難所運営という難題に対処するためには、避難所運営のノウハウ蓄積や事前準備が重要である。 避難所は「市町村設置が原則」のため、市町村の職員は避難者支援に奔走して疲弊しがちである。してしまっている。 		
		交通アクセスが良く、都市部にも近い、最大の被災地であった自治体は、取材しやすいためマスコミが殺到し、マスコミ対応ノウハウ不足から対応に苦慮した例があった。		

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
	BCPと体制の構築「組織内の応急活動」の評価と後悔	災害に立ち向かう組織の求心力を高めるとともに、日頃から専門組織との連携に努め、BCPと体制の構築をしておくべきである。	【BCP】	求心力は下記と重複。
	災害に立ち向かう組織の求心力	トップや組織が求心力(リーダーシップ)を持つかどうかで災害対応に差が出る。		
	災害対応事例の検証・学び 防災は他例から如何に学ぶかに尽きる	<ul style="list-style-type: none"> ・防災は、他の対応事例から如何に学ぶかが重要である。熊本地震対応において、熊本県は、何故、災対本部を最上階に置いたか、何故、庁内の体制構築に時間を要したか、何故、受援体制の構築が不十分だったかを ・災対本部の体制構築に時間を要した、受援体制の構築が不十分だったなど、他事例における課題を検証して、自分たちの組織だったらどうなのか、考えなければならない。 		一般論的な表現に修正
2	広域防災拠点ネットワークと緊急輸送路ネットワークの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、緊急災害対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)する。 ・人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定した。 ・広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【緊急災害対策本部】 【プッシュ型支援】 【緊急輸送ルート】 【タイムライン】 【広域応援部隊】 【DMAT】 【重点受援県10県】 	
	首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、緊急災害対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)する。 ・人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定した。 ・1都3県における巨大過密都市を襲う膨大な被害の様相を踏まえた対応を定めて反映している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【緊急災害対策本部】 【プッシュ型支援】 【緊急輸送ルート】 【タイムライン】 	

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
3 国や都道府県、市区町村、各種関係機関との広域応援の考え方	広域応援体制の必要性	発災により、一気に増大する業務需要と、一気に低下する業務能力のギャップを埋めるためには、被災市町村のみの対応では無理な場合があることから、県庁や他の市町村職員による広域応援が必要となる。	【広域応援】	
	階層的な広域応援体制の実態	<ul style="list-style-type: none"> 運用されている広域応援の各種スキームとして、政府(各省庁)の指示・統制・斡旋に基づく応援(各府省庁の所掌事務に応じた連絡員派遣など)と全国知事会の統制・斡旋に基づく応援、市町村間応援協定(既存協定)に基づく応援、全国市長会・指定市市長会・中核市市長会・特例市市長会・全国町村長会の統制・斡旋に基づく応援に加えて、民間の自主的な応援などが存在する。 地方公共団体間の人的支援については、総務省、地方三団体、指定都市市長会により構築された「被災市区町村応援職員確保システム」による支援の仕組みがある。 	【全国知事会】 【市町村間応援協定】 【地方三団体】 【被災市区町村応援職員確保システム】	受援計画作成の手引きp10~11を基に追記
	応援側にとっての応援の戦略的・政策的価値	<ul style="list-style-type: none"> 応援は受援市町村・市町村民のためだけでなく自らの市町村・市町村民のためにも行うものと考えべきである。 自らが被災した際の応援のスキームの実効性を維持し、職員の災害対応練度を向上させることができる。 	【応援】	
4 自主防災組織や企業など民間との連携	地域の防災活動としての自主防災	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災活動は、地域における共助の基本的な活動である。 自主防災組織には、要支援者名簿の作成、避難誘導、避難所運営、備蓄、訓練等の担い手としての期待が高いが、高齢化、昼間の活動要員の不足、リーダーの不足等の課題を含め限界もある。 	【自主防災組織】	「自主防災組織等の現状」(総務省)を参考に追記 (https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/kento189_03_shiryo2.pdf)
	民間企業との連携の重要性	その分野 の専門性がある民間企業の力を借りることでうまくいく災害対応業務は多く、災害協定を活用して平常時から準備することが重要である。	【災害協定】	

(2) 内容（単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

単元7 大規模災害の検証と対応

総合監理

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 近年の災害対応とその検証を説明できる	土砂災害防止法に基づく基礎調査の公表	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するために、危険な箇所ごとに、地形や地質を詳細に調査し、区域の範囲を指定する。 これを「基礎調査」という。 平成27年1月に土砂災害防止法が改正され、都道府県に対して基礎調査結果を公表することが義務付けられた。平成31年度末までに、全ての都道府県で基礎調査結果を公表することを目標としている。 平成31年3月31日時点で、土砂災害警戒区域の基礎調査は30都府県で完了している。 	【基礎調査】	時点更新
	避難者の状況把握	車中泊、テント泊、指定避難所以外の避難所への避難など、避難形態が多様化する中での状況把握は困難である。		
	地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン<市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き	<ul style="list-style-type: none"> 受援計画の策定状況については、都道府県で約4割、市町村で1割強に留まっていることから、国は平成29年3月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」、令和2年4月に「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を公表し、地方公共団体における受援体制の確保について支援している。 過去の災害平成28年熊本地震の対応においては、被災地外の地方公共団体や防災関係機関、企業、ボランティア団体等により、様々な種類の応援が行われた一方で、被災地方公共団体における受援体制が十分に整備されていなかったことから、多くの混乱が見られた事例もあった。 		「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」(R2.4)を追記
	「自助」、「共助」による災害支援	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生直後は「公助」に限界があることから、「自助」、「共助」による災害支援が重要とされている。 また、防災ボランティアやNPOにより、国や地方公共団体と連携した被災者支援活動が行われている。 		
	避難勧告等に関するガイドライン	平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が本ガイドラインに記載されている避難勧告等発令の判断基準の例が示された。		時点更新

(2) 内容（單元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容）

單元8,9 災害対策本部体制

総合監理

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 災害対応におけるプロジェクトマネジメントとしての災害対策本部体制の枠組み	災害対策本部の役割と災害対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部会議は、組織として取るべき対応策を決める「意思決定」の場である。 ・災害対策本部の運営本部事務局は、災害対策本部会議の意志決定を補佐するために、組織的な情報収集・集約し、対応策を検討し、実行に向けて調整し、実行中の活動を管理する。 		学習目標1・2・3・5は、対策立案の内容及び表現と整合性をとる必要がある。ただし対策立案において対策本部関連はテキストに記載なし。
2 災害対策本部体制を構築するために必要な組織	災害対策本部の組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮と調整、幕僚、事案処理の組織体制が基本となる。 ・幕僚部門となる統括調整部では、危機管理監を直接補佐する統括調整グループ以下、総務、広報、渉外、情報連絡の各班を置き、内部管理や情報管理、広域応援活動調整等の業務を行う。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・事案処理部門である応急対策各部は、平常時の業務と切り離れた体制も考えられるが、平常時から体制を活用した方が実効性が高い業務、例えば保健医療教育部、生活基盤対策部、治安対策部は既存の部局をそのまま活用することで対応する場合もある。 ・被災者救援部、食糧物資部、生活再建部など災害時に新たに発生する業務は専任の担当を置く場合もある。 ・いずれの場合も、幹部は本部に常駐する。 		
3 災害対策本部体制に求められる機能	災害対策本部の指揮機能のあり方	災害対策本部は、常に最新の状況を効率的に把握し、関係機関間で情報を共有し、統一された状況認識に基づき適切な意志決定を行う機能を担っている。		
	危機対応に必要な組織と業務体系	災害対応をマネジメントする上で必要な組織の一例は、指揮調整者のスタッフ組織として、広報担当と安全担当、連絡調整担当であり、ライン組織として事案処理担当や情報作戦担当、資源管理担当、財務処理担当である。		
4 災害対策本部に必要な空間レイアウト	空間レイアウトの重要性	災害対策本部の空間レイアウトは、災害対応に関わる関係部局、機関が同じ部屋で執務する事により、円滑に情報共有を図ることができなければならない。		
	空間レイアウトの考え方	災害対策本部は、意志決定の迅速化を図るため、災害対応の「機能」毎に、対応業務の増減に柔軟に対応できるレイアウトを行う。		
5 災害対策本部運営の重要な流れ	情報と指揮命令	災害対策本部は、住民の生命と財産を守る初動対応を実施しながら、被災地の情報を収集し、分析し、状況を予測し、災害対応の目標を設定し、それを実現するための対応方針の意志決定を行い、関係者に指示をして対策を実施させ、その進行管理をおこない、更に情報を収集するといった、一連のサイクルにより運営される。		
6 災害対策本部運営の心構え	災害対応の心構え	災害対応の経験のない職員にとって、迅速かつ円滑な業務遂行は容易ではないため、繰り返し起こる定型的な業務について標準化を図ったり、災害対応の経験値を組織内で継承する仕組みを構築するなど、経験がなくても対応を可能とするようにする必要がある。		

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元10 全体討論

総合監理

学習目標	学習項目	知識		R2.4 要検討事項
			基本用語	
1 研修受講の目的の再認識				記載必要
2 研修を通じて、学び、得たものの整理				
3 研修を活かして次につなげること				

基本用語集（作成中）

「研修指導要領」の中で用いている基本用語について整理した。

【あ】

アクションプラン（⑩総合管理）

アンブレラ計画（⑩総合監理）

暗黙知（⑨人材育成）

【い】

伊勢湾台風（⑥復旧・復興）

一次仮置き場（④応急活動・資源管理）

一時滞在施設（④応急活動・資源管理）

一部損壊（⑤被災者支援）

住家の一部損壊（準半壊）とは、住家を補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊割合が10%以上20%未満のもの。（要領）

一般社団法人プレハブ建築協会（⑥復旧・復興）

一般ボランティア（②災害への備え）

イメージトレーニング型訓練（⑨人材育成）

インシデント・コマンドー（現場指揮官）（⑦指揮統制）

インシデント・マネジメント（⑦指揮統制）

【え】

液状化（①防災基礎）

エコノミークラス症候群（⑤被災者支援）

エリアメール（③警報避難）

延焼遮断帯（⑩総合監理）

延焼被害（②災害への備え）

遠地地震（③警報避難）

【お】

応援（⑩総合監理）

応急仮設住宅（⑤被災者支援）

災害救助法による応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して提供することを原則とする。（要領）

応急活動（①防災基礎、⑥復旧・復興）

応急救助

災害救助法による（応急）救助は、災害に際し、食品その他の生活に欠くべからざる物の欠乏、住居の喪失、傷病等により生活の維持が困難な被災者に対する応急的・一時的な救助であり、被災したことによる経済的損失への支援や、その後に行う災害復旧対策とは性格を異にする。（要領）

応急修理

災害救助法による住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、災害のため住家に被害を受け、そのままではすむことができない状態にあるが、破損個所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、屋根や外壁等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、居室、炊事場、トイレ等の衛生設備等、日常生活に必要な最小限の部分に対し応急修理を行うもの。災害発

生の日から1か月以内に完了するよう努めることとなっている。(要領)

大雨警報 (③警報避難)

気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は

「大雨警報 (浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報 (土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報 (土砂災害、浸水害)」として発表される。(避難勧告ガイドライン)

大雨警報発表基準 (警報ポイント : KP) (③警報避難)

大雨警報を判断する基準となる、浸水害を対象とする場合は流域雨量指数、土砂災害を対象とする場合は土壌雨量指数に設けられた基準点。

大雨注意報 (③警報避難)

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を警告して概ね市町村単位で発表。警戒レベル2に相当。(避難勧告ガイドライン)

大雨注意報発表基準 (注意報ポイント : CP) (③警報避難)

大雨注意報を判断する基準となる、浸水害を対象とする場合は流域雨量指数、土砂災害を対象とする場合は土壌雨量指数に設けられた基準点。

大雨特別警報

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の御大低気圧により大雨になると予想される場合に発表。(避難勧告ガイドライン)

オール・ハザード (⑦指揮統制)

屋内安全確保 (③警報避難)

自宅等の建物内にとどまり、安全を確保する避難行動。(避難勧告ガイドライン)

オンサイト評価 (⑨人材育成)

【か】

海上保安庁 (⑧対策立案)

外部研修 (⑨人材育成)

改良復旧 (⑥復旧・復興)

再度災害の防止のため、施設に改良を加えて復旧する考え方。たとえば、公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 5 条では、「災害によって必要を生じた復旧であって、公立学校の建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかったものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を復旧することを目的とするものは、公立学校の施設を原形に復旧するものとみなす」とされている。(災対法第 88 条関係)

外力 (⑩総合監理)

確率論的地震動予測地図 (⑩総合監理)

火災保険

火災や風水害等の自然災害によって建物や家財に損害が発生した場合に、その損害を補償する保険。地震・噴火又はこれらによる津波の損害(火災・損壊・埋没・流失)は火災保険では補償されない。

火砕流 (①防災基礎)

火山 (①防災基礎)

火山ガス (①防災基礎)

加算支援金 (⑤被災者支援)

火山 (①防災基礎)

火山ハザードマップ (①防災基礎)

火山噴火避難計画 (①防災基礎)

火山防災協議会 (①防災基礎)

ガストフロント (①防災基礎)

カスリーン台風 (⑩総合監理)

語り部 (②災害への備え)

活火山 (①防災基礎)

学校安全の推進に関する計画 (②災害への備え)

活動火山対策特措法 (①防災基礎)

活動環境の整備 (②災害への備え)

河道掘削 (②災害への備え)

ガニエの9教授事象 (⑨人材育成)

関係省庁災害対策会議 (⑧対策立案)

監督限界 (スパン・オブ・コントロール) (⑦指揮統制)

【き】

義援金 (⑤被災者支援)

基幹災害拠点病院 (⑤被災者支援)

危機管理センター (⑧対策立案)

企業の事業継続 (②災害への備え)

企業の社会的責任 (CSR) (②災害への備え)

危険予測・危機回避能力 (②災害への備え)

気候変動 (⑩総合監理)

気象警報 (③警報避難)

気象情報（③警報避難）

気象台（③警報避難）

基礎支援金（⑤被災者支援）

帰宅困難者（④応急活動・資源管理、⑤被災者支援）

勤務先や外出先等で災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者。（避難所ガイドライン）

機能別避難所（⑤被災者支援）

急傾斜崩落危険箇所（③警報避難）

急傾斜崩落防止施設（②災害への備え）

救護所（⑤被災者支援）

救助活動拠点（④応急活動・資源管理）

救助実施市（⑥復旧・復興）

九都県市合同防災訓練（⑨人材育成）

救命救急センター（⑤被災者支援）

教育型技術取得訓練（⑨人材育成）

共助（①防災基礎、②災害への備え、⑦指揮統制、⑨人材育成）

地域の防災力向上のための自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動。（災対法第2条の2）

協定（⑦指揮統制）

強風域（①防災基礎）

業務継続計画（BCP）（①防災基礎、②災害への備え、④応急活動・資源管理）

業務継続マネジメント（BCM）（②災害への備え③警報避難）

極値（③警報避難）

局地激甚災害の基準（局激の基準）（⑥復旧・復興）

記録的短時間大雨情報（③警報避難）

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときに発表される情報（避難勧告ガイドライン）

緊急雇用（⑥復旧・復興）

緊急災害現地対策本部（④応急活動・資源管理）

被災地と緊急災害対策本部の連絡調整及び被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立のため、内閣総理大臣が設置。緊急災害現地対策本部長は、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）が指名。同本部では、災害応急対策の実施方針作成、関係省庁や地方公共団体等が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。（災対法第 28 条の 4）

緊急災害対策本部（①防災基礎）

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときに、内閣総理大臣が閣議にかけて臨時に内閣府に設置する本部。同本部の設置要件は、極めて大規模かつ、まれにみる災害が発生し、政府が一体となって災害応急対策を推進する必要があること。このような要件に該当するか否かについては、災害の規模、態様、応急対策の必要性等諸般の事情を斟酌する必要があるため、数値等による画一的な設置基準を策定することは困難であり、社会通念に照らし、具体の状況を踏まえて個々の災害ごとに判断される。内閣総理大臣が本部長となり、防災担当大臣、内閣官房長官及び危機管理担当大臣（置かれている場合）が副本部長となり、すべての国务大臣が本部員となる。同本部では、災害応急対策の実施方針作成、関係省庁や地方公共団体等が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。同本部が設置されたのは、これまで東日本大震災のみである。（災対法第 28 条の 2、第 28 条の 3、第 28 条の 4）

緊急参集チーム（⑧対策立案）

緊急地震速報（⑨人材育成）

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。（避難勧告ガイドライン）

緊急事態対処機能 (⑦指揮統制)

緊急消防援助隊 (①防災基礎、⑧対策立案)

緊急ショートステイ (⑤被災者支援)

緊急速報メール (③警報避難)

緊急入所 (⑤被災者支援)

緊急輸送ルート (④応急活動・資源管理、⑩総合監理)

近傍派遣 (⑧対策立案)

空間データ (⑧対策立案)

区画整理 (⑥復旧・復興)

区分所有建物 (⑥復旧・復興)

クラウドファンディング (⑥復旧・復興)

グループ補助金 (⑥復旧・復興)

訓練 (②災害への備え)

【け】

警戒レベル (③警報避難)

警戒レベル相当情報 (③警報避難)

警察 (⑤被災者支援)

警察災害派遣隊 (①防災基礎、⑧対策立案)

警報（③警報避難、①防災基礎）

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。（災対法第8条、避難勧告ガイドライン）

劇場型展示訓練（⑨人材育成）

激甚災害指定基準（⑥復旧・復興）

激甚災害（①防災基礎）

著しく激甚である災害。国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害として、政令で指定される。（激甚法第2条、災対法第97条）

激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律（⑥復旧・復興）

激甚災害復旧事業（⑥復旧・復興）

原形復旧（⑥復旧・復興）

被災前の位置に被害施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復するという考え方。（災対法第88条関係）

減災（②災害への備え）

自然現象による災害の発生すべてを防ぎきることはできないことを直視した上で、被害の最小化及び被害からの迅速な回復を図る考え方。（災対法第2条の2）

検証（②災害への備え）

検証型実践訓練（⑨人材育成）

建設型応急住宅（⑥復旧・復興）

災害救助法による建設型応急住宅は災害発生の日から20日以内に着工するよう努めるものとし、原則2年間を供与期間とする。無償で提供されるのが通例である。（要領）

建築基準法上の応急仮設建築物（⑥復旧・復興）

建築制限区域（⑥復旧・復興）

現場指揮所（⑦指揮統制）

現物給付（⑥復旧・復興）

【こ】

広域一時滞在

同一都道府県内の他の市町村の区域における被災住民の一時的な滞在。（災対法第 86 条の 8）。なお、「都道府県外広域一時滞在」は、他の都道府県の区域における被災住民の一時的な滞在。（災対法第 86 条の 9）

広域医療搬送（⑤被災者支援）

広域応援（⑩総合監理）

広域進出拠点（④応急活動・資源管理）

広域避難（⑩総合監理、⑤被災者支援、⑦指揮統制）

広域避難場所（③警報避難）

広域物資拠点（一次集積所）（④応急活動・資源管理）

広域連携（②災害への備え）

公益インフラ・公益基盤（⑥復旧・復興）

公共インフラ・公益基盤（⑥復旧・復興）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（⑥復旧・復興）

公助（①防災基礎、②災害への備え、⑨人材育成）

行政による防災活動。（災対法第 2 条の 2 関係）

洪水（①防災基礎）

洪水予報指定河川（③警報避難、⑩総合監理）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定したで、国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁長官と共同して水位や流量の予報を行う。水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川が対象となる。(水防法、避難勧告ガイドライン)

小口燃料配送拠点 (④応急活動・資源管理)

国土強靱化 (⑩総合監理)

国土強靱化地域計画 (⑩総合監理)

心のケア (⑤被災者支援)

コマンド・スタッフ (直属担当官) (⑦指揮統制)

コミュニティ (⑥復旧・復興)

コミュニティ放送 (③警報避難)

雇用創出基金事業 (⑥復旧・復興)

雇用創出事業 (⑥復旧・復興)

孤立集落 (⑤被災者支援)

混線型住宅振興 (⑥復旧・復興)

コントローラー (⑨人材育成)

【さ】

災害 (①防災基礎)

災害対策基本法で定める災害は、防風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象(冷害、干害、雹害、霜害、旋風、山崩れ、土地隆起、土地の沈降等を含む)又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害(放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故(旅客列車の

衝突転覆、航空機の墜落、極端な雑踏等が考えられる)を含む) (災対法第2条)。被害の程度の基準については明らかではないが、国土及び国民の生命、身体又は財産に相当程度の被害が生ずるような場合を想定している。災害救助法には災害の定義はないが、災害対策基本法に規定された災害の定義と概ね同様になると考えられる。(要領)

災害医療 (⑤被災者支援)

災害医療コーディネーター (⑤被災者支援)

災害エスノグラフィー (⑨人材育成)

災害応急対策 (④応急活動・資源管理)

災害過程 (⑤被災者支援)

災害関連死 (⑤被災者支援)

死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病等により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの。(要領)

災害救助法 (①防災基礎、⑤被災者支援、⑥復旧・復興)

災害協定 (②災害への備え、⑩総合監理)

災害拠点病院 (④応急活動・資源管理)

災害公営住宅 (⑤被災者支援)

災害広報の基本三原則 (⑦指揮統制)

災害査定 (⑥復旧・復興)

その年の災害原因の終わった時期に一斉に全災害について査定が行われるのが通常であるが、大災害の発生したとき、あるいは個々の災害原因によりみるときは小規模であっても、累積された災害が大きくなれば随時必要に応じて査定が実施される。査定時には、災害原因、被災施設の被災前の原形、被災箇所の確認及びその付近の状況並びに背後地の状況、設計書作成の単価及び歩掛りが協定されたものを使用しているかどうか、緊急事業といった点を調査する。査定は実地で行うのを原則とするが、

やむをえない理由により机上で行う場合もある。(災対法第 88 条関係)

災害情報 (①防災基礎)

災害対応型中核給油所 (中核 SS) (④応急活動・資源管理)

災害対応業務 (⑧対策立案)

災害対応マニュアル (⑦指揮統制、⑧対策立案)

災害対策基本法 (①防災基礎)

国土並びに国民の生命、身体、及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律 (災対法第 1 条)。昭和 36 年公布、同 37 年に施行され、その後も災害等を踏まえて度々改正されている。

災害対策本部 (①防災基礎、⑤被災者支援、⑩総合監理)

災害対策本部会議 (⑦指揮統制、⑧対策立案、⑩総合監理)

災害対策本部支援室 (⑦指揮統制)

災害弔慰金 (⑤被災者支援)

災害のライフサイクル (①防災基礎)

災害廃棄物 (①防災基礎、⑦指揮統制)

災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) (④応急活動・資源管理)

災害廃棄物処理実行計画 (④応急活動・資源管理)

災害廃棄物対策指針 (④応急活動・資源管理)

災害発生情報 (③警報避難)

市町村長が、災害が発生していることを把握した場合に、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。既に災害が発生している状況であり、必要と認める地域のうち、命を守るための最善の行動をとることを居住者に求めている。(避難勧告ガイドライン)

災害復旧貸付（⑥復旧・復興）

災害復旧事業（⑥復旧・復興）

たとえば公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条では、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することを目的とする。災対法第88条では、災害復旧事業の決定に当たっては、単に原形復旧にとどまらず、再度災害の防止のため、災害復旧事業とあわせて施工する施設の新設又は改良に関する事業についても十分な配慮を加えることとされている。災害復旧事業費は主務大臣ごとに決定され、災害復旧事業ごとの実施に関する基準も各事業別に定められる。(災対法第88条関係)

災害復興（⑥復旧・復興）

災害文化（②災害への備え）

災害への備え（①防災基礎）

災害ボランティア（②災害への備え）

個人・法人を問わず、また、自分たちの住む地域に限らず、被災者の援護等のために自発的に防災活動に参加する者。(災対法第5条の3)

災害ボランティアセンター（②災害への備え）

災害マネジメント総括支援チーム（④応急活動・資源管理）

災害ユートピア（⑤被災者支援）

災害用トイレ（⑤被災者支援）

災害予防（②災害への備え）

在宅避難者（⑤被災者支援）

避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災自宅に戻って避難生活を送っている

者、もしくはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者。(避難所
ガイドライン)

財団方式 (⑥復旧・復興)

債務保証 (⑥復旧・復興)

砂防ダム (②災害への備え)

参集計画 (②災害への備え)

参謀 (⑦指揮統制、⑨人材育成)

【し】

自衛隊の災害派遣 (①防災基礎)

自衛隊の災害派遣 (⑧対策立案)

支援慣れ (⑥復旧・復興)

市街地再開発事業 (⑥復旧・復興)

指揮 (⑦指揮統制)

資機材の現物支給 (②災害への備え)

指揮統制 (①防災基礎、⑨人材育成)

事業継続計画 (BCP) (②災害への備え、⑦指揮統制)

資源管理 (①防災基礎)

事故災害 (①防災基礎)

自主派遣 (⑧対策立案)

自主避難（②災害への備え）

自主防災組織（②災害への備え）

住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織。主に自治会、町内会などを構成単位とする。災害に際して、警報の伝達、避難の指示・誘導、初期消火、物資の配分、炊き出しその他の災害応急対策に効果的な働きをしているものが多い。現行制度上は市町村の組織ではないが、事実上市町村と住民の間の意思疎通機関等として機能しているものが多い。（災対法第2条の2）

自主防災組織（⑦指揮統制、⑩総合監理）

自助（①防災基礎、②災害への備え、⑦指揮統制、⑨人材育成、）

住民一人一人が自発的に行う防災活動。（災対法第2条の2）

地震（①防災基礎）

地震火災（①防災基礎）

地震災害（①防災基礎）

地震財特法（①防災基礎）

地震動（①防災基礎）

地震防災戦略（⑩総合監理）

地震防災対策特別措置法（①防災基礎）

地震モーメント（①防災基礎）

地すべり（①防災基礎）

事前応急活動計画（③警報避難）

自然災害（①防災基礎）

事前復興（⑥復旧・復興）

事前復興計画（⑥復旧・復興）

持続可能な復興（⑥復旧・復興）

自治会（②災害への備え）

市町村アカデミー（⑨人材育成）

市町村間応援協定（⑩総合監理）

市町村災害対策本部

市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに、市町村長が、市町村地域防災計画の定めるところにより、臨時に設置する本部。同本部の設置基準は、市町村地域防災計画の中で具体的に定めておくべきである。同本部の本部長は市町村長、副本部長等は市町村長が任命する。副本部長には副市長村長が、本部員には局部課長、消防長等が任命されるのが一般的である。同本部では、関係機関との連携確保に努めつつ、災害に関する情報の収集、災害予防及び災害応急対策を実施するための方針の作成、災害予防及び応急対策の実施を行う。（災対法第 23 条の 2）

市町村現地災害対策本部

被災現地と市町村役場に置かれる本部との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な応急対策の実施を図るため、市町村長が設置。（災対法第 23 条の 2）

市町村役場機能緊急保全事業（⑥復旧・復興）

実施対策調整会議（⑧対策立案）

実動訓練（⑤被災者支援）

実動訓練（⑨人材育成）

指定行政機関（①防災基礎）

指定緊急避難場所（③警報避難）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、「洪水」、「津波」、「がけ崩れ、土石流及び地すべり」、「高潮」、「地震」、「大規模な火事」、「内水氾濫」、「噴火に伴い発生する火山現象（火砕流

や溶岩流、噴石など)」の異常な現象の種類ごとに、市町村長が指定する施設又は場所。指定緊急避難場所は、原則として、管理条件、立地条件、構造要件を満たしている必要がある。(災対法第 49 条の 4)

指定公共機関 (①防災基礎)

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの。(災対法第 2 条)

指定公共機関 (②災害への備え)

指定公共機関 (⑩総合監理)

指定地方公共機関 (②災害への備え)

地方独立行政法人、港務局、土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの。(災対法第 2 条)

指定避難所 (③警報避難)

災害が発生した場合において、避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるため、市町村長が指定する公共施設その他の施設。指定避難所は、面積要件、構造要件、立地要件、交通条件を満たしている必要がある。避難所は、住まいを失い、地域での生活を失った被災者の拠り所となり、また、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点となる。(災対法第 49 条の 7、避難所ガイドライン)

市民団体 (②災害への備え)

社会福祉協議会 (②災害への備え)

車中泊 (⑤被災者支援)

斜面崩壊 (①防災基礎)

住家被害認定調査 (⑤被災者支援)

住家被害認定 (⑥復旧・復興)

周期特性 (⑩総合監理)

重症傷病者 (⑤被災者支援)

住宅の応急修理 (⑥復旧・復興)

集団移転 (⑥復旧・復興)

集中豪雨 (①防災基礎)

重篤救急患者 (⑤被災者支援)

住民拠点サービスステーション (SS) (④応急活動・資源管理)

受援 (⑤被災者支援)

受援計画 (①防災基礎、②災害への備え、④応急活動・資源管理、⑥復旧・復興
④応急活動・資源管理)

受援本部 (④応急活動・資源管理)

主たる居宅 (⑤被災者支援)

首都中枢機能維持基盤整備等地区 (①防災基礎)

首都直下地震 (④応急活動・資源管理)

首都直下地震緊急対策推進基本計画 (①防災基礎)

首都直下地震特措法 (①防災基礎)

首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画 (④応急活動・資源
管理)

障害物の除去

災害によって住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等により一時的に当該住家に居住ができなくなっている場合で、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常

生活に最低限必要な場所を確保できない者に対し、居室、台所、玄関、トイレ等の日常生活上欠くことのできない場所を対象として、災害救助法が障害物の除去を行うもの。災害発生から 10 日以内に完了するよう努めることとなっている。(要領)

消火訓練 (②災害への備え)

状況付与型図上訓練 (⑨人材育成)

消防 (⑤被災者支援)

情報共有会議 (②災害への備え)

消防組織法第 44 条 (⑧対策立案)

消防大学校 (⑨人材育成)

消防団 (②災害への備え、⑤被災者支援)

消防庁「防災・危機管理 e-カレッジ」(⑨人材育成)

消防防災科学センター (⑨人材育成)

初動期 (④応急活動・資源管理)

震源断層を特定した地震動予測地図 (⑩総合監理)

震災遺構 (⑥復旧・復興)

進出拠点 (④応急活動・資源管理)

浸水想定区域 (③警報避難)

新耐震基準 (⑥復旧・復興)

新耐震基準 (⑩総合監理)

震度 (①防災基礎)

新防火規制（⑩総合監理）

森林の国土保全機能（②災害への備え）

【す】

水位周知河川（③警報避難）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。流域面積が小さく、洪水予報を行う時間的余裕がない河川で、国土交通大臣又は都道府県知事は、あらかじめ定めた洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に当該河川の水位が達した時、水位又は流量を示して通知および周知を行う。（水防法、避難勧告ガイドライン）

水位周知河川（⑩総合監理）

垂直避難（③警報避難）

建物の二階以上の安全を確保できる高さに移動すること。（災対法第 60 条関係、避難勧告ガイドライン）

推定暴露人口（⑩総合監理）

水平避難③警報避難）

その場を立退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。または、居住地と異なる場所で生活を前提とし、避難所等に長期間避難すること。（避難勧告ガイドライン）

水防団（②災害への備え）

水防法（⑩総合監理）

図上訓練（②災害への備え）

図上訓練には、訓練参加者が予め定められた行動を予定どおり実施する方式と、訓練を企画するコントローラーと訓練を受けるプレーヤーと分かれて実施し、訓練参加者に状況判断を求めていく（事前に訓練内容の細部を参加者に知らせない）方式がある。図上訓練により、所定の動きの確認や幅広い関係者の防災意識の向上を図られ、また、災害対策を実施する責任者が担当者が、緊急時に適切な情報収集、状況判断、対応策の立案を行うことができるようになる。（災対法第 48 条関係）

図上訓練 (⑨人材育成)

スネークライン (③警報避難)

縦軸に短期の降雨を表す指標の「60 分間雨量」、横軸に長期の降雨を表す指標の「累加雨量指数」を設定し、雨の降り始めから現在、そして 3 時間後の予測までの土砂災害発生の危険度を折れ線グラフで表したものである。どちらが多くなっても地盤が緩み、土砂災害が発生しやすくなるという考え方に基づいている。この折れ線は、その変化の様子が蛇の動きに似ていることから「スネークライン」と呼ばれている。

スフィア基準

人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされる国際基準。(避難所ガイドライン)

【せ】

生活再建支援金 (⑤被災者支援、⑥復旧・復興)

生活支援相談員 (⑥復旧・復興)

政策評価 (⑩総合監理)

脆弱性 (①防災基礎)

正常化の偏見 (⑩総合監理)

静的情報 (③警報避難)

時間変化や災害発生の有無にかかわらず、情報の種類・質・量に変化のない情報を「静的情報」という。これらは、定期的な見直しは必要であるが、事前から収集可能な情報である。そのため、災害発生時に収集する時間コストを減らすことで、迅速な対応が期待できる。

静的情報 (⑧対策立案)

政府現地災害対策室 (④応急活動・資源管理)

セーフティネット資金 (⑥復旧・復興)

石碑 (②災害への備え)

積乱雲 (①防災基礎)

全壊 (⑤被災者支援)

住家の全壊、全焼又は流失とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも。(要領)

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JV0AD) (②災害への備え)

全国市町村国際文化研修所 (⑨人材育成)

全国知事会 (⑩総合監理)

線状降水帯 (③警報避難)

仙台防災枠組 (⑥復旧・復興)

全日本トラック協会 (④応急活動・資源管理)

【そ】

早期注意情報 (③警報避難)

総合調整所 (⑦指揮統制)

総合防災訓練 (⑨人材育成)

総合防災訓練大綱 (⑨人材育成)

相互応援協定 (④応急活動・資源管理、②災害への備え)

創造的復旧（⑥復旧・復興）

創造的復興（⑥復旧・復興）

ソフト対策（②災害への備え、⑩総合監理、①防災基礎）

平素の防災訓練や防災教育、災害教訓の伝承等のソフト面の措置。（災対法第2条の2関係）

【た】

対応型（図上シミュレーション方式（ロールプレイング方式、ブラインド方式）（⑨人材育成）

対応計画（IAP）（⑦指揮統制）

対応所要時間評価法（⑨人材育成）

耐火建築物（⑩総合監理）

大規模災害からの復興に関する法律（①防災基礎）

大規模災害借地借家特別措置法（⑥復旧・復興）

大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（④応急活動・資源管理）

大規模災害復興法（⑥復旧・復興）

大規模地震借地借家特別措置法（⑥復旧・復興）

大規模都市水害（③警報避難）

大規模半壊（⑤被災者支援）

住家の大規模半壊とは、「住家の半壊・半焼」のうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。（要領）

大規模氾濫減災協議会（⑩総合監理）

代行順位（②災害への備え）

対策計画（インシデント・アクション・プラン）（⑦指揮統制）

対策立案（①防災基礎）

対策立案過程（⑧対策立案）

対策立案サイクル（⑧対策立案）

耐震化（②災害への備え）

耐震化（⑩総合監理）

大震法（①防災基礎）

代替庁舎（②災害への備え）

台風（①防災基礎）

台風の進路予測（③警報避難）

タイムライン（③警報避難）

災害対応に従事する諸機関の間に、どの機関がどの活動を担って、いつまでに、何を
するかについての共通理解を文書化したもの。

タイムライン（⑦指揮統制）

タイムライン（⑩総合監理）

ダウンバースト（①防災基礎）

高潮（①防災基礎）

高潮災害（①防災基礎）

高潮注意報（③警報避難）

気象台が、台風などによる海面の異常上昇の有無及び程度について、一般の注意を喚起するために概ね市町村単位で発表。災害の起こるおそれのある場合にのみ行う。
(避難勧告ガイドライン)

高台移転（⑥復旧・復興）

立退き避難（③警報避難）

自宅等から指定緊急避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。(避難勧告ガイドライン)

達成度評価法（⑨人材育成）

タッチポイント（⑦指揮統制）

竜巻（①防災基礎）

竜巻災害（①防災基礎）

建物工作物責任（⑤被災者支援）

建物倒壊（①防災基礎）

建物モデル（⑩総合監理）

ダム（②災害への備え）

男女共同参画（⑥復旧・復興）

単線型住宅復興（⑥復旧・復興）

【ち】

地域コミュニティ（②災害への備え）

地域災害拠点病院（⑤被災者支援）

地域防災計画（①防災基礎）

都道府県防災計画と市町村防災計画があり、都道府県防災計画は、都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成する防災に関する計画。すべての都道府県において作成されている。（災対法第2条）市町村防災計画は、市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成する防災に関する計画。すべての市町村において作成されている。（災対法第2条）

地域防災計画（②災害への備え、⑦指揮統制、⑩総合監理）

地域防災リーダー（②災害への備え、⑨人材育成）

チェックリスト法（⑨人材育成）

地区防災計画（②災害への備え）

治山対策（②災害への備え）

地震保険

地震・噴火又はこれらによる津波によって建物や生活用動産に損害が発生した場合に、その損害を補償する保険。（被害認定手引き）

治水（①防災基礎）

地方防災会議（①防災基礎）

注意報（③警報避難）

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。（避難勧告ガイドライン）

中越沖復興基金（⑥復旧・復興）

中央防災会議（①防災基礎、②災害への備え）

中間支援組織（②災害への備え、⑥復旧・復興）

長期計画（⑥復旧・復興）

直営方式（⑥復旧・復興）

直轄代行（⑥復旧・復興）

賃貸型応急住宅（⑥復旧・復興）

災害救助法による賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに提供されるよう努めるものとし、原則2年間を供与期間とする。（要領）

【つ】

津波（①防災基礎）

津波警報（①防災基礎）

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。（避難勧告ガイドライン）

津波災害（①防災基礎）

津波被災地の復興方針（復興ビジョン）（⑥復旧・復興）

津波避難対策特別強化地域（①防災基礎）

津波防災の日（⑨人材育成）

国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、平成23年に制定された「津波対策に関する法律」において、11月5日が「津波防災の日」と定められた。安政元年の安政南海地震の「稲むらの火」の故事にちなんでいる。

【て】

堤防（②災害への備え）

適否判断（③警報避難）

各々の避難場所・避難所に対して、どのようなハザード条件下において開設すべきかを判断するプロセスである。すべてのハザードに対して、すべての避難場所・避難所を開設することは、逆に人の安全確保につながらない可能性があることを認識し、

判断すべき条件を整理することが重要である。

【と】

討議型図上訓練（⑨人材育成）

討議型図上演習（⑨人材育成）

同時被災（②災害への備え）

動的情報（③警報避難）

時間変化や災害発生にともなって変化する情報を「動的情報」という。その情報内容は事前から収集することはできず、事後においてのみ収集可能となる。事前から収集すべき情報の種類・項目、情報入手元を整理しておき、事後において情報源から確実に情報収集を進めることで、災害発生時の状況認識の統一を確実かつ迅速に実現し、対応の質を向上することができる。

動的情報（⑧対策立案）

同報系防災行政無線（③警報避難）

登録制メール（③警報避難）

ドクターヘリ（⑤被災者支援）

特定非常災害（⑥復旧・復興）

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定にすするための措置を講ずることが特に必要と認められるものとして、政令で指定されたもの。（特定法第2条）

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（⑥復旧・復興）

特別警報（③警報避難）

気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。（避難勧告ガイドライン）

都市型水害（⑧対策立案）

都市計画マスタープラン（⑥復旧・復興）

土砂移動現象（①防災基礎）

土砂災害（①防災基礎）

土砂災害警戒区域（③警報避難）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。（土砂災害防止法）

土砂災害警戒情報（③警報避難）

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自発的避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。（避難勧告ガイドライン）

土砂災害特別警戒区域（③警報避難）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。（土砂災害防止法）

土砂災害に関するメッシュ情報（③警報避難）

気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）」と各都道府県が発表する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」を総称した情報（避難勧告ガイドライン）

土砂災害発生危険基準線（クリティカルライン：CL）（③警報避難）

過去に土砂災害が発生しなかったときの降雨を用いて設定した土砂災害の危険性が低いと想定される降雨の発現する確率の高い領域と、過去の土砂災害の発生状況や避難勧告等の実態などを総合的に勘案して、安全領域と土砂災害の危険性が相対的に高いと想定される降雨の発現する確率の高い領域の境界線。CLは、設定した後におい

ても、新たな降雨データや災害データをもとに適宜見直される。

土砂災害防止法（③警報避難）

土石流（①防災基礎）

都道府県現地災害対策本部

被災現地と都道府県庁に置かれる本部との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な応急対策の実施を図るため、都道府県知事が設置。（災対法第 23 条）

都道府県災害対策本部

都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに、都道府県知事が、都道府県地域防災計画の定めるところにより、臨時に設置する本部。同本部の設置基準は、都道府県地域防災計画の中で具体的に定めておくべきである。同本部の本部長は都道府県知事、副本部長等は知事が任命する。副本部長には副知事が、本部員には局部課長、教育長等が任命されるのが一般的である。同本部では、災害に関する情報の収集、災害予防及び災害応急対策を実施するための方針の作成、災害予防及び応急対策の実施、災害予防及び応急対策に係る関係機関との連絡調整を実施する。（災対法第 23 条）

トリアージ（⑤被災者支援）

【な】

内閣情報集約センター（⑧対策立案）

内閣府調査チーム（④応急活動・資源管理）

内水氾濫（①防災基礎）

降雨により下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる氾濫。水防法第 2 条における「雨水出水」。（避難勧告ガイドライン）

南海トラフ地震（④応急活動・資源管理）

南海トラフ地震特措法（①防災基礎）

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（④応急活動・資源管理）

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（①防災基礎）

【に】

荷捌き能力（④応急活動・資源管理）

二次医療圏（⑤被災者支援）

二次仮置場（④応急活動・資源管理）

二次災害（④応急活動・資源管理）

二重債務（⑥復旧・復興）

荷姿（④応急活動・資源管理）

日配食品（④応急活動・資源管理）

日本赤十字社（⑤被災者支援）

日本 DMAT 活動要領（⑤被災者支援）

【の】

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（⑥復旧・復興）

【は】

ハード対策（②災害への備え）

たとえば津波対策であれば、防潮堤や津波避難ビルを整備するといったハード面の措置。（災対法第2条の2関係）

ハード対策（⑩総合監理、①防災基礎幕僚、⑦指揮統制）

曝露（①防災基礎）

ハザード（①防災基礎、③警報避難）

ハザードマップ（①防災基礎、②災害への備え、③警報避難、⑩総合監理）

発令基準（⑩総合監理）

バリアフリー（⑤被災者支援）

半壊（⑤被災者支援）

住家の半壊、半焼とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。（要領）

阪神・淡路大震災（②災害への備え、⑩総合監理）

反省・教訓（②災害への備え）

氾濫危険情報（③警報避難）

居住者等の避難行動に関連し、河川の氾濫に対して危険なレベルとなるときに発表される洪水情報。水位が氾濫危険水位に達した場合に発表される。（避難勧告ガイドライン）

氾濫危険水位（③警報避難）

洪水、内水氾濫又は高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。（避難勧告ガイドライン）

【ひ】

被害想定（②災害への備え、⑤被災者支援）

被害抑止策（②災害への備え、①防災基礎）

東日本大震災（②災害への備え）

非構造部材（⑤被災者支援、⑩総合監理）

被災区分所有建物再建特別措置法（⑥復旧・復興）

被災建築物応急危険度判定（⑤被災者支援）

大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震 等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次災害を防止することを目的とする。（被害認定基準運用指針）

被災市街地復興特別措置法（①防災基礎、⑥復旧・復興）

被災市街地復興推進区域（⑥復旧・復興）

被災市区町村応援職員確保システム（④応急活動・資源管理）

被災者（⑤被災者支援）

被災者支援（①防災基礎、⑤被災者支援）

被災者生活再建支援法（①防災基礎、⑤被災者支援）

被災者台帳（①防災基礎）

災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときに市町村長が作成することができる、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳。同台帳には、住民基本台帳の基本四情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所）、住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況、援護の実施の状況、要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由、電話番号その他の連絡先、世帯の構成、罹災証明書の交付の状況、市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合にはその提供先、当該提供先に台帳情報を提供した場合にはその旨及びその日時、個人番号を記載又は記録する必要がある。法に基づく本台帳を作成・活用することで、従来、申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた支援施策について、罹災証明書の添付を不要とする運用も可能となり、申請者の負担を軽減するとともに、市町村の罹災証明書の交付事務も軽減することができる。（災対法第 90 条の 3、被害認定手引き）

被災者台帳（⑤被災者支援、⑥復旧・復興）

被災者復興（⑥復旧・復興）

被災住宅ローン減免（⑥復旧・復興）

被災証明書

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金や災害障害見舞金の支給に当たり、同法に基づく条例により必要書類として提出が求められる文書。（被害認定手引き）

被災宅地危険度判定

地震や降雨による、滑動崩落、擁壁倒壊、液状化による亀裂等の宅地被害発生時に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保や緊急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止することを目的とする。（被害認定基準運用指針）

被災地短期借地権（⑥復旧・復興）

被災地復興（⑥復旧・復興）

被災度区分判定

建築主の依頼により建築の専門家が地震により被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。（被害認定基準運用指針）

非常災害（⑥復旧・復興）

大規模な災害であって都道府県の段階では十分な災害対策を講ずることができないような災害。具体的には、死者、行方不明者その他の罹災者の数、被災家屋数等の当該災害による被害の程度や災害の態様から判断。諸般の事情を斟酌する必要があるため、一律の基準を示すことはできないが、過去において非常災害であると認められ、非常災害対策本部が設置された事例はおおむね次の通りである。①風水害の場合、死者・行方不明者が100人以上であり、かつ、前回・流出戸数が100戸以上である場合。②死者・行方不明者が100人未満であっても、前回・流出戸数が相当数に及ぶ場合。③災害応急対策の実施のため特に必要がある場合（例としては、行方不明者の捜索の必要性があった昭和59年の長野県西部地震）。

非常災害現地対策本部（④応急活動・資源管理）

被災地と非常災害対策本部の連絡調整及び被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立のため、内閣総理大臣が設置。非常災害現地対策本部長は、非常災害対策本部長（防災担当大臣）が指名する内閣府副大臣又は大臣政務官。（災対法第 25 条）

非常災害対策本部（①防災基礎）

非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときに、内閣総理大臣が臨時に内閣府に設置する本部。防災担当大臣が本部長、内閣府副大臣又は大臣政務官が副本部長となる。同本部では、災害応急対策の実施方針作成、関係省庁や地方公共団体等が実施する災害応急対策の総合調整等を行う。（災対法第 24 条、第 25 条、第 26 条）

非常災害対策本部（④応急活動・資源管理、⑧対策立案）

非常時優先業務（②災害への備え）

非常用電力（②災害への備え）

備蓄（②災害への備え、⑤被災者支援）

人と防災未来センター（⑨人材育成）

避難（①防災基礎）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に危難を避けること。（災対法第 49 条の 10 関係）

避難勧告（①防災基礎）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し行う避難のための立退き勧告。勧告とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為。（災対法第 60 条）

避難勧告（③警報避難）

避難指示（緊急）（③警報避難）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときで、急を要すると認めるときに、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し行う避難のための立退き指示。「指示」は、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。(災対法第 60 条)

避難勧告等に関するガイドライン（①防災基礎、⑩総合監理）

避難勧告に関するガイドライン（⑩総合監理）

避難訓練（②災害への備え）

避難行動要支援者（②災害への備え）

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を擁するもの。要配慮者個人としての避難能力の有無（災害関連情報の取得能力、避難の必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動を取るうえで必要な身体能力）、避難支援の必要性（同居親族等の有無や社会福祉施設等への入所の有無、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況、各市町村における災害関連情報の発信方法）等に着目して特定することが想定される。(災対法第 49 条の 10)

避難行動要支援者名簿（①防災基礎）

避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とすることを目的として、地域防災計画の定めるところにより、市町村長が作成する名簿。同名簿には、当該市町村に居住する避難行動要支援者について、住民基本台帳の 4 情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所）、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由を記載し、又は記録するものとする。(災対法第 49 条の 10)

避難行動要支援者名簿（②災害への備え）

避難行動要支援者名簿（⑤被災者支援）

避難準備・高齢者等避難開始（③警報避難）

市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き準備を促すこと。特に、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促すこと。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水

位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す。(避難勧告ガイドライン)

避難所 (⑤被災者支援)

避難情報発令基準 (⑦指揮統制)

避難所運営委員会 (⑤被災者支援)

避難所運営訓練 (②災害への備え)

避難所運営マニュアル (⑤被災者支援)

避難所点検手順書 (③警報避難)

各々の避難所に対して、開設判断に必要な情報を、手順を迫って整備するためのツールである。事前準備として収集可能な情報である静的情報と、リスクが高まった際に、その状況に応じて収集する情報である動的情報の2種類から構成される。情報種別と情報源を明確化することで、誰もが一律に開設の適否判断が実施できる仕掛けとなっている。

避難スペース (②災害への備え)

避難誘導 (②災害への備え)

標準化 (⑦指揮統制)

ビルドバックベター (⑥復旧・復興)

【ふ】

ファシリテータ (⑨人材育成)

風水害 (①防災基礎)

風評被害 (⑦指揮統制)

福祉医療チーム (⑤被災者支援)

福祉仮設住宅

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を擁する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する応急仮設住宅。(要領)

福祉専門職ボランティア (⑤被災者支援)

福祉避難所 (⑤被災者支援)

高齢者、障がい者等の要配慮者を滞在させることが想定される指定避難所。要配慮者の円滑な利用を確保するための措置（バリアフリー化等）が講じられていること、発災時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、発災時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されることが指定基準として定められている。福祉避難所の利用の対象となる者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での施設において、特別な配慮を要する者である。

福祉避難所のガイドライン (⑤被災者支援)

複線型 (⑥復旧・復興)

復旧・復興 (①防災基礎)

復興イメージトレーニング (⑥復旧・復興)

復興感 (⑥復旧・復興)

復興基金 (⑥復旧・復興)

復興基本計画 (⑥復旧・復興)

復興基本方針 (⑥復旧・復興)

復興計画 (⑥復旧・復興)

復興計画策定委員会 (⑥復旧・復興)

復興計画策定体制（⑥復旧・復興）

復興計画策定マニュアル（⑥復旧・復興）

復興構想検討会議（⑥復旧・復興）

復興交付金（⑥復旧・復興）

復興推進条例（⑥復旧・復興）

復興推進地域（⑥復旧・復興）

復興対策本部（⑥復旧・復興）

復興庁（⑥復旧・復興）

復興ビジョン（⑥復旧・復興）

復興プロセス・マニュアル（⑥復旧・復興）

復興方針（⑥復旧・復興）

復興ボランティア（⑥復旧・復興）

復興まちづくり（⑥復旧・復興）

復興まちづくり協議会（⑥復旧・復興）

復興まちづくりの事前準備ガイドライン（⑥復旧・復興）

物資役務の提供（②災害への備え）

物資拠点（④応急活動・資源管理）

物資調達・輸送調整等支援システム（④応急活動・資源管理）

プッシュ型（⑤被災者支援）

受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報やモノが自動的に配信されるタイプ

の伝達手段。(避難勧告ガイドライン)

プッシュ型物資支援 ④応急活動・資源管理 被災都道府県の知事又は市町村長が必要な物資又は資材の供給について要請又は要求することを待ついとまがないと認められるときに、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じること。(災対法第86条の16)

プッシュ型支援 (⑩総合監理)

不燃化 (②災害への備え)

不燃化特区制度 (⑩総合監理)

不燃領域率 (⑩総合監理)

不法行為責任 (⑤被災者支援)

プル型物資支援 (④応急活動・資源管理)

被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを把握し、支援物資を輸送すること。

プレート (①防災基礎)

プレート境界地震(海溝型地震) (①防災基礎)

プレート内地震(内陸直下型地震) (①防災基礎)

プレーヤー (⑨人材育成)

プロアクティブの原則 (⑩総合監理)

プロジェクト業務 (⑧対策立案)

噴火 (①防災基礎)

噴石 (①防災基礎)

【ほ】

防災（①防災基礎）

通常一般には、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐという観点から、災害予防及び災害応急対策の意味で用いられることが多い。災害対策基本法においては災害予防及び災害応急対策のみならず、災害復旧も含めた広い意味で用いている。（災対法第2条）

防災基本計画（①防災基礎）

中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画。（災対法第2条）

防災基本計画（②災害への備え）

防災基本計画（⑥復旧・復興）

防災教育（②災害への備え）

防災行政無線（③警報避難）

防災業務計画（①防災基礎）

指定行政機関の長（各省の大臣等を指す）又は指定公共機関が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画。（災対法第2条）

防災業務計画（②災害への備え）

防災クロスロード（⑨人材育成）

防災訓練（②災害への備え）

防災週間

毎年9月1日の「防災の日」を含む1週間（毎年8月30日から9月5日まで）を「防災週間」とすることを政府が昭和57年に閣議決定した。この週間において、防災知識の普及のための講演会、展示会等の開催、防災訓練の実施、防災功労者の表彰等の行事を地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て全国的に実施することが決定されている。

防災集団移転事業（⑥復旧・復興）

防災巡視（②災害への備え）

防災情報提供システム（③警報避難）

防災すごろく（⑨人材育成）

防災図上訓練（⑨人材育成）

防災とボランティアの日、防災とボランティア週間

政府は、平成7年の閣議において、政府、地方公共団体等防災関係諸機関をはじめ、広く国民が、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、毎年1月17日を「防災とボランティアの日」、1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」とすることを決定している。

防災の知識（②災害への備え）

防災の日（⑨人材育成）

毎年9月1日（関東大震災の日）を「防災の日」とすることを政府が昭和35年に閣議決定した。広く国民が、災害についての認識を深め、これに対処する心構えを準備することとし、この日を中心として防災思想の普及、功労者の表彰、防災訓練等これにふさわしい行事が実施される。

防災ファミリーサポート制度（⑦指揮統制）

防災まちづくり大賞（②災害への備え）

防災無線（⑦指揮統制）

防災リテラシー（情報活用能力）（⑨人材育成）

防潮堤（②災害への備え）

暴風域（①防災基礎）

暴風警報（③警報避難）

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速が概ね20m/秒を超える場合に発表。（避難勧告ガイドライン）

暴風災害（①防災基礎）

暴風特別警報（③警報避難）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風がふくことになると予想される場合に発表。台風等を要因とする暴風特別警報については、「伊勢湾台風」級（中心気圧930hpa以下又は最大風速50m/秒）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。（避難勧告ガイドライン）

保健医療調整本部（⑤被災者支援）

ボランティア保険（②災害への備え）

【ま】

マグニチュード（①防災基礎）

まちづくり協議会（⑥復旧・復興）

マニュアル（②災害への備え）

まるごとまちごとハザードマップ（⑦指揮統制）

マンション管理組合（②災害への備え）

【み】

みなし仮設住宅（⑥復旧・復興）

見守り支援（⑤被災者支援）

民間（⑩総合監理）

民間企業（⑩総合監理）

民間組織（②災害への備え）

民生・児童委員（⑤被災者支援）

【も】

木造密集市街地（⑥復旧・復興、⑩総合監理）

【ゆ】

融雪型火山泥流（①防災基礎）

床上浸水（⑤被災者支援）

「住家の全壊、全焼又は流失」「住家の半壊、半焼」に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。（要領）

床荷重（④応急活動・資源管理）

ユニファイド・コマンド（統合部隊）（⑦指揮統制）

【よ】

要援護者（⑤被災者支援）

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。その他の特に配慮を要する者としては、妊産婦、傷病者、難病患者、慢性疾患を抱えた者、外国人等が想定される。（災対法第8条）

溶岩流（①防災基礎）

要支援者名簿（②災害への備え）

要請型（⑤被災者支援）

要配慮者（②災害への備え、⑤被災者支援）

予報

観測の成果に基づく現象の予想の発表。（災対法第8条）

予報円 (①防災基礎)

【ら】

ライフライン (⑥復旧・復興)

【り】

リードタイム (③警報避難)

罹災証明 (⑤被災者支援、⑥復旧・復興)

罹災証明・被災証明 (⑥復旧・復興)

罹災証明書 (①防災基礎)

災害が発生した場合において、住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況を、市町村長が調査し、当該災害による被害の程度を証明するために交付する書面。被災者生活再建支援金の支給や、災害救助法に基づく住宅の応急修理や応急仮設住宅への入居、義援金の配分、住宅金融支援機構融資等の各種支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている。(災対法第90条の2)

罹災証明書 (⑤被災者支援)

利子運用型復興基金 (⑥復旧・復興)

リスクの同定 (⑩総合監理)

リスク評価 (①防災基礎)

リスク評価 (⑩総合監理)

流域雨量指数 (③警報避難)

河川の上流域にこれから降ると予想されている雨によって、下流の対象地点での洪水リスクがどれだけ高まるかを把握するための指標。上流域の降雨が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川を流れ下る量から算出することで、洪水リスクの高まりを指数化している。

流域雨量指数 (⑩総合監理)

【れ】

レジリエンス (⑥復旧・復興)

レジリエンス (⑦指揮統制)

レジリエンス (⑩総合監理)

連絡官 (⑦指揮統制)

【ろ】

ローリングストック (④応急活動・資源管理)

【A】

AAR (⑨人材育成)

Action-Card (⑧対策立案)

Adair の「7つの資質」 (⑦指揮統制)

【C】

Cash for Work (⑥復旧・復興)

CVS 事業者 (④応急活動・資源管理)

【D】

DFD (Data Flow Diagram) (⑧対策立案)

DHEAT (⑤被災者支援)

DIG (⑨人材育成)

DMAT (①防災基礎)

DMAT (⑤被災者支援)

DMAT (⑧対策立案)

DMAT (⑩総合監理)

DPAT (⑤被災者支援)

DVT 対策チーム (⑤被災者支援)

【E】

EMIS (⑤被災者支援)

【F】

FEMA (⑩総合監理)

【G】

GIS (⑧対策立案)

【H】

HUG (⑨人材育成)

【I】

ICS (⑦指揮統制)

ICT (⑧対策立案)

IP 告知放送 (③警報避難)

ISUT (Information Support Team) (⑧対策立案)

【J】

J-ALERT (③警報避難)

JMAT (⑤被災者支援)

JTF (⑧対策立案)

【L】

Logistics : ロジスティクス (④応急活動・資源管理)

Lアラート (③警報避難)

総務省が推進している安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤システム。

【M】

Magical7 (⑧対策立案)

【N】

NBC テロ (⑤被災者支援)

【O】

OJT (⑨人材育成)

【P】

Planning P (⑦指揮統制)

【S】

SIP4D (⑧対策立案)

SNS (③警報避難)

【T】

TEC-FORCE (国交省緊急災害対策派遣隊) (⑧対策立案、①防災基礎)

【W】

WBS (Work Breakdown Structure) (③警報避難)

Work Breakdown Structure (作業分解構成図)。プロジェクト全体を細かな作業 (Work) に分解 (Breakdown) した構成図 (Structure)。プロジェクト全体でやるべき作業を洗い出す際に役立つ手法。(避難所ガイドライン)

WBS (⑧対策立案)

WBS-M/ACE (⑧対策立案)

Web-GIS (⑧対策立案)